

吉野川市 立地適正化計画

令和5年4月



目 次

第1章 はじめに

| | |
|--------------------|---|
| 1. 計画策定の背景と目的..... | 1 |
| 2. 上位関連計画の整理等..... | 2 |
| 3. 計画期間及び対象区域..... | 6 |

第2章 吉野川市の現状等

| | |
|----------------------|----|
| 1. 人口の現状及び将来見通し..... | 7 |
| 2. 土地利用等の現状..... | 15 |
| 3. 都市交通の現状..... | 21 |
| 4. 都市機能の現状..... | 24 |
| 5. 防災面から見た現状..... | 31 |
| 6. 市街地整備の現状..... | 36 |
| 7. 経済・財政・地価の現状..... | 38 |
| 8. 市民意向..... | 45 |

第3章 都市の抱える課題

| | |
|--------------------|----|
| 1. 都市構造上の課題分析..... | 49 |
| 2. 都市の抱える課題..... | 54 |

第4章 立地適正化の基本的な方針

| | |
|------------------------------------|----|
| 1. 都市づくりの理念・まちづくりの基本方針（ターゲット）..... | 55 |
| 2. 課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）..... | 57 |
| 3. 都市の骨格構造..... | 59 |

第5章 居住誘導区域

| | |
|---------------------|----|
| 1. 居住誘導区域の設定方針..... | 61 |
| 2. 居住誘導区域の検討..... | 66 |
| 3. 居住誘導区域の設定..... | 72 |

第6章 都市機能誘導区域及び誘導施設

| | |
|-----------------------|----|
| 1. 都市機能誘導区域の設定方針..... | 73 |
| 2. 都市機能誘導区域の検討..... | 76 |
| 3. 都市機能誘導区域の設定..... | 80 |
| 4. 誘導施設の検討方針..... | 81 |
| 5. 誘導施設の設定..... | 85 |

第7章 誘導施策

| | |
|---|----|
| 1. 「コンパクトで賑わいのある中心拠点づくり」に向けた誘導施策 | 87 |
| 2. 「都市機能の集積による持続可能な生活環境づくり」に向けた誘導施策 | 88 |
| 3. 「歩いて暮らせるネットワークづくり」に向けた誘導施策 | 88 |
| 4. 「安心して暮らせる基盤・体制づくり」に向けた誘導施策 | 88 |

第8章 防災指針

| | |
|---------------------------|-----|
| 1. 防災指針とは..... | 89 |
| 2. 災害リスクのマクロ分析..... | 90 |
| 3. 災害リスクの高い地域の抽出..... | 99 |
| 4. 防災上の課題の整理..... | 110 |
| 5. 防災まちづくりの対応方針と取組方針..... | 114 |

第9章 目標値等の設定

| | |
|-----------------|-----|
| 1. 目標値の設定..... | 122 |
| 2. 期待される効果..... | 123 |
| 3. 計画の進捗管理..... | 124 |

第10章 届出制度

| | |
|----------------------------------|-----|
| 1. 居住誘導区域外での開発行為や建築等行為の届出制度..... | 125 |
| 2. 都市機能誘導区域外での開発行為等の届出制度..... | 126 |
| 3. 都市機能誘導区域内の届出制度..... | 127 |

参考資料

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景と目的

近年における急速な少子高齢化や人口減少等に伴い、今後、生活サービス施設の撤退等による生活利便性の低下をはじめ、インフラ施設の維持管理コストの増大や地域コミュニティの衰退等が懸念されます。

これらの対策として、平成26年8月に「改正都市再生特別措置法」が施行され、コンパクトシティ・プラス・ネットワークによるまちづくりが求められています。これは、医療・福祉施設、商業施設等の都市機能や住居等がまとまって立地することにより、自家用車に過度に頼ることなく、公共交通によるアクセスを可能とし、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まい等の身近に存在するまちづくりを目指すものです。

このようなまちづくりを進めることにより、多面的な効果を発揮し、持続可能な都市・社会の実現を図ることとしています。

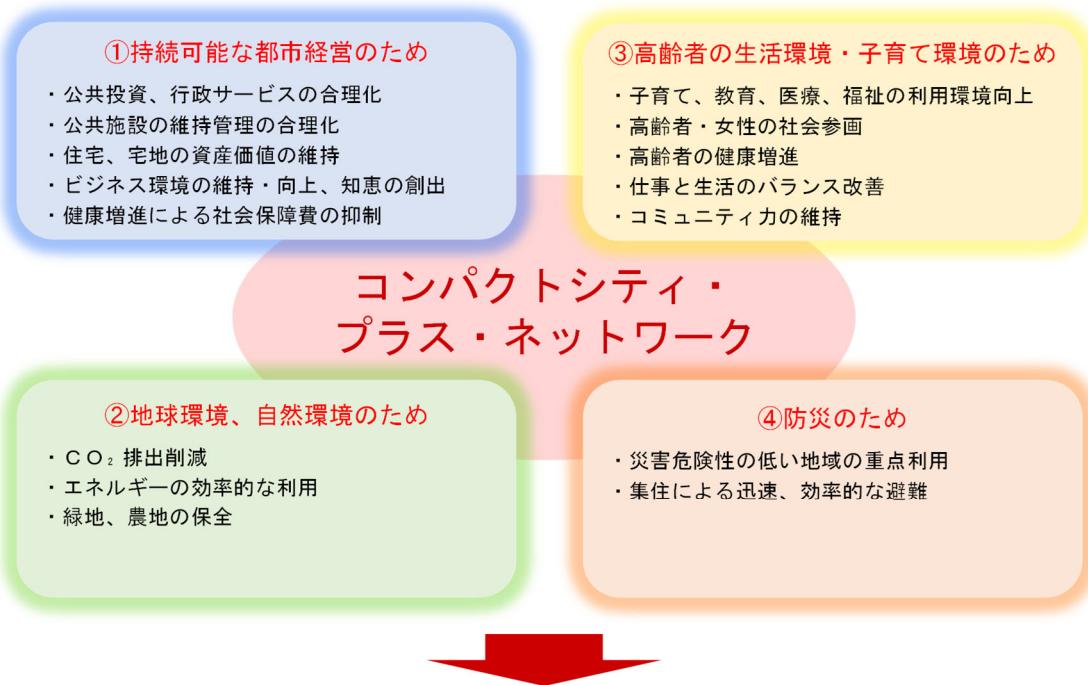


図 コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりの実現により期待できる効果

上記を背景とし、都市機能や居住機能の誘導を図る区域を設定する具体的な制度として「立地適正化計画制度」が創設されました。この計画の主な特徴としては、「都市機能誘導区域」と「居住誘導区域」を指定することにより、各種補助制度を活用したコンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを進めていくものです。

本市においても、全国的な社会経済情勢の変化と同様、少子高齢化や人口減少等が進んでおり、それらに伴う様々な課題を抱えています。そのため、誰もが安心・安全に過ごせる持続可能なまちづくりの実現に向けて「吉野川市立地適正化計画」を策定します。

第1章 はじめに

2. 上位関連計画の整理等

(1) 上位関連計画との位置づけ

立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住機能や商業・医療機能等の立地の誘導、公共交通の充実等に関する包括的なマスターplanとして位置づけられる都市計画マスターplanの“高度化版”です。

そのため、本計画の策定にあたっては、「吉野川市都市計画マスターplan」に示された都市づくりの基本理念や都市構造の将来像を準拠しつつ、「徳島東部都市計画区域マスターplan」や「第2期 吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の上位計画や、その他関連計画等との連携・整合を図ることとします。

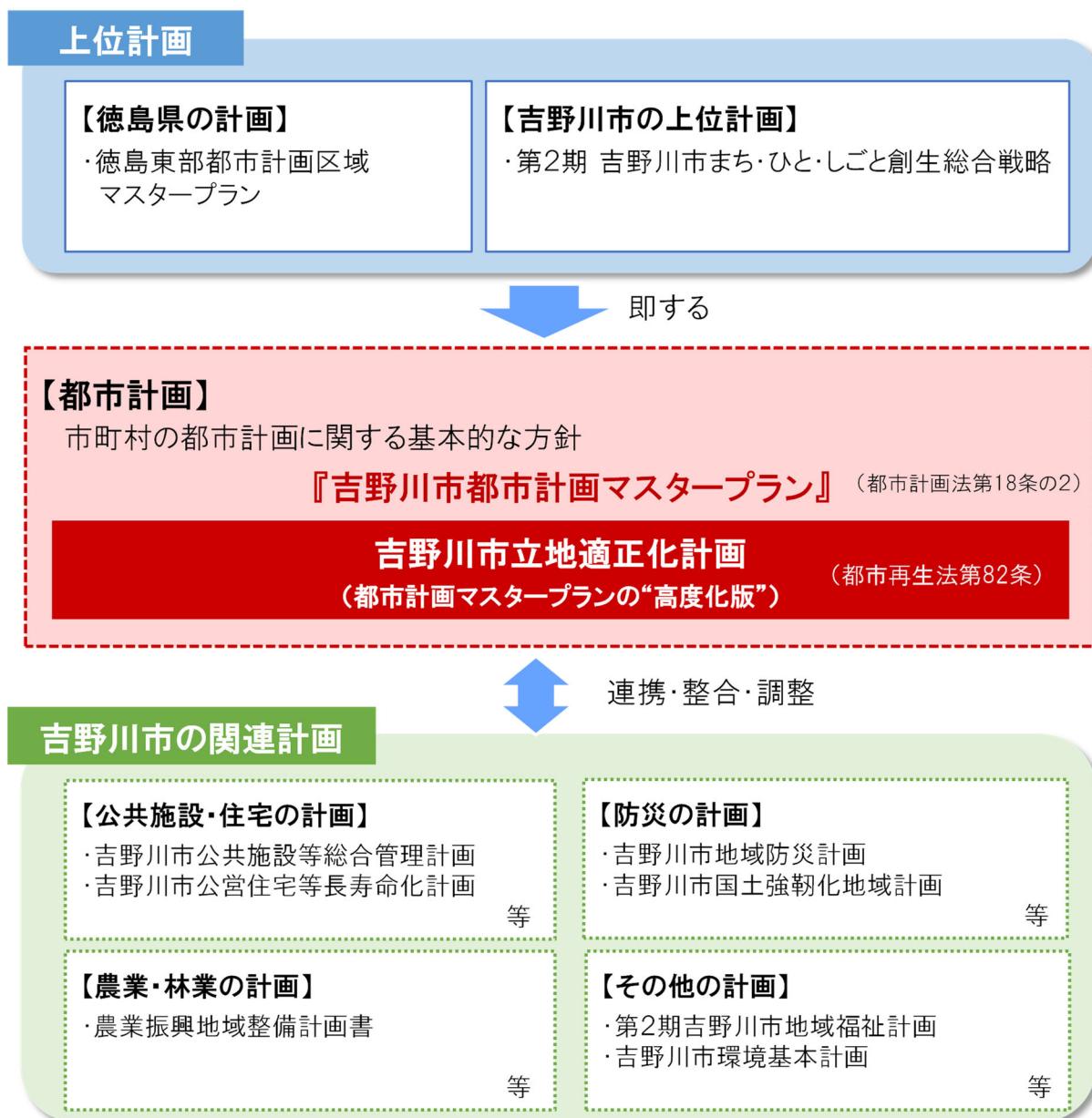


図 上位関連計画との位置づけ

(2) 上位関連計画の整理

以下に、「第2期 吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「徳島東部都市計画マスタープラン」、「吉野川市 都市計画マスタープラン」の概要を整理します。

◆第2期 吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月 吉野川市）

(1) 基本方針

- 基本方針1：若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現
- 基本方針2：転出抑制と転入増加への挑戦
- 基本方針3：地域の特性を活かした課題解決と地域社会の形成

(2) 基本目標

- 基本目標1：しごとをつくり、安心して働くようにする
 - ・創業・起業支援や企業誘致等の新しいしごとづくりや地域の商工業の活性化に資する取り組みを進め、地域の雇用の場を確保して安心して働く環境づくりを進めます。
- 基本目標2：ひとの定住・還流・移住の新しい流れをつくる
 - ・第1期総合戦略にて構築した市移住コーディネーターと連携した移住者受入体制のさらなる充実を進め、若者世代の定住人口の増加・転出抑制や県外からの移住促進を図り、地域の活性化や各分野の担い手確保を進めます。
 - ・さらに、本市の魅力を発信し本市を訪れる交流人口の増加や本市とのつながりのある関係人口の増加に向けた取組を推進します。
 - ・また、定住促進に資する情報や市の魅力を発信していきます。
- 基本目標3：若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる
 - ・市民アンケート等によると、結婚をしたい、子どもを多く持ちたいという希望を市民の多くが持っており、その希望がかなえることができるよう、また、働きながら子どもを産み育てやすい環境づくりを推進し、若い世代の結婚、妊娠、出産、子育てに関する希望が実現できるよう、切れ目のない支援体制の構築をめざします。
 - ・また、小・中学校においては、未来を担う子どもたちが時代に適応し活躍できるよう基礎学力向上の取組のほか、ＩＣＴを活用した教育の推進や英語学習の強化を推進していきます。
- 基本目標4：持続可能なまちをつくる
 - ・人口減少が進む中、持続可能なまちづくりのため、まちを支えるひとづくりや地域力の強化、令和2年に完成したアリーナを最大限活用したスポーツ・健康まちづくりの推進、既存施設のストックマネジメントの推進や災害に強いまちづくりを進めていきます。
 - ・また、高齢化が進む中、地域交通の確保を図り、安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。
- 横断的目標：多様な人材の活躍を推進する
 - ・地方創生の実現は、取組を担う多様な人材の活躍によってもたらされるものであるため、本市地方創生の基盤を成す多様な人材（市職員含む）の活躍を推進するとともに、市と市民による協働のまちづくりを推進していきます。
 - ・また、地域コミュニティは、まちづくりの根幹をなすものであり、共助、互助の考え方も踏まえ、つながりを持って支え合う体制づくりがこれから急速な人口減少社会の中で重要なしていくと考えられます。このことから、地域コミュニティの維持・強化の取組を推進していきます。

第1章 はじめに

◆徳島東部都市計画マスタープラン（平成30年3月 徳島県）

（1）都市づくりの基本理念（※徳島東部都市計画区域全体）

- ・すべての人が暮らしやすい、「地方創生拠点連携型」の都市づくりを行う。
- ・「すべての人命を守る」安全で安心して暮らせる都市づくりを行う。
- ・豊かな自然と調和し、地域資源の保全・活用による環境にやさしい都市づくりを行う。
- ・地域の独自性を活かし、魅力と活力にあふれる都市づくりを行う。
- ・住民目線に立った創造性豊かな都市づくりを行う。

（2）主要な都市計画の決定の方針（※吉野川市に関する主な内容を抜粋）

【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】

●主要用途の配置

- ・市役所を中心とする地区に業務地を配置し、中心核として都市機能の充実
- ・地域の核として鉄道駅周辺や主要幹線道路沿いに、周辺地域の購買需要に応じた商業地を配置
- ・中心市街地においては、商業や業務との用途の複合化
- ・既成市街地においては、比較的高密度な住宅地を配置し、周辺部には比較的低密度な住宅地を配置

【都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針】

●交通施設

- ・中心市街地内の公共公益施設を結ぶ道路等は、無電柱化や植樹帯の整備、広幅員の歩道整備やバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化
- ・地域活性化施策とタイアップした道路整備
- ・長期間未着手となっている都市計画道路の見直し

●下水道及び河川

- ・公共用水域の水質保全、自然環境保全の観点から、市街化の動向に対応して、下水道、浄化槽及び集落排水施設等汚水処理施設の効果的かつ総合的な整備の推進
- ・「とくしま生活排水処理構想2017」に示す平成37年度の汚水処理人口普及率を目標に公共下水道の整備を促進

【市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針】

- ・JR駅周辺等の中心市街地において、市街地再開発事業等により土地の高度利用、都市機能の複合化
- ・既成市街地においては、土地区画整理事業や地区計画制度を活用し、住環境の改善や防災機能の向上

【自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針】

- ・都市公園・緑地の計画的な配置
- ・美しい景観の保全、再生、創出



◆吉野川市 都市計画マスタープラン（平成25年4月 吉野川市）

(1) まちづくりの基本理念

ひと・まち・かわの息吹を感じるまちづくり
～夢・未来が広がる「生活舞台 吉野川」の創造～

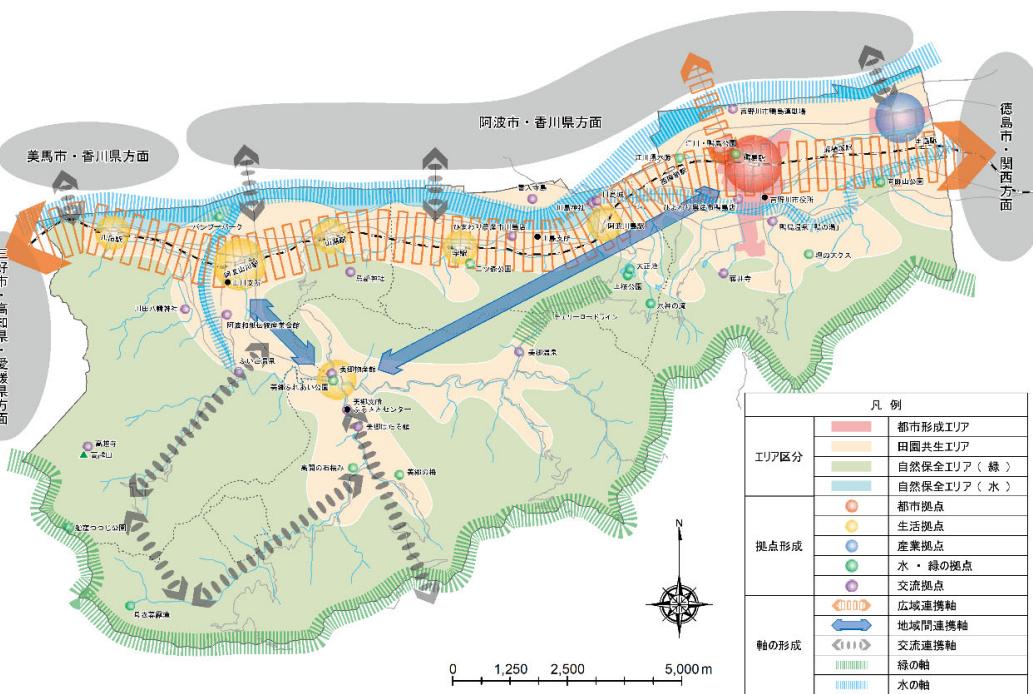
【めざすまちのイメージ】

- ・豊かな自然に恵まれた環境のなかで、活力と魅力のある産業（雇用の場となる工業施設・商業施設、娯楽施設等）が適正に配置されたまち
 - ・にぎわいのある中心部が形成されるとともに、周辺部においても日常生活サービスを享受できるまち
 - ・恵まれた交通利便性を活かし、多様な生活パターンを実現できるまち
 - ・安全・安心・快適な生活の場として、生活基盤整備等が充実したまち

(2) まちづくりの基本目標

- 基本目標 1：豊かな自然と田園、生活の場が調和する快適なまちづくり
 - 基本目標 2：生活の基盤となる活力とにぎわいのあるまちづくり
 - 基本目標 3：地域の個性の発揮と多様な連携を促すまちづくり
 - 基本目標 4：まちの魅力を高める美しい環境・景観に囲まれたまちづくり
 - 基本目標 5：安全・安心、質の高い暮らしを支える住環境の整ったまちづくり
 - 基本目標 6：市民が主役となる協働のまちづくり

(3) 将来都市構造

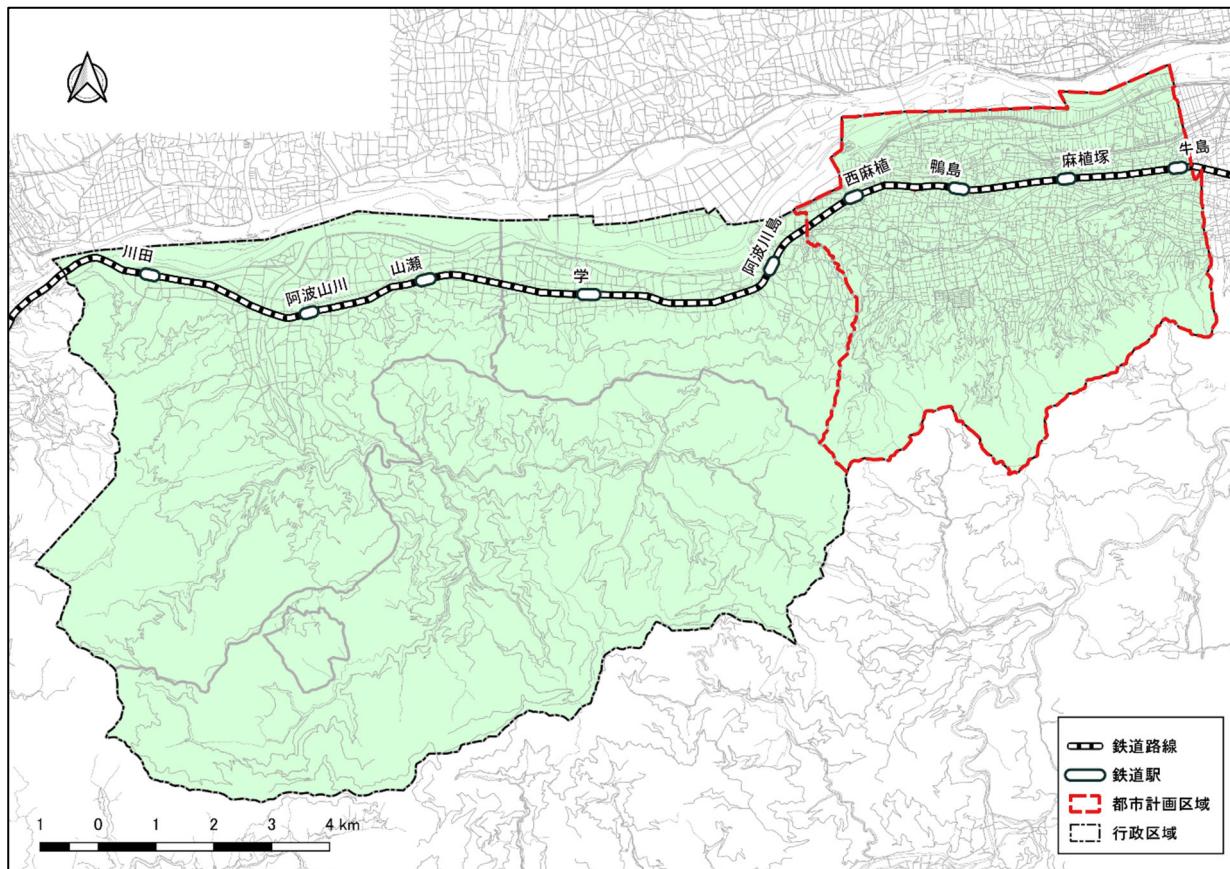


第1章 はじめに

3. 計画期間及び対象区域

計画期間は、おおむね 20 年先を見据えて、令和 5 年度～令和 24 年度とします。

対象区域は、都市再生特別措置法第 81 条 1 項（※）に基づき、吉野川市の都市計画区域全域を立地適正化計画区域とします。



※市町村は、単独で又は共同して、都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画を作成することができる。

第2章 吉野川市の現状等

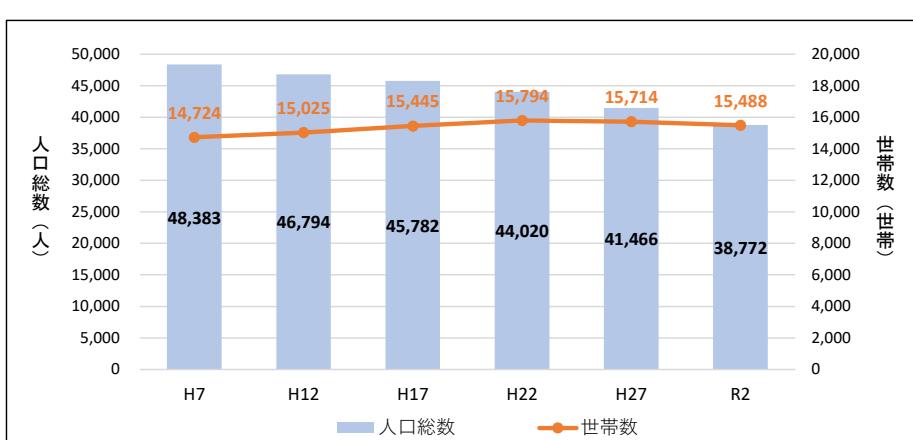
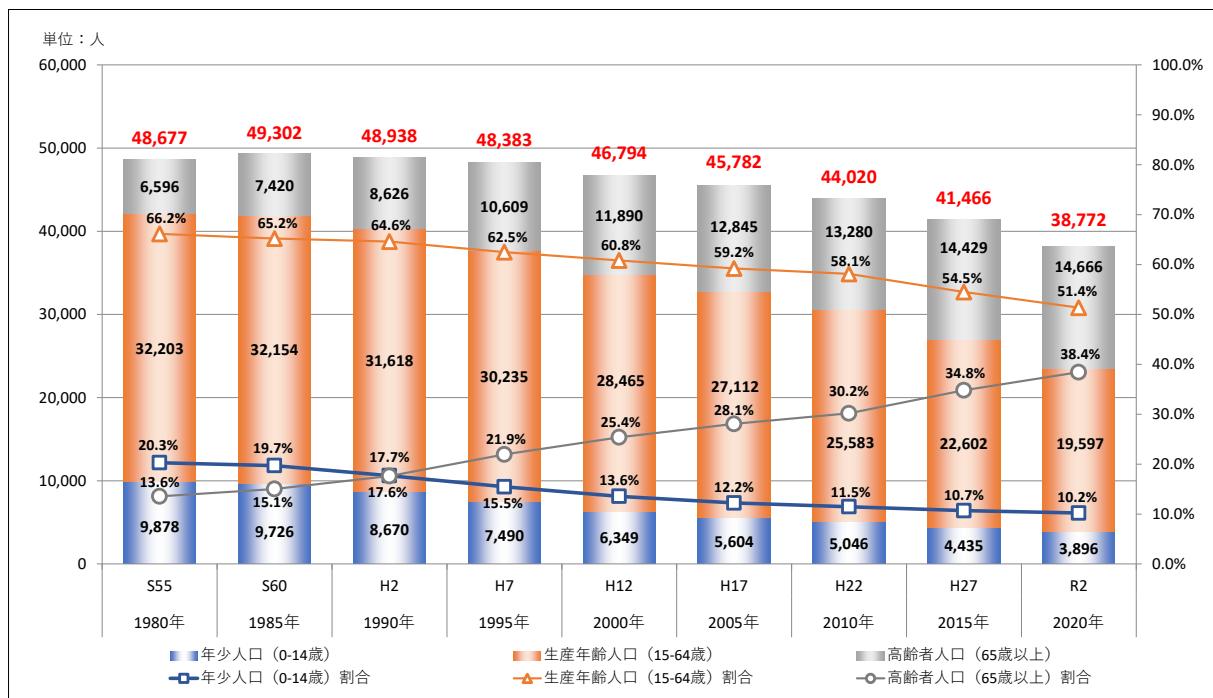
1. 人口の現状及び将来見通し

(1) 人口・世帯の推移、年齢別人口の推移（全市）

本市は昭和 60 年をピークに人口が減少しており、令和 2 年には 38,772 人となっております。

世帯数は近年まで増加傾向にありましたが、平成 22 年をピークに減少に転じており、令和 2 年には 15,488 世帯となっています。

また、本市は少子高齢化も進んでおり、令和 2 年には高齢者人口割合が 38.4%（全国平均 28.7%、徳島県平均 34.5%）となっています。



第2章 吉野川市の現状等

(2) 人口・世帯の推移（地域別）

平成 7 年を基準とした地域別の人口をみると、いずれの地域も減少傾向にあり、特に美郷地域は平成 7 年から令和 2 年の 25 年間で約 50% にまで減少しています。一方、鴨島地域では 84% の人口が維持されています。

平成 7 年を基準とした地域別の世帯数をみると、鴨島地域、川島地域、山川地域は 1.0 以上を維持しているが、美郷地域のみ減少傾向にあります。

平成 17 年から平成 27 年の人口の増減率を小地域で詳細にみると、鴨島地域の知恵島地区、喜来地区で人口の増加が見られます。一方、その他の地区では減少しており、特に美郷地域で 20% 以上の大幅な減少となっています。

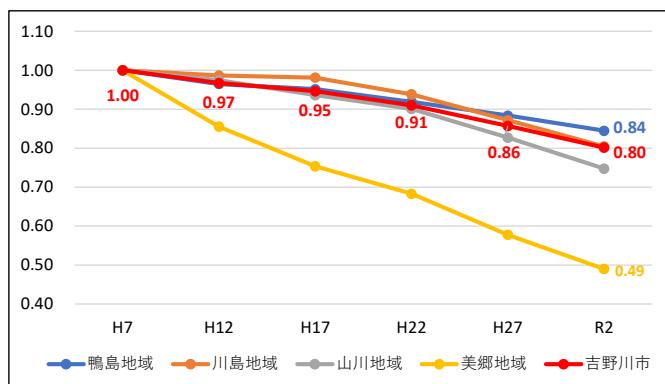


図 地域別の人口推移（平成 7 年を 1 とした場合の指数）

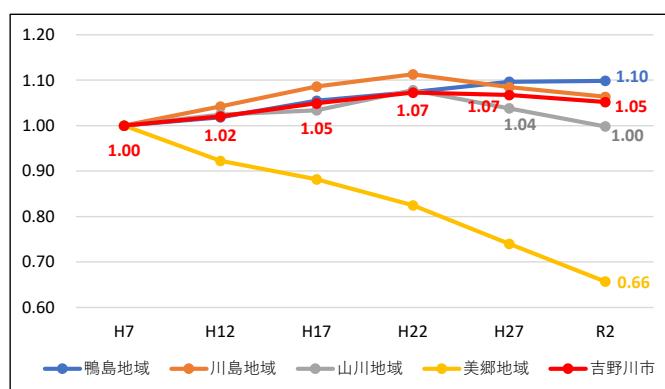


図 地域別の世帯数推移（平成 7 年を 1 とした場合の指数）

出典：国勢調査（平成 7 年～令和 2 年）

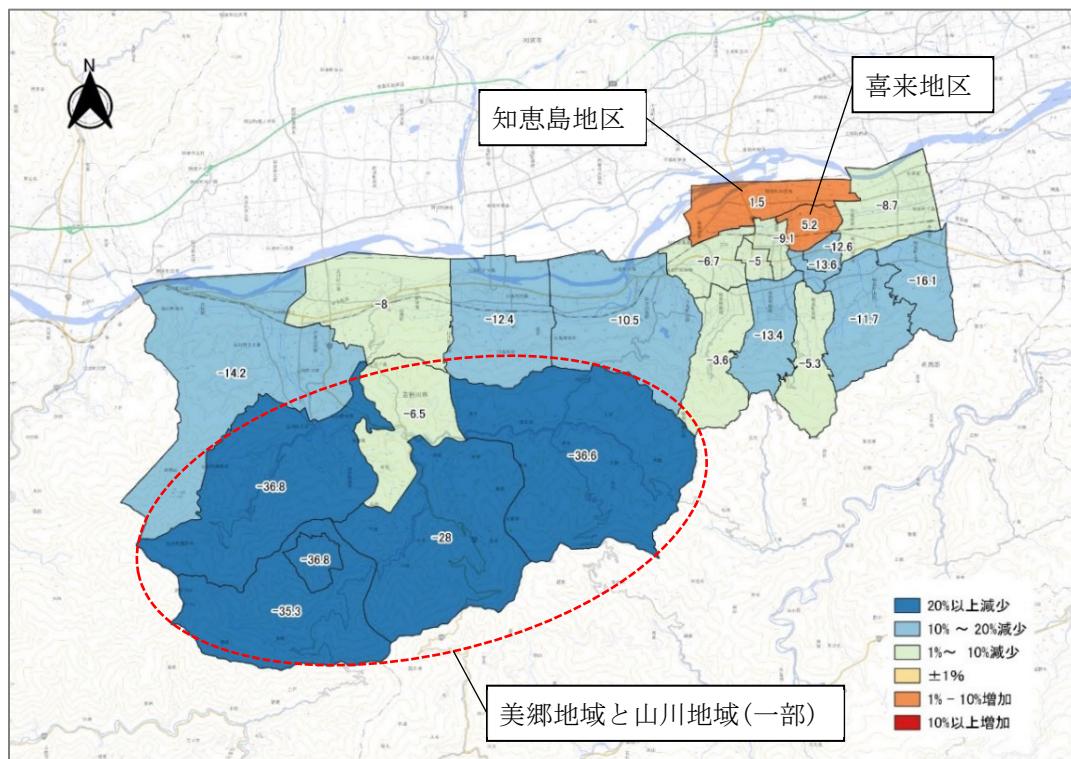


図 人口増減率（平成 17 年から平成 27 年）

出典：統計 GIS（国勢調査（平成 17 年、平成 27 年）、小地域）

第2章 吉野川市の現状等

(3) DID 及び人口密度の推移

DID（※）は鴨島駅周辺に設定されており、面積は概ね 170ha 程度で推移しています（令和 2 年の値は、国勢調査の参考値）。

一方、人口密度は平成 7 年の 39.1 人/ha をピークに減少しており、令和 2 年には 33.7 人/ha（参考値）となっています。

平成 2 年に DID が位置付けられ JR 鴨島駅を中心に広がりをみせていましたが、平成 12 年に JR 鴨島駅北東の一部、平成 17 年から平成 27 年にかけて国道 192 号沿道の一部が除外されています。一方で、平成 17 年には JR 徳島線沿いに西側へ拡大しています。

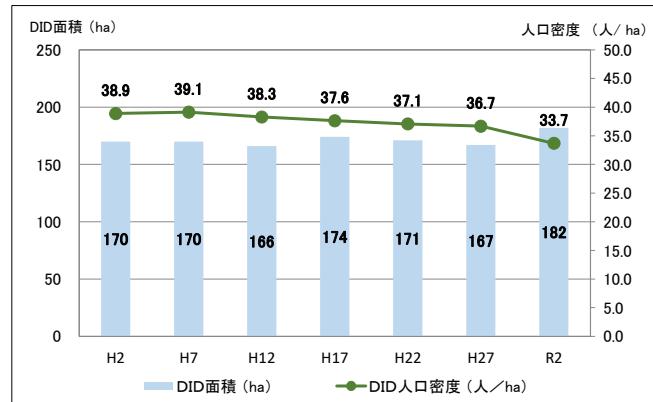


図 DID 面積及び人口密度の推移

出典：平成 30 年都市計画基礎調査
国勢調査（令和 2 年）

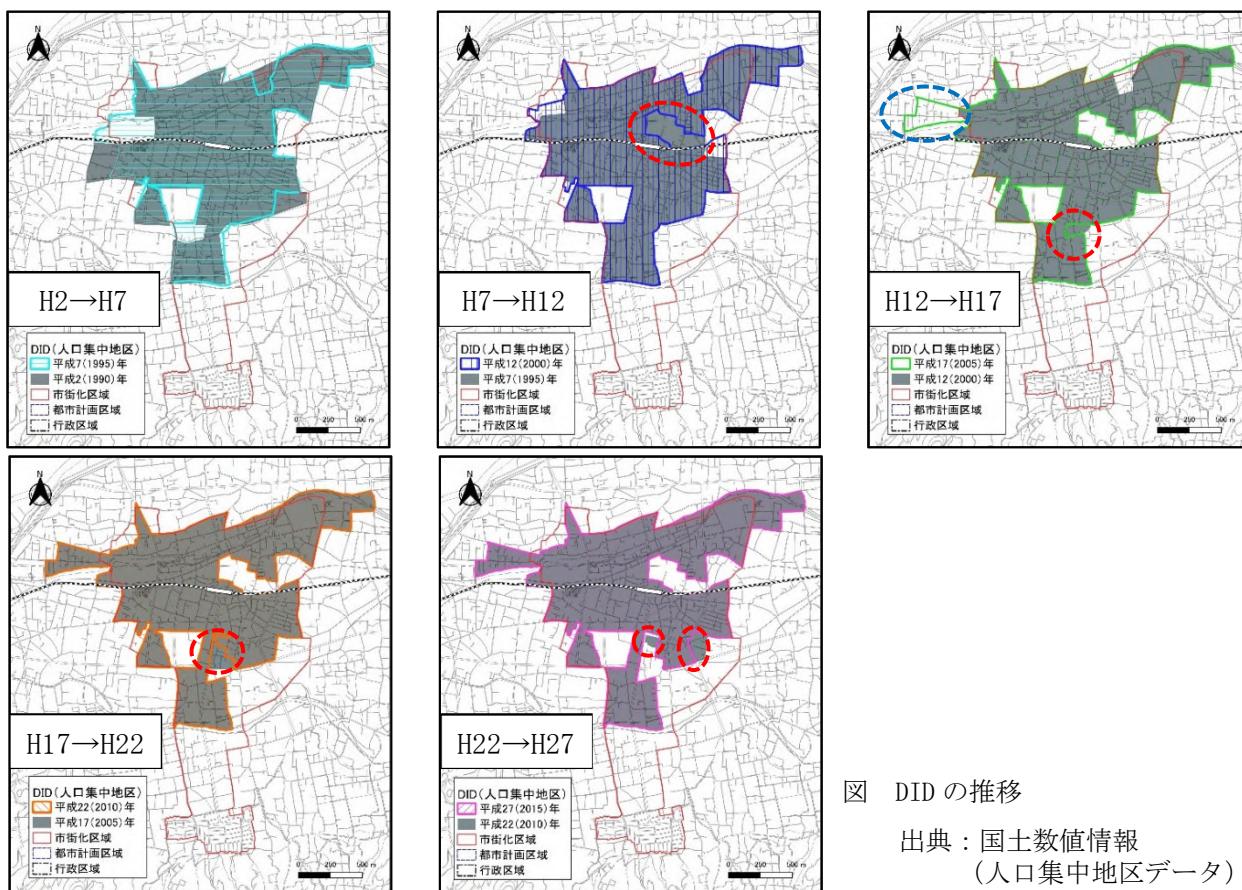


図 DID の推移

出典：国土数値情報
(人口集中地区データ)

※DID とは、人口集中地区のこと。

※人口集中地区の設定に当たっては、国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、1) 原則として人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、2) それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有するこの地域を「人口集中地区」とした。（総務省統計局より）

第2章 吉野川市の現状等

(4) 人口の将来見通し

本市の人口の将来見通しは、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2045年に25,283人（2020年に比べ約65%）まで減少することが予測されています。

なお、将来見通しに関する分析に当たっては、将来人口を地理空間上できめ細かに予測・把握するため、メッシュデータとして公開されている国土政策局の推計データを用いることとします。

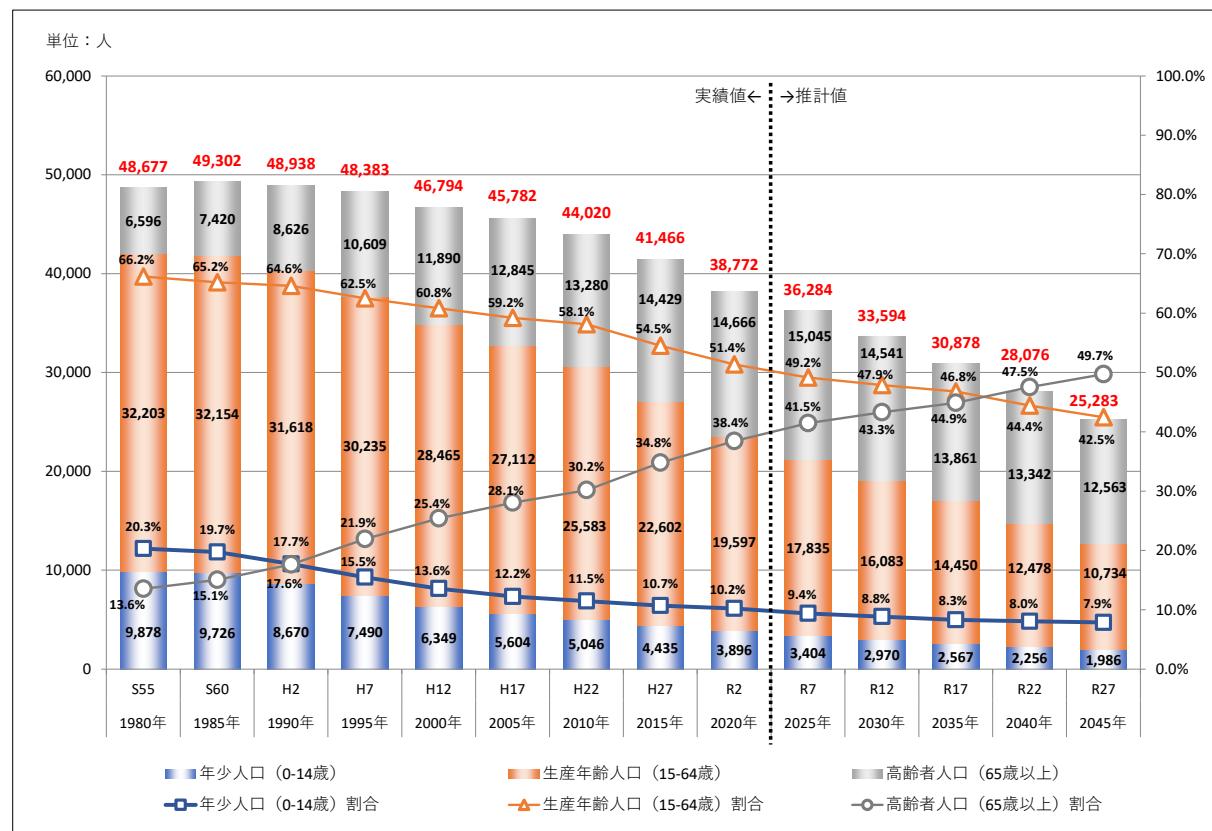


図 総人口及び年齢3区分別割合の推移・見通し

出典：国勢調査、『日本の地域別将来推計人口』（平成30年3月推計） 国立社会保障・人口問題研究所

表 推計値の比較

| | 人口推計(人) | | | | | | |
|----------------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 2020年 | 2025年 | 2030年 | 2035年 | 2040年 | 2045年 | 2050年 |
| H30 国立社会保障・人口問題研究所推計 | 38,772 | 36,284 | 33,594 | 30,878 | 28,076 | 25,283 | — |
| H30 国政局推計(※) | 39,314 | 36,646 | 33,938 | 31,201 | 28,379 | 25,565 | 22,937 |

※「H30 国政局推計」の人口推計値については、メッシュデータの集計値であることに留意する。

出典：『日本の地域別将来推計人口』（平成30年3月推計） 国立社会保障・人口問題研究所、
国土数値情報（500mメッシュ別将来推計人口（H30国政局推計））

第2章 吉野川市の現状等

1) 人口密度分布

【全市】

2020年において、鴨島駅周辺や川島地域の葉村地区等で人口密度40人/ha以上のメッシュがまとまったエリアが見られますが、2050年には限られた範囲まで減少しています。また、2050年には大半の地域で人口密度10人/ha未満となることが予測されます。

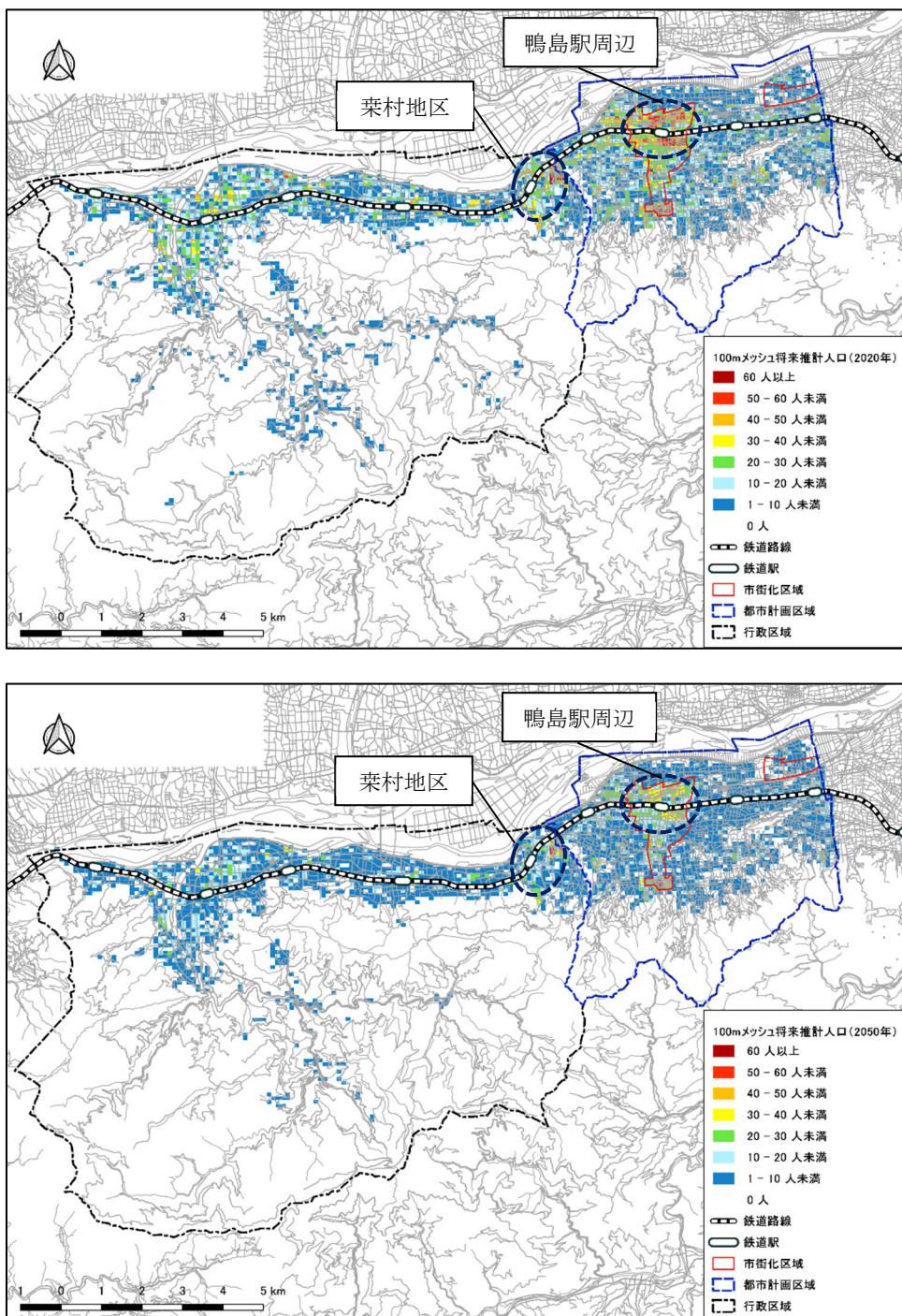


図 人口密度分布（上：2020年推計値、下：2050年推計値）

出典：国土数値情報（500mメッシュ別将来推計人口（H30国政局推計））を基に加工

第2章 吉野川市の現状等

【都市計画区域】

都市計画区域の2020年推計人口をみると、鴨島駅周辺と呉郷団地に高い人口密度のメッシュのまとまりが見られます。一方で、その2地区の中間にある地域は人口密度が低くなっています。

都市計画区域の2050年推計人口をみると、鴨島駅周辺は人口密度が概ね40人/ha未満へと減少しています。また、周辺の市街化調整区域では人口密度20人/ha以上のメッシュはほとんど見られなくなります。一方で、呉郷団地は高い人口密度が維持されています。

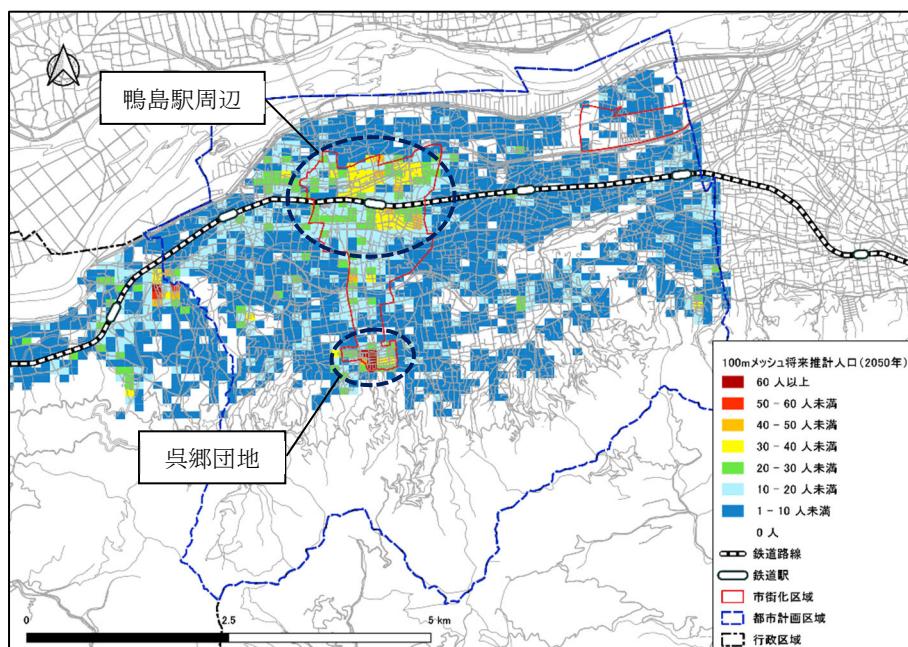
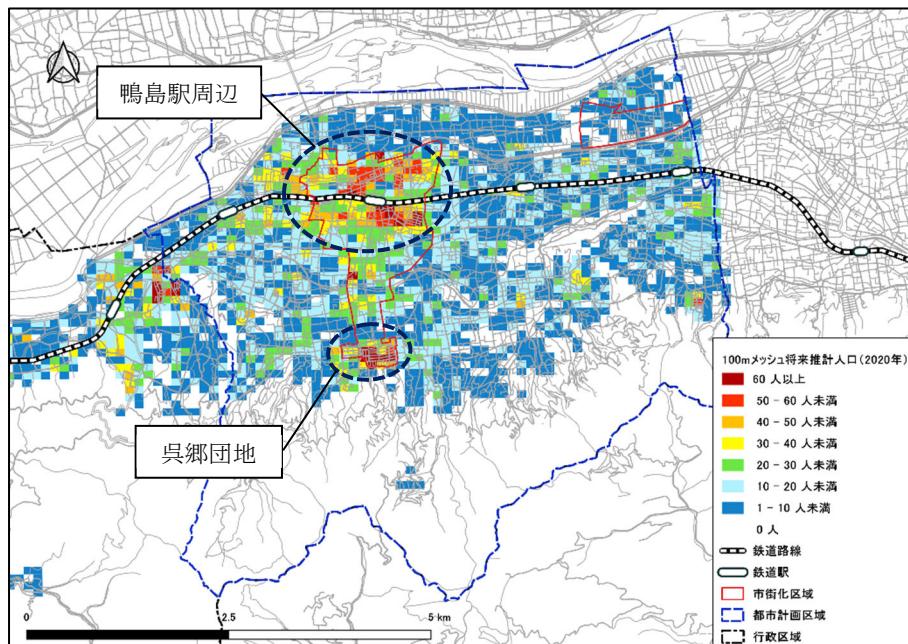


図 人口密度分布（上：2020年推計値、下：2050年推計値）

出典：国土数値情報（500mメッシュ別将来推計人口（H30国政局推計））を基に加工

第2章 吉野川市の現状等

2) 人口増減数及び増減率の分布の推移

■人口増減数の分布（2020年→2050年）

呉郷団地では2050年でも高い人口密度が維持されることが予想される一方で、人口密度が30人/ha以上減少することが予想されており、空家等の増加が懸念されます。

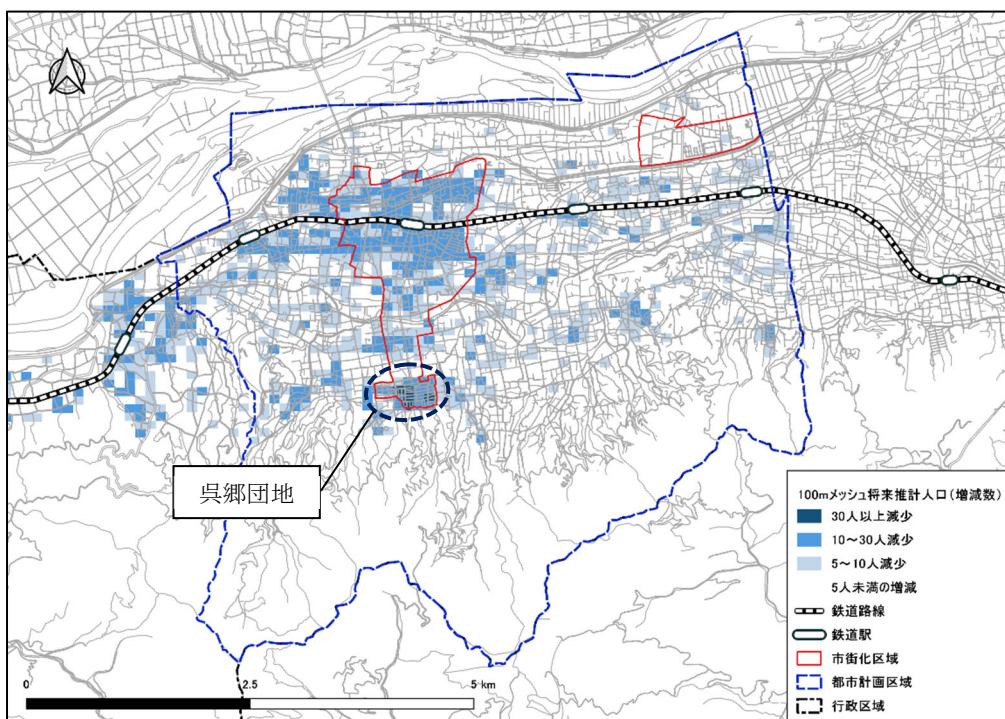
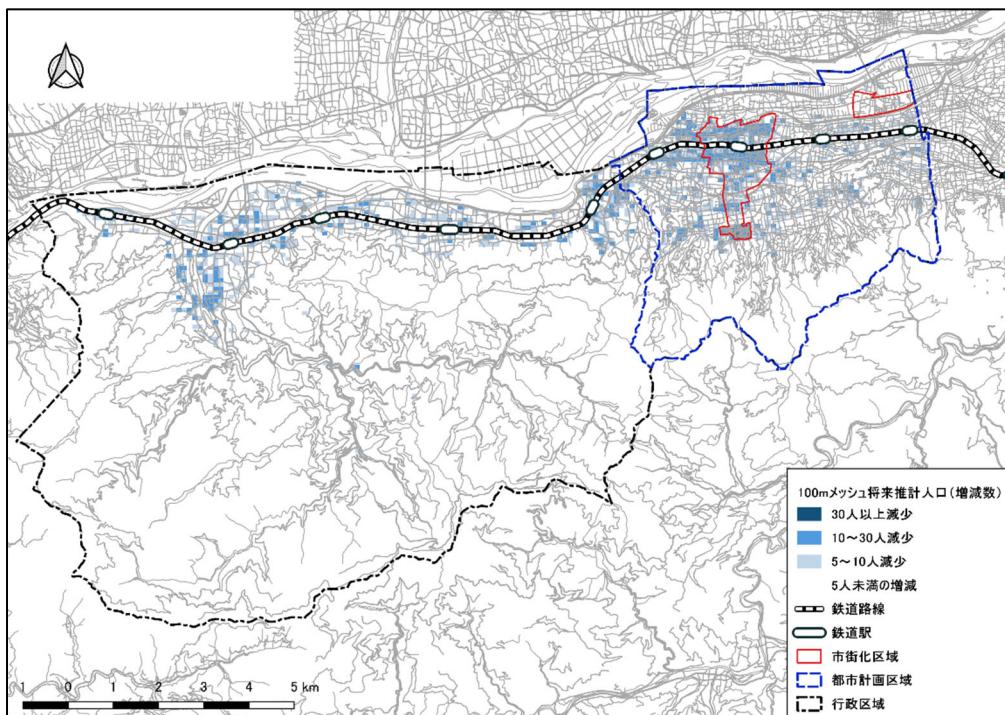


図 人口増減数の分布（2020年→2050年）（上：全市、下：都市計画区域）

出典：国土数値情報（500mメッシュ別将来推計人口（H30国政局推計））を基に加工

第2章 吉野川市の現状等

■人口増減率の分布（2020年→2050年）

市街化区域では、一部の地区において人口が40%～60%未満になることが予測されます。また、市街化調整区域や都市計画区域外では、一部の地区において人口が40%未満になることが予測されるとともに、山間部においては消滅するメッシュが発生しています。

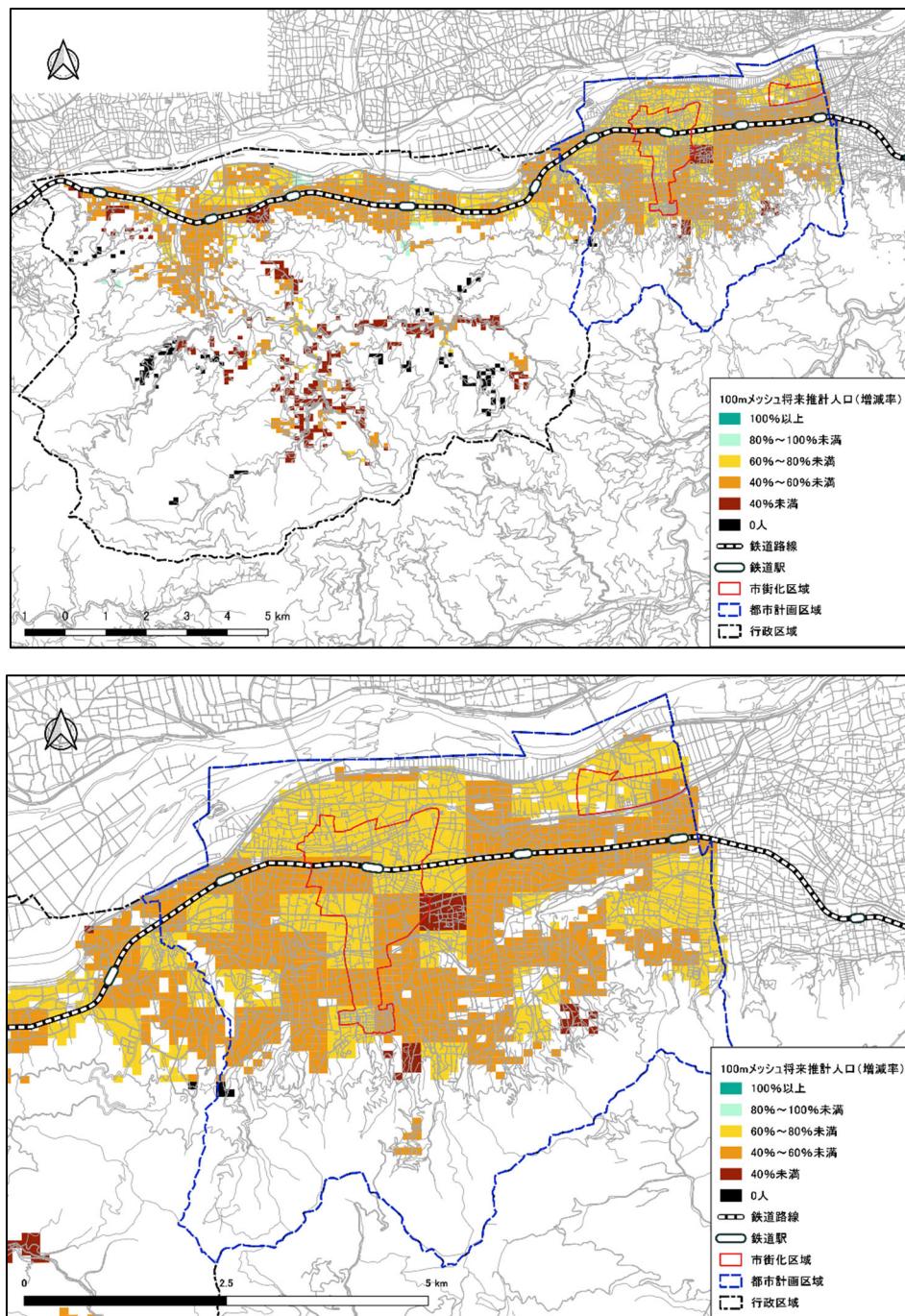


図 人口増減率の分布（2020年→2050年）（上：全市、下：都市計画区域）

出典：国土数値情報（500mメッシュ別将来推計人口（H30国政局推計））を基に加工

第2章 吉野川市の現状等

2. 土地利用等の現状

(1) 土地利用の現況と動向（全市）

土地利用メッシュをみると、吉野川南岸の田やその他農地の広がる平野部が建物用地に変化しています。

参考までに、メッシュ単位の集計における平成9年から平成28年の土地利用用途割合の推移をみると、田(15.0%→10.0%)やその他の農用地(11.1%→8.2%)が減少しています。一方で、建物用地の割合(4.4%→10.1%)は増加しています。

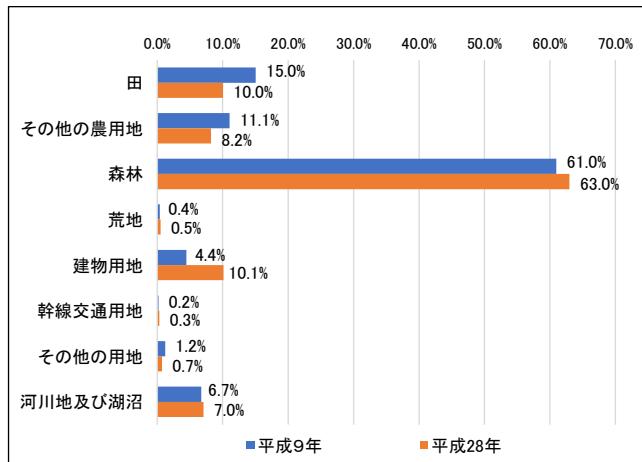


図 土地利用用途の推移（市全域）

出典：国土数値情報（土地利用細分メッシュ）（平成9年、平成28年）

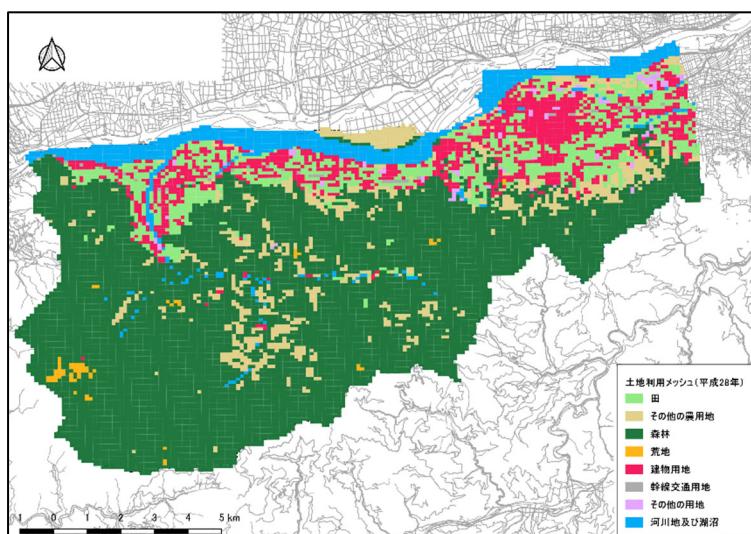
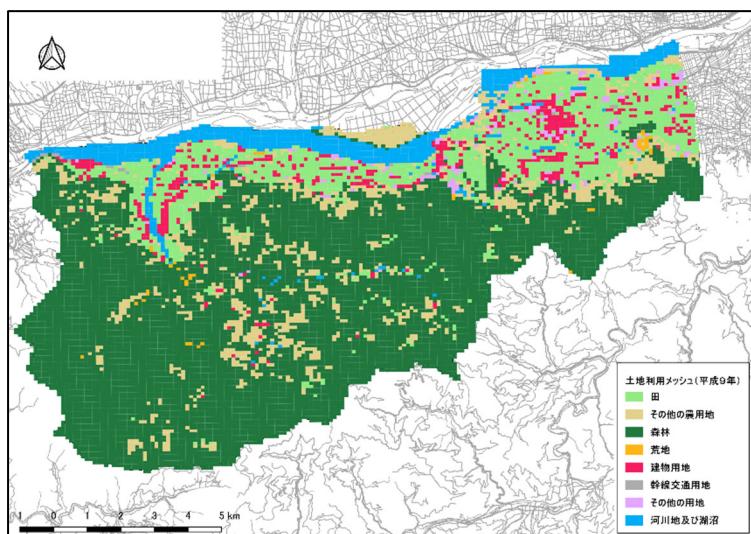


図 土地利用メッシュ（上：平成9年、下：平成28年）

出典：国土数値情報（土地利用細分メッシュ）（平成9年、平成28年）、100mメッシュ

第2章 吉野川市の現状等

(2) 土地利用の現況と動向（都市計画区域）

平成 19 年から平成 30 年の土地利用の変化をみると、市街化区域では、自然的土地利用が大きく減少するとともに、住宅地も減少しています。またその他空地が増加しています。

市街化調整区域では、道路用地、公共空地、その他空地が増加した一方、自然的土地利用、住宅地、商業地、工業地は減少から横ばいで推移しています。

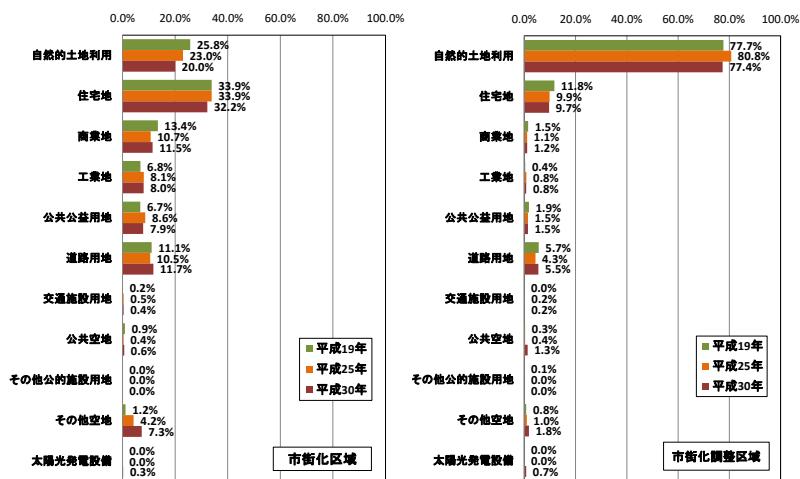


図 土地利用用途の推移（区域別）

出典：平成 30 年度都市計画基礎調査

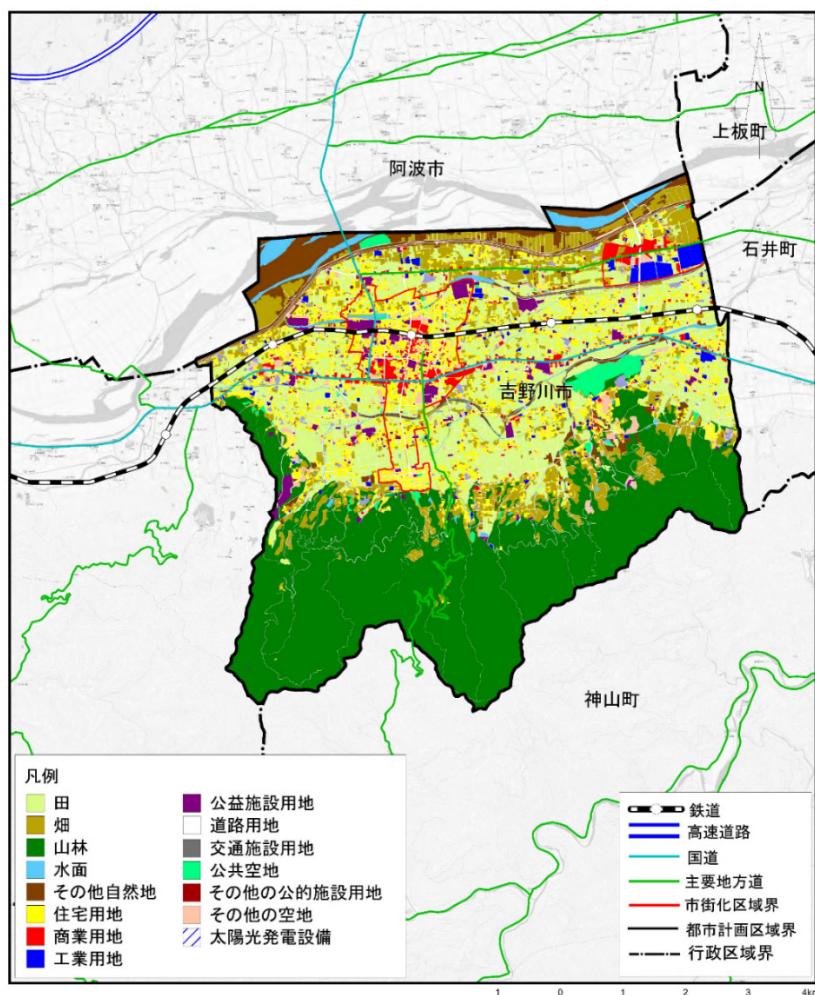


図 土地利用の現況（平成 30 年）（都市計画区域）

出典：平成 30 年度都市計画基礎調査

(3) 開発許可件数、面積の推移

市街化区域内の開発件数は毎年2件未満ですが、市街化調整区域では、5件から10件前後で変動し、平成22～25年にかけて増加傾向にあったものの、近年は減少傾向にあります。

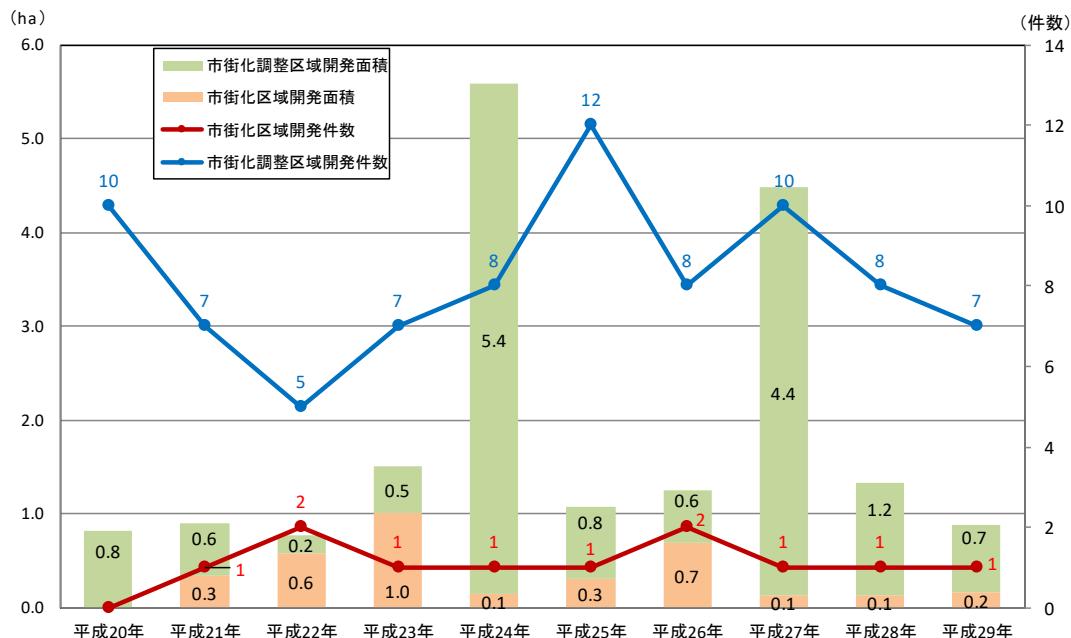


図 開発許可事業の推移（都市計画区域）

出典：平成25年、平成30年度都市計画基礎調査（表3-3B 開発許可の状況）

(注)開発許可制度は、都市計画法第29条に規定されており、線引き制度を担保し、無秩序な市街化の防止を目的とする制度。市街化区域にあっては1,000m²以上、市街化調整区域にあっては原則としてすべての開発行為が許可を必要とする。市街化調整区域での開発には「立地基準」が適用され、許可できる開発行為の類型が限定されている。

第2章 吉野川市の現状等

(4) 主要目的別開発許可の状況

市街化区域内の開発許可は、1,000 m²以上の住宅開発がみられ、市街化調整区域では500 m²以下の住宅用途の開発が多く分布しています。

国道192号沿いと主要地方道徳島鴨島線沿いで住宅用途の開発と商業用途の開発が混在してみられます。また、市域北東部の工業地域で3,000 m²以上の工業用途の開発と商業用途の開発がみられます。

表 開発許可の状況（平成25年～平成30年）

（都市計画区域）

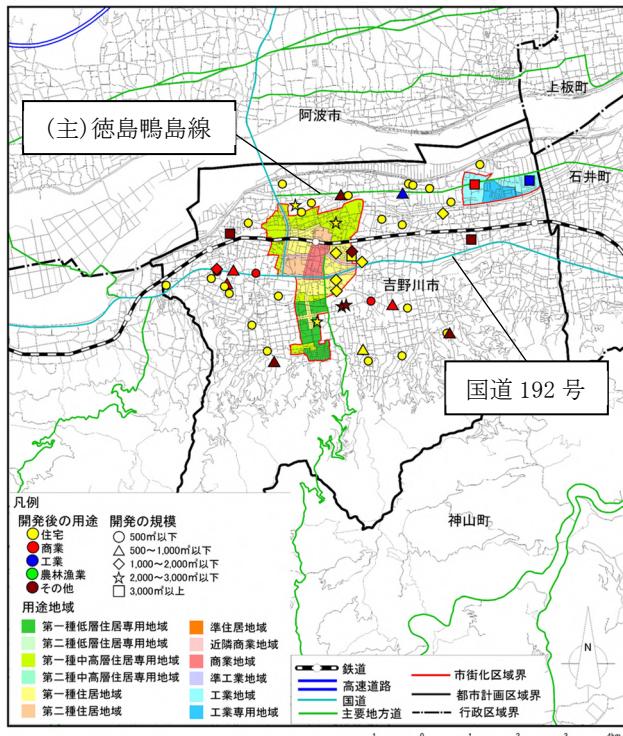


図 開発許可の分布（平成25年～平成30年）
（都市計画区域）

| 用途及び開発規模 | | 市街化区域 (件) | 市街化調整区域 (件) |
|----------|------------------------------|--------------|----------------|
| 住宅 | 500m ² 以下 | 0 | 23 |
| | 500～1,000m ² 以下 | 0 | 1 |
| | 1,000～2,000m ² 以下 | 3 | 2 |
| | 2,000～3,000m ² 以下 | 2 | 1 |
| | 3,000m ² 以上 | 0 | 1 |
| 商業 | 500m ² 以下 | 0 | 2 |
| | 500～1,000m ² 以下 | 0 | 3 |
| | 1,000～2,000m ² 以下 | 0 | 1 |
| | 2,000～3,000m ² 以下 | 0 | 0 |
| | 3,000m ² 以上 | 1 | 0 |
| 工業 | 500m ² 以下 | 0 | 0 |
| | 500～1,000m ² 以下 | 0 | 1 |
| | 1,000～2,000m ² 以下 | 0 | 0 |
| | 2,000～3,000m ² 以下 | 0 | 0 |
| | 3,000m ² 以上 | 1 | 0 |
| 農林漁業 | 500m ² 以下 | 0 | 0 |
| | 500～1,000m ² 以下 | 0 | 0 |
| | 1,000～2,000m ² 以下 | 0 | 0 |
| | 2,000～3,000m ² 以下 | 0 | 0 |
| | 3,000m ² 以上 | 0 | 0 |
| その他 | 500m ² 以下 | 0 | 1 |
| | 500～1,000m ² 以下 | 0 | 3 |
| | 1,000～2,000m ² 以下 | 0 | 1 |
| | 2,000～3,000m ² 以下 | 0 | 2 |
| | 3,000m ² 以上 | 0 | 2 |

出典：平成25年、平成30年度都市計画基礎調査（図3-3A 開発許可状況図）

第2章 吉野川市の現状等

(5) 空家

「空家」について、市全域でみると鴨島地域以外の川島地域、山川地域、美郷地域で空家率が10%を超えており、特に、山川地域の山間部で25%を超える高い空家率の地域が見られます。

都市計画区域内をみると、一部の地区で空家率が5%を超えており、市街化区域内においても鴨島駅周辺や呉郷団地等で高くなっています。

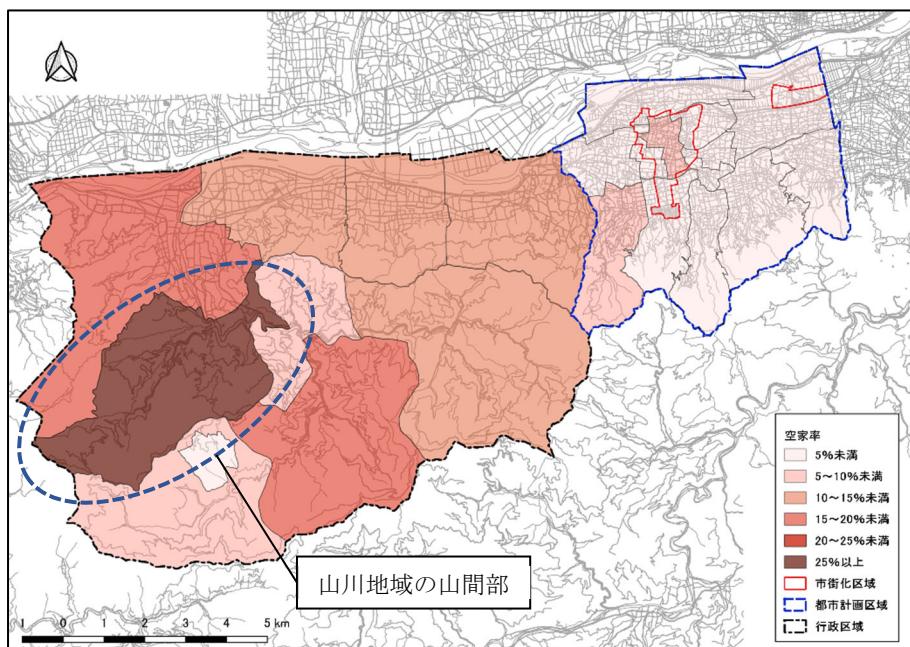


図 空家率（市全域）

出典：市資料

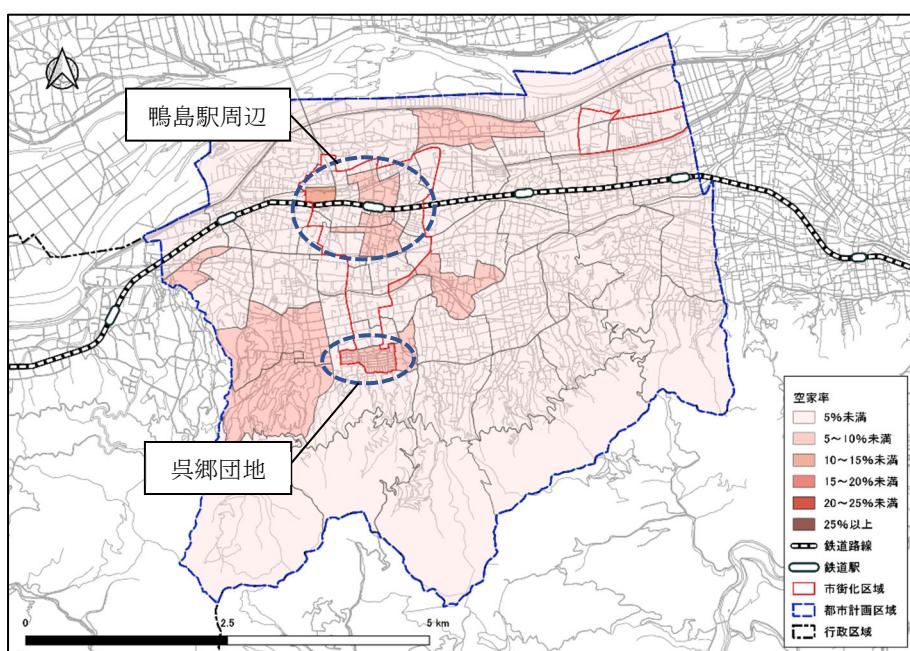


図 空家率（都市計画区域）

出典：市資料

第2章 吉野川市の現状等

(6) 低未利用地

「低未利用地」について、都市計画区域全体に低未利用地がみられますが、市街化区域内のJR鴨島駅周辺で10%以上15%未満の地区がまとまってみられます。市街化調整区域のJR西麻植駅前も同様に10%以上15%未満の地区となっています。

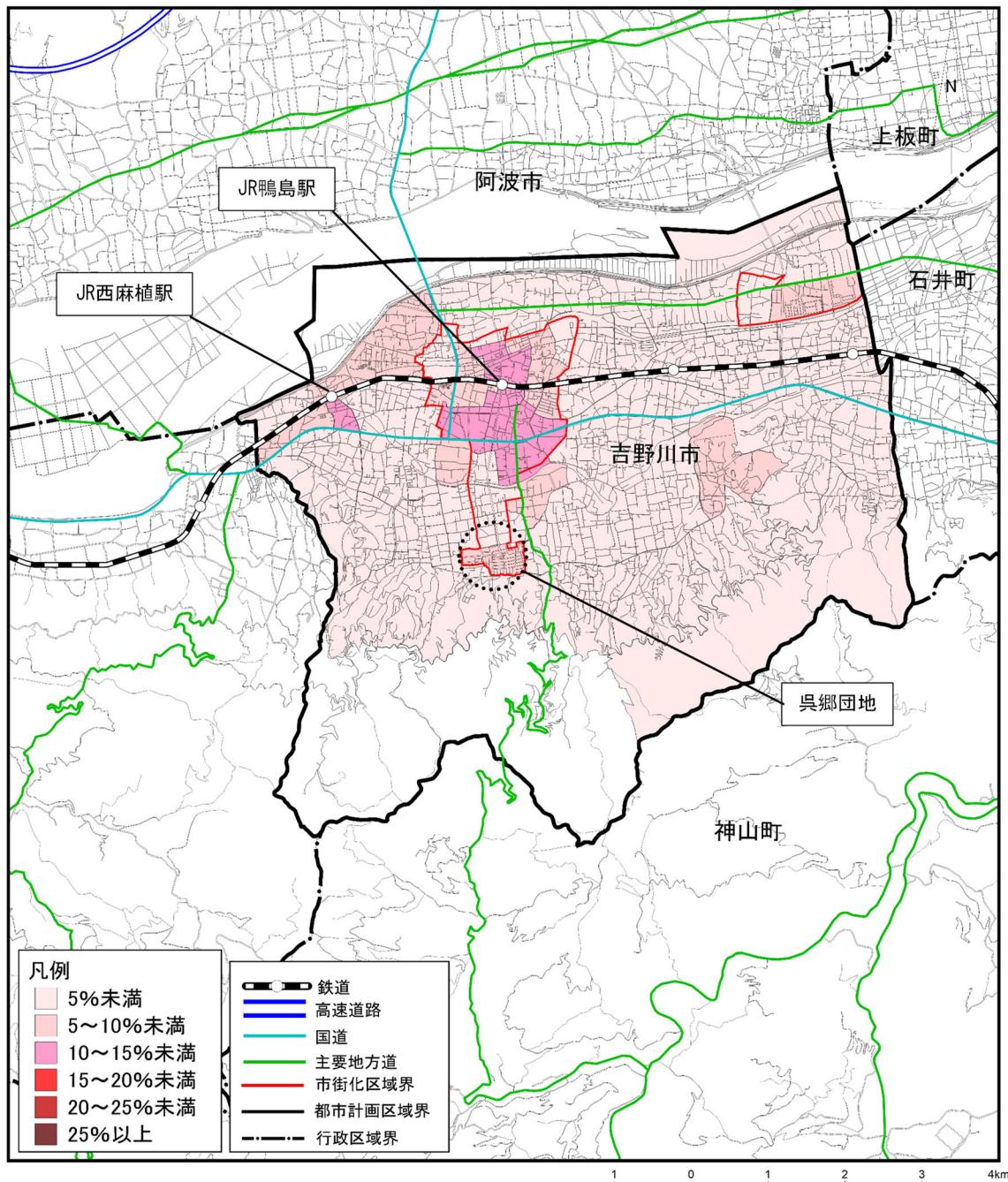


図 地区別低未利用地率（平成 30 年）（都市計画区域）

出典：平成 30 年度都市計画基礎調査（表 3-2 地区別土地利用別面積を基に作成）

3. 都市交通の現状

(1) 公共交通

本市の公共交通として、鉄道及び路線バスが運行しています。

鉄道は東西にJR徳島線が通り、牛島駅、麻植塚駅、鴨島駅、西麻植駅、阿波川島駅、学駅、山瀬駅、阿波山川駅、川田駅の9駅があります。

路線バスは徳島バスが運行しており、鴨島駅を中心にバス路線が形成されています（令和3年1月時点）。また、阿波山川駅を起点に美郷地域までを巡回する吉野川市代替バスも運行されています。ただし、徳島県の「次世代地域公共交通ビジョン（令和元年12月）」では、バスと鉄道が並行して運行している路線を解消するとされており、吉野川市内の徳島バスの路線が廃止となる計画となっています。

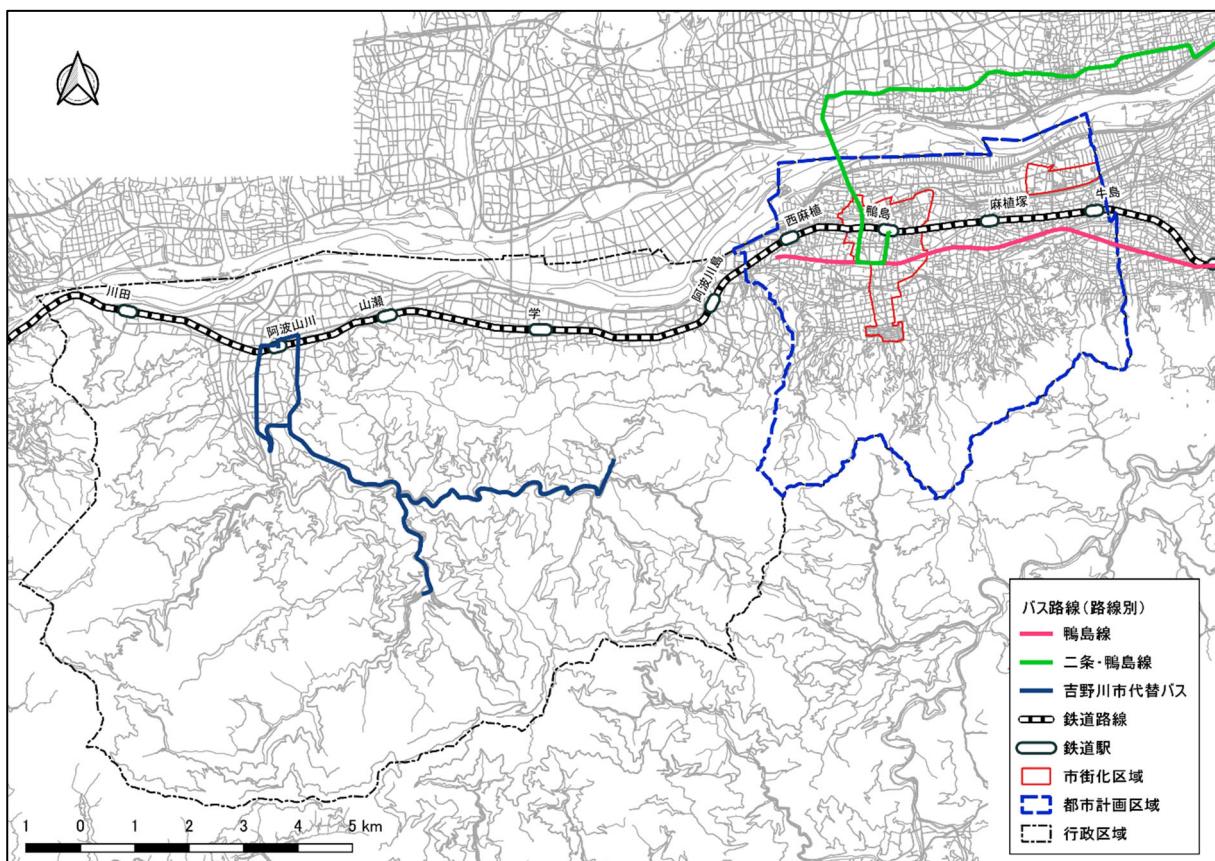


図 鉄道・バスの現況

出典：国土数値情報（バスルート、鉄道）を基に令和3年1月時点の運行状況により修正

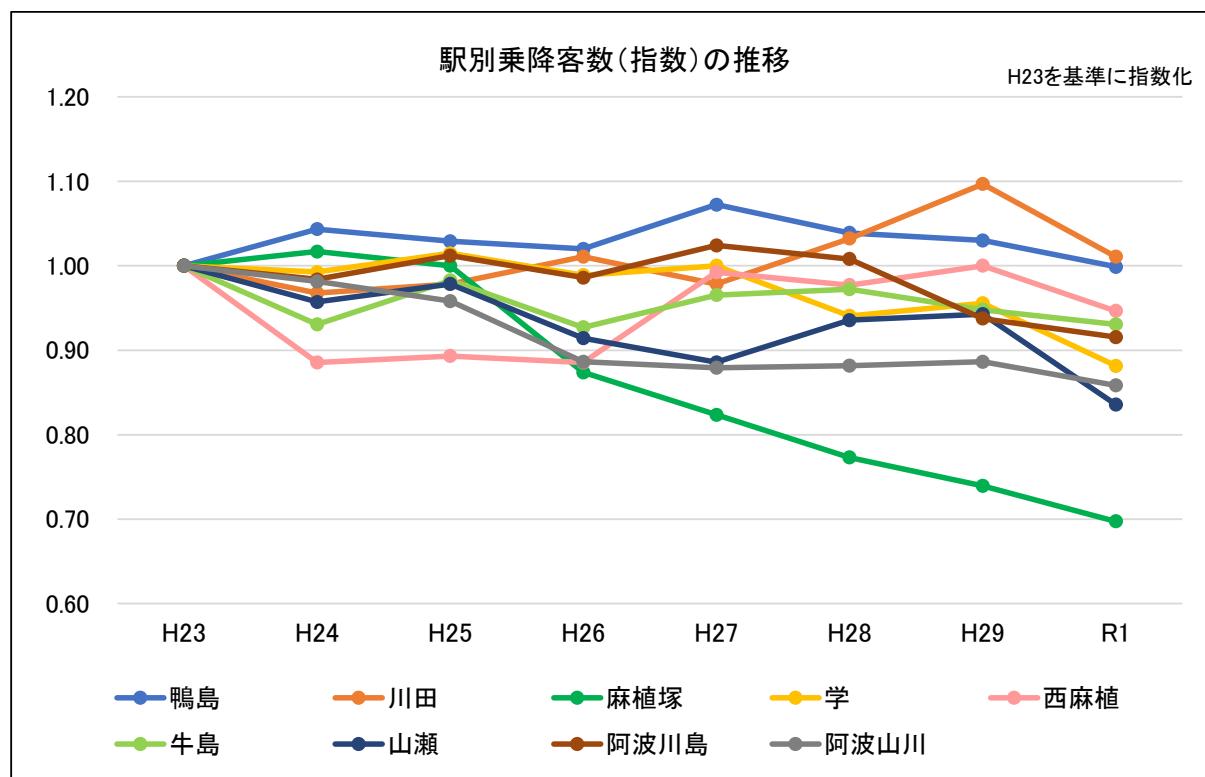
第2章 吉野川市の現状等

(2) 公共交通の利用状況（鉄道、バス）

令和元年の鉄道の利用状況(乗降客数)をみると、最も多く利用される駅は鴨島駅で1,794人/日、次いで阿波川島駅で910人/日となっています。

駅別乗降客数の推移をみると、概ね微減傾向にあり、中でも麻植塚駅が最も減少しています。一方、鴨島駅及び川田駅については、横ばいで推移しています。

徳島バスの運行する2路線のうち、鴨島線が最も利用されており143人/日、次いで二条・鴨島線が97人/日となっています。また、吉野川市代替バスは、9人/日となっています。



※ “川田”と“麻植塚”は、平均乗降客数が200人程度と比較的少ないため、増減幅が大きい。

出典：国土数値情報（駅別乗降客数）

表 バスの乗降客数（令和元年度）

| 路線 | 年間輸送人員 (人) | 1日当たり 輸送人員 (人) |
|-------------------|---------------|-------------------|
| 鴨島線（徳島バス） | 52,171 | 143 |
| 二条・鴨島線（徳島バス） | 35,242 | 97 |
| 山川駅・奥丸間（吉野川市代替バス） | 3,200 | 9 |

出典：(株) 徳島バス提供資料

第2章 吉野川市の現状等

(3) 公共交通の利用圏域

市域の東西方向にJR徳島線および国道192号が通っているものの、南北方向の移動手段に乏しく、鉄道、バスのサービス圏に含まれる市街地が限られています。

また、市街化区域においても交通空白地域がみられます。

鉄道、バスの運行頻度も低く、市全域として公共交通利便性が低い状況となっています。

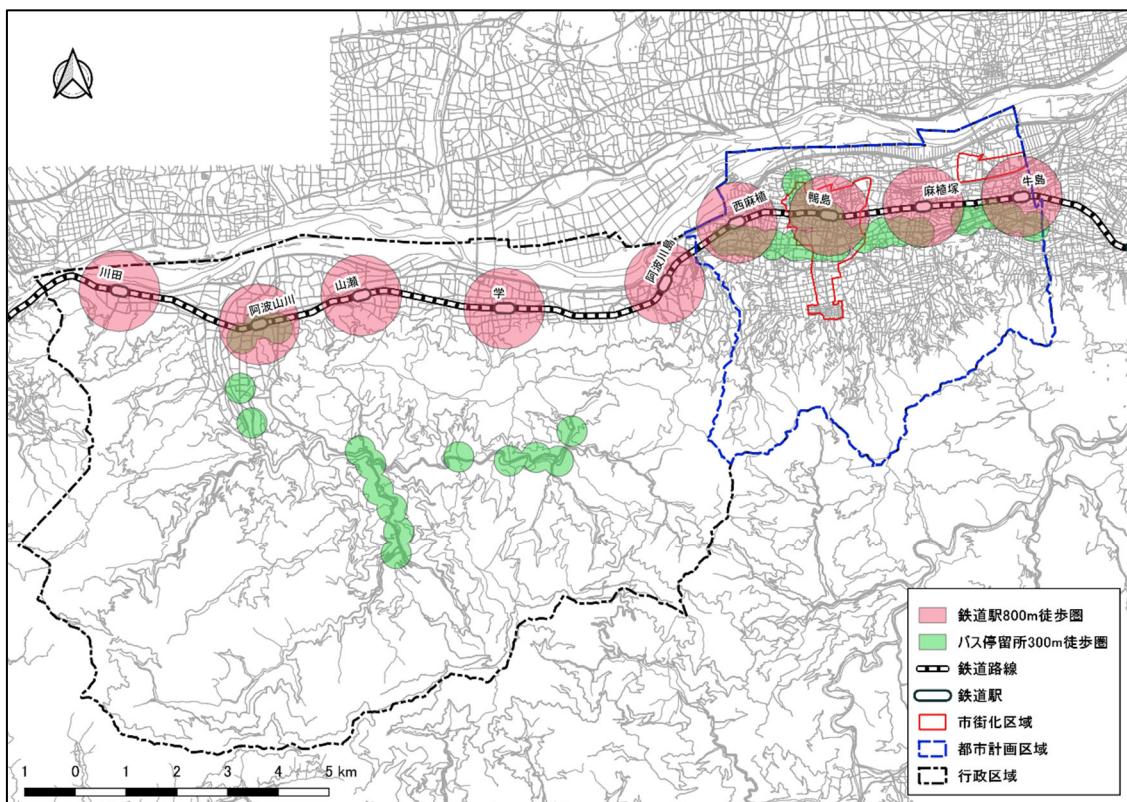


図 鉄道・バスのサービス圏域（歩行利用圏）

出典：国土数値情報（鉄道、バス停留所）を基に作成

※鉄道駅800m及びバス停留所300mは、「都市構造の評価に関するハンドブック」（国土交通省）を参考

表 鉄道・バスの運行本数（令和3年1月時点）

| 路線 | 運行本数 | |
|-------------------|------|-------|
| | 平日 | 土日・祝日 |
| JR徳島線 徳島方面（鴨島駅） | 30 | 29 |
| JR徳島線 阿波池田方面（鴨島駅） | 32 | 31 |
| 鴨島線（徳島バス） 往復 | 11 | 9 |
| 二条・鴨島線（徳島バス） 往復 | 6 | 4 |
| 山川駅・奥丸間（吉野川市代替バス） | 8 | 8 |

出典：JR四国、徳島バスHPより

第2章 吉野川市の現状等

4. 都市機能の現状

(1) 行政施設のサービス圏域

行政施設は吉野川市役所と川島支所周辺に集積しています。

住民が最も利用する施設である市役所や支所については、各地域に分散して立地しているものの、市域が広く徒歩で利用できる範囲は限られています。

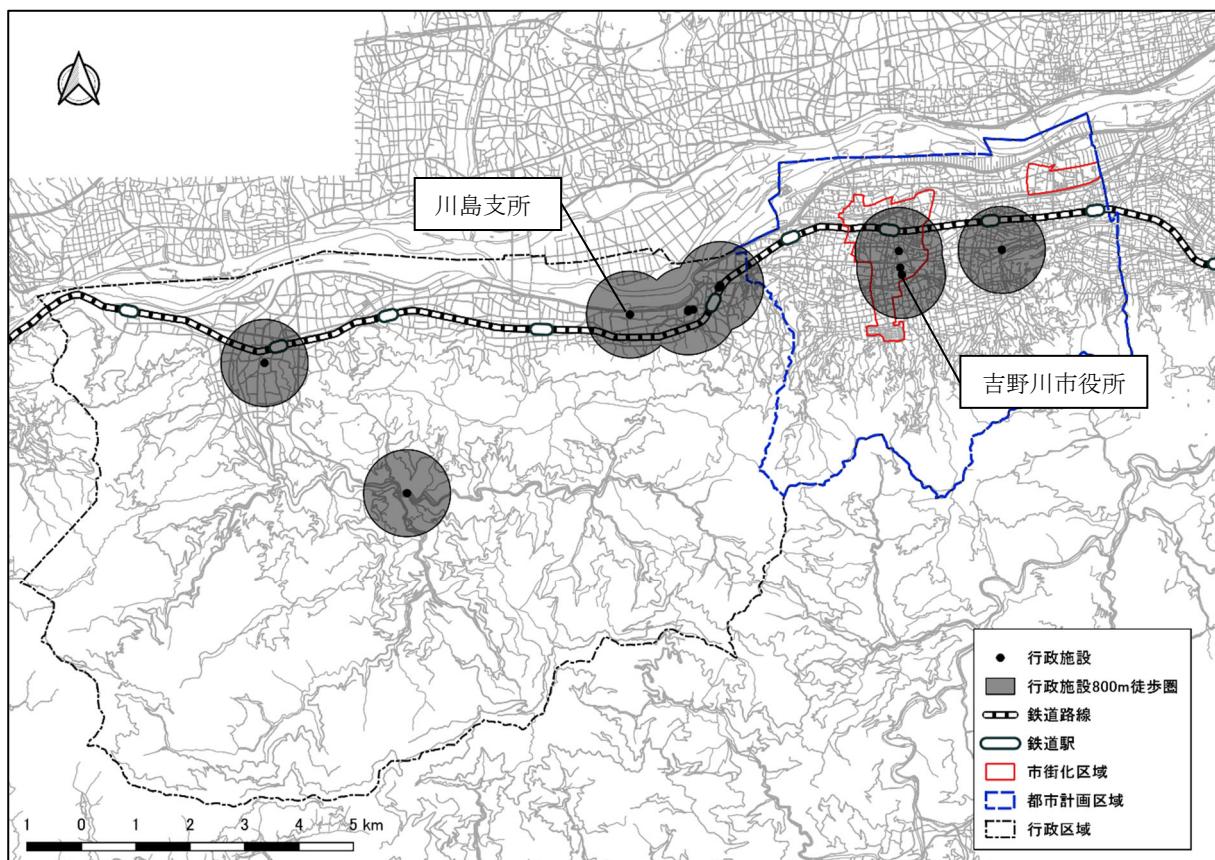


図 行政施設のサービス圏域（徒歩利用圏）

出典：国土数値情報（国、都道府県の機関、市区町村役場）を基に作成

※徒歩圏域800mは、「都市構造の評価に関するハンドブック」（国土交通省）を参考

第2章 吉野川市の現状等

(2) 介護福祉施設のサービス圏域

老人福祉センターやデイサービスセンター等の介護福祉施設について、都市計画区域内ではサービス圏域が広がっています。

一方、都市計画区域外では立地が分散傾向にあり、空白地が見られます。

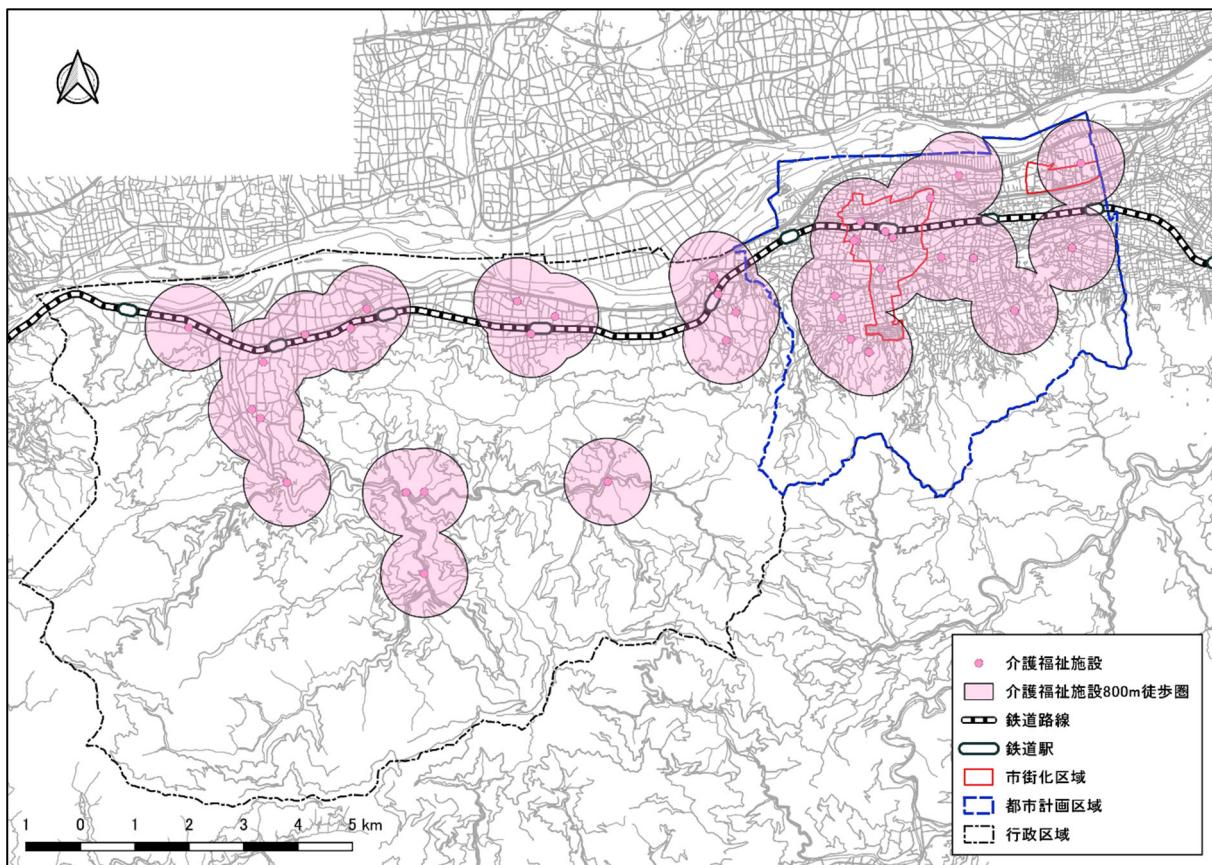


図 介護福祉施設のサービス圏域（歩行利用圏）

出典：国土数値情報（福祉施設）の通所介護施設を対象に作成

※歩行圏域 800mは、「都市構造の評価に関するハンドブック」（国土交通省）を参考

第2章 吉野川市の現状等

(3) 子育て施設のサービス圏域

認定こども園、保育所の子育て施設について、市街化区域内ではサービス圏域が広がっています。

一方、都市計画区域外では施設が限られており、川島地域に1施設、山川地域に2施設、美郷地域には立地していない状況です。

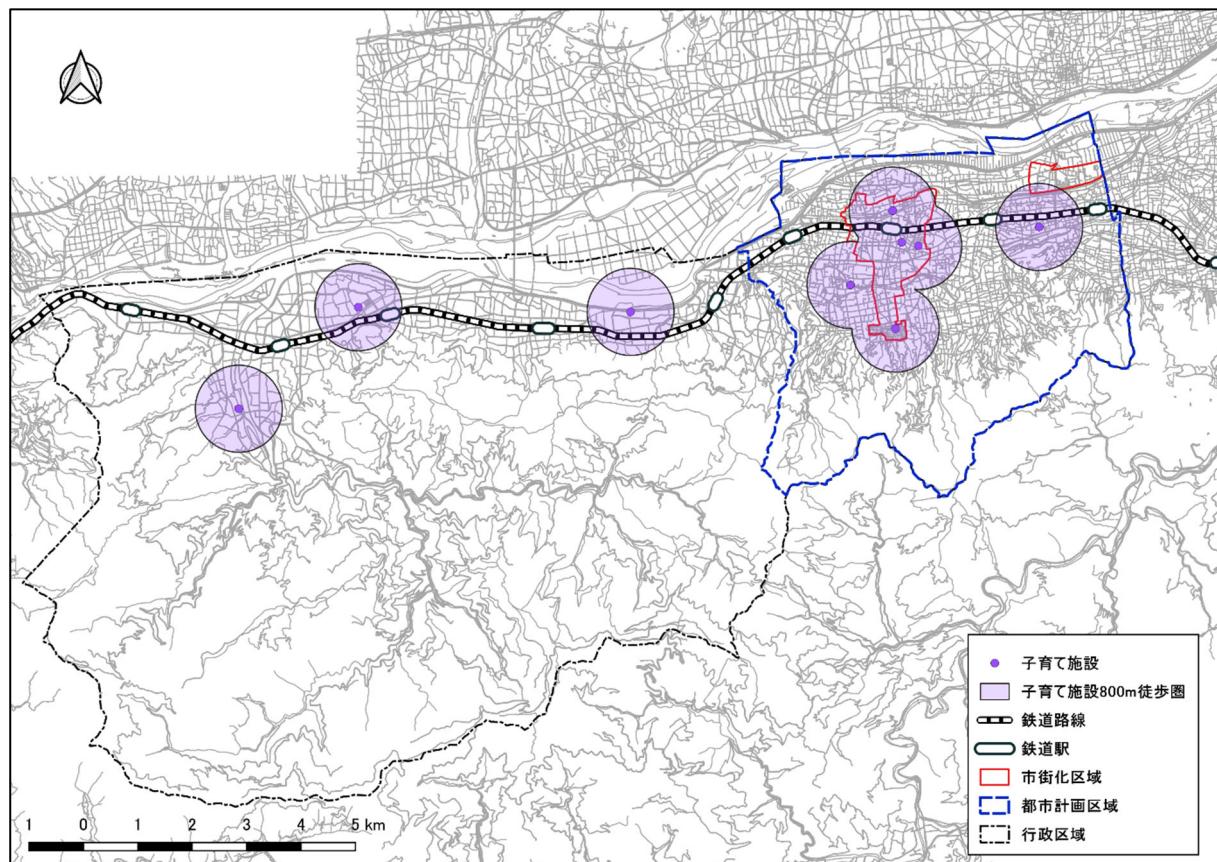


図 子育て施設のサービス圏域（歩行利用圏）

出典：国土数値情報（福祉施設）の子育て施設を対象に作成

※歩行圏域 800mは、「都市構造の評価に関するハンドブック」（国土交通省）を参考

第2章 吉野川市の現状等

(4) 商業施設のサービス圏域

都市計画区域内については、概ね徒歩圏内に商業施設が立地しており、利便性が高いことがうかがえます。

一方、阿波川島駅周辺や美郷地域においては、商業施設が少なく、日常の買い物の利便性が低い状況にあります。

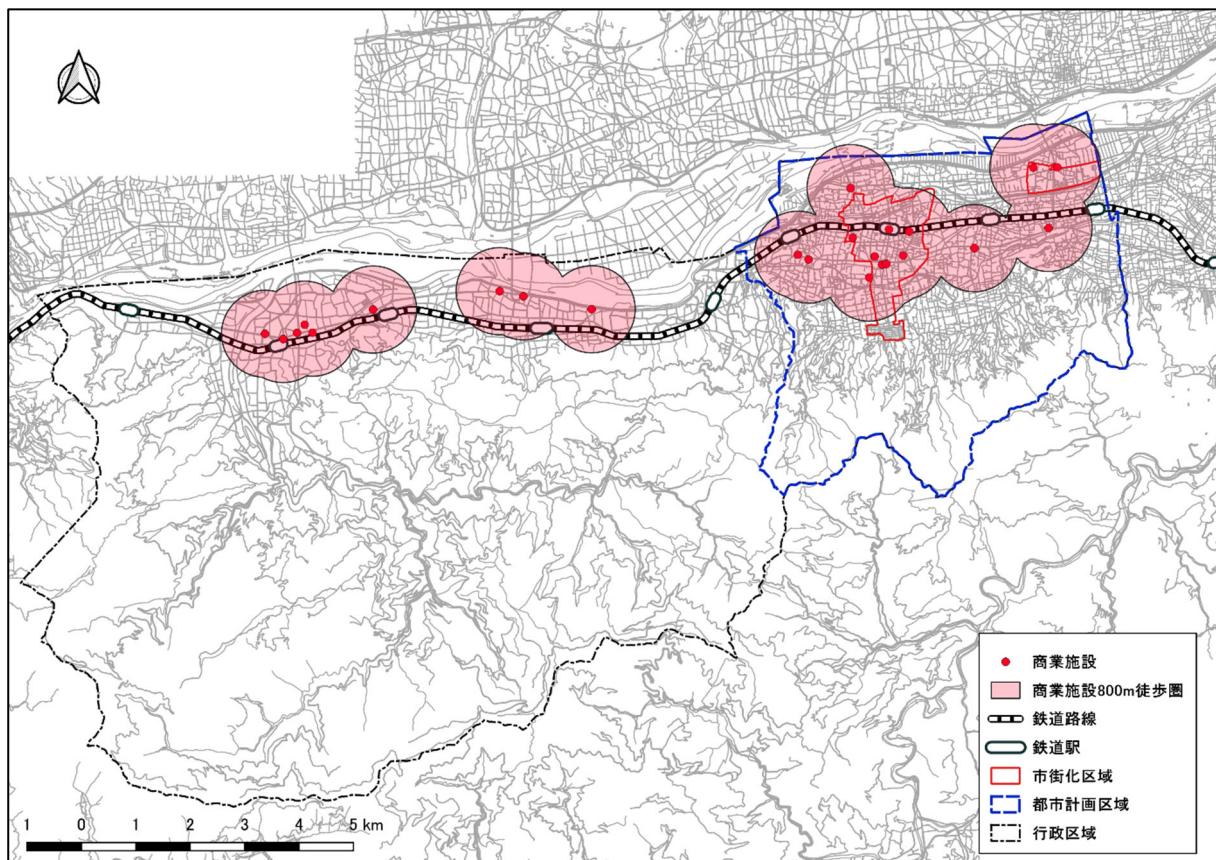


図 商業施設のサービス圏域（徒歩利用圏）

出典：iタウンページ（コンビニエンスストア及びスーパーマーケット）を基に作成

※徒歩圏域 800mは、「都市構造の評価に関するハンドブック」（国土交通省）を参考

第2章 吉野川市の現状等

(5) 医療施設のサービス圏域

内科または外科を診療する医療施設について、都市計画区域では概ね徒歩圏に立地しています。特に、鴨島駅周辺に集積しています。

都市計画区域外については施設数が限られるものの、鉄道沿線に立地しておりサービス圏域が連なっています。

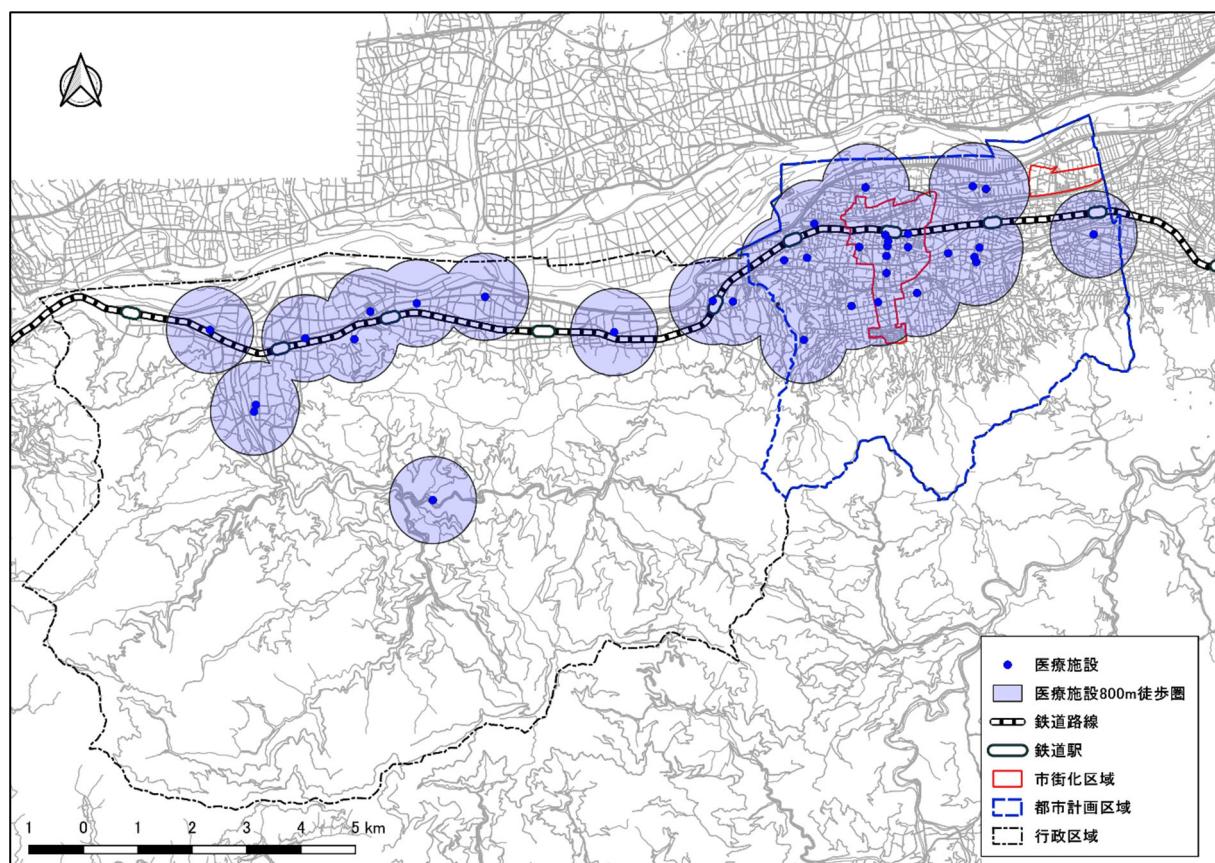


図 医療施設のサービス圏域（徒歩利用圏）

出典：国土数値情報（医療機関）の内科又は外科を診療する医療機関を対象に作成

※徒歩圏域 800mは、「都市構造の評価に関するハンドブック」（国土交通省）を参考

第2章 吉野川市の現状等

(6) 金融施設のサービス圏域

鉄道駅周辺を中心に、各地域に金融施設（銀行、郵便局等）が分散して立地しています。都市計画区域では、鴨島駅周辺の市街化区域で集積がみられます。

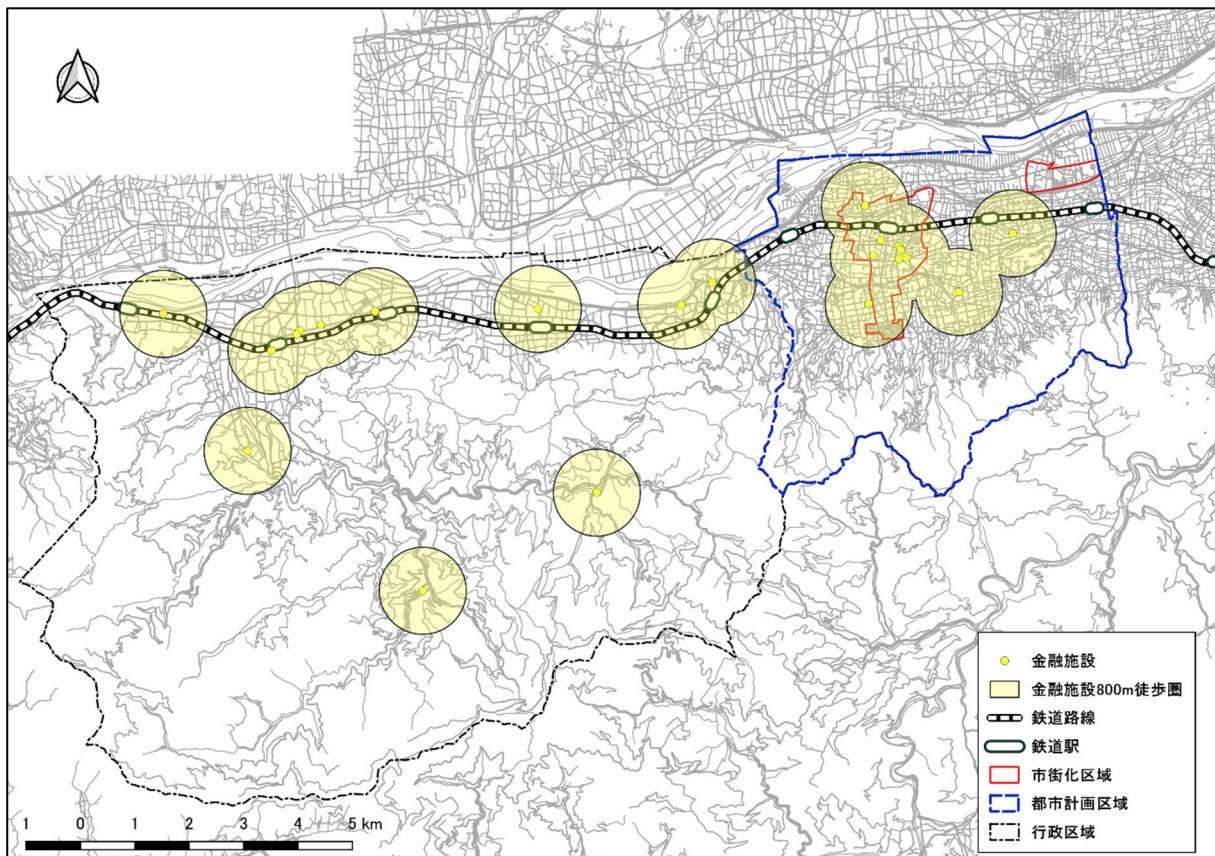


図 金融施設のサービス圏域（徒歩利用圏）

出典：iタウンページ（銀行及び郵便局）を基に作成

※徒歩圏域800mは、「都市構造の評価に関するハンドブック」（国土交通省）を参考

第2章 吉野川市の現状等

(7) 教育・文化施設のサービス圏域

学校や運動場等の教育・文化施設については、市域に広く立地しています。

鴨島駅周辺では、吉野川市民プラザ（吉野川市アリーナ、鴨島図書館）を中心にサービス圏域が広がっています。

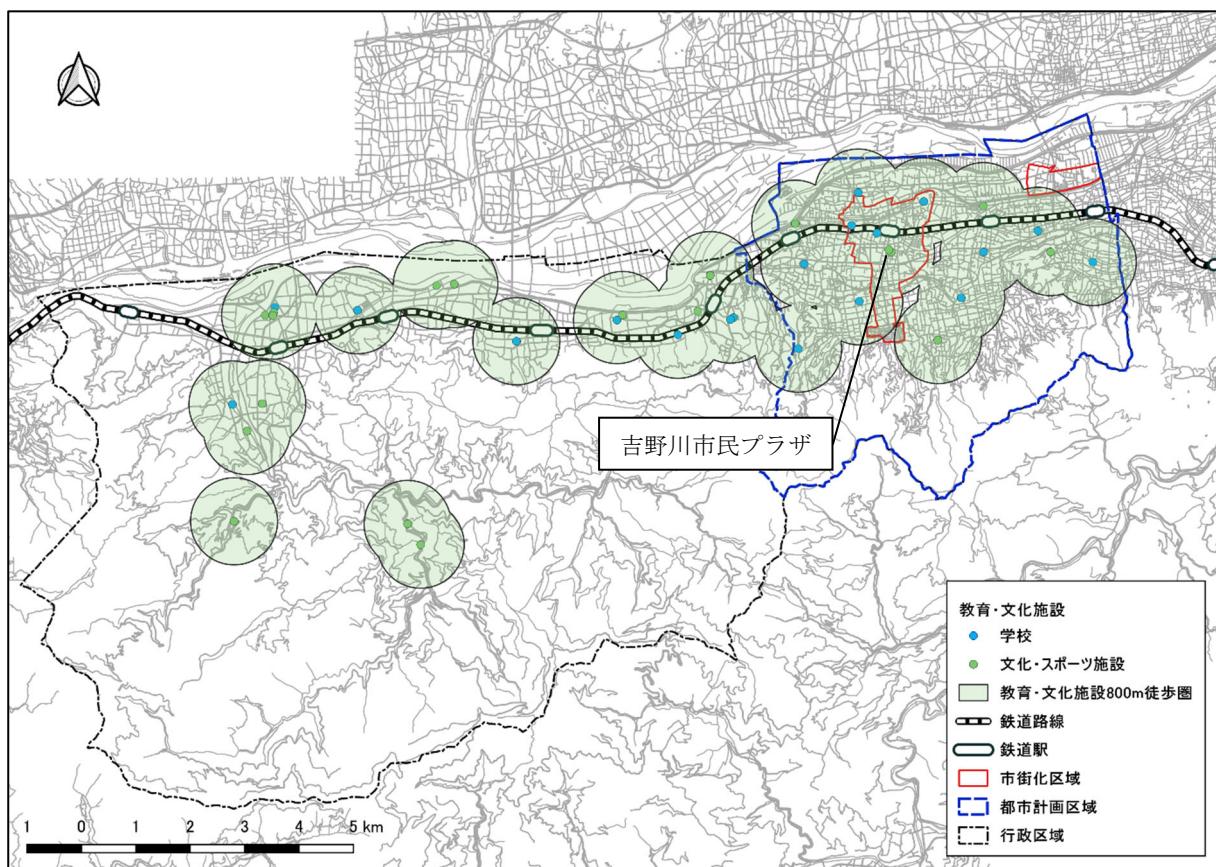


図 教育・文化施設のサービス圏域（歩行利用圏）

出典：国土数値情報（学校、文化施設）を基に作成

※歩行圏域800mは、「都市構造の評価に関するハンドブック」（国土交通省）を参考

第2章 吉野川市の現状等

5. 防災面から見た現状

(1) 建物の構造、建築年次、木造密集市街地の状況

建物構造をみると、美郷地域で木造率が90.6%と最も高く、次いで川島地域で72.7%となっています。

建築年を地域別にみると、美郷地域で旧耐震基準建物率が87.6%と最も高く、次いで山川地域で59.1%となっています。

表 建物構造の状況

| 地域 | 建物総数 (戸) | 木造 (戸) | 木造率 |
|------|-------------|-----------|-------|
| 鴨島地域 | 14,668 | 10,255 | 69.9% |
| 川島地域 | 5,146 | 3,739 | 72.7% |
| 山川地域 | 10,013 | 7,217 | 72.1% |
| 美郷地域 | 1,886 | 1,709 | 90.6% |
| 市全体 | 31,713 | 22,920 | 72.3% |

出典：市資料

表 建物建築年の状況

| 地域 | 建物総数 (戸) | 旧耐震 (戸) | 新耐震 (戸) | 不明 (戸) | 旧耐震基準 建物率 |
|------|-------------|------------|------------|--------|--------------|
| 鴨島地域 | 14,668 | 5,806 | 7,307 | 1,555 | 44.3% |
| 川島地域 | 5,146 | 2,084 | 2,487 | 575 | 45.6% |
| 山川地域 | 10,013 | 5,882 | 4,079 | 52 | 59.1% |
| 美郷地域 | 1,886 | 1,645 | 233 | 8 | 87.6% |
| 市全体 | 31,713 | 15,417 | 14,106 | 2,190 | 52.2% |

出典：市資料

第2章 吉野川市の現状等

平成 30 年度都市計画基礎調査をみると、都市計画区域では、木造率が 69.7%（徳島東部都市計画区域全体平均は 63.8%）、旧耐震基準建物率が 40.8%（徳島東部都市計画区域全体平均は 46.1%）と木造率は平均を上回りますが、旧耐震建物率は平均を下回っています。

人口密度が 60 人/ha 以上である呉郷団地では、木造率が 60%以上 80%未満であり、旧耐震基準建物率が 40%以上 60%未満となっていることから、防災上の不安箇所となる可能性があります。

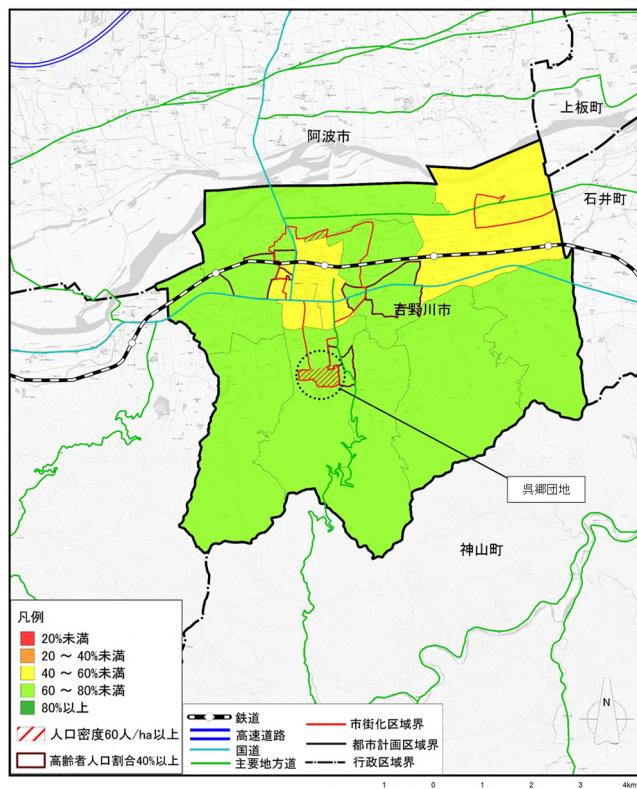


図 地区別木造率（平成 30 年）（都市計画区域）

出典：平成 30 年度都市計画基礎調査
(表 4-1C 地区別建物構造別集計表)

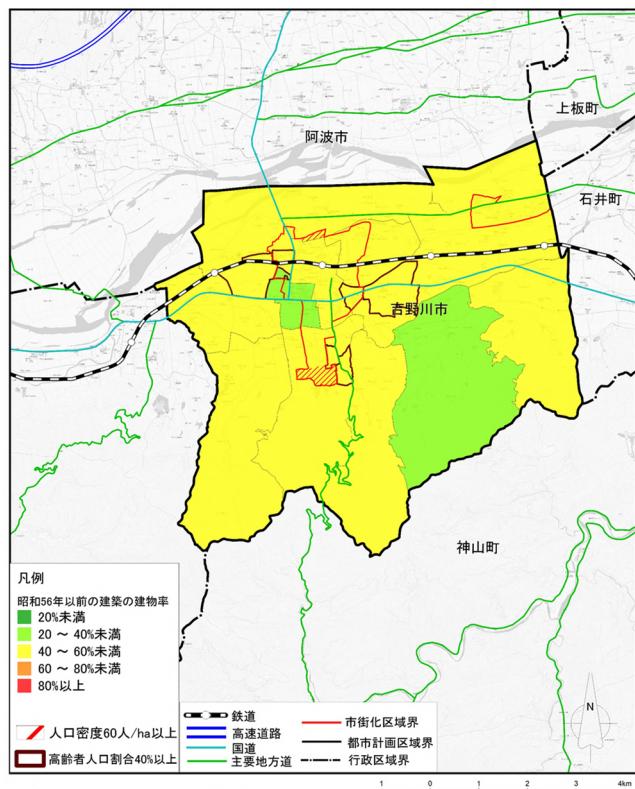


図 地区別旧耐震基準建物率（平成 30 年）（都市計画区域）

出典：平成 30 年度都市計画基礎調査
(表 4-1D 地区別建物年代別集計表)

【参考】表 木造率・旧耐震基準建物率（平成 30 年）

| 名称 | 建物総数 (戸) | 木造建物棟数 (戸) | 木造率 | 旧耐震 (戸) | 旧耐震基準 建物率 |
|--------------|-------------|---------------|-------|------------|--------------|
| 都市計画区域（鴨島地域） | 12,829 | 8,941 | 69.7% | 5,229 | 40.8% |
| 徳島東部都市計画区域 | 290,365 | 185,098 | 63.8% | 133,916 | 46.1% |

出典：平成 30 年度都市計画基礎調査（表 4-1D 地区別建物年代別集計表）を基に作成

第2章 吉野川市の現状等

(2) 土砂災害（特別）警戒区域の指定状況

土砂災害（特別）警戒区域の指定状況は、南側の山麓部において広く指定されており、土砂災害警戒区域 544 箇所、うち 468 箇所で特別警戒区域が指定されています。また、市街化区域内で指定されている地区もみられます。

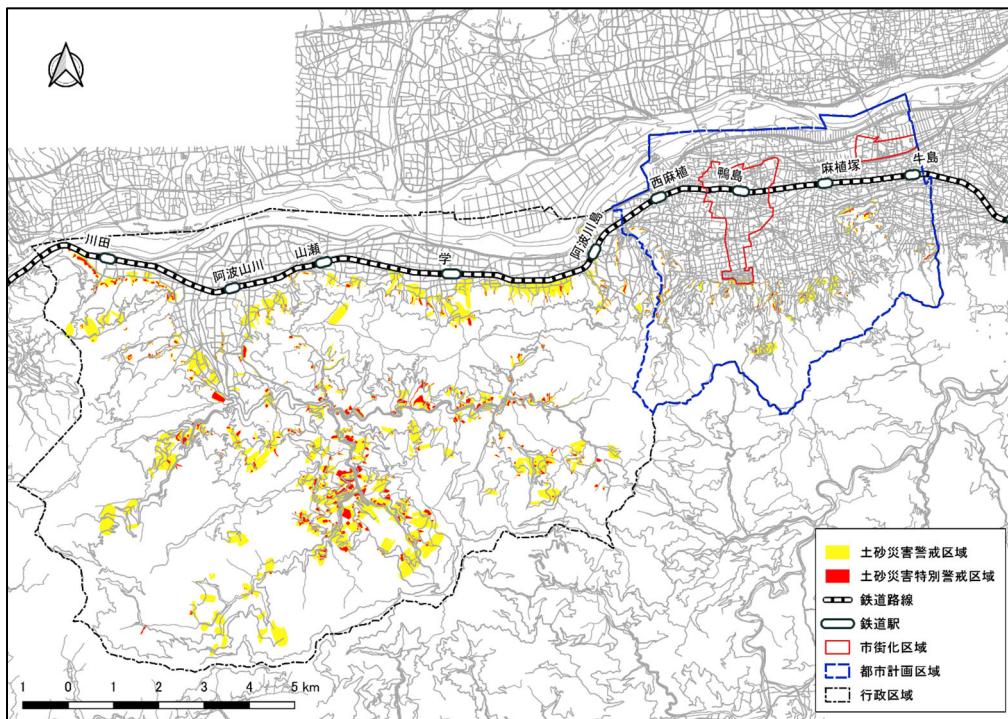


図 土砂災害（特別）警戒区域

出典：国土数値情報（土砂災害警戒区域）

表 土砂災害警戒区域等の指定状況（令和3年3月31日時点）

| 土石流（箇所） | 急傾斜（箇所） | | 地すべり（箇所） | | 計（箇所） | |
|---------|---------|------|----------|------|-------|------|
| | うち特別 | うち特別 | うち特別 | うち特別 | うち特別 | うち特別 |
| 94 | 73 | 403 | 395 | 47 | | 544 |
| | | | | | | 468 |

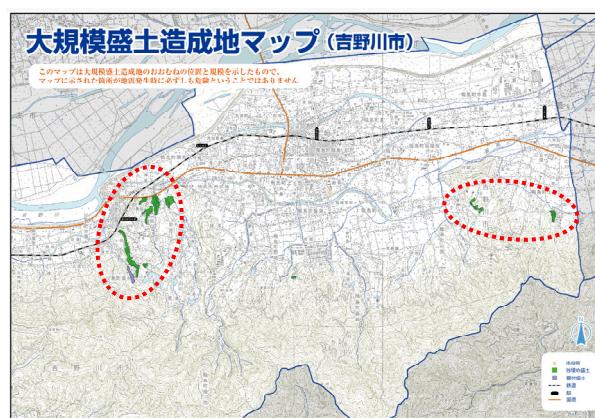
出典：徳島県

■大規模盛土造成地

徳島県では、防災意識の向上や災害の未然防止等を目的に、大規模盛土造成地マップを公表しています。

本市においては、阿波川島駅や向麻山の近辺にみられます。

※図に示す大規模盛土造成地は、地震発生時に必ずしも危険ということではありません。



出典：徳島県

第2章 吉野川市の現状等

(3) 洪水浸水想定区域の指定状況

本市では吉野川をはじめ、ほたる川、江川、川田川、飯尾川において洪水浸水想定区域が公表されています。吉野川洪水浸水想定では、鴨島地域から山川地域の市街地において、3.0m以上の浸水が想定されており、特に川島地域では5.0m以上の区域が多くなっています。

また、吉野川以外の河川の浸水想定区域が重なっている地域もあり、水害のリスクが高くなっています。

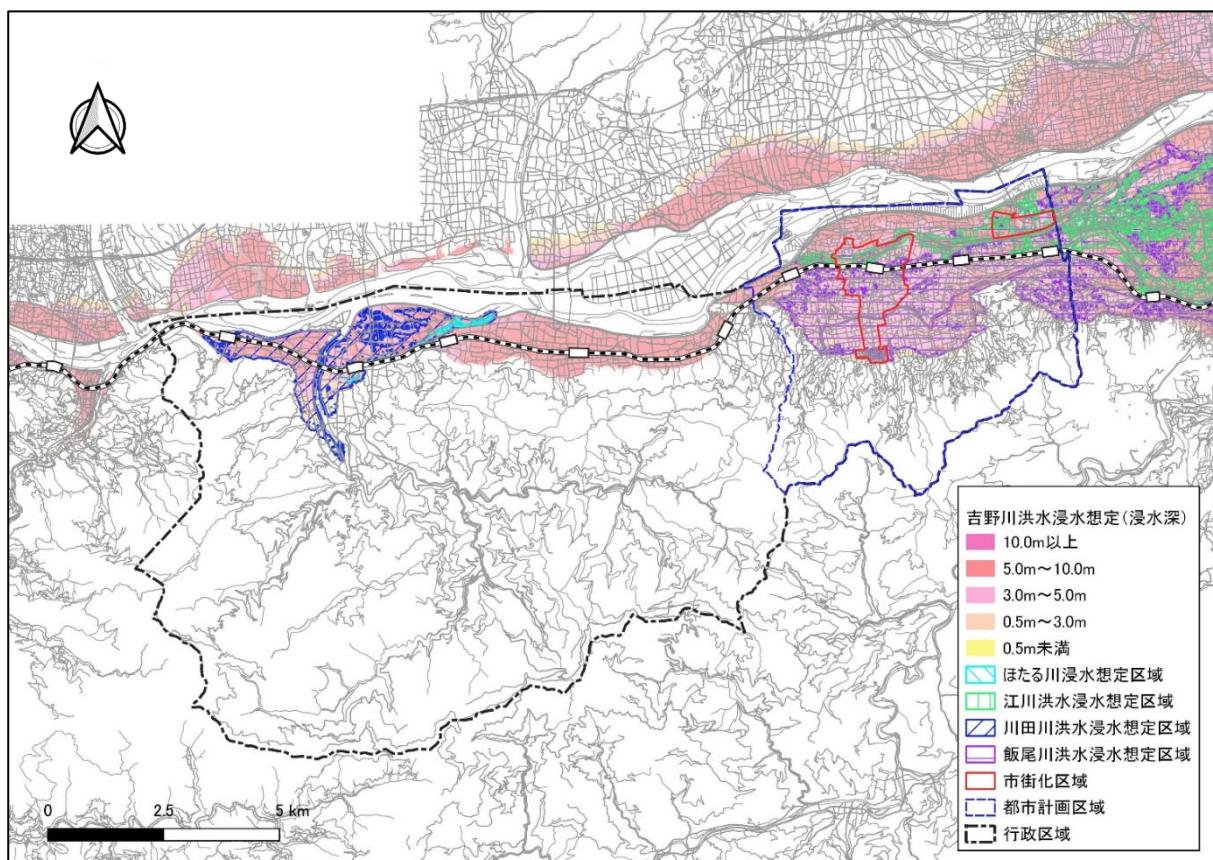


図 洪水浸水想定区域の重ね合わせ

出典：徳島県 GIS データより作成

第2章 吉野川市の現状等

(4) ため池の現況

本市のため池は、全域で20箇所あり、そのうち13箇所が都市計画区域内にあります。

ため池の堤体が決壊した場合の浸水想定では、都市計画区域内のほとんどが0.5m未満であるが、一部、0.5m～1.0m未満や1.0m～2.0m未満のエリアとなっています。また、都市計画区域境の西側においては、2.0m～5.0mの浸水が想定されています。

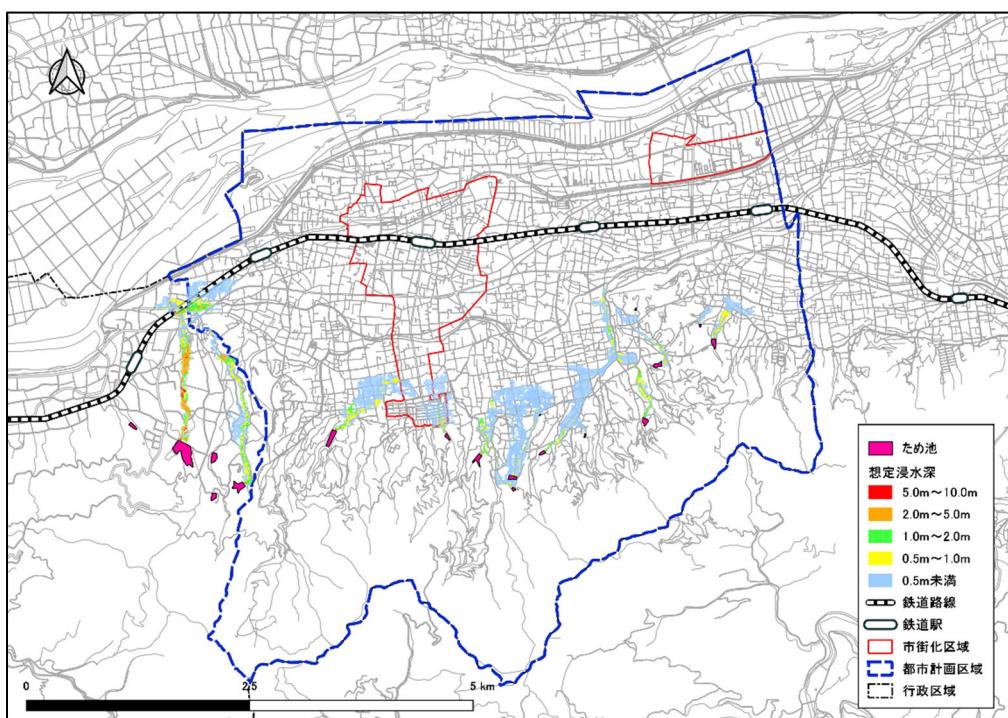
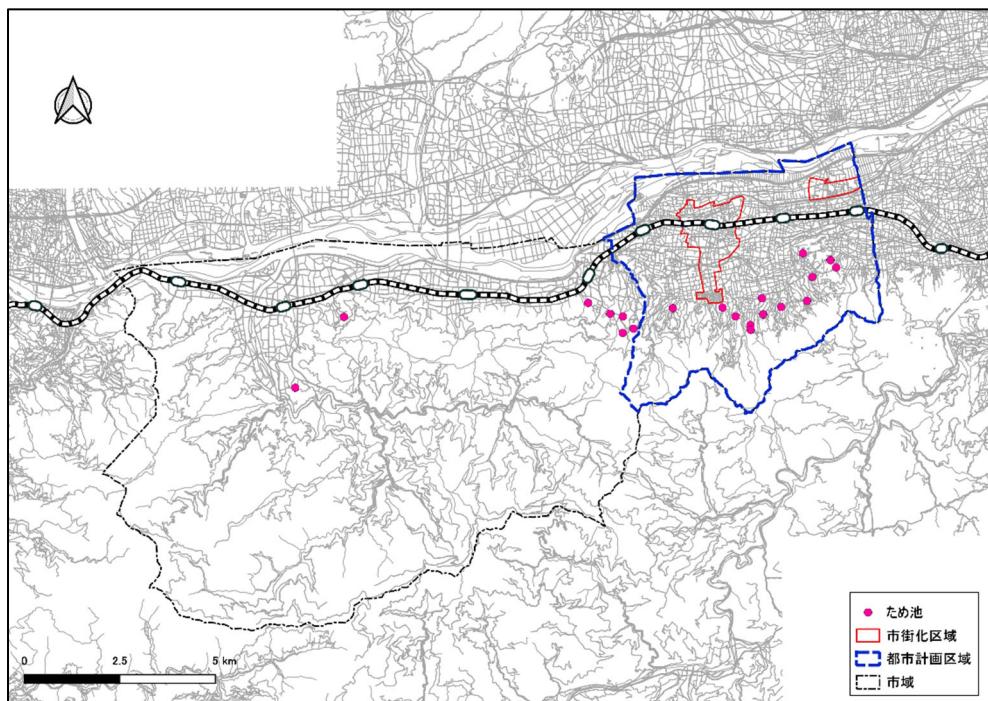


図 ため池の浸水想定区域等（上：ため池の分布図、下：ため池の浸水想定区域）

出典：市資料

第2章 吉野川市の現状等

6. 市街地整備の現状

(1) 都市施設の整備状況

都市計画区域における都市計画道路改良率は 51.5%、都市計画公園整備率は 44.2%、下水処理区域整備率は DID 区域内で 100% となっています。

一人あたり都市公園面積は 5.83 m² であり、徳島東部都市計画区域平均 (10.33 m²)、徳島県平均 (9.55 m²) 及び全国平均 (10.6 m²) を下回っています。

下水道処理人口普及率は 50.5% であり、徳島東部都市計画区域平均 (21.9%) 及び徳島県平均 (18.1%) より高いが、全国平均 (79.7%) を大きく下回っています。

| 番号 | 種 別 | 路線番号 | 都市計画道路名 | 計画延長 (m) |
|-----|------|---------|---------|----------|
| ① | 幹線街路 | 3・4・23 | 徳島駅鴨島線 | 4,800 |
| ② | 幹線街路 | 3・4・106 | 牛島中央通線 | 1,070 |
| ③ | 幹線街路 | 3・5・107 | 中央橋通線 | 2,530 |
| ④ | 幹線街路 | 3・5・108 | 鴨島中央通線 | 1,770 |
| ⑤ | 幹線街路 | 3・5・109 | 鴨島上下島線 | 630 |
| ⑥ | 幹線街路 | 3・5・110 | 本郷春日免線 | 780 |
| ⑦ | 幹線街路 | 3・5・111 | 知恵島中島線 | 1,320 |
| ⑧ | 幹線街路 | 3・5・112 | 喜来上下島線 | 2,120 |
| ⑨ | 幹線街路 | 3・5・113 | 喜来知恵島線 | 1,290 |
| ⑩ | 幹線街路 | 3・5・114 | 喜来東西支線 | 270 |
| ⑪ | 幹線街路 | 3・5・115 | 新開地中央通線 | 760 |
| 合計 | | | | 17,340 |
| 整備率 | | | | 51.5% |

| 番号 | 種 別 | 番号 | 都市計画公園名 | 計画決定面積 (ha) | 供用面積 (ha) |
|----|------|--------|---------|-------------|-----------|
| A | 総合公園 | 5.5.6 | 向麻山公園 | 21.70 | 9.20 |
| B | 街区公園 | 2.2.25 | 西麻植児童公園 | 0.28 | 0.28 |
| C | 街区公園 | 2.2.26 | 喜来児童公園 | 0.20 | 0.20 |
| D | 街区公園 | 2.2.34 | 吳郷公園 | 0.21 | 0.21 |
| 合計 | | | | 22.39 | 9.89 |
| | | | | 整備率 | 44.2% |

出典：平成 30 年度都市計画基礎調査

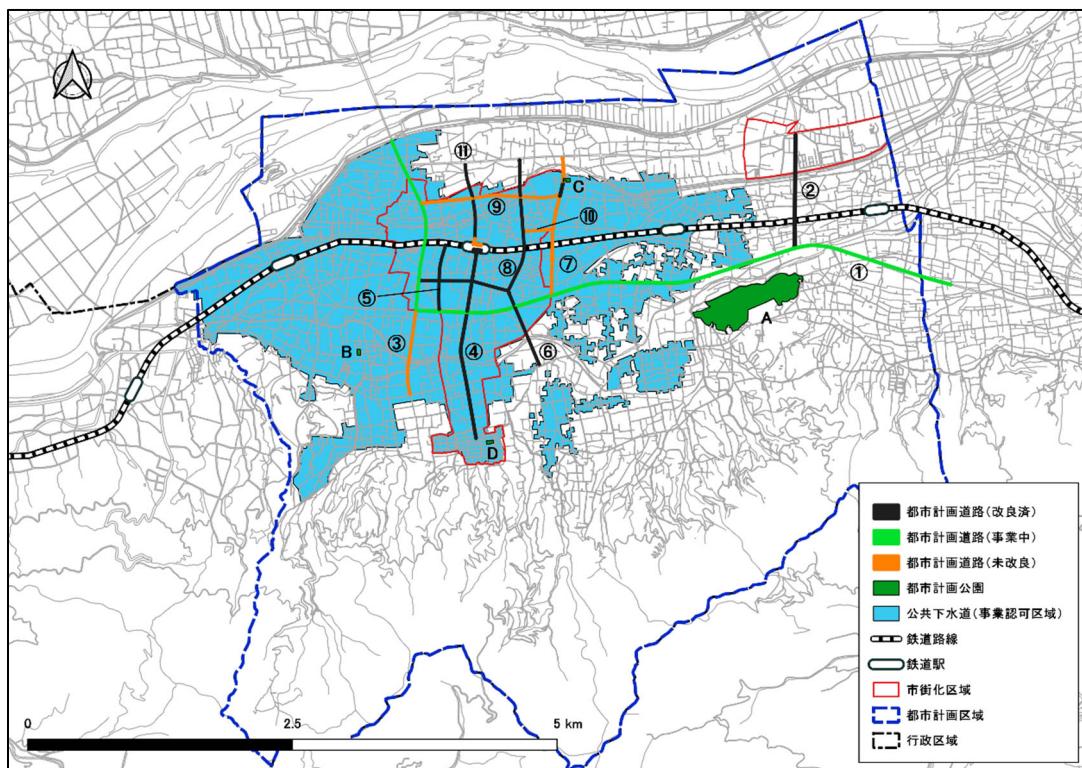
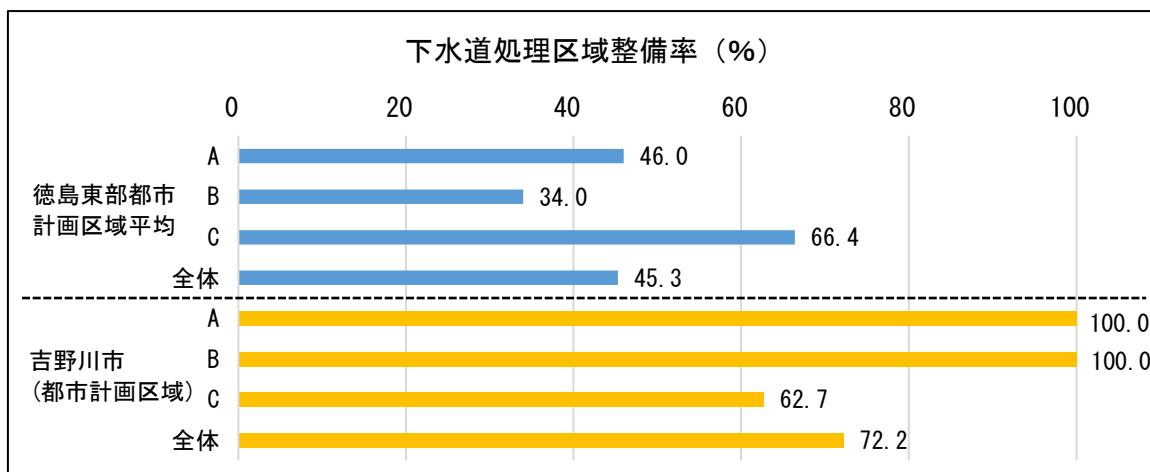
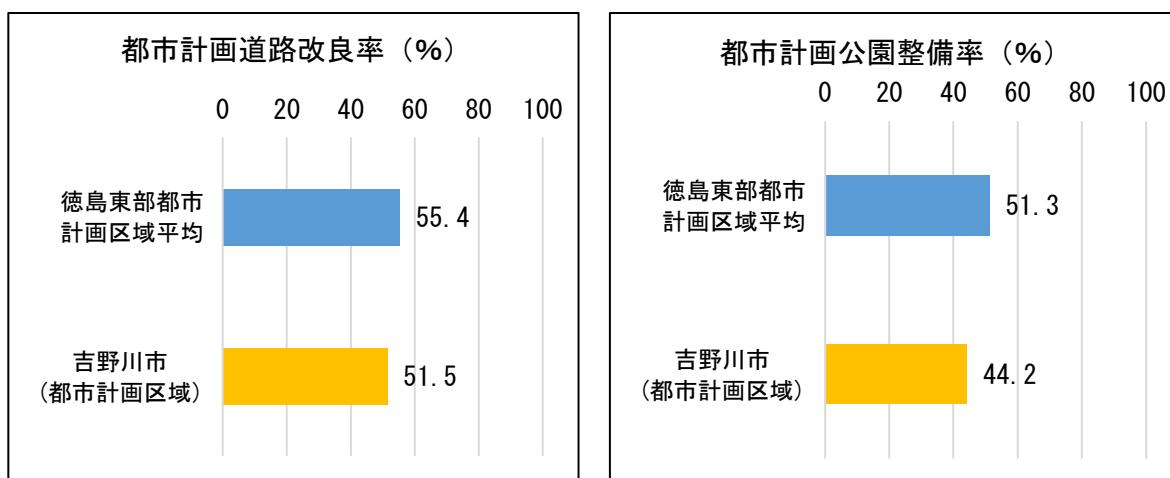


図 都市施設の現状

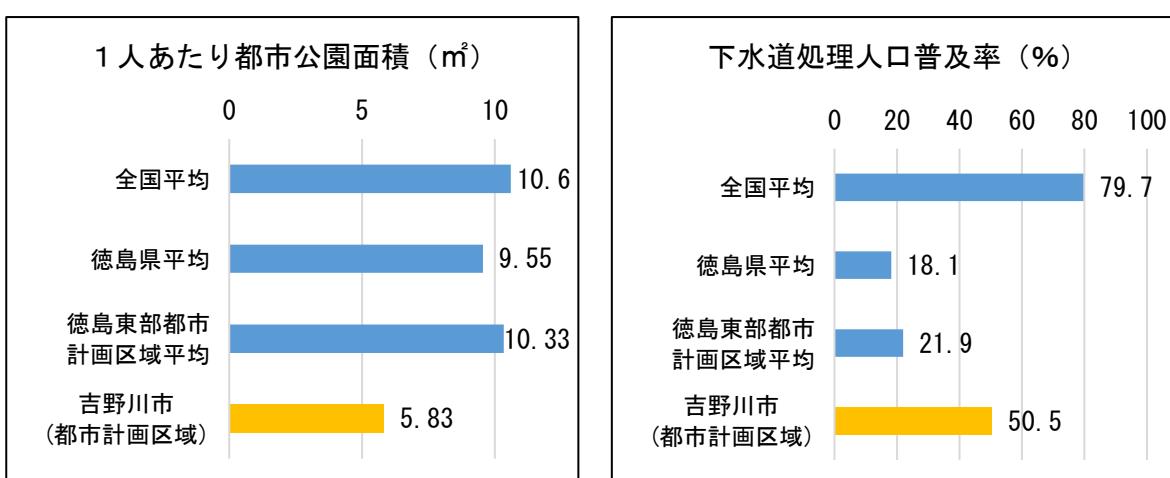
出典：平成 30 年度都市計画基礎調査データを基に作成

第2章 吉野川市の現状等



(注)下水道処理区域(排水区域)の区域区分A, B, Cは次のとおりである。

A：市街化区域内でD I D区域内 B：市街化区域内でD I D区域外 C：市街化調整区域



出典：徳島県の都市計画（R 2年3月時点）、平成30年度都市計画基礎調査、国土交通省

第2章 吉野川市の現状等

7. 経済・財政・地価の現状

(1) 地価の推移

過去 20 年間における吉野川市内の公示地価・都道府県地価は下落傾向にあります。

2020 年時点で最も高い地価は、調査地点「鴨島 1」の約 3 万 9 千円/m²、次いで「鴨島 3」の約 3 万 5 千円/m²となっています。

鴨島駅周辺の市街化区域や阿波山川駅周辺の地価が高くなっています。

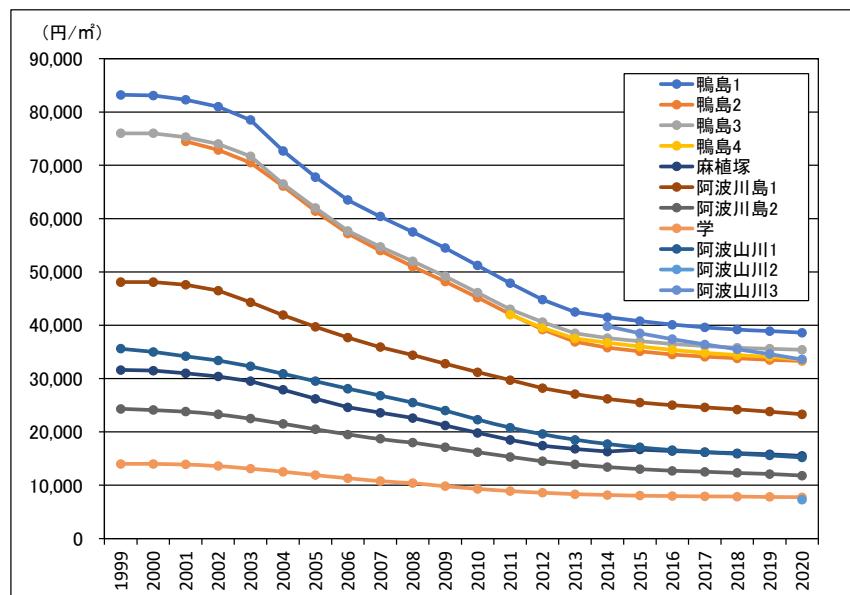


図 公示地価・都道府県地価の推移

出典：国土数値情報（地価公示、都道府県地価調査）

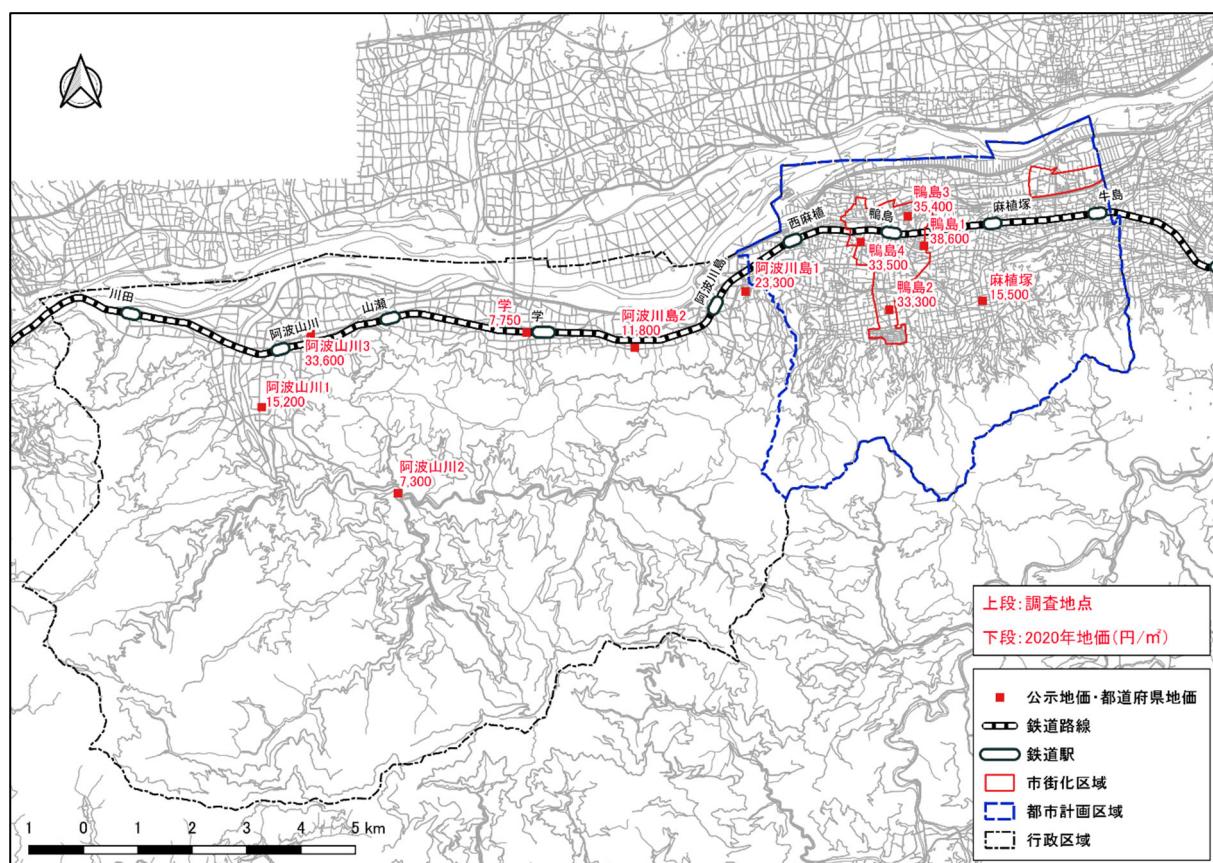


図 公示地価・都道府県地価（2020 年）

出典：国土数値情報（地価公示、都道府県地価調査）

第2章 吉野川市の現状等

過去 15 年間における都市計画区域内の全地価調査地点の平均価額は、2005 年の約 4 万 5 千円/m²から 2019 年には約 2 万 6 千円/m²まで下落しています。

住居系用途地域では、2005 年の約 6 万 7 千円/m²から 2019 年には約 3 万 6 千円/m²まで下落しており、15 年間の下落率は 46.3% となってていますが、ここ数年は横ばい傾向にあります。

商業系用途地域では、2005 年の約 14 万 4 千円/m²から 2019 年には約 6 万 1 千円/m²まで下落しており、15 年間の下落率は 57.6% となっています。

市街化調整区域では、2005 年の約 2 万 6 千円/m²から 2019 年には約 1 万 6 千円/m²まで下落しており、15 年間の下落率は 38.5% となっています。また、都市計画区域外では、2005 年の約 2 万 8 千円/m²から 2019 年には約 1 万 8 千円/m²まで下落しており、15 年間の下落率は 35.7% となっています。

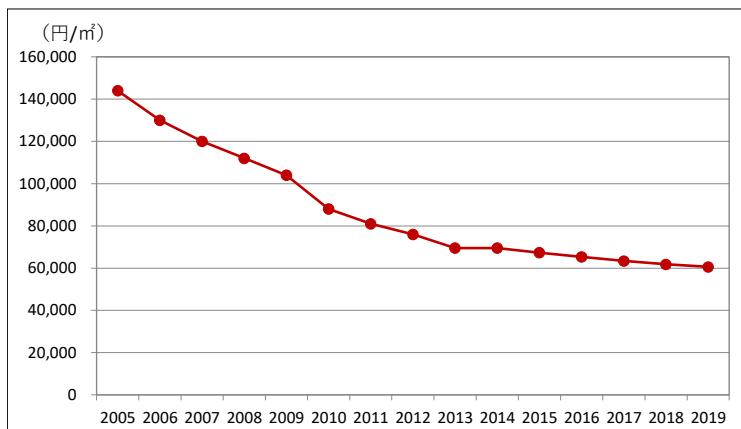


図 平均地価の推移（商業系）

出典：国土数値情報（地価公示、都道府県地価調査）

※2009 年の値は、2008 年 9 月に起きたリーマンショックの影響で、全国的に地価が急落した影響とみられる。

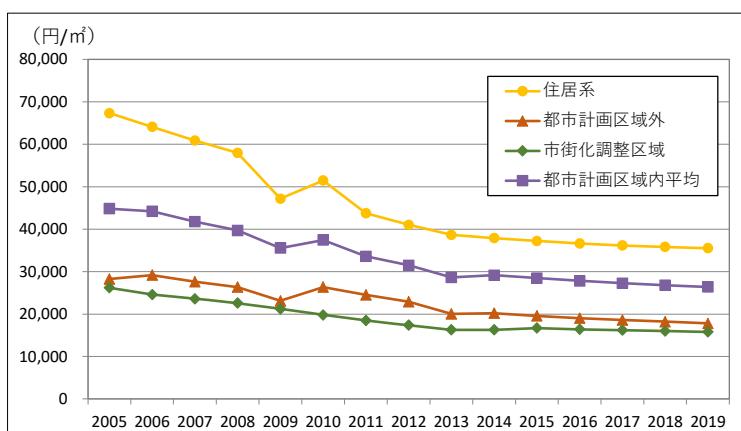


図 平均地価の推移（商業系以外）

出典：国土数値情報（地価公示、都道府県地価調査）

※2009 年の値は、2008 年 9 月に起きたリーマンショックの影響で、全国的に地価が急落した影響とみられる。

第2章 吉野川市の現状等

(2) 小売業年間販売額、事業所数、従業者数等

小売業年間販売額は、平成9年（42,364百万円）をピークに平成24年（26,196百万円）まで減少していますが、平成28年（35,084百万円）には増加しています。

小売業売場面積は、平成16年まで増加を続けていますが、平成19年に減少に転じ、平成28年まで横ばいで推移しています。

事業所数は、昭和61年（2,862件）以降、増減を繰り返しながら減少傾向となっており、平成28年（1,888件）には、ピーク時の約7割まで減少しています。

従業員数は、平成3年（17,281人）をピークに、事業所数と同様、増減を繰り返しながら減少傾向となっています。

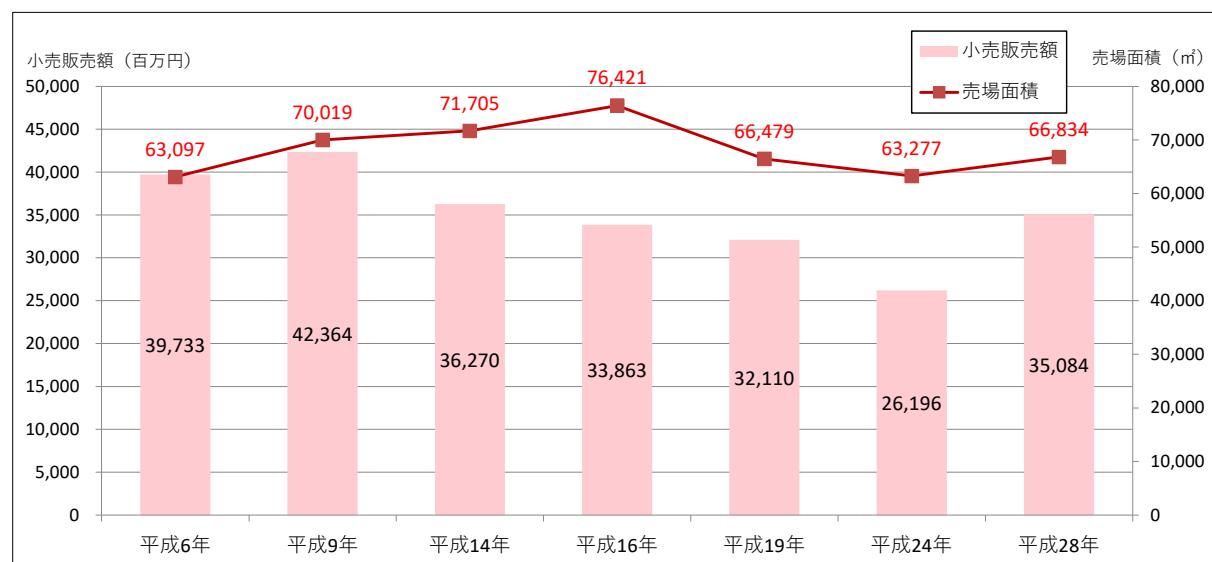


図 小売業年間販売額と売場面積の推移

出典：各年商業統計調査、平成24年以降は経済センサス

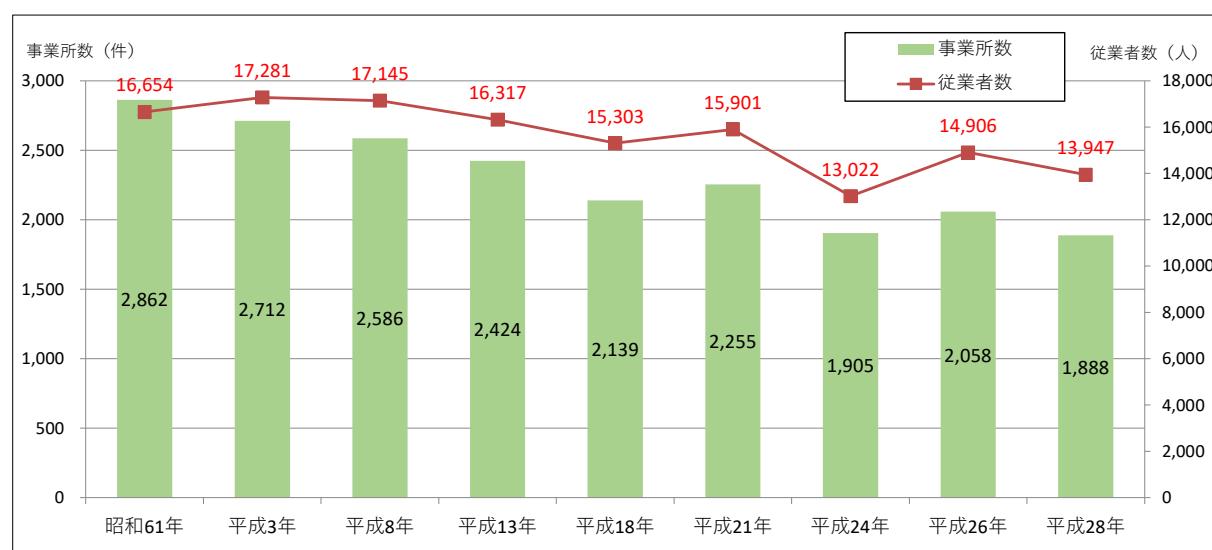


図 事業所数と従業者数の推移

出典：各年事業所・企業統計調査、平成21年以降は経済センサス

第2章 吉野川市の現状等

(3) 歳入・歳出の状況

1) 歳入の推移等

過去10年間における歳入の推移をみると、2016年までは横ばい傾向にありましたが、2017年以降増加し続けており、2020年では約261億64百万円となっています。

2011年と2020年の歳入状況を比較すると、歳入合計が約42億円増加しており、自主財源が26.2%から26.9%に微増しています。

また、目的別の歳入状況では、繰入金や国庫支出金等が増加している一方、市税や市債、地方交付税が減少しています。

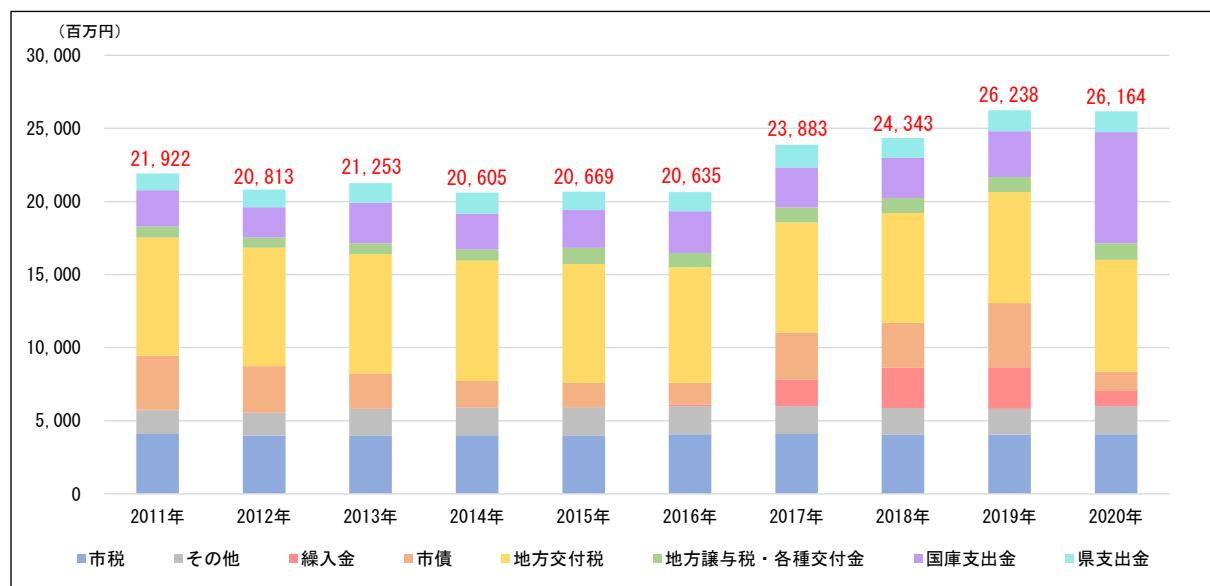


図 歳入の推移

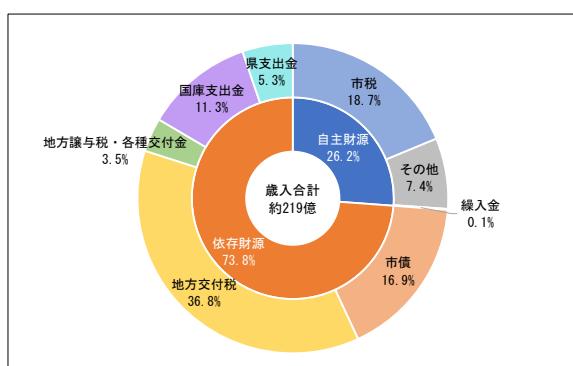


図 2011年の歳入状況

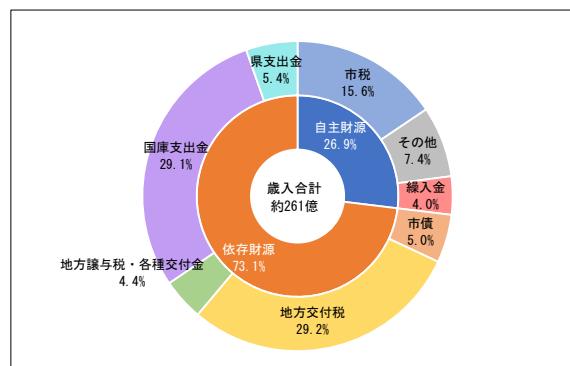


図 2020年の歳入状況

出典：市資料

第2章 吉野川市の現状等

2) 岁出の推移等

過去10年間における歳出の推移をみると、2016年までは横ばい傾向にありましたが、2017年以降増加し、2020年では約252億42百万円となっています。

2011年と2020年の歳出状況を比較すると、歳出合計が約40億円増加しており、義務的経費が46.0%から40.7%、投資的経費が13.7%から7.5%に、それぞれ減少しています。

また、目的別の歳出状況では、扶助費や補助費用等が増加している一方で、人件費や普通建設事業費、災害復旧事業費、繰出金等は減少しています。

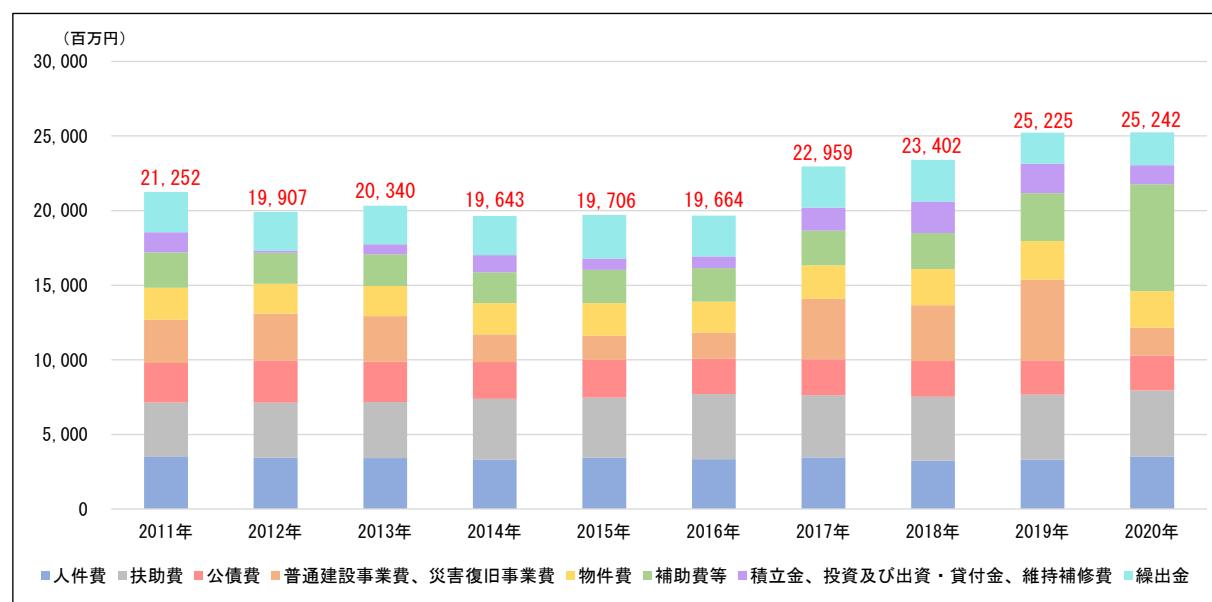


図 岁出の推移

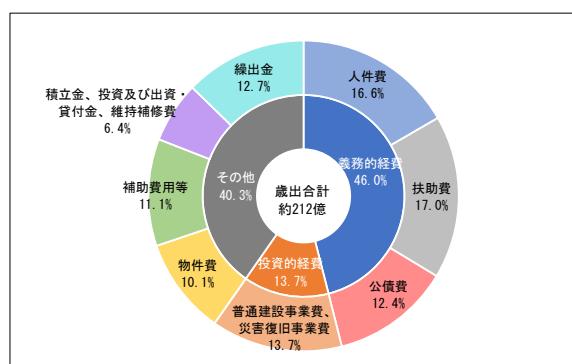


図 2011年の歳出状況

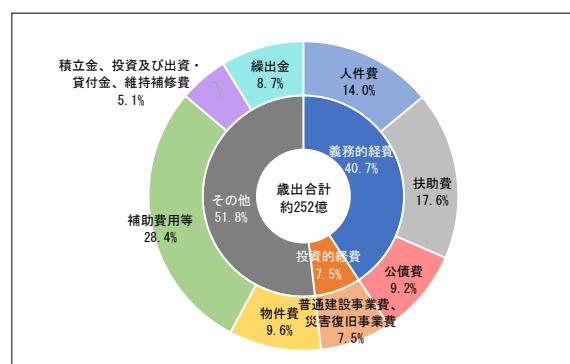


図 2020年の歳出状況

出典：市資料

第2章 吉野川市の現状等

(4) 公共施設維持管理費、更新費用

1) 公共施設

吉野川市公共施設等総合管理計画をみると、現在保有している公共施設を今後も同じ規模で保有し続けた場合、2016年から2055年の40年間で必要となる公共施設の改修・建て替え費用の見込み額は、合計で約897億円となっています。年平均額では、約22億円となっており、直近10年間における投資的経費の平均の約1.6倍に増加する見込みとなっています。

今後5年間は、耐用年数を迎える施設が多い等の理由から、大規模改修に莫大な費用がかかるとみられます。その後、建て替え費用が増加し、2030年代後半～2040年代前半にかけて急激に増大する見込みとなっています。

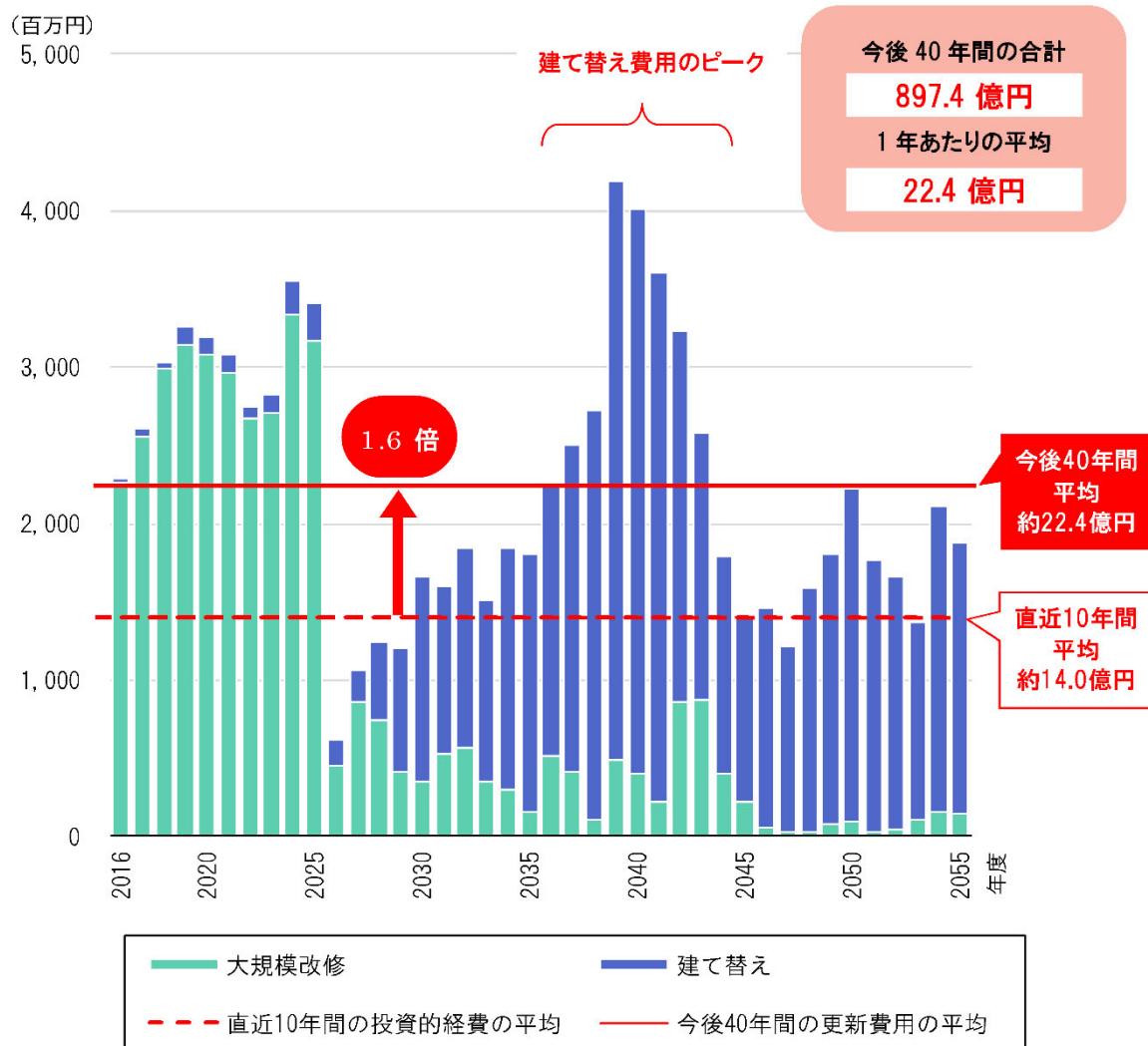


図 公共施設の維持（改修・建て替え）にかかる費用の予測

出典：吉野川市公共施設等総合管理計画

第2章 吉野川市の現状等

2) インフラ施設

吉野川市公共施設等総合管理計画をみると、現在保有しているインフラ施設を今後も同じ規模で保有し続けた場合、2016年から2055年の今後40年間で必要となるインフラの更新費用の見込み額は、合計で約1,281.8億円となっています。年平均額では、約32.0億円となっており、直近5年間における投資的経費の平均の約2.3倍に増加する見込みとなっています。

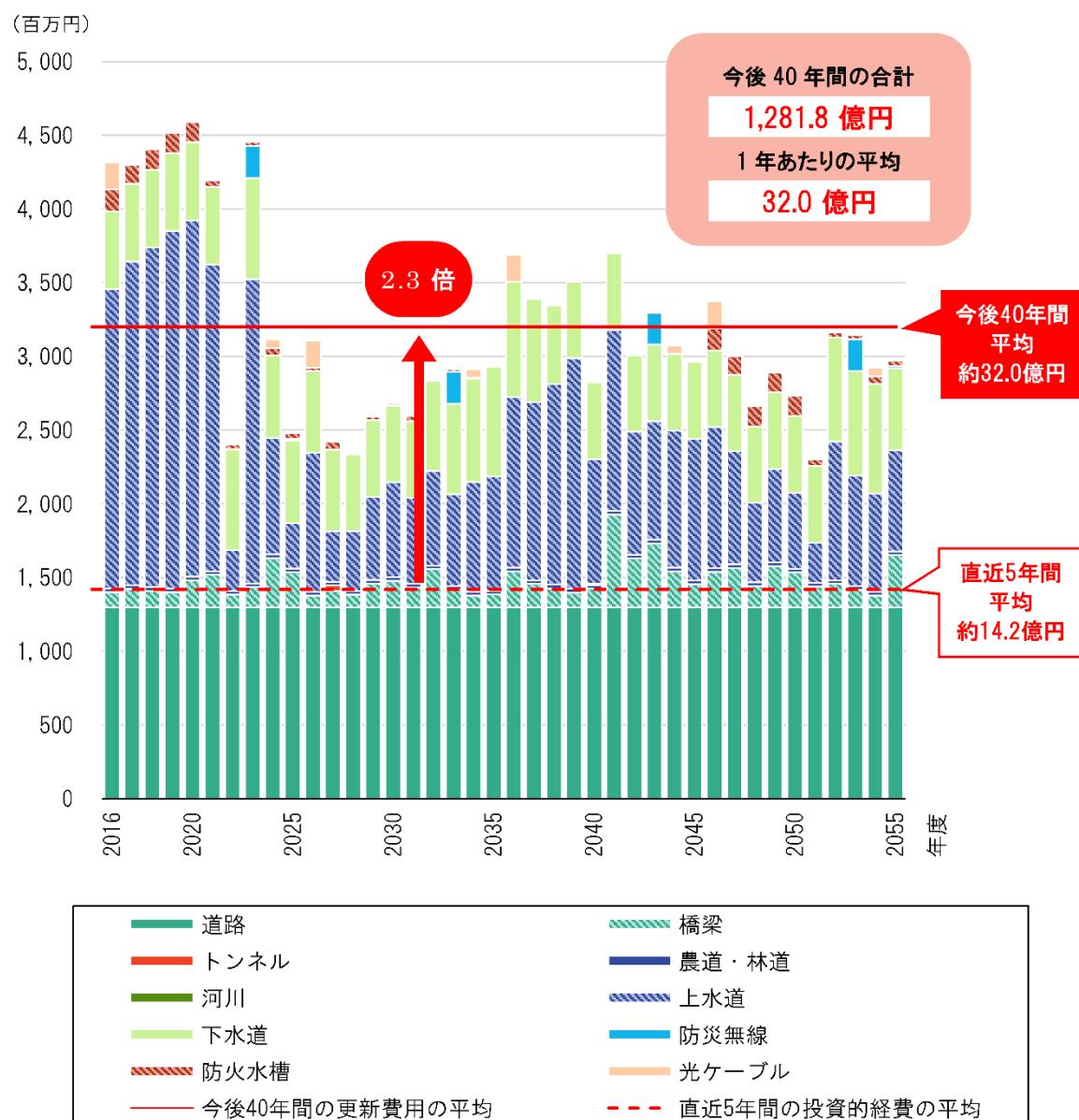


図 インフラ施設の維持（更新）にかかる費用の予測

出典：吉野川市公共施設等総合管理計画

第2章 吉野川市の現状等

8. 市民意向

(1) 調査概要

立地適正化計画の策定に向けてアンケート調査を実施し、市民の日常行動の現状や今後のまちづくりに関する意向等を把握しました。配布数 2,100 票に対し、回収数は 778 票、回収率は 37.0% でした。

| | |
|--------|----------------------------------|
| ① 対象地域 | 吉野川市の全域 |
| ② 対象者 | 市内に居住する 20 歳以上の男女 2,100 名 |
| ③ 調査方法 | 郵送による調査票の配布・回収 |
| ④ 調査期間 | 令和 2 年 11 月 25 日（水）～12 月 18 日（金） |
| ⑤ 回収数 | 778 票（回収率：37.0%） |

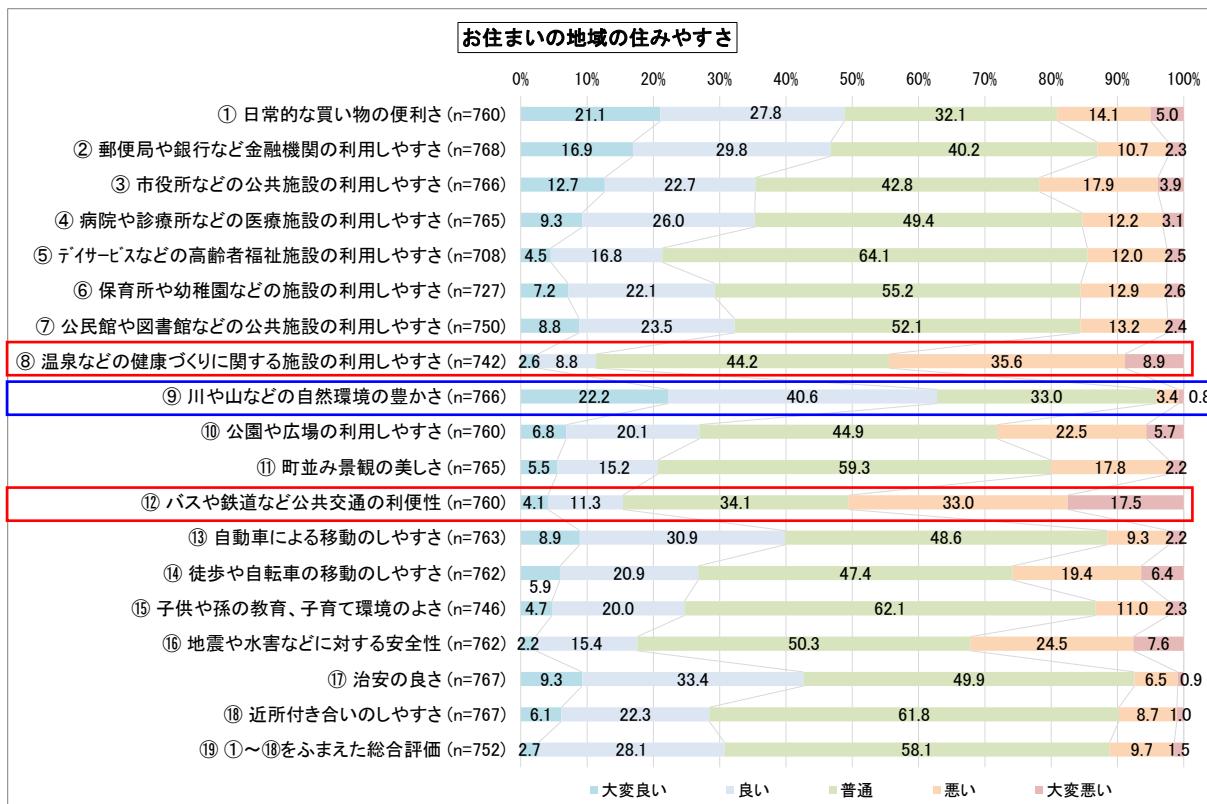
(2) 調査結果（概要）

1) 吉野川市の現状に関して

■お住まいの地域の住みやすさ

「⑨ 川や山などの自然環境の豊かさ」は、「大変良い」と「良い」を合わせて 60% を超えています。

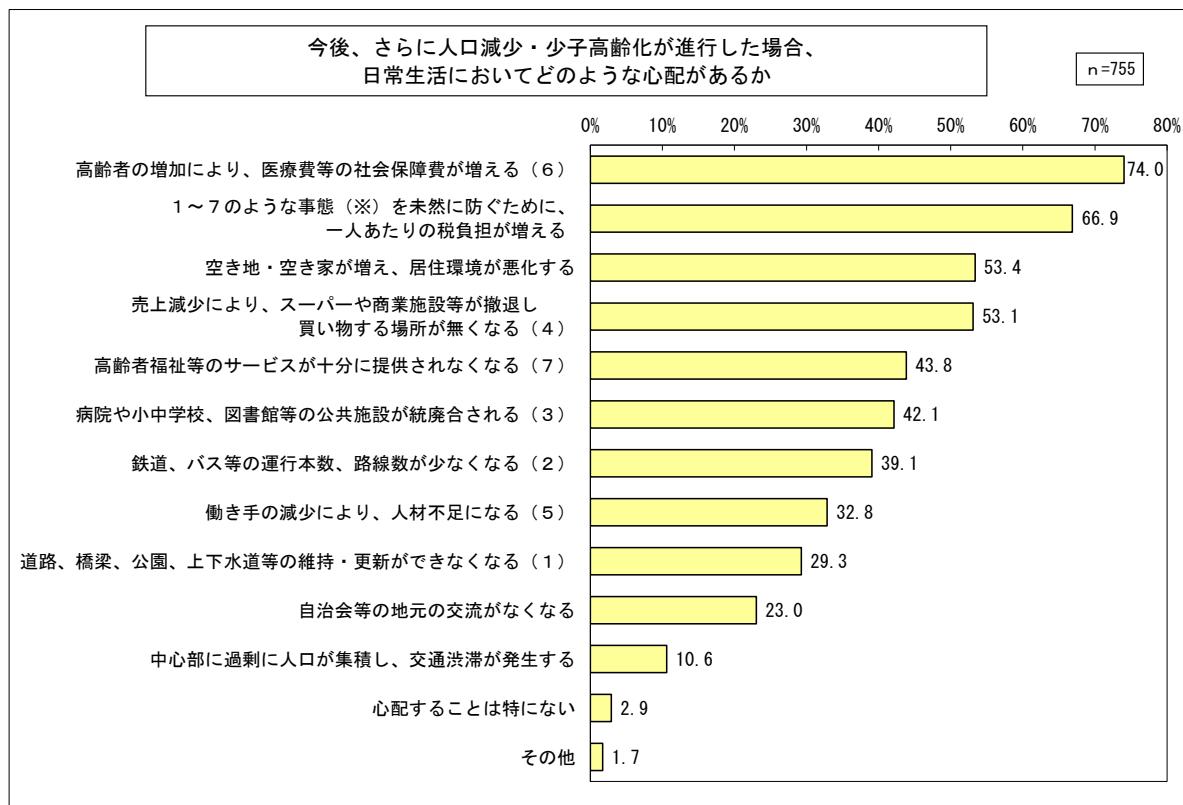
「⑧ 温泉などの健康づくりに関する施設の利用しやすさ」や「⑫ バスや鉄道など公共交通の利便性」は、「大変悪い」と「悪い」を合わせて 40% を超えています。



第2章 吉野川市の現状等

■今後、さらに人口減少・少子高齢化が進行した場合、日常生活において心配すること

「高齢者の増加により、医療費等の社会保障費が増える」が 74.0%と最も多く、次いで「1～7のような事態（※）を未然に防ぐために、一人あたりの税負担が増える」が 66.9%、「空き地・空き家が増え、居住環境が悪化する」が 53.4%となっています。

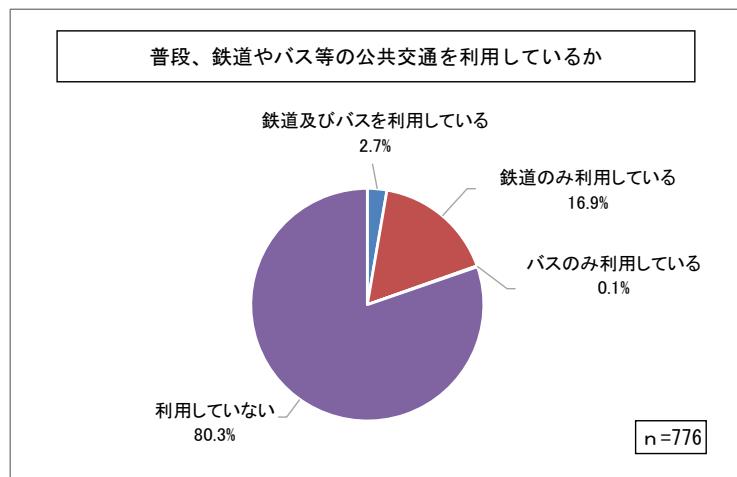


※ “1～7のような事態”とは、各項目の内容を示しています（各項目の後ろの番号を参照）。

2) 公共交通の利用について

■公共交通の普段の利用状況

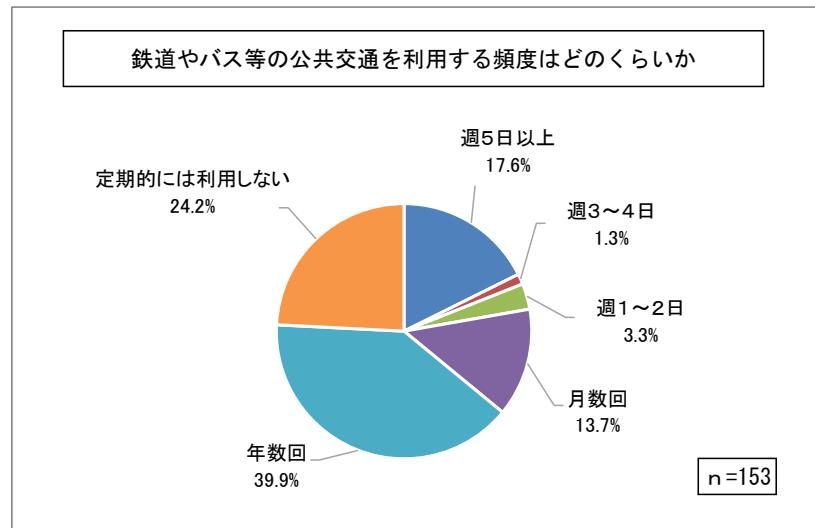
「利用していない」が 80.3%と最も多く、次いで「鉄道のみ利用している」が 16.9%、「鉄道及びバスを利用している」が 2.7%となっています。



第2章 吉野川市の現状等

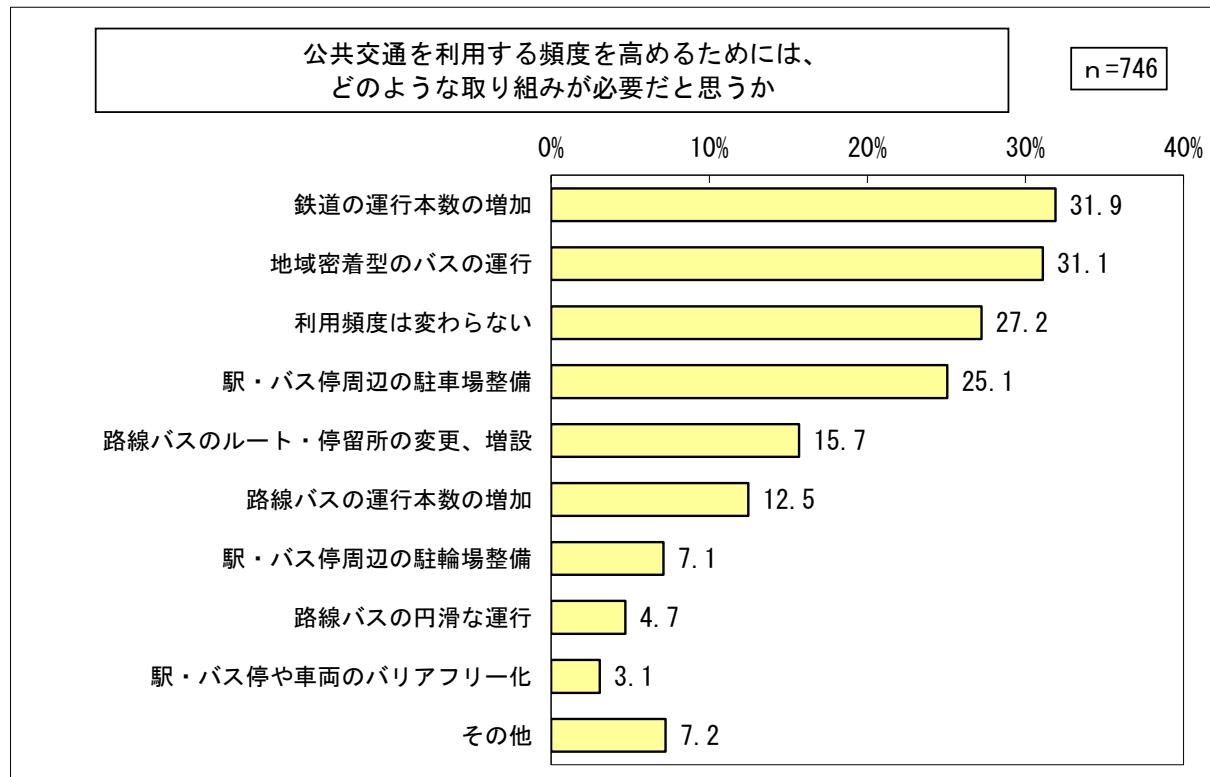
■公共交通を利用する頻度

「年数回」が39.9%と最も多く、次いで「定期的には利用しない」が24.2%、「週5日以上」が17.6%となっています。



■公共交通の利用頻度を高めるために必要な取組

「鉄道の運行本数の増加」が31.9%と最も多く、次いで「地域密着型のバスの運行」が31.1%、「利用頻度は変わらない」が27.2%となっています。

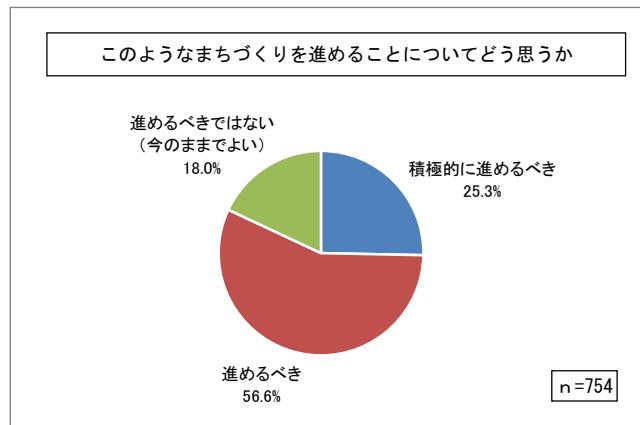


第2章 吉野川市の現状等

3) 今後のまちづくりについて

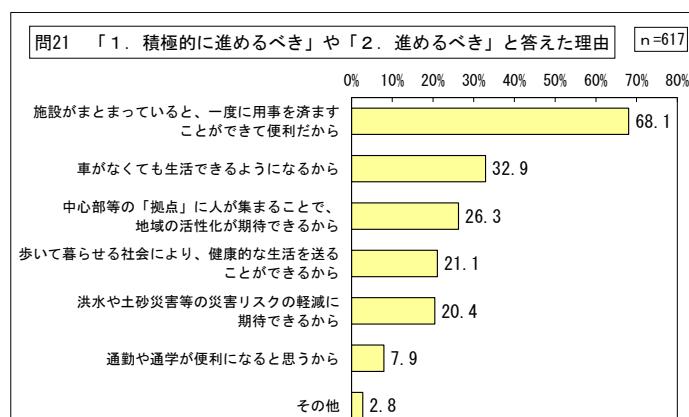
■「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」によるまちづくりを進めることについて

「進めるべき」が 56.6%と最も多く、次いで「積極的に進めるべき」が 25.3%となっています。



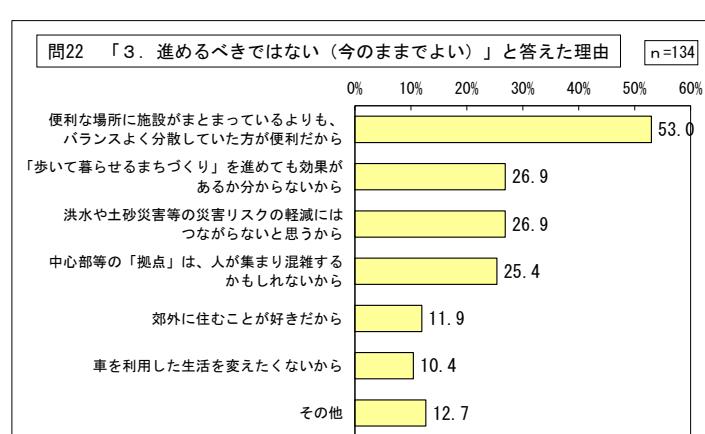
■「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」によるまちづくりを進めるべき理由

「施設がまとまっていると、一度に用事を済ますことができて便利だから」が 68.1%と最も多く、次いで「車がなくても生活できるようになるから」が 32.9%、「中心部等の「拠点」に人が集まることで、地域の活性化が期待できるから」が 26.3%となっています。



■「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」によるまちづくりを進めるべきではない理由

「便利な場所に施設がまとまっているよりも、バランスよく分散していた方が便利だから」が 53.0%と最も多く、次いで「「歩いて暮らせるまちづくり」を進めても効果があるか分からぬから」、「洪水や土砂災害等の災害リスクの軽減にはつながらないと思うから」が 26.9%、「中心部等の「拠点」は、人が集まり混雑するかもしれないから」が 25.4%、「人が集まり混雑するかもしれないから」が 26.9%、「車を利用した生活を変えたくないから」が 10.4%、「その他」が 12.7%となっています。



第3章 都市の抱える課題

1. 都市構造上の課題分析

(1) 土地利用

空き家戸数の分布をみると、鴨島駅周辺において10戸以上の空き家があるメッシュが見られるほか、住宅ストックの絶対数が多い市街化区域において空き家戸数の多いメッシュが分布しています。

市街化区域では人口減少が10人以上となるメッシュにおいて、現在の空き家戸数が多いメッシュが重なっており、人口減少に伴う空き家の増加に拍車がかかることが予想されます。

人口減少が予測される中、より多くの空き家の発生・増加によって中心市街地の賑わいの喪失が懸念されます。

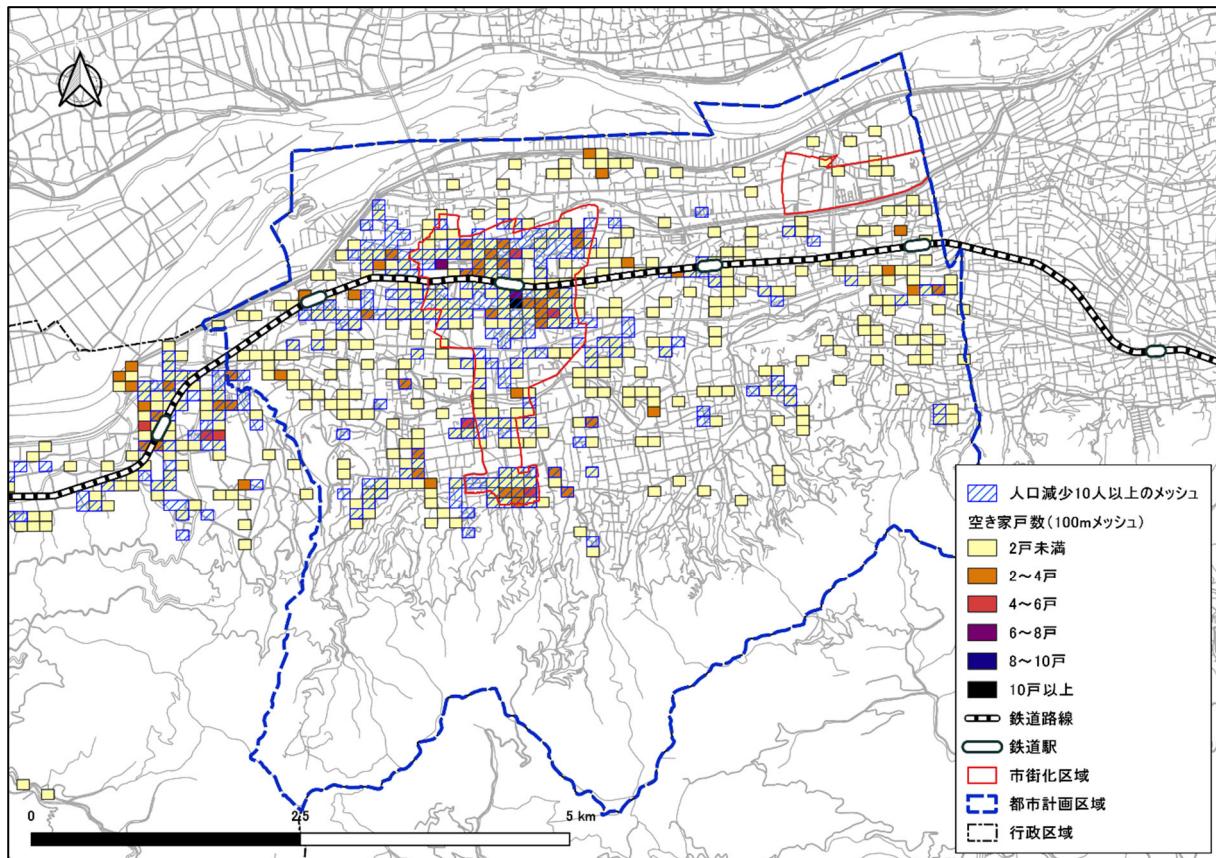


図 空き家数と人口減少10人以上のメッシュの重ね合わせ

出典：市資料、国土数値情報（500mメッシュ別将来推計人口（H30国政局推計））を基に加工

第3章 都市の抱える課題

(2) 公共交通

公共交通の利便性を鉄道駅から800m圏、バス停留所から300m圏で区分し、運行本数を踏まえた評価を行うと、下図の通りとなります。

本市の北側では東西方向の公共交通は充実していますが、南北方向の路線がないため、都市計画区域内の北側で交通利便性が高くなっています。人口の維持が期待される呉郷団地等は、公共交通の利便性が悪いため、人口減少が推計値より進む可能性があります。

また、鉄道とバス交通の運行路線が重複しており、相互に補完する役割はありません。

都市計画区域の公共交通便利地域の人口密度をみると、2020年では14.3人/haであるものの、2050年には8.6人/haまで減少することが予測され、公共交通の運行を維持することが困難になるおそれがあります。

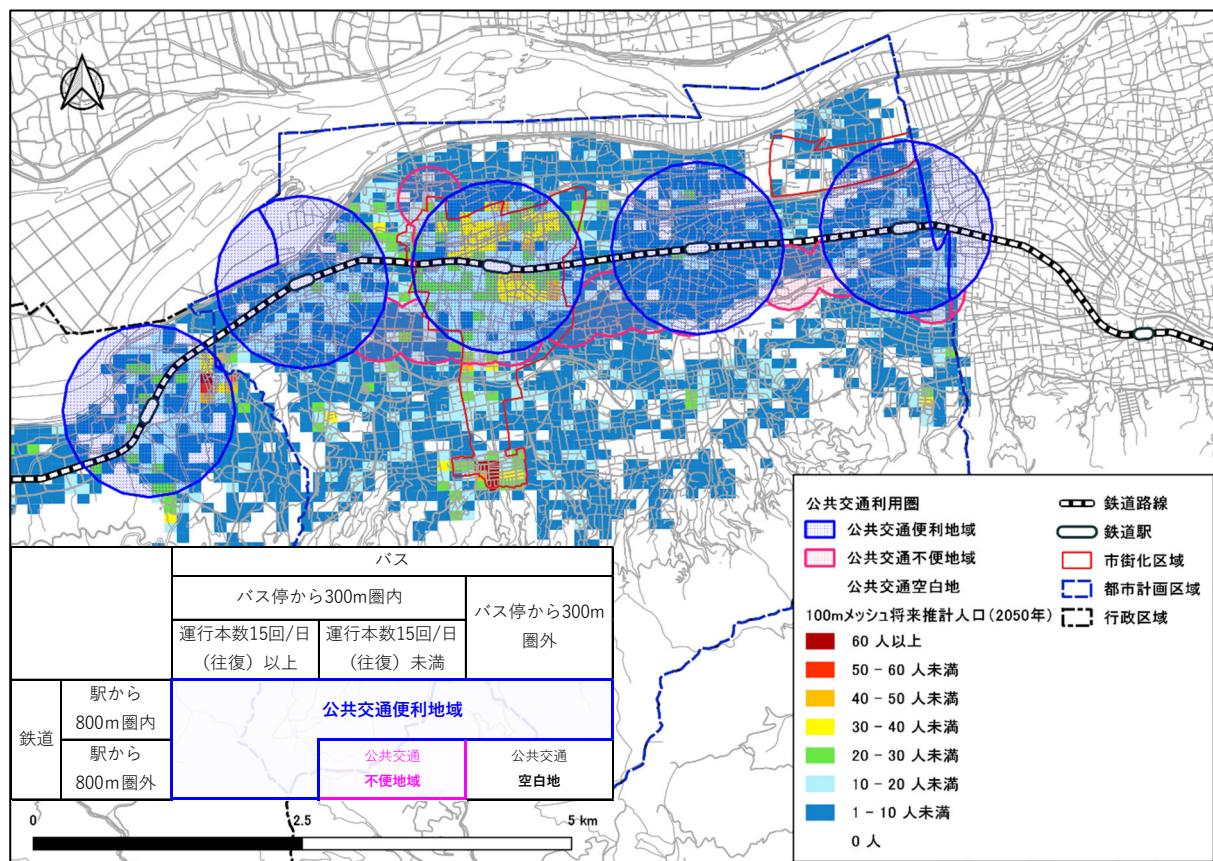
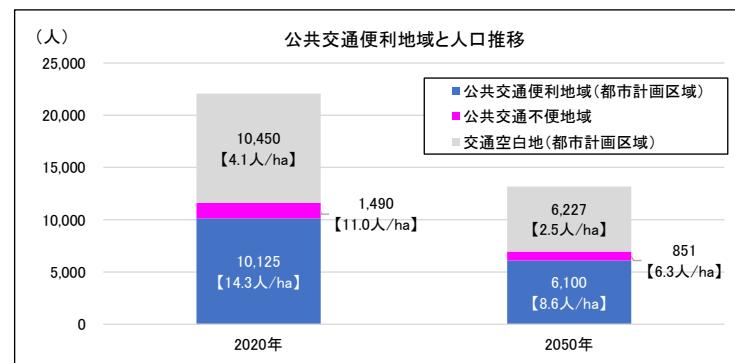


図 公共交通便利地域と将来人口の重ね合わせ

出典：国土数値情報（鉄道、バス停留所）、国土数値情報（500mメッシュ別将来推計人口（H30国政局推計））を基に加工

(3) 生活サービス

各種生活サービス施設について、徒歩でアクセス可能な圏域を重ね合わせて都市機能の評価を行うと下図の通りとなります。

鴨島駅から吉野川市役所の間や鴨島東中学校周辺の評価が高くなっています。

現在の市街化区域内の生活サービスに対する評価は高く、高齢化が進んだ場合においても比較的人口の維持に繋がることが期待されるため、将来にわたって生活サービス施設の維持を図る必要があります。

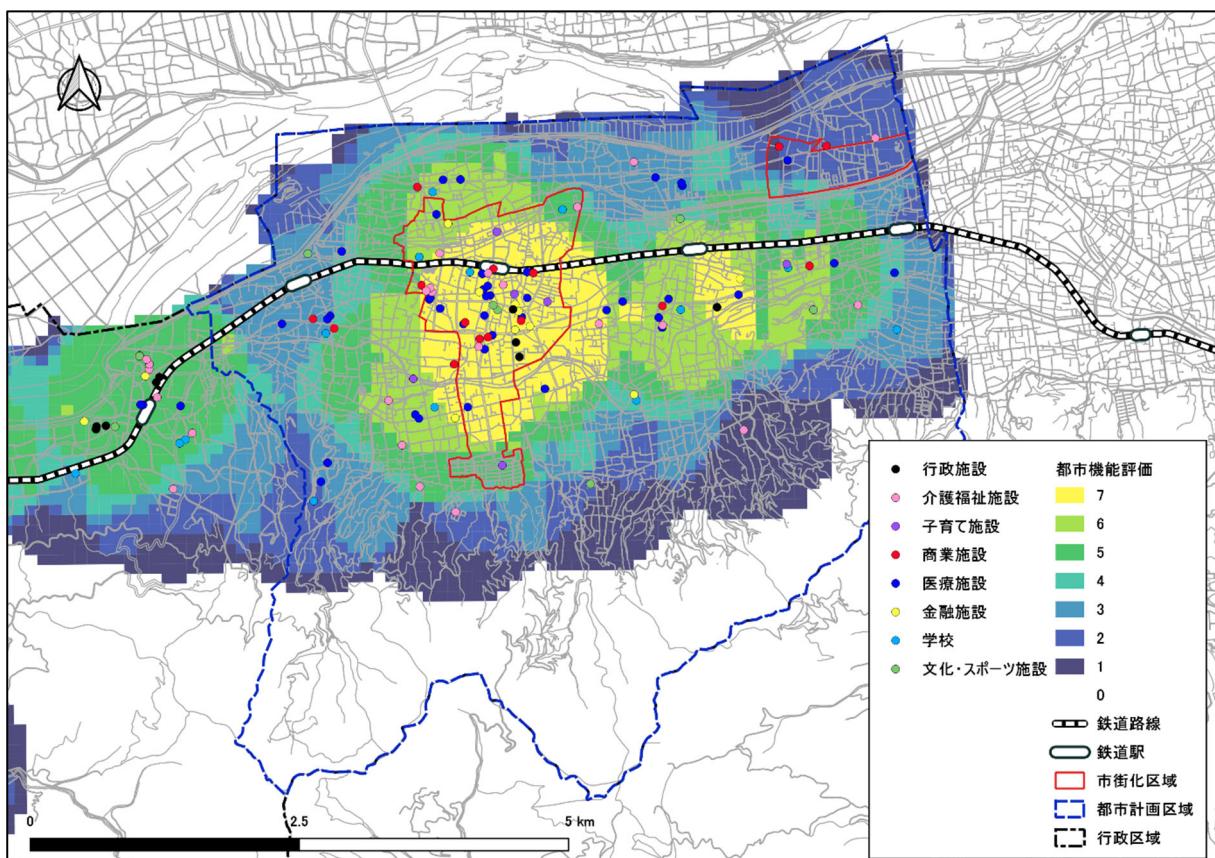


図 各種生活サービス施設の分布と都市機能評価

出典：国土数値情報、iタウンページを基に作成

※各生活サービス施設（7種）の徒歩圏に含まれるエリアを加点し、0～7点で評価

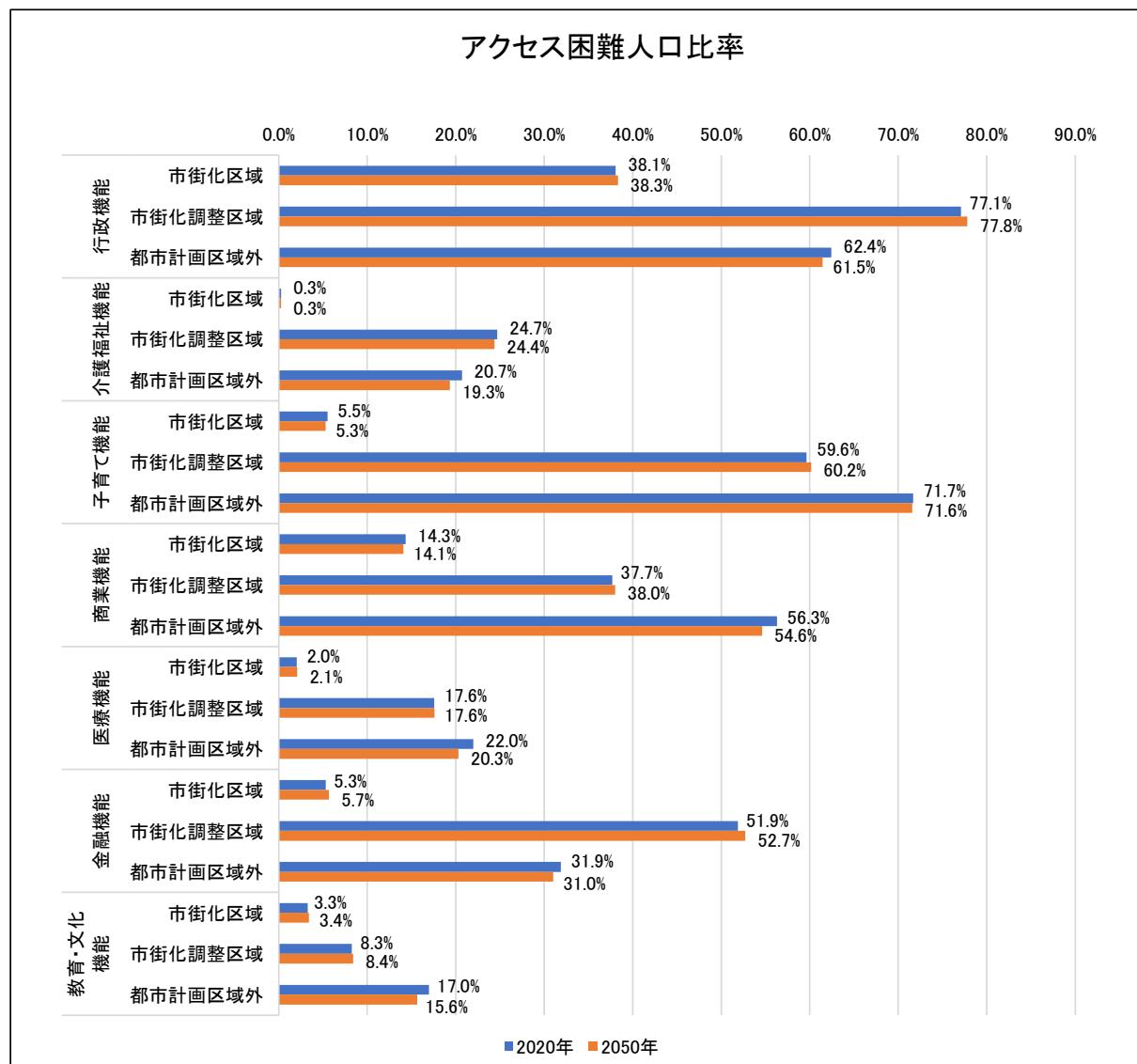
（例：全ての生活サービス施設（7種）の徒歩圏が重なるエリアは7点）

第3章 都市の抱える課題

各施設（都市機能）へのアクセスが困難な地域の人口比率は下図の通りとなります。

市街化区域では、行政機能と商業機能を除いてアクセス困難人口が10%未満となっており、比較的利便性が高く、人口誘導の促進に有効な要素です。

また、将来多くの人が徒歩で都市機能を享受できる環境を確保するため、既存の施設の維持・充実を図る必要があります。



※アクセス困難人口とは、各施設（都市機能）まで500m以上かつ自動車利用困難な65歳以上の高齢者のこと。

出典：国土数値情報、iタウンページを基に算出

(4) 医療・福祉

高齢化率をみると、2020年では40%未満の地域が多いものの、2050年には大半の地域で40%以上となることが予測されます。

そのため、医療施設や介護福祉施設（通所介護）の需要が将来高まることが考えられるものの、広範囲で高齢化率の上昇が予測されることから、施設が分散的に立地するおそれがあります。

また、将来鴨島駅周辺の中心市街地でも高齢化率が50%を超えることが予測されることから、地域コミュニティの活力低下が懸念されます。

さらに、公共交通の空白地においても高齢化率の上昇が見込まれ、交通弱者への対応が必要となっていくことが考えられます。

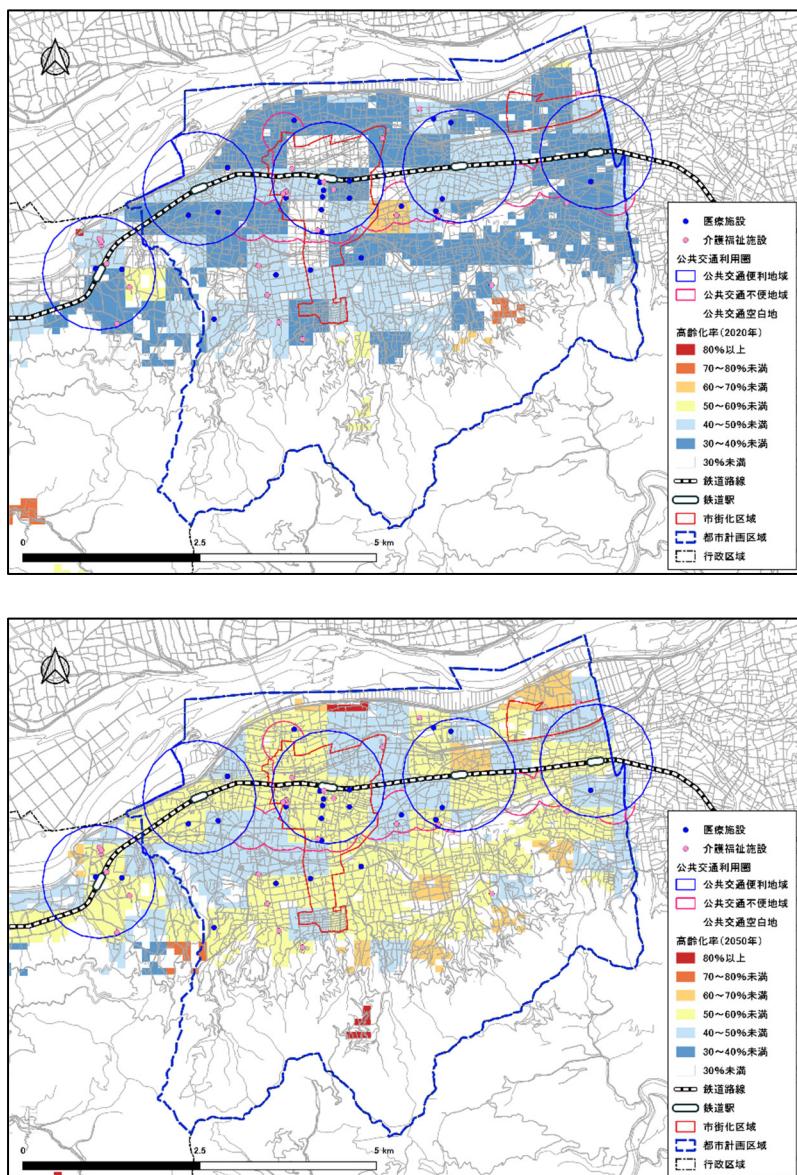


図 高齢化率の分布（上：2020年、下：2050年）

出典：国土数値情報（鉄道、バス停留所、医療機関、福祉施設）、
国土数値情報（500mメッシュ別将来推計人口（H30国政局推計））を基に加工

第3章 都市の抱える課題

2. 都市の抱える課題

都市を取り巻く現状と将来見通し、都市構造上の課題を踏まえ、都市の抱える課題を次の通り整理します。

【人口・世帯】

- 人口が減少しており、今後さらに人口密度が低下するおそれがある
- 人口密度の低下や高齢化に伴って、地域コミュニティの衰退や消滅が懸念

【土地利用】

- 都市計画区域外や市街化調整区域での開発圧力は低いものの、市街化区域内の低未利用地が増加傾向にあり、スポンジ化が懸念
- 人口減少が予測される中、空き家の発生・増加に伴って中心市街地の賑わい喪失が懸念

【交通】

- 都市計画区域内を循環する路線や中心部と各地域をつなぐ路線が不足している
- 公共交通利便地域の人口密度が低下し、運行維持が困難になるおそれがある
- 高齢化の進行に伴って交通弱者対策が必要

【都市機能】

- 生活サービス施設周辺の人口減少に伴って、施設の撤退や廃業等が懸念
- 広範囲での高齢化の進展に伴い、福祉施設等が分散的に立地し、移動手段の確保の必要や施設の維持管理費用が増加するおそれがある
- 既存の都市機能が充実している都市計画区域や中心市街地では、地域活力の維持・活性化のために、それらの維持・充実が必要
- その他の地域では、必要な都市機能の維持や中心市街地等へのアクセスの確保が必要

【防災】

- 災害リスクの高い地域の防災対策や居住の誘導による安全確保が必要

【市街地整備】

- 都市公園等の基盤整備やその利用促進が必要

【財政・地価】

- 公共施設やインフラの維持更新の費用が増大する中で、選択と集中による投資が必要
- 長期的な地価の下落傾向による税収減のおそれがある

第4章 立地適正化の基本的な方針

1. 都市づくりの理念・まちづくりの基本方針（ターゲット）

（1）都市づくりの理念

吉野川市都市計画マスターplanでは、生涯を通じて快適に暮らせるまちを目指し、「ひと・まち・かわの息吹を感じるまちづくり～夢・未来が広がる『生活舞台 吉野川』の創造～」をまちづくりの基本理念として掲げています。

本計画では、居住の集積とあわせた新たな交通網の形成を検討し、利便性の高い公共交通網を構築しつつ、誰もが歩いて暮らせる持続可能なまちづくりを目指すとともに、吉野川の洪水をはじめとしたあらゆる災害に対応できる避難体制の構築を図り、安全な市街地の形成を目指します。

これらを踏まえ、本計画における都市づくりの理念は、以下のように設定します。

『誰もが安心して暮らせる持続可能な都市』

（2）まちづくりの基本方針（ターゲット）

都市構造の特性や課題、市民意向（アンケート調査）等を踏まえ、以下の4つの視点を抽出した上で、都市づくりの理念である『誰もが安心して暮らせる持続可能な都市』を実現するため、まちづくりの基本方針（ターゲット）を設定します。

■ 4つの視点

コンパクトで賑わいのある 中心市街地の再生

【分野別の分類】

- ・「人口・世帯」、「土地利用」、「都市機能」

持続可能な都市機能の確保

【分野別の分類】

- ・「都市機能」、「市街地整備」、「財政・地価」

歩いて暮らせる 交通ネットワークの強化

【分野別の分類】

- ・「交通」、「市街地整備」

災害に強い市街地の形成

【分野別の分類】

- ・「防災」、「市街地整備」

第4章 立地適正化の基本的な方針

■まちづくりの基本方針（ターゲット）

基本方針

1

コンパクトで賑わいのある中心拠点づくり

（視点：コンパクトで賑わいのある中心市街地の再生）

鴨島駅周辺の中心市街地は、すでに必要な都市機能がコンパクトに集約されているため、今後は賑わいのある中心拠点づくりに向けて、まちの魅力向上を図ります。また、人口減少下においても、まちの賑わいが絶えないようにするために、まちなか居住を促進します。

基本方針

2

都市機能の集積による持続可能な生活環境づくり

（視点：持続可能な都市機能の確保）

少子高齢化が進展する中、魅力のある持続可能なまちづくりに向け、主に子育て世代や高齢者世代が必要な都市機能の集積・維持を図るとともに、多様な機能を兼ね備えた“市民プラザ”的な積極的な活用を図ります。

基本方針

3

歩いて暮らせるネットワークづくり

（視点：歩いて暮らせる交通ネットワークの強化）

“縦長いまちなか（市街化区域）”において、南北を結ぶ公共交通網の充実や歩行空間の整備を図り、誰もが歩いて快適に暮らせるネットワークを構築します。

基本方針

4

安心して暮らせる基盤・体制づくり

（視点：災害に強い市街地の形成）

災害発生時には、吉野川等の洪水により、市街地全域が浸水すると想定されていますが、基盤整備や地域の避難体制の強化等、ソフトとハードの両面から対策を図ることにより、災害に強いまちづくりの形成を図ります。

第4章 立地適正化の基本的な方針

2. 課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）

都市づくりの理念に基づき、4つのまちづくりの基本方針（ターゲット）を実現するため、課題解決に向けた施策・誘導方針（ストーリー）を設定します。

＜基本方針1＞

コンパクトで賑わいのある中心拠点づくり

施策・誘導方針1：賑わいのある商店街の再興

●商店街の衰退や人口減少等の影響で、中心部の空洞化が進んでいることを踏まえ、創業支援やイベントの実施等により、昔のように賑わいのある商店街の再興を図ります。

施策・誘導方針2：居住環境の整備・維持

●将来的に人口減少が進む中においても、現在の居住地に住み続けたいと思えるようになるため、公共下水道や生活環境の美化等により、居住環境の整備・維持を図ります。

施策・誘導方針3：まちなか居住の促進

●コンパクトな居住地の形成に向けて、住まいに関する補助や空き家バンク等の活用を促し、郊外に住む人や新たに移住してくる人等のまちなか居住を促進します。

＜基本方針2＞

都市機能の集積による持続可能な生活環境づくり

施策・誘導方針1：都市機能の集積・維持

●中心市街地の各種サービス機能を維持するため、鴨島駅前周辺の整備や既存施設の適正な管理、市民プラザの積極的な活用等により、都市機能の集積・維持を図ります。

第4章 立地適正化の基本的な方針

＜基本方針3＞

歩いて暮らせるネットワークづくり

施策・誘導方針1：地域公共交通の確保

- 徳島県の次世代地域公共交通ビジョンでは、JR徳島線沿線の徳島バスの廃止が検討されていること踏まえ、市民の地域公共交通の確保を図ります。

施策・誘導方針2：新たな公共交通の構築

- 現在は中心市街地とその南側をつなぐ公共交通がないため、比較的人口密度の高い鴨島駅周辺と呉郷団地を結ぶ新たな公共交通の構築を図ります。

＜基本方針4＞

安心して暮らせる基盤・体制づくり

施策・誘導方針1：災害に強い市街地の形成

- 大規模災害発生時の被害抑止・軽減に向けて、既設の堤防整備や老朽危険空家の除却等を実施し、災害に強い市街地の形成を図ります。

施策・誘導方針2：地域の防災体制の強化

- 大規模災害等発生時においても、迅速かつ適切に避難できるよう、地域の自主防災組織の訓練や避難に関する啓発活動等を実施し、地域の防災体制の強化を図ります。

第4章 立地適正化の基本的な方針

3. 都市の骨格構造

吉野川市都市計画マスター プランでは、本市が目指す将来都市構造として、右図の「将来都市構造図」を掲げています。

本計画においては、吉野川市都市計画マスター プランや現況分析の結果等を踏まえた上で、目指すべき都市の骨格構造を以下のように設定します。

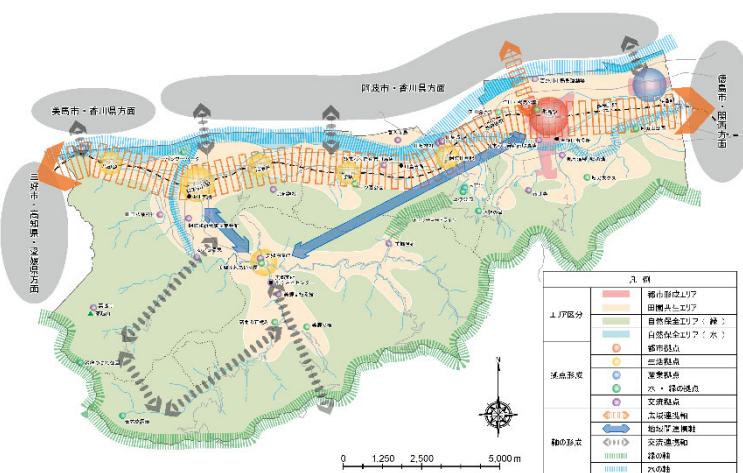


図 将来都市構造図（吉野川市都市計画マスター プラン）

出典：吉野川市都市計画マスター プラン

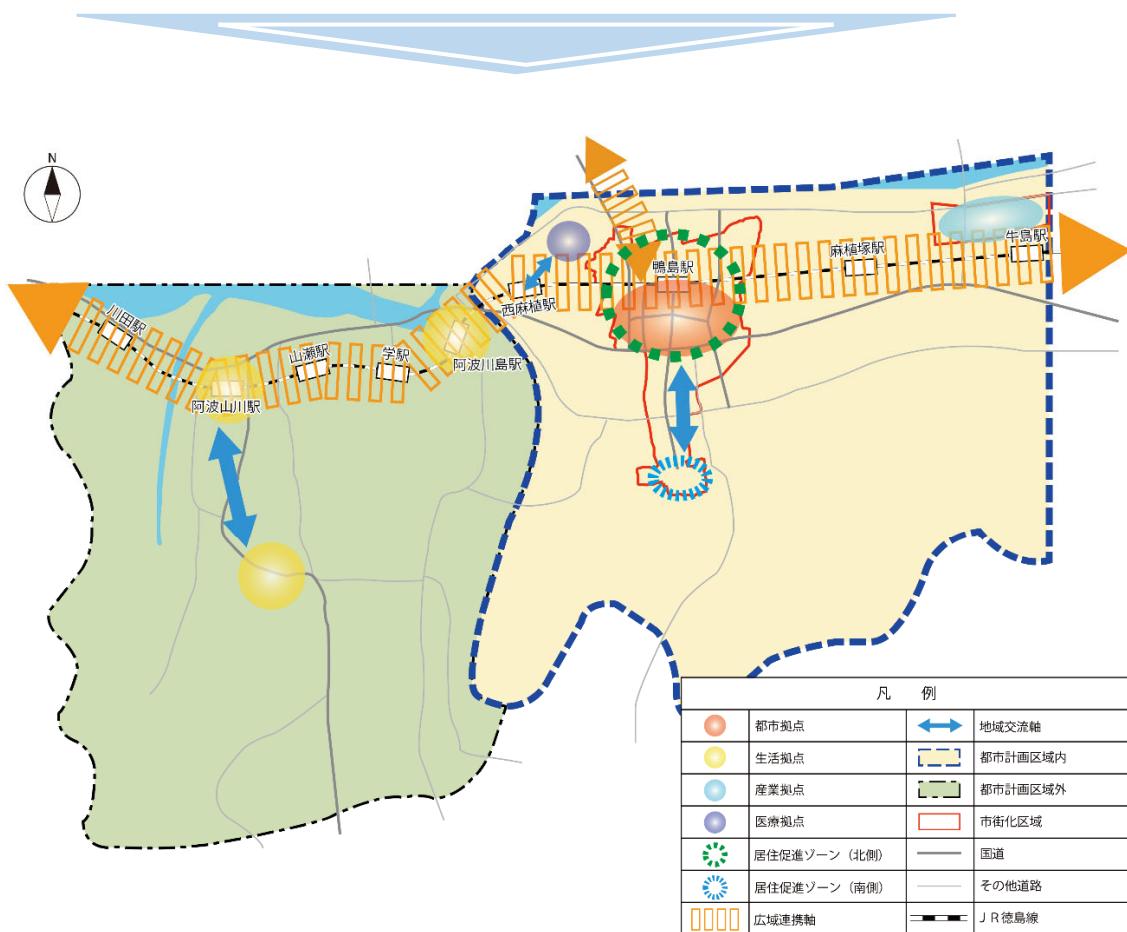


図 将来都市構造図

第4章 立地適正化の基本的な方針

■各区分と基本的な方向性

| 区分 | 名称 | 基本的な方向性 | 根拠 |
|-----|-------------|--|--|
| 拠点 | 都市拠点 | ●鴨島駅南側周辺では、周辺市町も含めた生活圏の“都市拠点”として、また、賑わいや活力のある核となる拠点として、都市機能の集積・充実を図ります。 | ○各種生活サービス施設が集積するエリア、かつ、将来的にも人口密度が高いエリア |
| | 生活拠点 | ●川島地域・山川地域の中心部は、地域住民の日常生活サービスを提供する“生活拠点”として、機能維持を図ります。 ●また、美郷地域の中心部は、地域住民の“生活拠点”として、また、来訪者の交流拠点として、機能維持を図ります。 | ○将来的にも人口密度が維持されるエリア |
| | 産業拠点 | ●牛島地区の既存の工業集積や産業施設の立地を活かし、“産業拠点”的形成を目指します。 | ○既存の工業施設等の立地 |
| | 医療拠点 | ●本市における医療の中核を担う吉野川医療センターを“医療拠点”に位置づけ、連携強化を図ります。 | ○吉野川医療センターの立地 |
| ゾーン | 居住促進ゾーン(北側) | ●鴨島駅周辺は、都市拠点に位置づけるとともに、人口を維持する“居住促進ゾーン(北側)”に位置づけ、住民の居住を促します。 | ○将来的にも人口密度が高いエリア |
| | 居住促進ゾーン(南側) | ●呉郷団地周辺は、人口を維持する“居住促進ゾーン(南側)”に位置づけ、住民の居住を促します。 | ○将来的にも人口密度が高いエリア |
| 軸 | 広域連携軸 | ●国道192号・国道318号、JR徳島線等の骨格となる道路網・公共交通網を“広域連携軸”として位置づけ、市内外の交流を促します。 | ○既存の鉄道やバス交通等 |
| | 地域交流軸 | ●拠点間やゾーン間等を結ぶ道路網・公共交通網を“地域交流軸”として位置づけ、地域間の交流を促します。 | ○既存のバス交通等 <u>※新規追加検討含む</u> |

第5章 居住誘導区域

1. 居住誘導区域の設定方針

(1) 基本的な考え方【望ましい区域】

居住誘導区域として望ましい区域は、立地適正化計画作成の手引きに示された「居住誘導区域として望ましい区域」を踏まえ、以下の通り設定します。

■居住誘導区域として望ましい区域像

| 望ましい区域像 | | 出典 |
|-------------------------------|--|-----------------------|
| 生活利便性が確保される区域 | ○都市機能誘導区域となるべき中心拠点、地域／生活拠点の中心部に徒歩、自転車、端末交通等を介して容易にアクセスすることのできる区域、及び公共交通軸に存する駅、バス停の徒歩、自転車利用圏に存する区域から構成される区域 | |
| 生活サービス機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域 | ○社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等をベースに、区域外から区域内に現実的に誘導可能な人口を勘案しつつ、区域内において、少なくとも現状における人口密度を維持することを基本に、医療、福祉、商業等の日常生活サービス機能の持続的な確保が可能な人口密度水準が確保される面積範囲内の区域 | 立地適正化 計画作成の 手引き |
| 防災に対するリスクが低い、あるいは今後低減が見込まれる区域 | ○土砂災害、津波災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域であって、土地利用の実態等に照らし、工業系用途、都市農地、深刻な空き家・空き地化が進行している郊外地域等には該当しない区域 | |

■基本的な考え方【望ましい区域】

○公共交通の利便性が高い地域

⇒鉄道駅から半径 800m 徒歩圏、バス停から半径 300m 徒歩圏

○人口密度 40 人/ha 程度が見込まれる地域

⇒人口密度 40 人/ha 以上のメッシュ、または、人口密度 20 人/ha 以上のメッシュの中で人口減少数（2020 年→2050 年）が 10 人未満のメッシュ

※災害リスクに関して、本市の市街化区域は、全域が吉野川等の浸水想定区域に含まれているため【望ましい区域】では検討せず、(2) 考慮すべき地域の除外【ふさわしくない区域】で検討する事項とします。

第5章 居住誘導区域

(2) 考慮すべき地域の除外【ふさわしくない区域】

居住誘導区域にふさわしくない区域については、都市計画運用指針に示された考慮すべき地域を整理（本市に該当しない区域等は“－”とする）した上で、必須項目（必ず除外すべき区域）と、検討項目（除外すべきか検討する区域）に分類します。

■考慮すべき地域 <含まない>

| 都市計画運用指針 | 本市の考え方 |
|--|--|
| 市街化調整区域 | ・国の方針に準拠し、 必須項目（必ず除外すべき区域） に設定 |
| 建築基準法第39条の災害危険区域のうち、条例により住宅の建築が禁止されている区域 | － |
| 農業振興地域の整備に関する法律の農用地区域又は良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地に政令で定めるもの | ・市街化調整区域の全てに農用地区域が指定されており、国の方針に準拠し、 必須項目（必ず除外すべき区域） に設定 |
| 森林法の保安林の区域 | ・市街化調整区域の一部に保安林が指定されており、国の方針に準拠し、 必須項目（必ず除外すべき区域） に設定 |
| 自然公園法の特別地域 自然環境保全法の原生自然環境保全地域又は特別地区 森林法の保安林予定森林の区域 森林法の保安施設地区又は保安施設地区に予定された地区 | － |
| 地すべり防止区域 | ・市街化調整区域の一部に地すべり防止区域が指定されており、国の方針に準拠し、 必須項目（必ず除外すべき区域） に設定 |
| 急傾斜地崩壊危険区域 | － |
| 土砂災害特別警戒区域 | ・市街化区域及び市街化調整区域の一部に土砂災害特別警戒区域が指定されており、国の方針に準拠し、 必須項目（必ず除外すべき区域） に設定 |
| 浸水被害防止区域 | － |

■考慮すべき地域 <原則、含まない>

| 都市計画運用指針 | 本市の考え方 |
|---|--------|
| 津波災害特別警戒区域 | － |
| 災害危険区域（建築基準法第39条の災害危険区域のうち、条例により住宅の建築が禁止されている区域を除く） | － |

第5章 居住誘導区域

■考慮すべき地域 <適当でないと判断の上、含まない>

| 都市計画運用指針 | 本市の考え方 |
|-------------------|--|
| 土砂災害警戒区域 | ・市街化区域及び市街化調整区域の一部に土砂災害警戒区域が指定されているが、比較的人口密度の高い地区が含まれているため、 検討項目（除外すべきか検討する区域） に設定 |
| 津波災害警戒区域 | — |
| 水防法の浸水想定区域 | ・市街化区域及び市街化調整区域の広い範囲に、吉野川をはじめとした複数河川の浸水想定区域が広がっており、市街地の大部分が含まれているため、 検討項目（除外すべきか検討する区域） に設定 |
| 都市洪水想定区域、都市浸水想定区域 | — |

■考慮すべき地域 <慎重に判断を行うことが望ましい>

| 都市計画運用指針 | 本市の考え方 |
|--|---|
| 法令により住宅の建築が制限されている区域 (工業専用地域・流通業務地区等) | ・工業地域及び工業専用地域は、引き続き工業の振興を図ることとし、 必須項目（必ず除外すべき区域） に設定 |
| 条例により住宅の建築が制限されている区域 (特別用途地区・地区計画等のうち、条例による制限区域) | — |
| 過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域 | — |
| 工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している地域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域 | — |

第5章 居住誘導区域

前述した各項目の設定を踏まえ、本市における居住誘導区域にふさわしくない区域について、以下の通り設定します。

■考慮すべき地域の除外【ふさわしくない区域】

【必須項目（必ず除外すべき区域）】

- 市街化調整区域
- 農用地区域、保安林
- 土砂災害特別警戒区域
- 地すべり防止区域
- 工業系用途地域（工業地域、工業専用地域）

【検討項目（除外すべきか検討する区域）】

- 土砂災害警戒区域
- 水防法の浸水想定区域
 - ・吉野川・江川・飯尾川の浸水想定区域
 - ・家屋倒壊等氾濫想定区域

(3) 居住誘導区域の設定フロー

居住誘導区域は、以下のフローにより設定します。

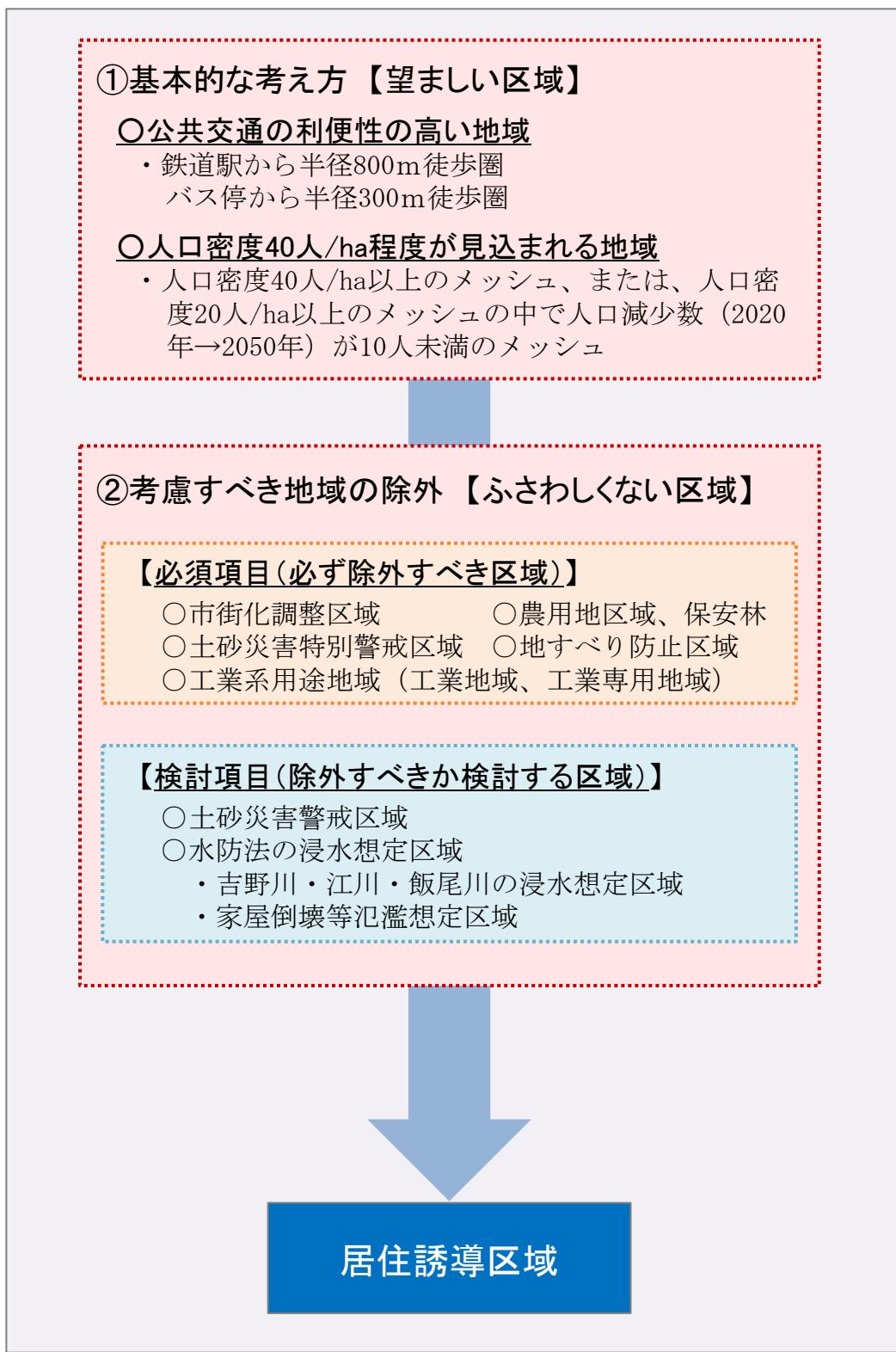


図 居住誘導区域の設定フロー

第5章 居住誘導区域

2. 居住誘導区域の検討

(1) 基本的な考え方【望ましい区域】

居住誘導区域の望ましい区域については、設定方針に従い、以下のエリアを抽出します。

【望ましい区域】

○公共交通の利便性が高い地域

⇒鉄道駅から 800m 徒歩圏、バス停から 300m 徒歩圏

○人口密度 40 人/ha 程度が見込まれる地域

⇒人口密度 40 人/ha 以上のメッシュ、または、人口密度 20 人/ha 以上のメッシュの中で人口減少数（2020 年→2050 年）が 10 人未満のメッシュ

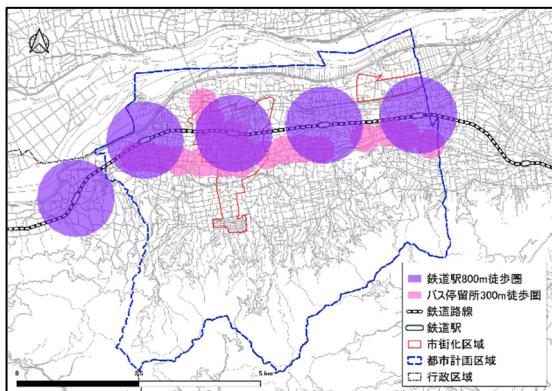


図 公共交通の利便性が高い地域

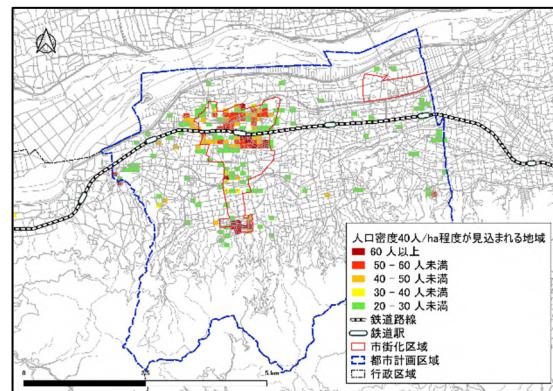


図 人口密度 40 人/ha 程度が見込まれる地域

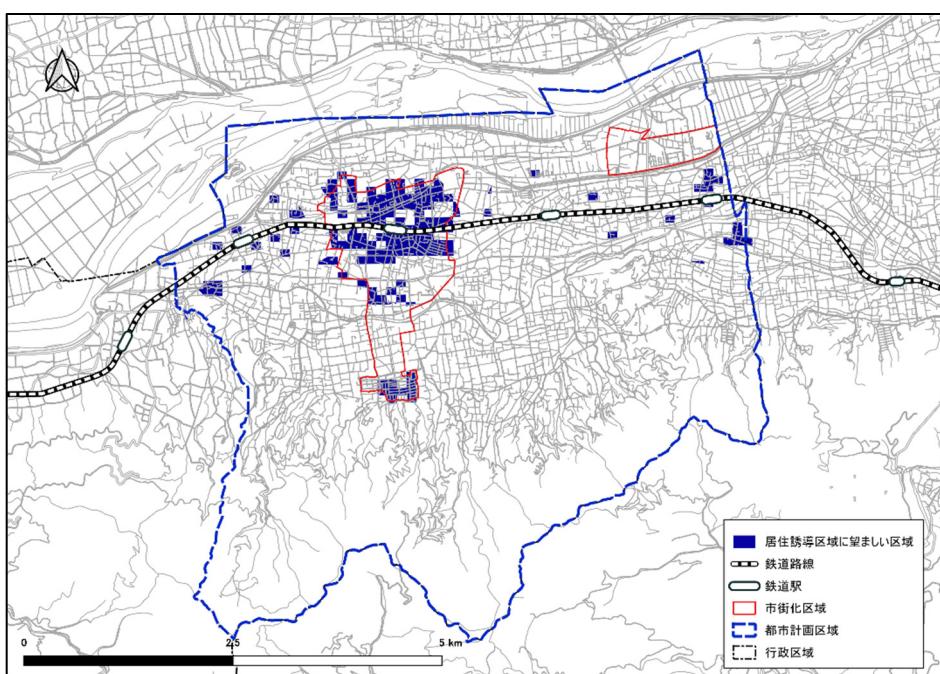


図 居住誘導区域に望ましい区域

(2) 考慮すべき地域の除外【ふさわしくない区域】

1) 必須項目（必ず除外すべき区域）

居住誘導区域の必須項目（必ず除外すべき区域）については、設定方針に従い、以下のエリアを除外します。

【必須項目（必ず除外すべき区域）】

- 市街化調整区域
- 農用地区域、保安林
- 土砂災害特別警戒区域
- 地すべり防止区域
- 工業系用途地域（工業地域、工業専用地域）

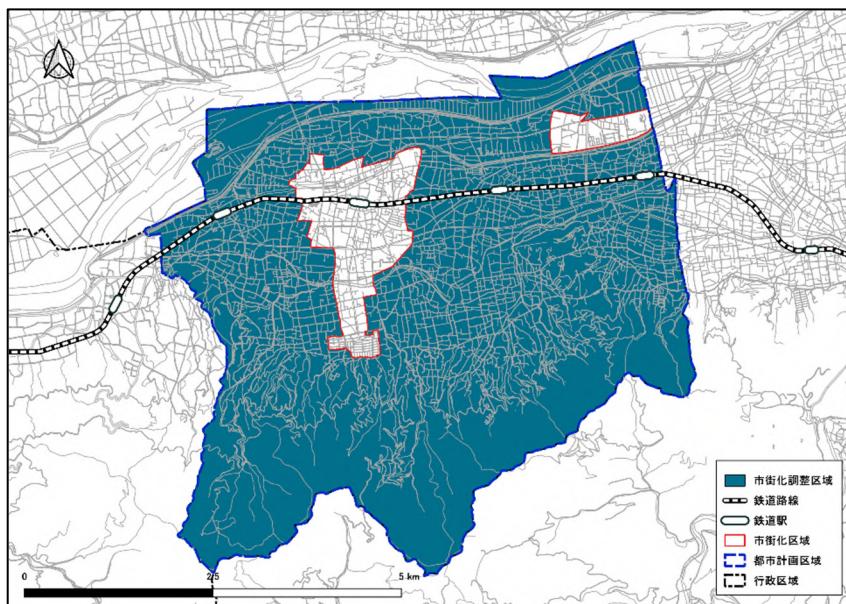


図 市街化調整区域

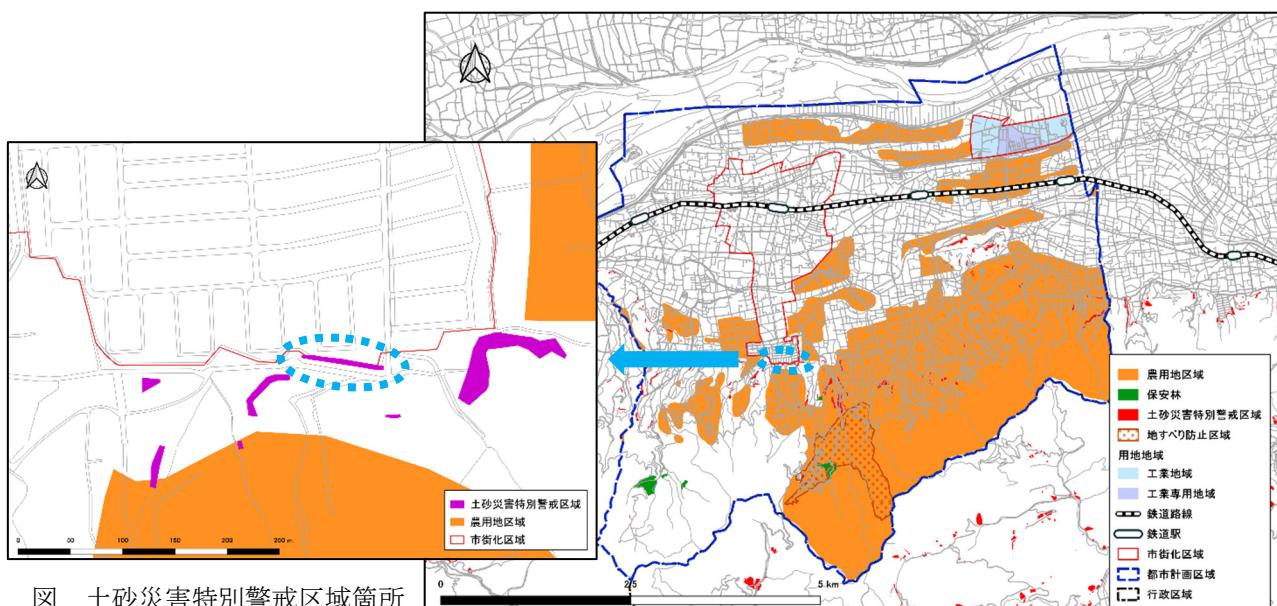


図 土砂災害特別警戒区域箇所
(呉郷団地付近)

図 農用地区域、保安林、工業系用途地域等

第5章 居住誘導区域

2) 検討項目（除外すべきか検討する区域）

居住誘導区域の検討項目（除外すべきか検討する区域）における土砂災害警戒区域について、設定方針に従い、除外すべきか検討を行った上で判断します。

【検討項目（除外すべきか検討する区域）】

- 土砂災害警戒区域

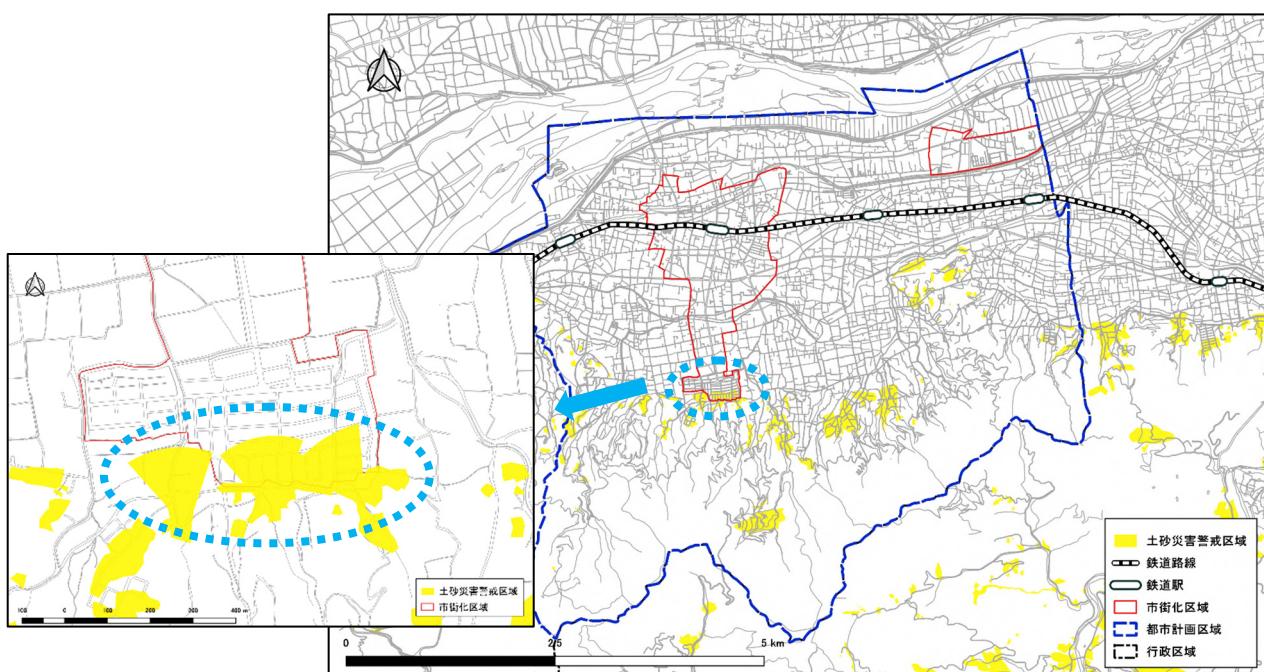


図 土砂災害警戒区域

【検討結果】

⇒ 土砂災害警戒区域については、比較的人口密度の高い呉郷団地付近にあるため、居住誘導区域から除外せずに、対策等（「第8章 防災指針」にて記載）を実施することとします。

また、居住誘導区域の検討項目（除外すべきか検討する区域）における水防法の浸水想定区域（吉野川・江川・飯尾川の浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域）については、設定方針に従い、除外すべきか検討を行った上で判断します。

【検討項目（除外すべきか検討する区域）】

○水防法の浸水想定区域

- ・吉野川・江川・飯尾川の浸水想定区域
- ・家屋倒壊等氾濫想定区域

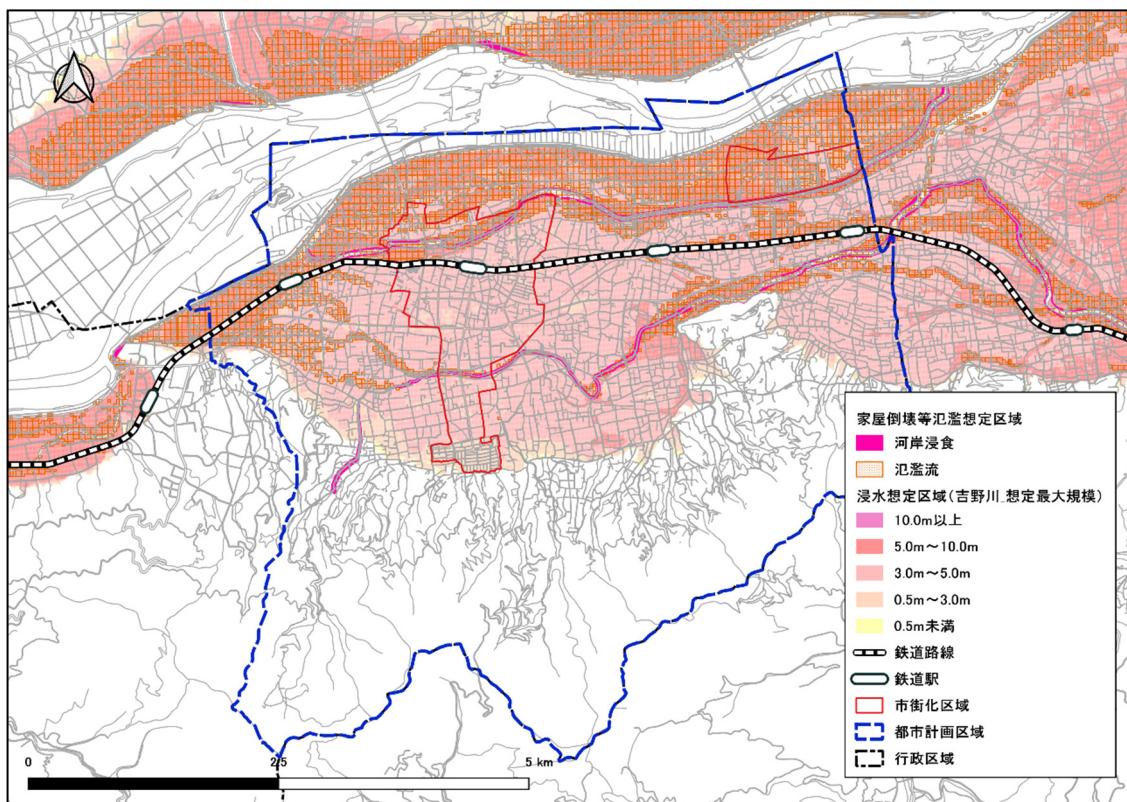


図 吉野川の浸水想定区域（想定最大規模）、家屋倒壊等氾濫想定区域

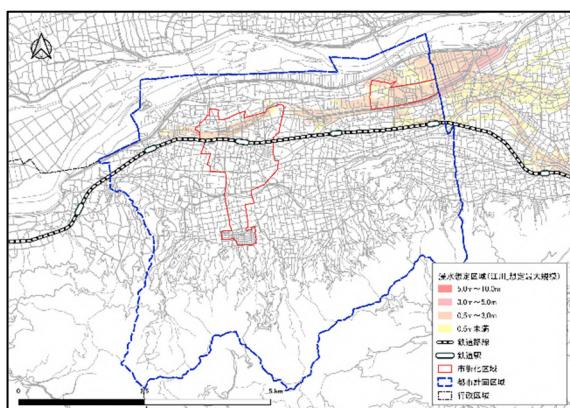


図 江川の浸水想定区域（想定最大規模）

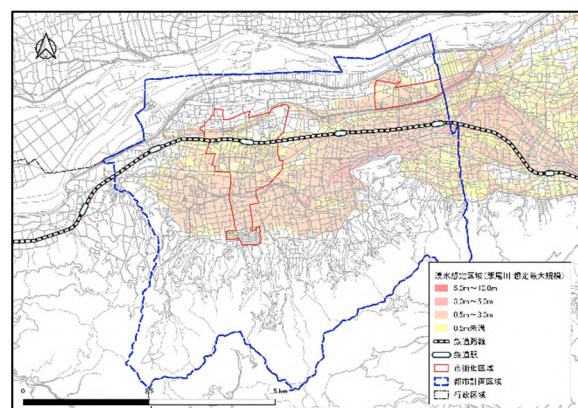


図 飯尾川の浸水想定区域（想定最大規模）

第5章 居住誘導区域

【検討結果】

- ・市街化区域全域が吉野川の浸水想定区域に含まれています。しかしながら、本市の中心市街地として既に都市基盤整備が進んでいることや、人口密度が一定程度みられること等から、これらの区域全てを居住誘導区域から除外することは、まちづくりの観点から望ましくないと考えます。
- ・また、洪水の場合は突発的に災害が発生するわけではなく、事前に気象庁の情報からある程度予測された上で、激しい雨が降り続く等により発生するものです。そのため、しっかりと事前の準備ができていれば、洪水が発生する前に避難することが可能と考えます。

⇒上記を踏まえ、本市では、災害リスクの周知や避難路・避難場所の整備を行う等、ソフトとハードの対策を着実に推進することを前提に、居住誘導区域から除外しないこととします。(具体的な対策については、「第8章 防災指針」にて記載)。

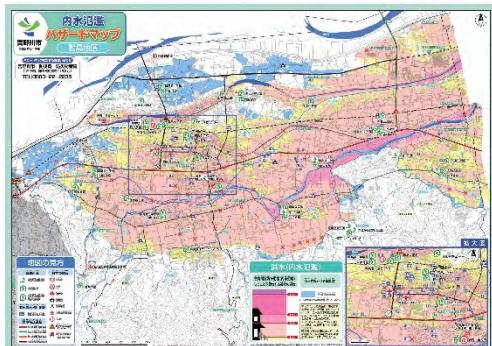
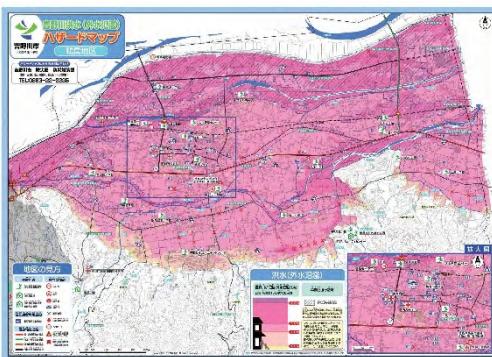


図 上：外水氾濫ハザードマップ
下：内水氾濫ハザードマップ

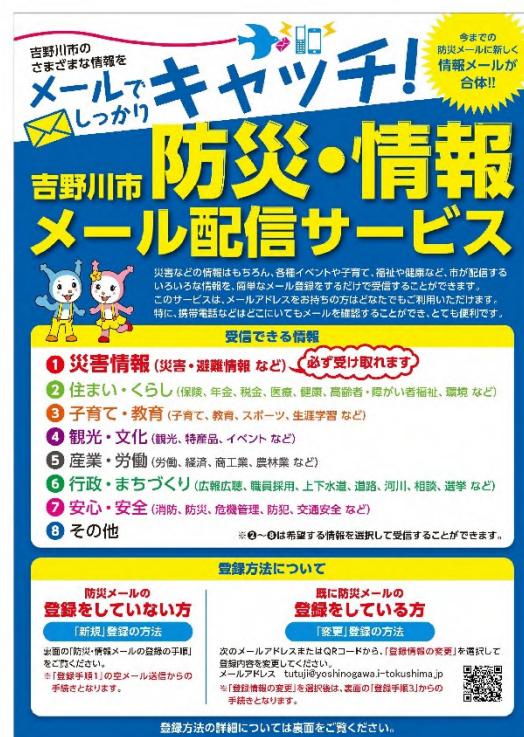


図 防災・情報メール配信サービス

(4) 居住誘導区域の候補地

居住誘導区域として望ましい区域から、居住誘導区域としてふさわしくない区域を除き、居住誘導区域の候補地を抽出します。

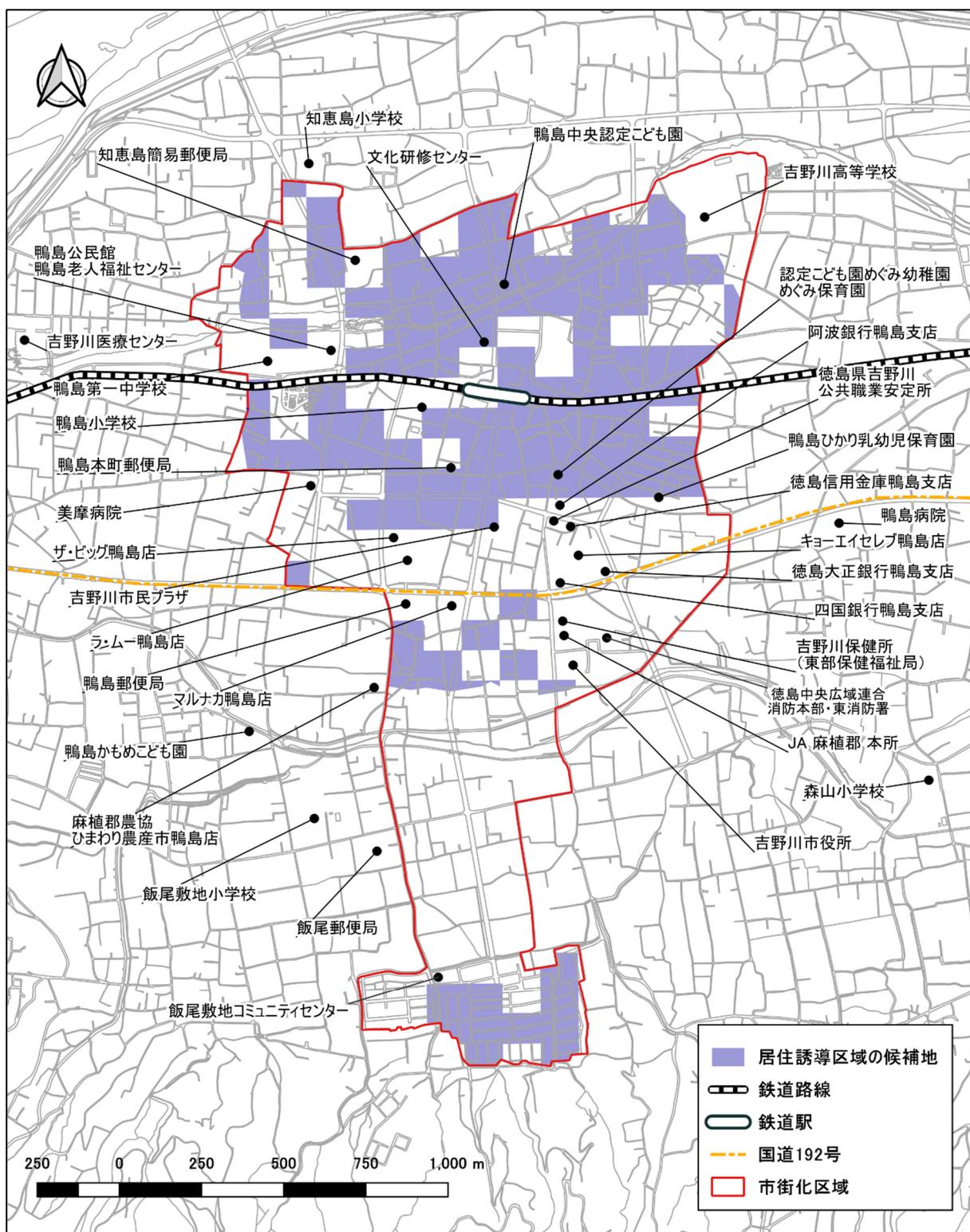


図 居住誘導区域の候補地

第5章 居住誘導区域

3. 居住誘導区域の設定

各施設の立地状況や地域の一体性を考慮した上で、居住誘導区域を設定します。

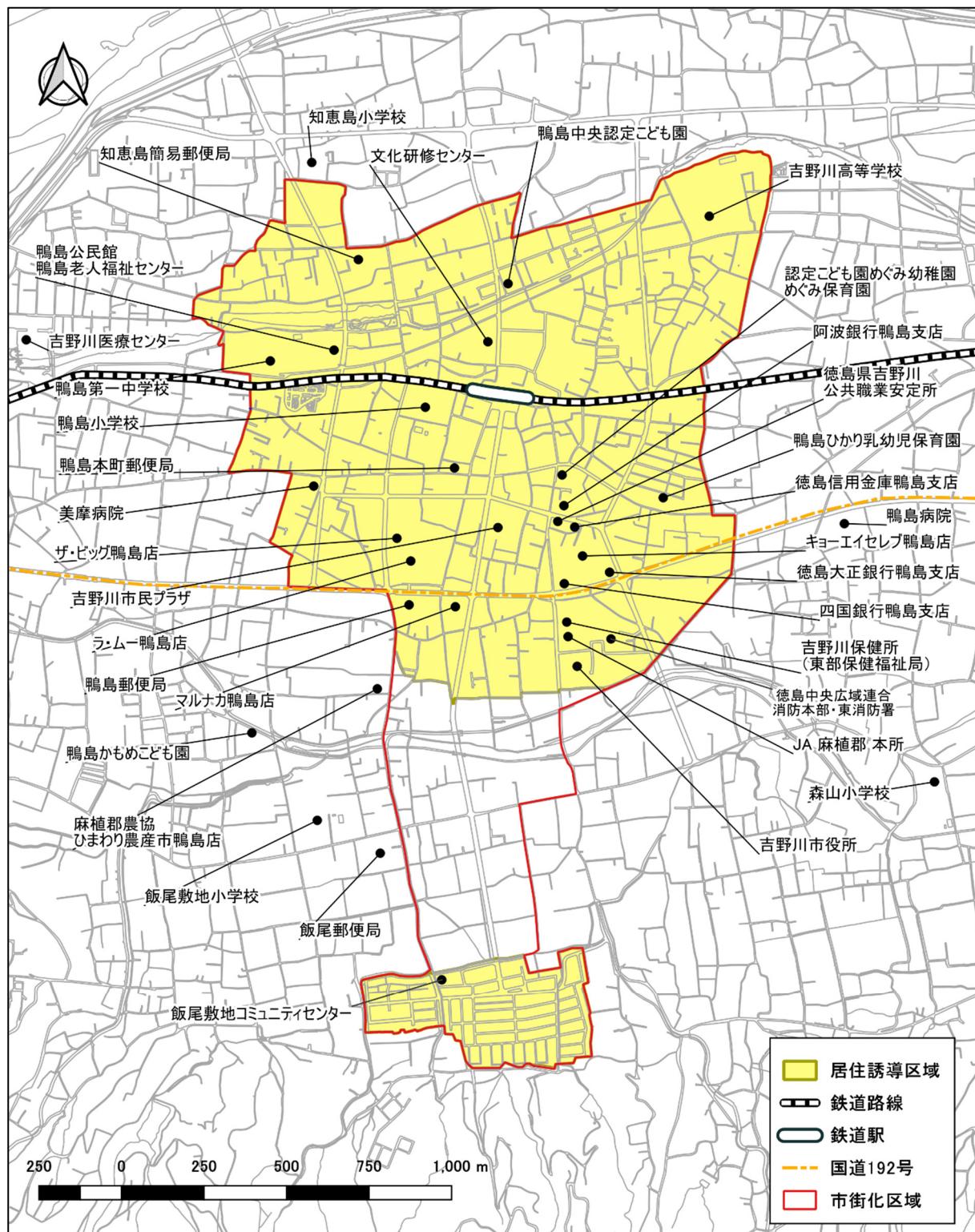


図 居住誘導区域

第6章 都市機能誘導区域及び誘導施設

1. 都市機能誘導区域の設定方針

(1) 基準となる区域

都市機能誘導区域の基準となる区域については、都市計画運用指針に示された内容や誘導施設の立地等を踏まえ、以下の通り設定します。

■都市機能誘導区域として基準となる区域

| 区域設定の基準 | 出典 |
|--|----------|
| ○誘導施設の立地を見据えた用途地域が対象 | — |
| ○一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲 | 都市計画運用指針 |



■基準となる区域

【用途地域】

- 商業地域、近隣商業地域、第二種住居地域、第一種住居地域

【範囲】

- JR 鴨島駅から半径 800m 徒歩圏

【参考】用途地域に建てられるもの

○商業地域

- ⇒銀行、映画館、飲食店、百貨店等が集まる地域
- ⇒住居や小規模の工場等

○近隣商業地域

- ⇒まわりの住民が日用品の買い物等をするための地域
- ⇒住宅や店舗のほかに小規模の工場等

○第二種住居地域

- ⇒主に住居の環境を守るための地域
- ⇒店舗、事務所、ホテル、カラオケボックス等

○第一種住居地域

- ⇒住居の環境を守るための地域
- ⇒3,000 m²までの店舗、事務所、ホテル等

第6章 都市機能誘導区域及び誘導施設

(2) 都市の現状・将来見通しによる検討

都市の現状・将来見通しによる検討については、都市計画運用指針や立地適正化計画作成の手引きによる設定条件を踏まえ、以下の通り設定します。

■都市機能誘導区域として望ましい区域像

| 望ましい区域像 | 出典 |
|--|---------------|
| ○居住誘導区域内において設定 ○都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域 | 都市計画運用指針 |
| ○各拠点地区の中心となる駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域として的一体性を有している区域 | 立地適正化計画作成の手引き |

■都市の現状・将来見通しによる検討

○居住が集積している

⇒居住誘導区域との整合

○都市機能が集積している

⇒都市機能評価が 7 点の地区

(生活サービス施設（7種）全ての徒歩圏が重なるエリア)

○公共交通の利便性が高い

⇒公共交通便利地域内（鉄道駅から半径 800m 徒歩圏）

(3) 地域の実情による検討

地域の実情による検討については、国道 192 号沿いにおける都市施設の立地状況等を加味し、都市機能誘導区域の検討を行います（※詳細は後述）。

第6章 都市機能誘導区域及び誘導施設

(4) 都市機能誘導区域の設定フロー

都市機能誘導区域は、以下のフローにより設定を行います。

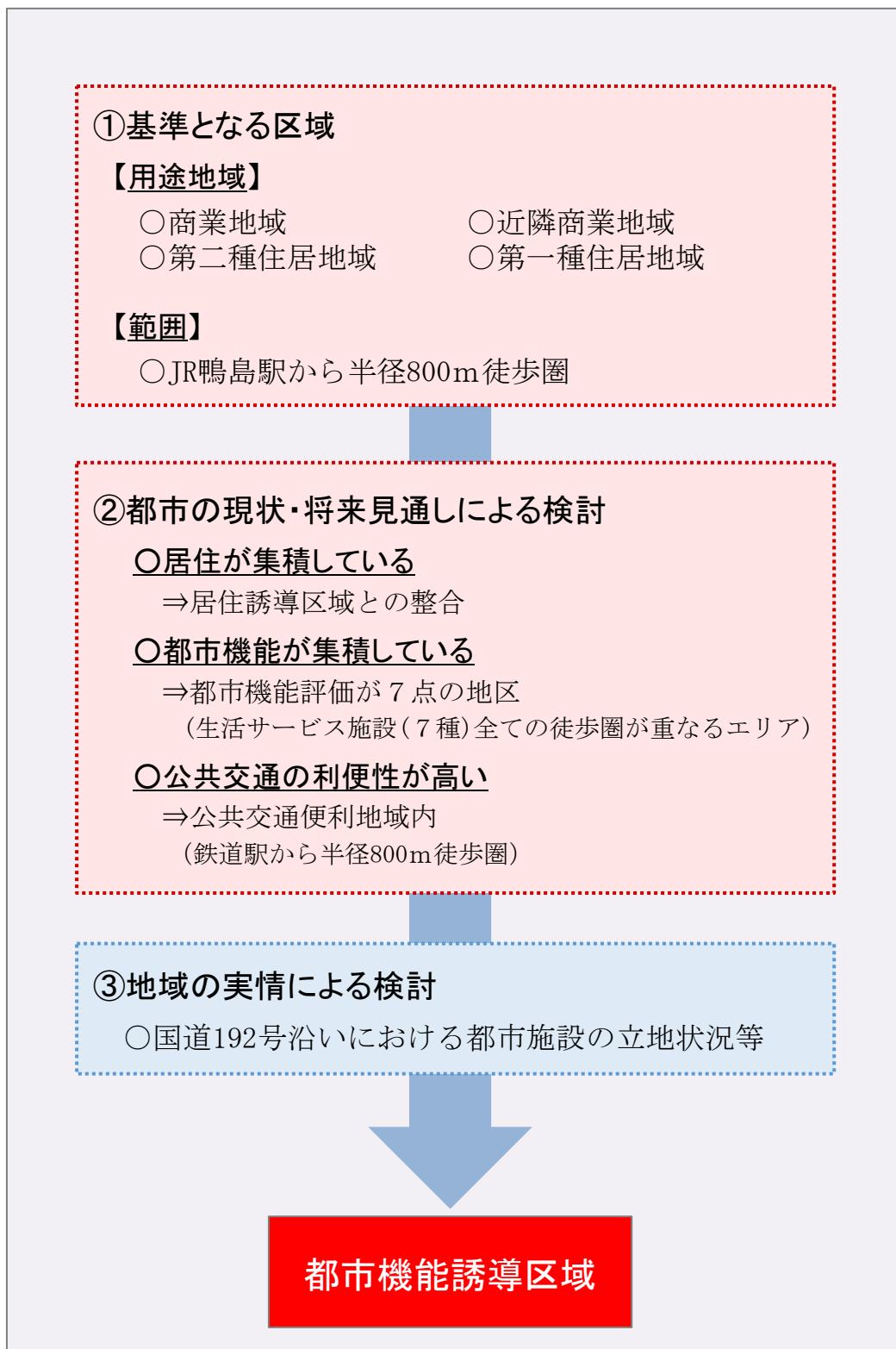


図 都市機能誘導区域の設定フロー

第6章 都市機能誘導区域及び誘導施設

2. 都市機能誘導区域の検討

(1) 基準となる区域

都市機能誘導区域の基準となる区域については、設定方針に従い、以下のエリアを抽出します。

【用途地域】

- 商業地域、近隣商業地域、第二種住居地域、第一種住居地域

【範囲】

- JR 鴨島駅から半径 800m 徒歩圏

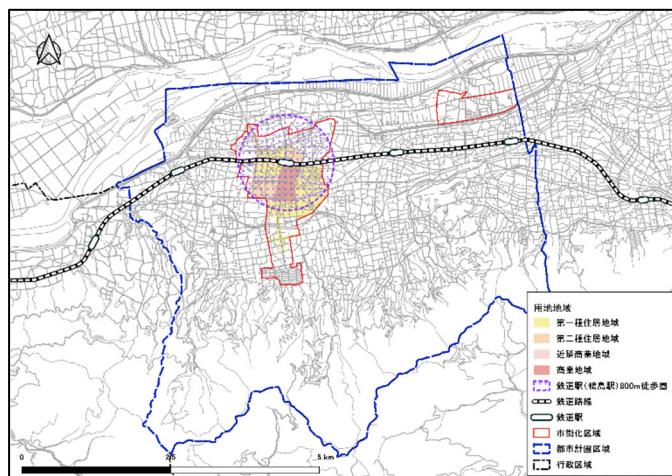


図 条件別の用途地域及び規模

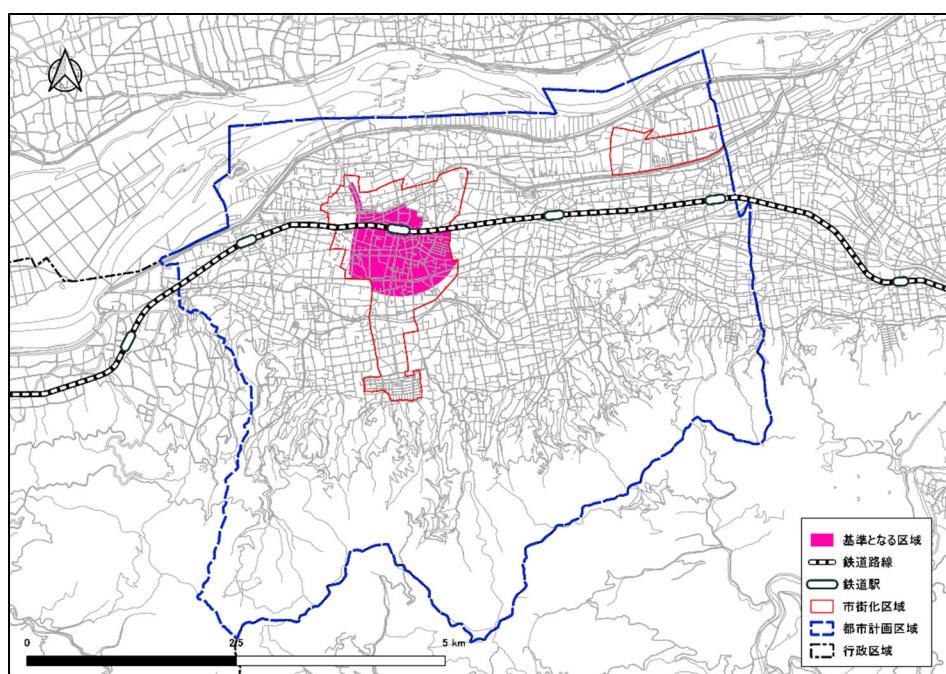


図 都市機能誘導区域の基準となる区域

第6章 都市機能誘導区域及び誘導施設

(2) 都市の現状・将来見通しによる検討

都市の現状・将来見通しによる検討エリアについては、設定方針に従い、以下の通りとなります。

○居住が集積している

⇒居住誘導区域との整合

○都市機能が集積している

⇒都市機能評価が7点の地区

(生活サービス施設(7種)全ての徒歩圏が重なるエリア)

○公共交通の利便性が高い

⇒公共交通便利地域内(鉄道駅から半径800m徒歩圏)

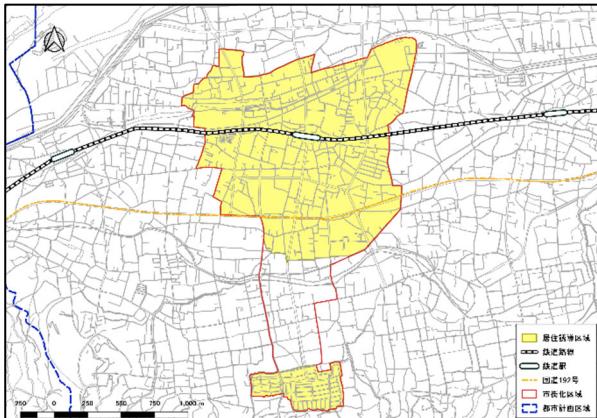


図 居住が集積している

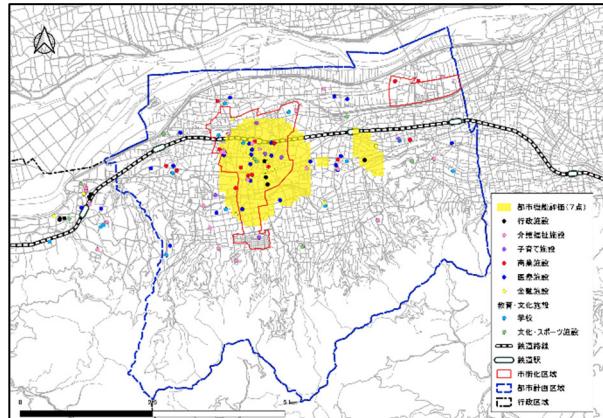


図 都市機能が集積している

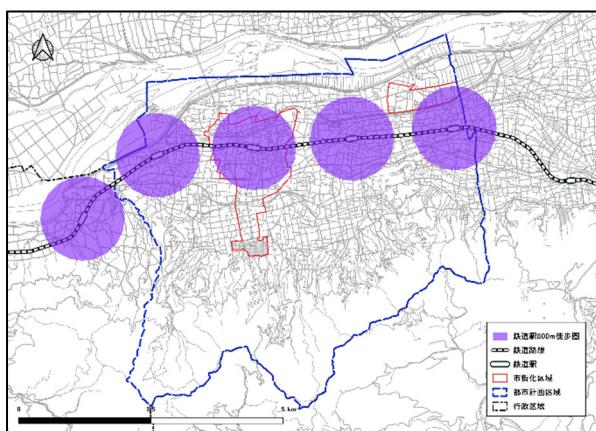


図 公共交通の利便性が高い

第6章 都市機能誘導区域及び誘導施設

(3) 地域の実情による検討

本市の主要な道路である国道 192 号沿い（主に商業地域や近隣商業地域）では、商業系用途の新築建築物の分布がみられます。

今後もまちの賑わいを維持していくため、都市機能誘導区域の候補地として追加することとします。

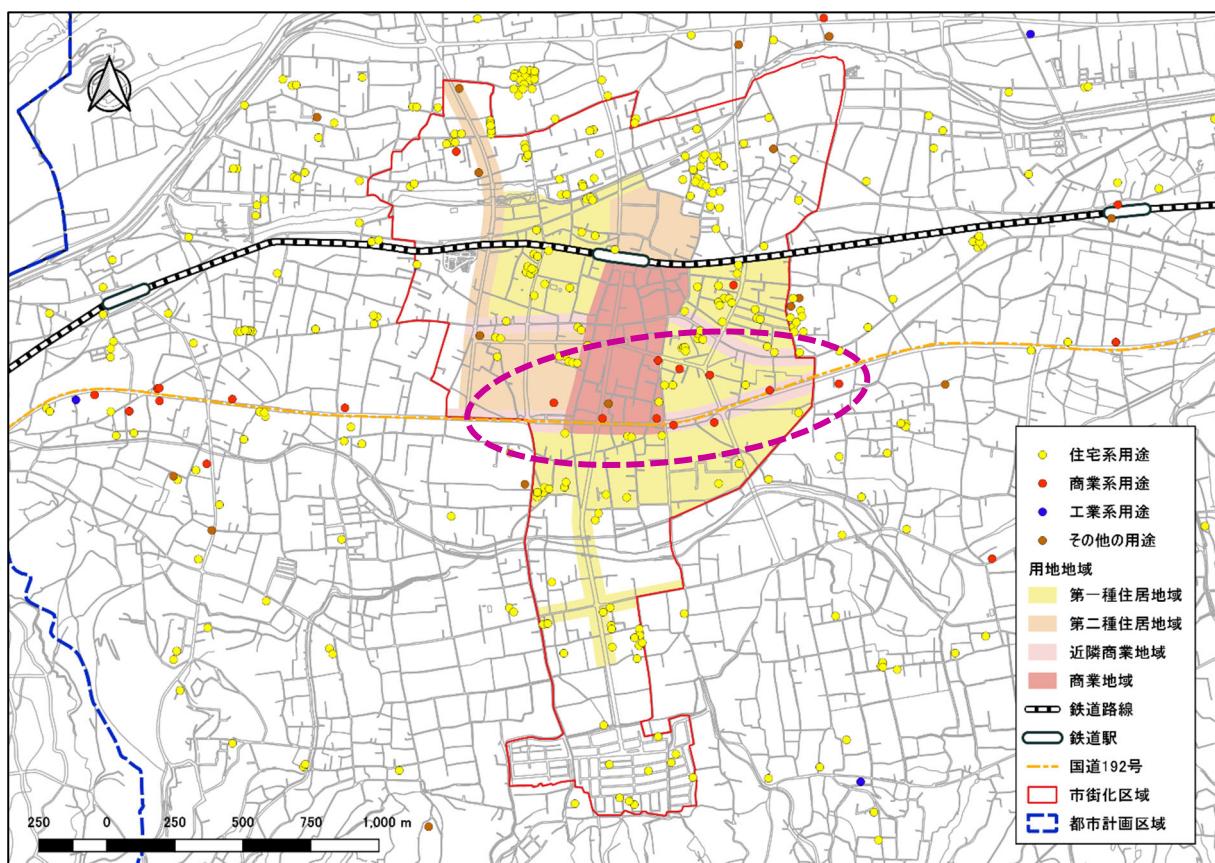


図 新築建物分布図（2013 年～2017 年）

出典：平成 30 年度都市計画基礎調査（図 3-4 新築状況図）

第6章 都市機能誘導区域及び誘導施設

(4) 都市機能誘導区域の候補地

都市機能誘導区域の基準となる区域、都市の現状・将来見通しによる検討、地域の実情による検討を踏まえ、都市機能誘導区域の候補地を抽出します。

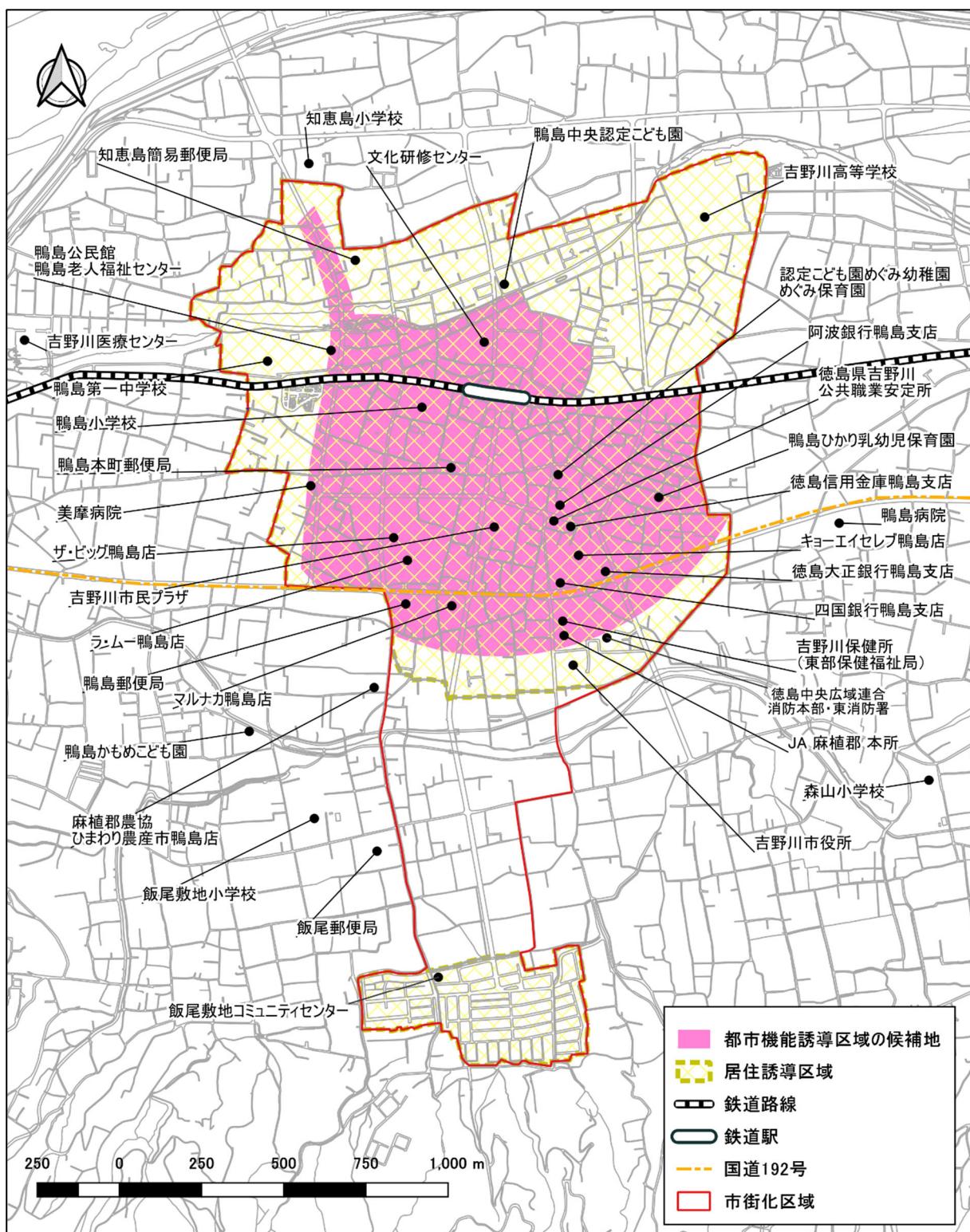


図 都市機能誘導区域の候補地

第6章 都市機能誘導区域及び誘導施設

3. 都市機能誘導区域の設定

各施設の立地状況や都市機能誘導施設の設定を考慮した上で、都市機能誘導区域を設定します。

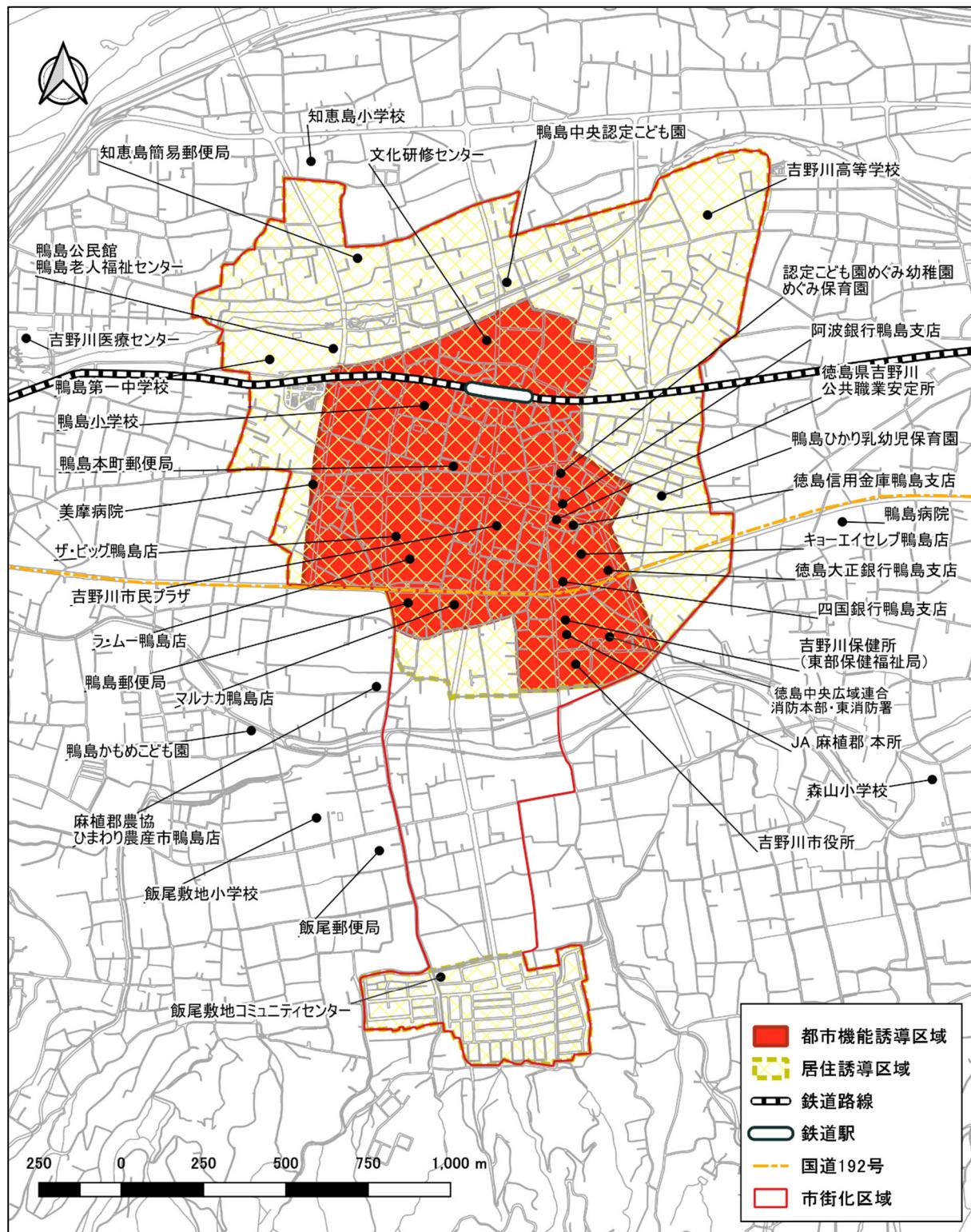


図 都市機能誘導区域

第6章 都市機能誘導区域及び誘導施設

4. 誘導施設の検討方針

(1) 誘導施設の基本的な考え方

誘導施設は、都市再生特別措置法において、「医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの」とされています。

この前提のもと、下表の条件を踏まえ、2つの検討方針により誘導施設候補を抽出し、本市のまちづくりの基本方針等を考慮した上で、誘導施設を設定します。

■誘導施設の設定条件

| 設定条件 | 出典 |
|--|---------------|
| ○誘導施設は都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定 ○当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人団構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましい ○誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、病院・診療所等の医療施設等を定めることが考えられる | 都市計画運用指針 |
| ○誘導施設の検討にあたっては、ターゲット、ストーリーの内容を踏まえた上で、その施設が都市機能誘導区域外に立地した場合には、今後のまちづくりに影響を与える等の観点から設定することが重要 ○また、既に都市機能誘導区域内に立地しており、今後も必要な機能の区域外への転出・流出を防ぐために誘導施設として定めることも考えられる | 立地適正化計画作成の手引き |

■基本となる施設

都市計画運用指針において想定される誘導施設

■検討方針

- ① 現在の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況等を踏まえて必要な施設
- ② 拠点整備の方向性、住民意向を踏まえた上で必要な施設

第6章 都市機能誘導区域及び誘導施設

1) 基本となる施設

■現在の人口構成等を踏まえて必要な施設

| 分類 | 想定される誘導施設 |
|-------------------------------|---|
| 高齢化の中で必要性の高まる施設 | <ul style="list-style-type: none">●病院・診療所等の医療施設●老人デイサービスセンター等の社会福祉施設●小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センター等 |
| 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる施設 | <ul style="list-style-type: none">●認定こども園や保育所等の子育て支援施設●小学校等の教育施設 |
| 集客力がありまちの賑わいを生み出す施設 | <ul style="list-style-type: none">●図書館、博物館等の文化施設●スーパー・マーケット等の商業施設 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">●行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設 |

【参考】立地適正化計画作成の手引きにおける中心拠点の各種機能のイメージ

| 機能 | 中心拠点 |
|---------|---|
| 行政機能 | <ul style="list-style-type: none">●中枢的な行政機能 例) 本庁舎 |
| 介護福祉機能 | <ul style="list-style-type: none">●市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例) 総合福祉センター |
| 子育て機能 | <ul style="list-style-type: none">●市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例) 子育て総合支援センター |
| 商業機能 | <ul style="list-style-type: none">●時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例) 相当規模の商業集積 |
| 医療機能 | <ul style="list-style-type: none">●総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能 例) 病院 |
| 金融機能 | <ul style="list-style-type: none">●決済や融資等の金融機能を提供する機能 例) 銀行、信用金庫 |
| 教育・文化機能 | <ul style="list-style-type: none">●市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例) 文化ホール、中央図書館 |

第6章 都市機能誘導区域及び誘導施設

2) 検討方針

① 現在の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況等を踏まえて必要な施設

中心市街地（概ね市街化区域の範囲）において、現在の人口構成や将来人口推計、施設の充足状況を踏まえ、必要な施設について検討します。

■現在の人口構成等を踏まえて必要な施設

| 項目 | 状況 | 必要な施設 |
|---------|--|----------------------------------|
| 人口構成 | ・2020年では高齢化率30%未満の地区も見られるが、2050年では高齢化率50%以上の地区が大半となる | ●高齢者福祉施設、医療施設 (高齢化率の上昇による需要増) |
| 将来の人口推計 | ・2020年では鴨島駅周辺において人口密度40人/ha以上の地区が広がっているが、2050年には限られた範囲まで減少する | ●商業施設 (人口密度減による撤退が懸念) |
| 施設の充足状況 | ・概ね全ての施設（行政、介護福祉、子育て、商業、医療、金融、教育・文化施設）が徒歩圏内に立地している | ※現時点で充足しているため、引き続き維持に努めることとする |

※都市の現状・課題、将来見通し等の分析結果より判断

② 拠点整備の方向性、住民意向を踏まえた上で必要な施設

中心市街地（概ね市街化区域の範囲）において、拠点整備の方向性や市民意向を踏まえ、必要な施設について検討します。

■都市拠点の方向性等を踏まえて必要な施設

| 項目 | 状況 | 必要な施設 |
|----------|--|------------------------|
| 都市拠点の方向性 | ・鴨島駅南側辺りは、周辺市町も含めた生活圏の“都市拠点”として、また、にぎわいや活力のある核となる拠点として、都市機能の集積・充実を図る | ●集客性のある商業施設やレクリエーション施設 |
| 市民意向 | ・地域の住みやすさにおいて、温泉等の健康づくりに関する施設の利便性が最も低く、次いで市役所等の公共施設の利便性が低い | ●健康・レクリエーション施設 |

第6章 都市機能誘導区域及び誘導施設

(2) 誘導施設候補

都市計画運用指針で示されている基本となる施設及び検討方針を踏まえ、以下に誘導施設候補を整理します。

■誘導施設候補の一覧

| 都市機能 | 誘導施設候補 | 法的位置づけ | 基本 | 検討方針 | |
|-------|---------------------------------|---------------------------|----|------|---|
| | | | | ① | ② |
| 医療 | 地域医療支援病院 | 医療法第4条 | ● | ● | |
| | 病院（地域医療支援病院を除く） | 医療法第1条の5 | ● | ● | |
| | 診療所 | | ● | ● | |
| | 調剤薬局 | 医療法第1条の2 | ● | ● | |
| 介護・福祉 | 老人福祉センター | 老人福祉法第20条の7 | ● | ● | |
| | 老人デイサービスセンター | 老人福祉法第20条の2の2 | ● | ● | |
| | 小規模多機能型居宅介護 | 介護保険法第8条の19 | ● | ● | |
| | 地域包括支援センター | 介護保険法第115条の46 | ● | ● | |
| 子育て支援 | 保育所 | 児童福祉法第39条 | ● | | |
| | 認定こども園 | 児童福祉法第39条の2、認定こども園法 | ● | | |
| | 児童館 | 児童福祉法第40条 | ● | | |
| 教育・文化 | 小学校 | 学校教育法第1条 | ● | | |
| | 中学校 | | ● | | |
| | 高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学等 | | ● | | |
| | 専修学校、各種学校 | 学校教育法第124条、学校教育法第134条 | ● | | |
| | 図書館 | 図書館法第2条 | ● | | |
| | 博物館 | 博物館法第2条第1項、博物館法第29条 | ● | | |
| | 劇場、ホール | — | ● | | |
| 商業 | 大規模小売店舗（1,000 m ² 超） | 大規模小売店舗立地法 | ● | ● | ● |
| | 食料品スーパー、食料品専門店 | — | ● | ● | ● |
| 金融 | 郵便局 | 日本郵便株式会社法 | | | |
| | 銀行、信用金庫等 | 銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、農業協同組合法 | | | |
| 行政 | 市役所本庁舎 | 地方自治法第4条、吉野川市役所の位置を定める条例 | ● | | |
| | その他の行政施設 | — | ● | | |

※金融機能は、「立地適正化計画作成の手引き」より追加

第6章 都市機能誘導区域及び誘導施設

5. 誘導施設の設定

抽出した誘導施設候補について、「第4章 立地適正化の基本的な方針」で定めたまちづくりの基本方針や各施設の立地状況を踏まえ、誘導施設を設定します。

■誘導施設候補の立地状況等

| 都市機能 | 誘導施設候補 | まちづくりの基本方針 | 立地状況 | |
|-------|---------------------------------|------------|--------|----------|
| | | | 市街化区域内 | 市街化調整区域内 |
| 医療 | 地域医療支援病院 | ● | — | ○ |
| | 病院（地域医療支援病院を除く） | ● | ○ | ○ |
| | 診療所 | ● | ◎ | ○ |
| | 調剤薬局 | ● | ◎ | ○ |
| 介護・福祉 | 老人福祉センター | ● | ○ | — |
| | 老人デイサービスセンター | ● | ◎ | ○ |
| | 小規模多機能型居宅介護 | ● | — | ○ |
| | 地域包括支援センター | ● | ◎ | — |
| 子育て支援 | 保育所 | ● | ○ | — |
| | 認定こども園 | ● | ◎ | ○ |
| | 児童館 | ● | — | — |
| 教育・文化 | 小学校 | ● | ◎ | ○ |
| | 中学校 | ● | ○ | ○ |
| | 高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学等 | ● | ○ | ○ |
| | 専修学校、各種学校 | ● | — | — |
| | 図書館 | ● | ◎ | — |
| | 博物館 | ● | — | — |
| 商業 | 大規模小売店舗（1,000 m ² 超） | ● | ◎ | ○ |
| | 食料品スーパー、食料品専門店 | ● | ◎ | ○ |
| | 郵便局 | ● | ◎ | ○ |
| 金融 | 銀行、信用金庫等 | ● | ◎ | — |
| | 市役所本庁舎 | ● | ◎ | — |
| 行政 | その他の行政施設 | ● | ◎ | ○ |

※凡例

まちづくりの基本方針 ● : 当てはまる

市街化区域内の立地状況 ◎ : 都市機能誘導区域内に立地 ○ : ◎以外に立地 — : 施設なし

市街化調整区域内の立地状況 ○ : 区域内に立地 — : 施設なし

第6章 都市機能誘導区域及び誘導施設

「第4章 立地適正化の基本的な方針」では、『コンパクトで賑わいのある中心拠点づくり』、『都市機能の集積による持続可能な生活環境づくり』、『歩いて暮らせるネットワークづくり』、『安心して暮らせる基盤・体制づくり』の4つのまちづくりの基本方針を設定しており、全ての誘導施設候補が当てはまります。

しかし、これら全ての施設を誘導することは困難であるため、市街化区域内にのみ立地する既存の施設を都市機能誘導区域にとどめることを基本とし、本市の誘導施設を以下の通り設定します。

■誘導施設

| 誘導施設 | 考え方 |
|------------|---|
| 地域包括支援センター | 現在は市民プラザ1階に設置されており、今後も市民の健康や生活を援助する機能として中心市街地に必要であるため、誘導施設に設定します。 |
| 図書館 | 現在は市民プラザ3階に設置されており、今後も地域の人々が気軽に訪れ、子どもの教養を育むために利用したり必要な調べものをしたりと、多くの方々に利用してもらう施設として中心市街地に必要であるため、誘導施設に設定します。 |
| 劇場、ホール | 現在は市民プラザ内に設置されており、今後も定期的な催しやイベント等の開催を行い、地域の人々の集いの場として中心市街地に必要であるため、誘導施設に設定します。 |
| 郵便局 | 鴨島駅南側付近や市街化調整区域内にも立地していますが、鴨島郵便局については、郵便に関する拠点的な施設として中心市街地に必要であるため、誘導施設に設定します。 |
| 銀行、信用金庫等 | 鴨島駅南側付近に立地しており、今後も本市の経済や市民の生活を支える総合的な金融サービス施設として中心市街地に必要であるため、誘導施設に設定します。 |
| 市役所本庁舎 | 国道192号の南側に立地しており、今後も行政機能の中心的な役割を担う施設として中心市街地に必要であるため、誘導施設に設定します。 |

第7章 誘導施策

「第4章 立地適正化の基本的な方針」で設定した施策・誘導方針（ストーリー）を踏まえ、方針ごとに具体的な誘導施策を定めます。

1. 「コンパクトで賑わいのある中心拠点づくり」に向けた誘導施策

(1) 賑わいのある商店街の再興

商店街の衰退や人口減少等の影響で、中心部の空洞化が進んでいることを踏まえ、創業支援やイベントの実施等により、昔のように賑わいのある商店街の再興を図ります。

| 分類 | 主な取組・事業 |
|----------|----------------------------|
| ①商業の活性化 | 商業地域活性化支援事業 |
| ②創業支援の充実 | コワーキング・シェアオフィス (Ki-Da) の運営 |
| | 創業支援事業 |
| | 創業支援資金保証制度 |
| ③イベントの充実 | 鴨島駅前におけるイベント等の実施 |

(2) 居住環境の整備・維持

将来的に人口減少が進む中においても、現在の居住地に住み続けたいと思えるようにするため、公共下水道や生活環境の美化等により、居住環境の整備・維持を図ります。

| 分類 | 主な取組・事業 |
|-----------|-------------------|
| ①住環境整備の推進 | 公共下水道事業 |
| ②環境美化の推進 | ごみ減量化の推進 |
| | 生ごみ堆肥化容器購入費補助事業 |
| | 「レツツ・クリーン」環境美化の取組 |

(3) まちなか居住の促進

コンパクトな居住地の形成に向けて、住まいに関する補助や空き家バンク等の活用を促し、郊外に住む人や新たに移住してくる人等のまちなか居住を促進します。

| 分類 | 主な取組・事業 |
|-------------|--|
| ①住宅支援の促進 | しあわせ住まいづくり支援事業 |
| | 住宅金融支援機構との連携協定による取組 （【フラット 35】地域活性化型） |
| ②空き家の活用 | 空き家バンク |
| ③情報発信ツールの充実 | ホームページ等による情報発信 |

第7章 誘導施策

2. 「都市機能の集積による持続可能な生活環境づくり」に向けた誘導施策

(1) 都市機能の集積・維持

中心市街地の各種サービス機能を維持するため、鴨島駅前周辺の整備や既存施設の適正な管理、市民プラザの積極的な活用等により、都市機能の集積・維持を図ります。

| 分類 | 主な取組・事業 |
|------------|-----------------|
| ①都市機能の充実 | 都市再生整備計画事業 |
| | 市民プラザの維持運営 |
| | 公共施設等個別管理計画策定業務 |
| ②公共施設の維持管理 | 吉野川市学校再編計画（素案） |
| | 吉野川市学校施設長寿命化計画 |
| | 幼保再編構想事業 |

3. 「歩いて暮らせるネットワークづくり」に向けた誘導施策

(1) 地域公共交通の確保

徳島県の次世代地域公共交通ビジョンでは、JR徳島線沿線の徳島バスの廃止が検討されていること踏まえ、市民の地域公共交通の確保を図ります。

| 分類 | 主な取組・事業 |
|------------|------------------|
| ①地域公共交通の確保 | 徳島県地域間幹線系統確保維持事業 |

(2) 新たな公共交通の構築

現在は中心市街地の南北をつなぐ公共交通がないため、比較的人口密度の高い鴨島駅周辺と呉郷団地を結ぶ新たな公共交通の構築を図ります。

| 分類 | 主な取組・事業 |
|-------------|------------------------------|
| ①新たな公共交通の構築 | 地域公共交通調査事業 新たな地域公共交通制度の構築 |

4. 「安心して暮らせる基盤・体制づくり」に向けた誘導施策

※「第8章 防災指針」の中で整理する。

第8章 防災指針

1. 防災指針とは

近年、全国各地で頻発・激甚化する水災害により、人命や住まい、まち等が甚大な被害を被っています。今後も、地球温暖化の進行により、大雨や台風等の自然災害の激甚化・頻発化が懸念されています。

そのような中、都市再生特別措置法の改正（令和2年6月）により、立地適正化計画の記載事項として、新たに居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針（都市の防災に関する機能の確保に関する指針）」が位置づけられました。

「防災指針」に記載する具体的な内容としては、居住誘導区域等における災害ハザード情報や災害リスクの高い地域、防災上の課題、防災まちづくりの対応方針と取組方針、具体的な取組・スケジュール等となっています。また、これらを整理するにあたっては、本計画内で整理した現状・課題や立地適正化の基本的な方針、誘導施設・誘導区域等と連携した検討を進めることが重要です。

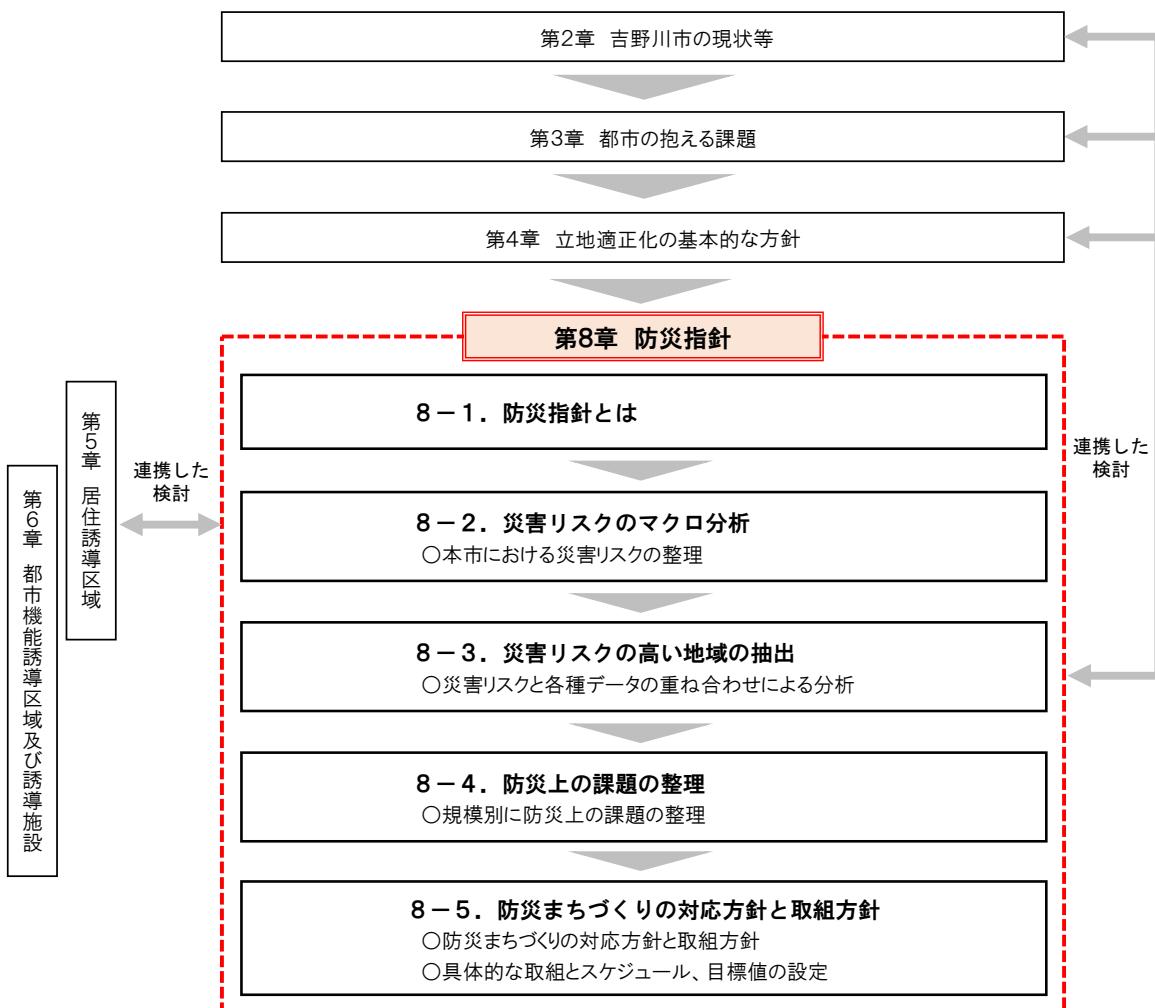


図 防災指針の検討フロー

出典：「立地適正化計画作成の手引き」を基に作成

第8章 防災指針

2. 災害リスクのマクロ分析

本市の都市計画区域（鴨島地域）内で発生するおそれのある災害リスクは以下の通りです。

■本市における災害リスク

| 災害種別 | ハザード情報 | 備考（データ元） |
|----------------|---|--|
| 洪水 | ●洪水浸水想定区域（※） <ul style="list-style-type: none">・想定最大規模・計画規模 | ・吉野川水系吉野川 洪水浸水想定区域図 ✓ 洪水浸水想定区域 |
| | ●浸水継続時間 <ul style="list-style-type: none">・想定最大規模・計画規模 | ✓ 浸水継続時間 ✓ 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流及び河岸浸食） |
| | ●家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流及び河岸浸食） <ul style="list-style-type: none">・想定最大規模 | |
| | ●過去の浸水実績 <ul style="list-style-type: none">・平成 16 年台風 23 号・平成 26 年台風 11 号 | ・平成 16 年台風 23 号洪水による浸水範囲（国土交通省）を基に作成 ・平成 26 年台風 12 号 11 号浸水痕跡マップ（徳島県） |
| ため池 (堤防の決壊) | ●ため池の浸水想定区域 | ・ため池ハザードマップ |
| 土砂災害 | ●土砂災害 <ul style="list-style-type: none">・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・地すべり防止区域 | ・徳島県水防・砂防情報マップ |

※本市に関する公表済みの洪水浸水想定区域は、吉野川、ほたる川、江川、川田川、飯尾川の 5 河川であり、そのうち、都市計画区域（鴨島町）内では、吉野川、江川、飯尾川である。ここでは、最も範囲が広く浸水深の深い吉野川の洪水浸水想定区域を用いる。

【主な災害履歴（近年発生した浸水被害）】

| 名称 | 発生日 | 概要 |
|--------------------|-------------------------|---|
| 平成 16 年 台風 23 号 | 平成 16 年 10 月 20 日 | 鴨島地域において、床上浸水 136 戸（住家：126 戸、非住家：10 戸）、床下浸水 476 戸（住家：426 戸、非住家：50 戸）の被害が発生している。 |
| 平成 26 年 台風 11 号 | 平成 26 年 8 月 9 日～10 日 | 鴨島地域において、内水面積 510.3ha（江川：37.5ha、飯尾川：472.8ha）で、床上浸水 7 戸、床下浸水 44 戸の被害が発生している。 |

出典：吉野川市地域防災計画、市資料

(1) 洪水浸水想定区域

1) 想定最大規模

想定最大規模降雨（48時間総雨量 765mm）による洪水では、市街地のほとんどが浸水すると想定されており、居住誘導区域を含む広い範囲において、浸水深3.0m～5.0mの浸水が想定されています。

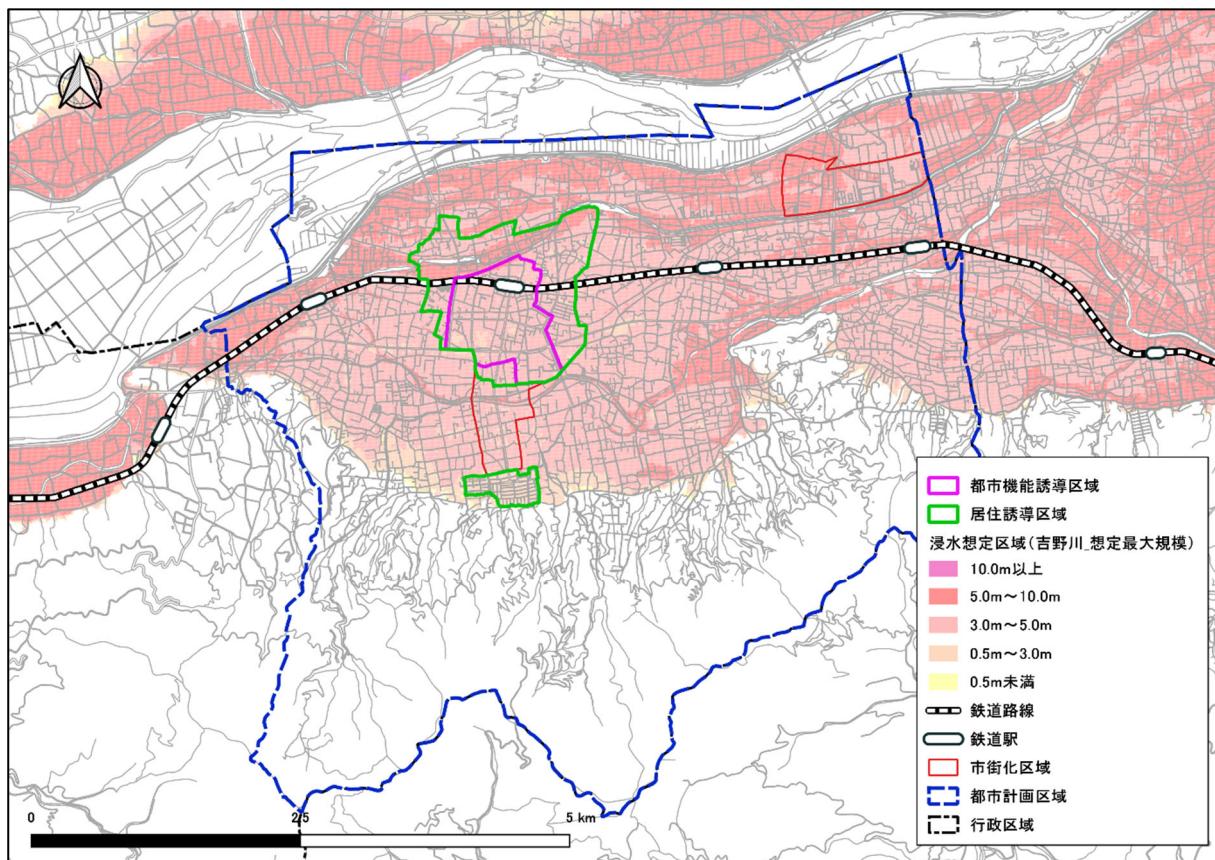


図 吉野川の洪水浸水想定区域（想定最大規模）

■ 浸水深ごとのメッシュ面積（想定最大規模）

| 浸水区分（単位：m） | | ~0.5 | 0.5～3 | 3～5 | 5～10 | 10～ | 合計 |
|--------------------|-----------------------------------|------------------|-----------------|-------------------|------------------|------------------|-------------------|
| 浸水面積 (単位 ha) | 都市計画区域 (全域(3,376ha)に 占める割合) | 9.1 (0.3%) | 121.4 (3.6%) | 1046.8 (31.0%) | 406.3 (12.0%) | 0.07 (0.002%) | 1583.7 (46.9%) |
| | 市街化区域 (全域(310ha)に 占める割合) | 0.01 (0.002%) | 28.2 (9.1%) | 212.1 (68.4%) | 58.7 (18.9%) | 0 (0%) | 299.0 (96.5%) |
| | 居住誘導区域 (全域(212.3ha)に 占める割合) | 0.01 (0.003%) | 25.1 (11.8%) | 155.2 (73.1%) | 28.5 (13.4%) | 0 (0%) | 208.8 (98.3%) |

※各面積は、G I S 上で算出（浸水継続時間とメッシュの大きさが異なるため、合計は合わない。）

第8章 防災指針

2) 計画規模

計画規模降雨（48時間総雨量440mm）による洪水では、想定最大規模と同様、市街地のほとんどが浸水すると想定されており、居住誘導区域を含む広い範囲において、浸水深0.5m～3.0mの浸水が想定されています。

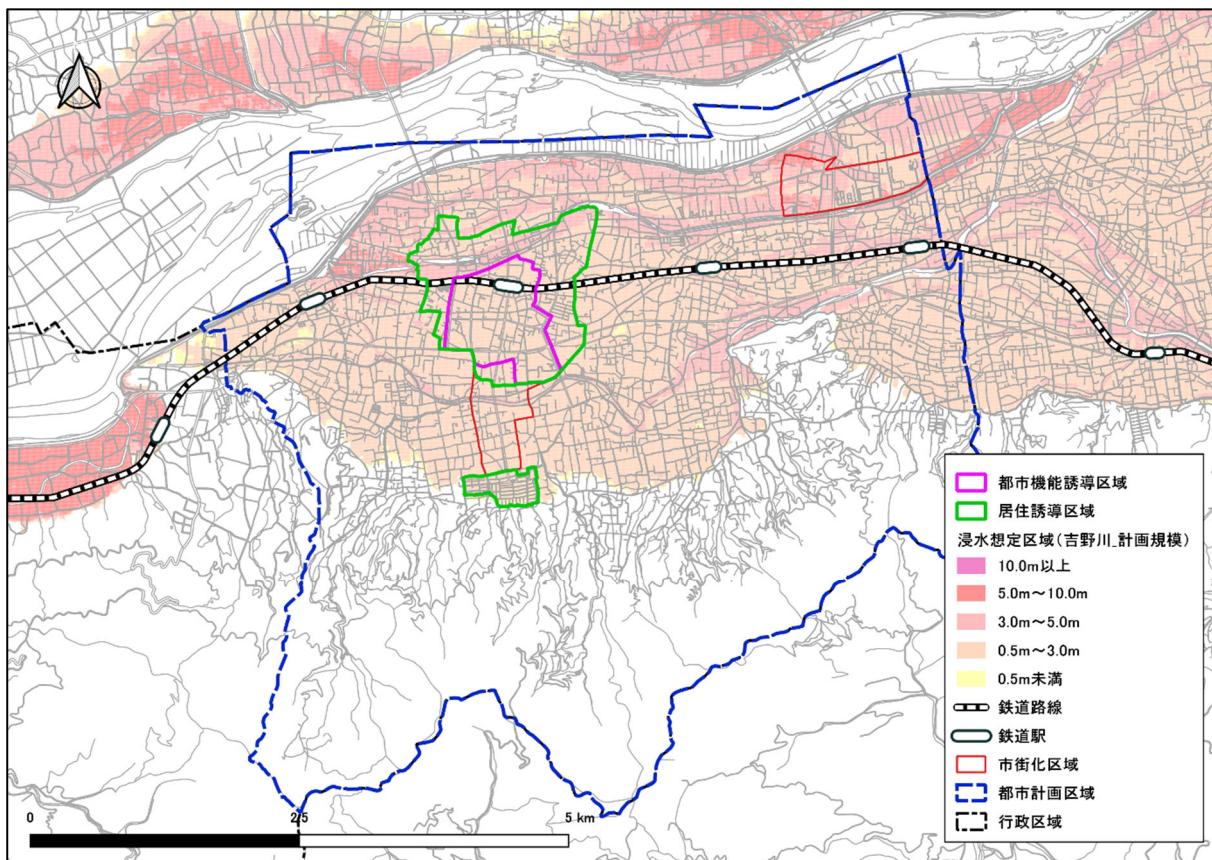


図 吉野川の洪水浸水想定区域（計画規模）

■浸水深ごとのメッシュ面積（計画規模）

| 浸水区分（単位：m） | | ~0.5 | 0.5～3 | 3～5 | 5～10 | 10～ | 合計 |
|--|-----------------------------------|----------------|-------------------|-----------------|----------------|-----------|-------------------|
| 浸 水 面 積 (単 位 .. ha ~ | 都市計画区域 (全域(3,376ha)に 占める割合) | 22.2 (0.7%) | 1153.5 (34.2%) | 332.9 (9.9%) | 21.2 (0.6%) | 0 (0%) | 1529.8 (45.3%) |
| | 市街化区域 (全域(310ha)に 占める割合) | 2.2 (0.7%) | 233.5 (75.3%) | 57.9 (18.7%) | 5.2 (1.7%) | 0 (0%) | 298.8 (96.4%) |
| | 居住誘導区域 (全域(212.3ha)に 占める割合) | 2.1 (1.0%) | 176.8 (83.3%) | 29.1 (13.7%) | 0.6 (0.3%) | 0 (0%) | 208.7 (98.3%) |

※各面積は、G I S 上で算出（浸水継続時間とメッシュの大きさが異なるため、合計は合わない。）

(2) 浸水継続時間

1) 想定最大規模

想定最大規模降雨（48時間総雨量 765mm）による洪水の浸水継続時間は、居住誘導区域を含む広い範囲で24時間未満となっているものの、一部、24時間（1日）～72時間（3日）未満、72時間（3日）～168時間（1週間）未満となっています。

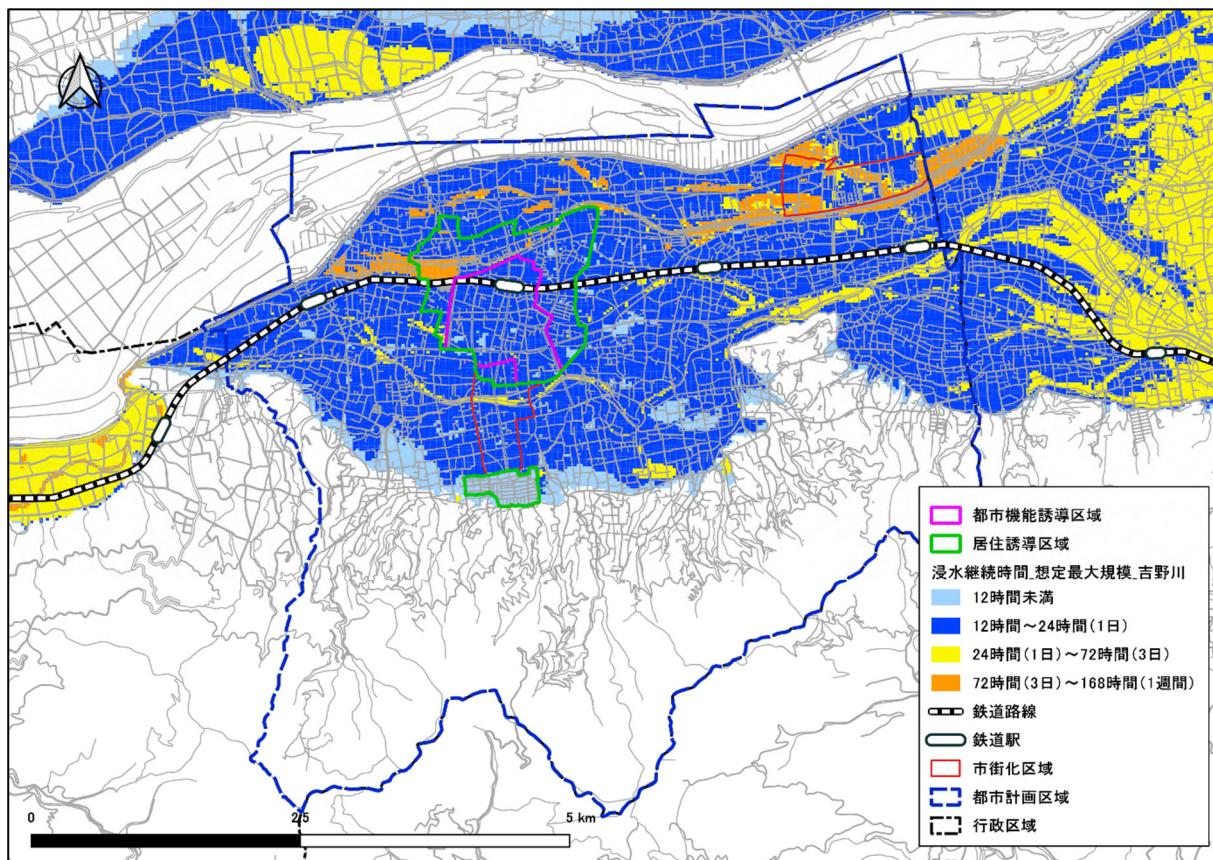


図 吉野川の浸水継続時間 (想定最大規模)

■ 浸水継続時間ごとのメッシュ面積 (想定最大規模)

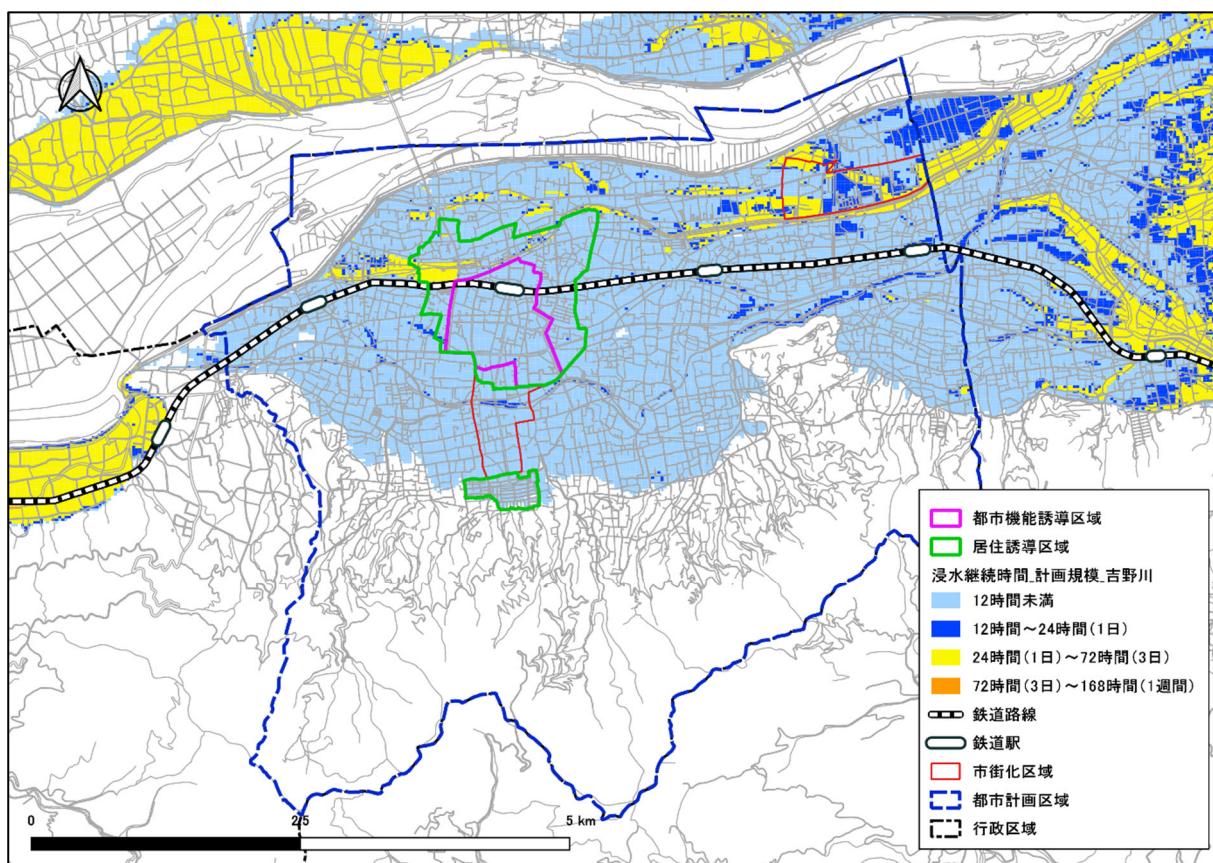
| 浸水面積 (単位: ha) | 12時間未満 | 12時間～24時間 | 24時間～72時間 | 72時間～168時間 | 合計 |
|-------------------------------|-----------------|-------------------|----------------|----------------|-------------------|
| 都市計画区域 (全域(3,376ha)に占める割合) | 130.2 (3.9%) | 1337.2 (39.6%) | 81.6 (2.4%) | 87.0 (2.6%) | 1636.0 (48.5%) |
| | 21.5 (6.9%) | 243.6 (78.6%) | 10.8 (3.5%) | 27.1 (8.7%) | 303.0 (97.7%) |
| | 20.2 (9.5%) | 176.9 (83.3%) | 1.3 (0.6%) | 10.0 (4.7%) | 208.4 (98.2%) |

※各面積は、G I S上で算出（洪水浸水想定区域とメッシュの大きさが異なるため、合計は合わない。）

第8章 防災指針

2) 計画規模

計画規模降雨（48時間総雨量440mm）による洪水の浸水継続時間は、居住誘導区域を含む広い範囲で12時間未満となっているものの、一部12時間～24時間（1日）未満、24時間（1日）～72時間（3日）未満となっています。



(3) 家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模）

想定最大規模降雨（48時間総雨量 765mm）による家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）は、吉野川付近一帯の地域や飯尾川、麻名用水沿いに指定されています。また、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）は、江川及び麻名用水沿いに指定されています。

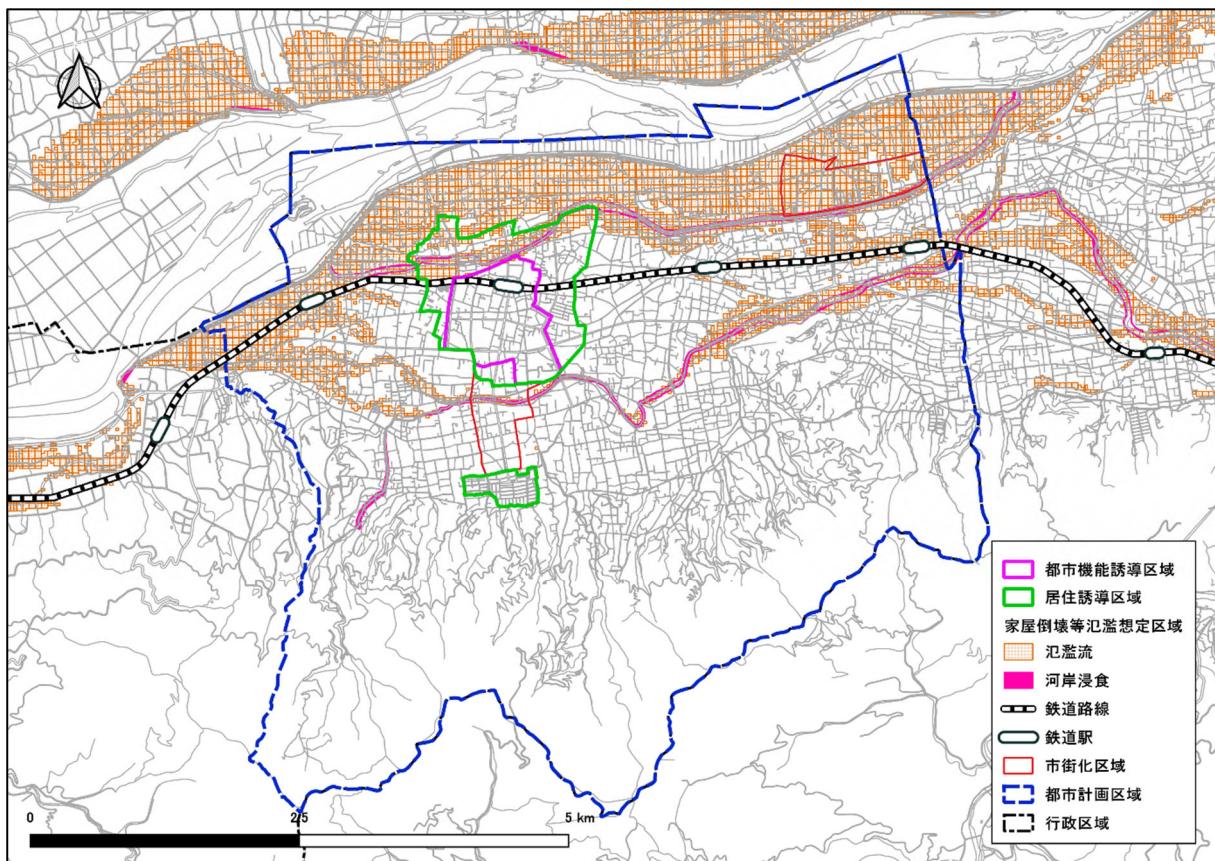


図 吉野川の家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流及び河岸浸食）

第8章 防災指針

(4) 過去の浸水実績

近年発生した本市の主な浸水実績として、平成 16 年台風 23 号と平成 26 年台風 11 号による浸水被害があります。

平成 16 年台風 23 号では、主要地方道徳島鴨島線沿いや JR 徳島線の南側の広い範囲で浸水被害が発生しています。居住誘導区域においても、JR 徳島線の南側から呉郷団地の北側までの間で浸水被害が発生しています。

平成 26 年台風 11 号では、主要地方道徳島鴨島線沿いや飯尾川沿い、麻名用水沿い等で浸水被害が発生しています。一方で、居住誘導区域においては、ほとんど浸水被害が発生していません。

なお、市街化区域内で、いずれの浸水実績にも含まれているエリア（吉野川市役所と呉郷団地の間）については、居住誘導区域に含めないこととしています。

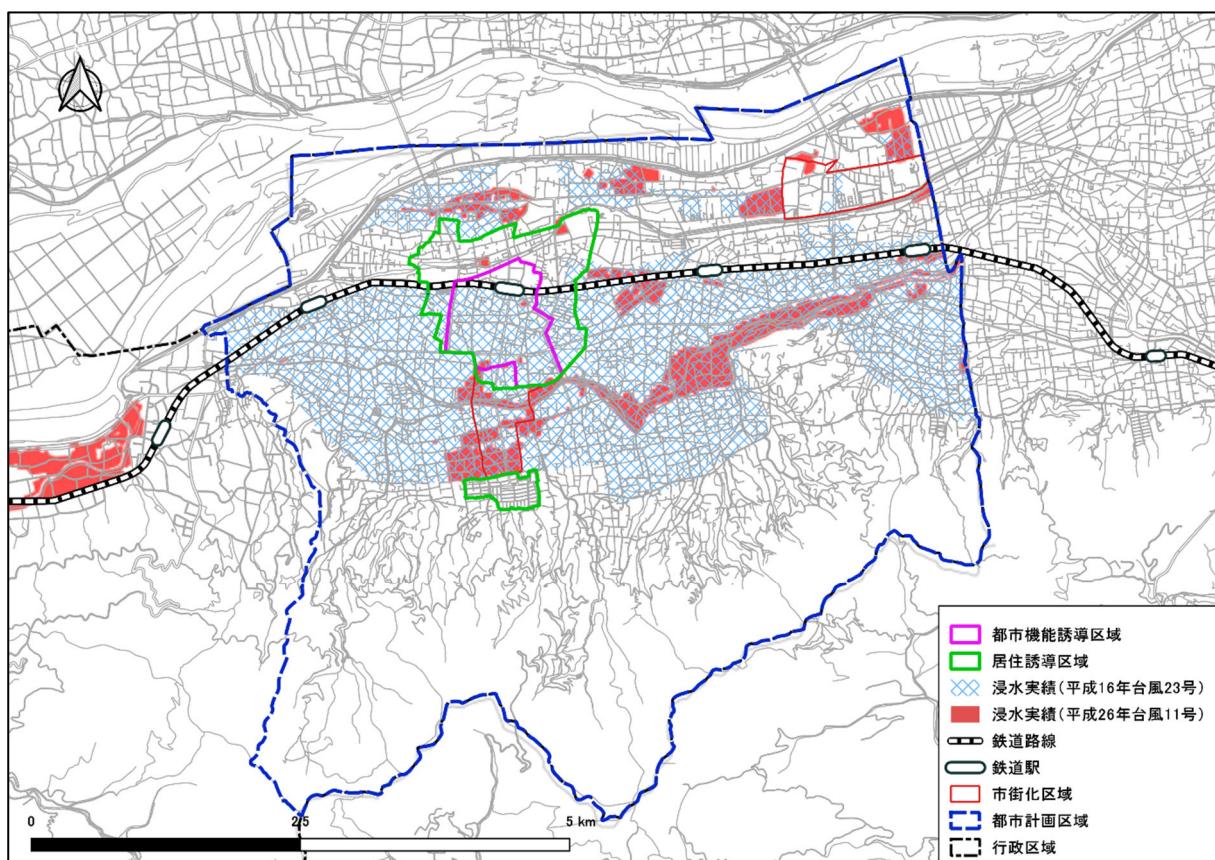


図 過去の浸水実績（平成 16 年台風 23 号、平成 26 年台風 11 号）

(5) ため池の浸水想定区域

ため池は、都市計画区域内に 13 箇所あり、堤防が決壊した場合の浸水想定区域は、鴨島地域南側の山裾部に広がっています。そのうち、昭和池の浸水想定区域は、居住誘導区域内の呉郷団地を含んでいます。また、その範囲は、0.5m未満、または、0.5m～1.0m未満の浸水が想定されています。

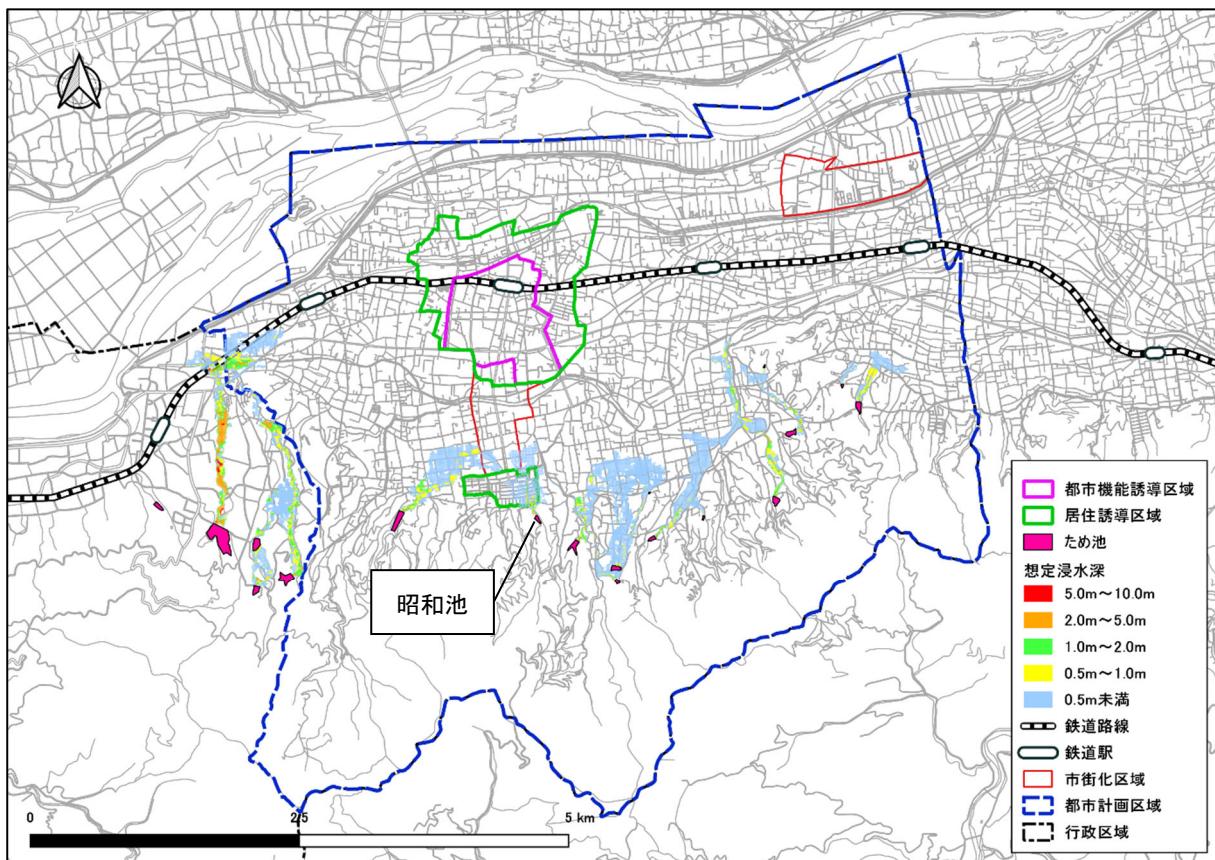


図 ため池の浸水想定区域

第8章 防災指針

(6) 土砂災害（特別）警戒区域

土砂災害特別警戒区域は、市街化区域内の一部（呉郷団地付近）等で指定されていますが、都市計画運用指針において、“原則、含まない”とされているため、居住誘導区域から除外しています。

土砂災害警戒区域は、市街化区域内の一部（呉郷団地付近）等で指定されていますが、比較的人口密度の高い地域であるため、居住誘導区域に含んでいます。

なお、市街化調整区域の鴨島地域南側の山裾は、都市計画運用指針において、“原則、含まない”とされている地すべり防止区域に指定されています。

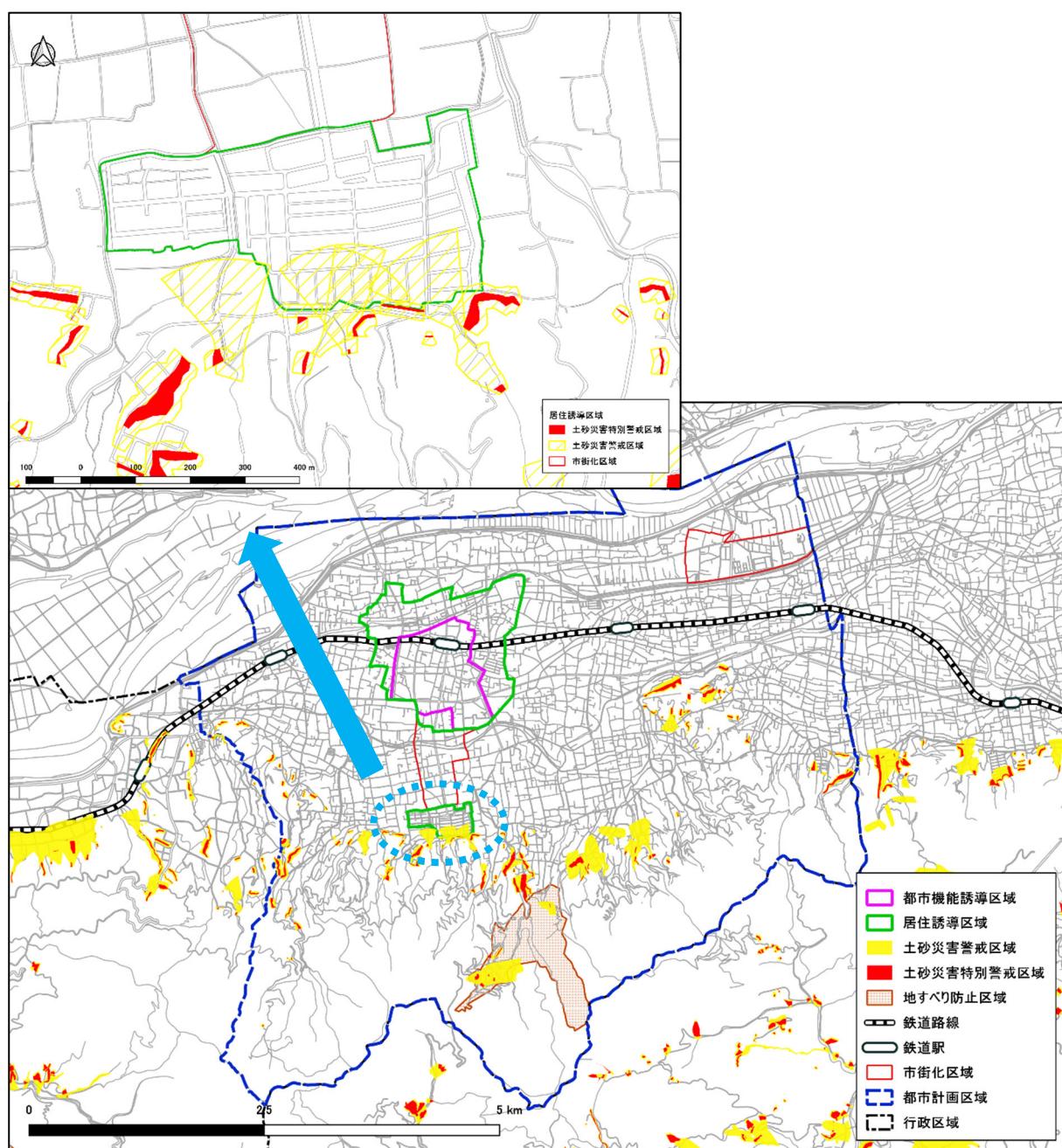


図 土砂災害（特別）警戒区域

3. 災害リスクの高い地域の抽出

前述した災害リスクと都市機能や建物状況等の情報を重ね合わせることにより、市街化区域内における災害リスクの高い地域を抽出します。

3-1. 洪水浸水想定区域（想定最大規模）×各種データ

（1）洪水浸水想定区域（想定最大規模）×都市機能（子育て・医療・介護福祉施設）

市街化区域内の都市機能（子育て・医療・介護福祉施設）は、全て洪水浸水想定区域（想定最大規模）に含まれており、ほとんどの施設で3.0m～5.0m未満の浸水が想定されているため、避難行動に遅れが生じた場合、孤立や人命に関わる被害が生じる可能性があります。

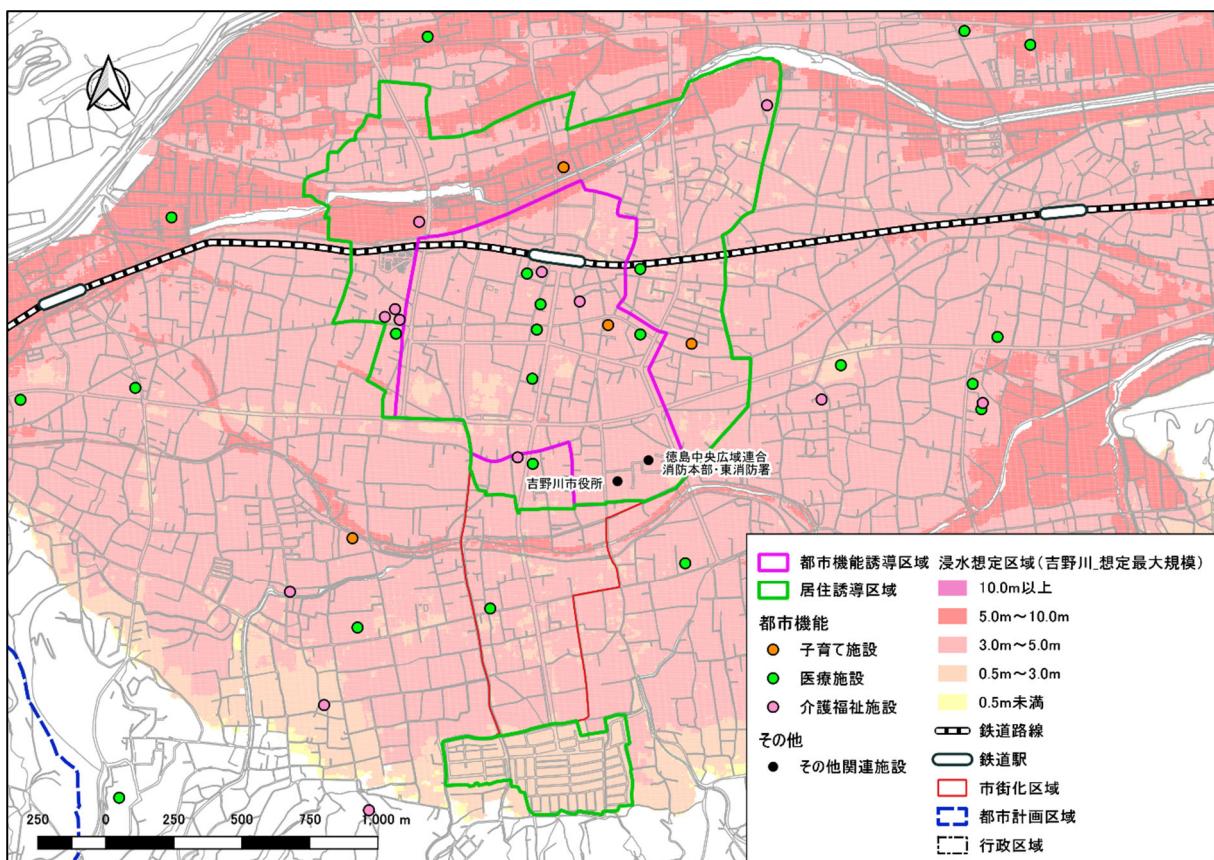


図 吉野川の洪水浸水想定区域（想定最大規模）と
都市機能（子育て・医療・介護福祉施設）の重ね合わせ

第8章 防災指針

(2) 洪水浸水想定区域（想定最大規模）× 指定緊急避難場所

市街化区域内の指定緊急避難場所は、全て洪水浸水想定区域（想定最大規模）に含まれ、ほとんどの施設で3.0m～5.0m未満の浸水が想定されており、建物の2階程度まで浸水する可能性があります。また、一部の指定緊急避難場所では、5.0m～10.0m未満の浸水が想定されており、建物の3階程度まで浸水する可能性があります。

そのような中、指定緊急避難場所は、浸水深に応じて避難可能な場所及び階数が指定されているため、避難は可能です。ただし、鴨島地域の住民の避難場所であるため、避難者に対して収容人数が不足するおそれがあります。

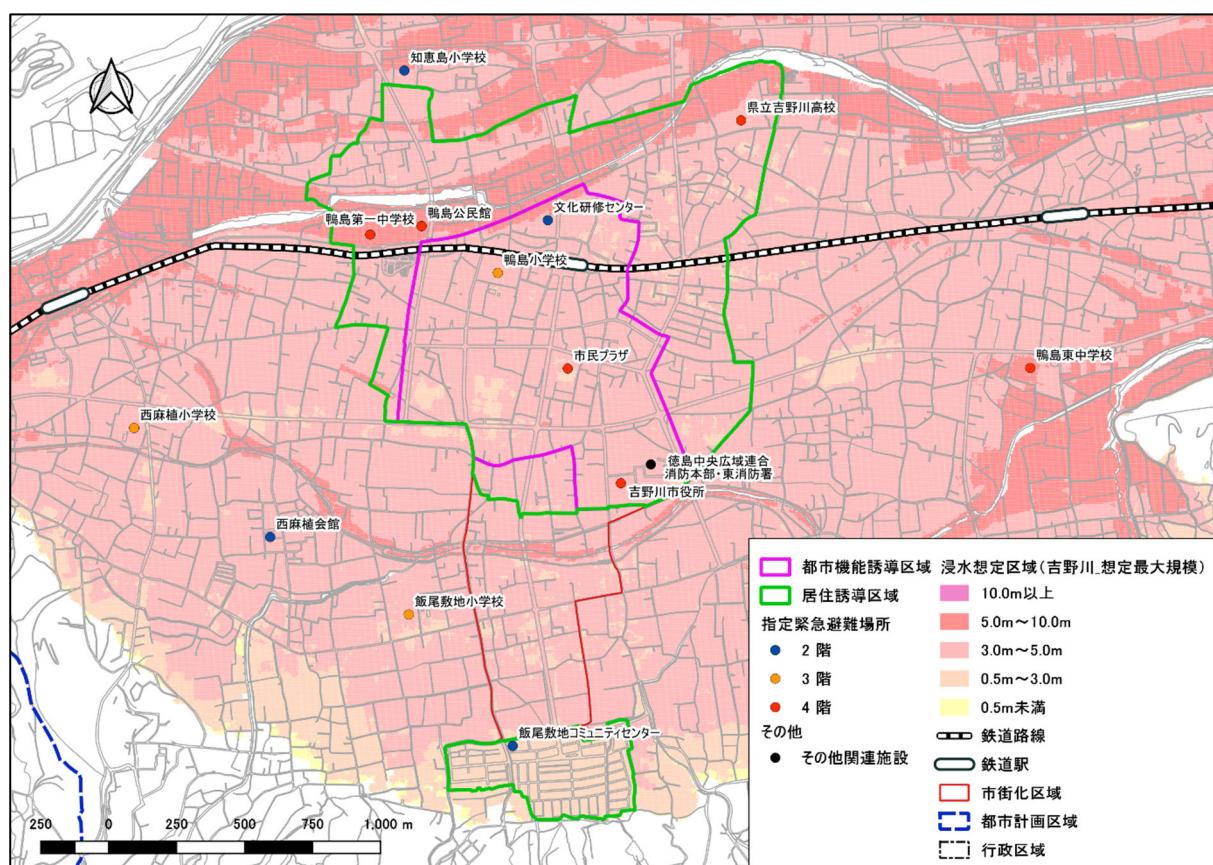


図 吉野川の洪水浸水想定区域（想定最大規模）と指定緊急避難場所の重ね合わせ

(3) 浸水継続時間（想定最大規模）×都市機能（子育て・医療・介護福祉施設）

ほとんどの都市機能（子育て・医療・介護福祉施設）は、浸水継続時間が24時間（1日）未満となっていますが、居住誘導区域内の鴨島老人福祉センターは、72時間（3日）～168時間（1週間）の範囲に立地しています。浸水継続時間が長くなった場合、水や食料等の備蓄が尽き、人命に関わる被害が生じる可能性があります。

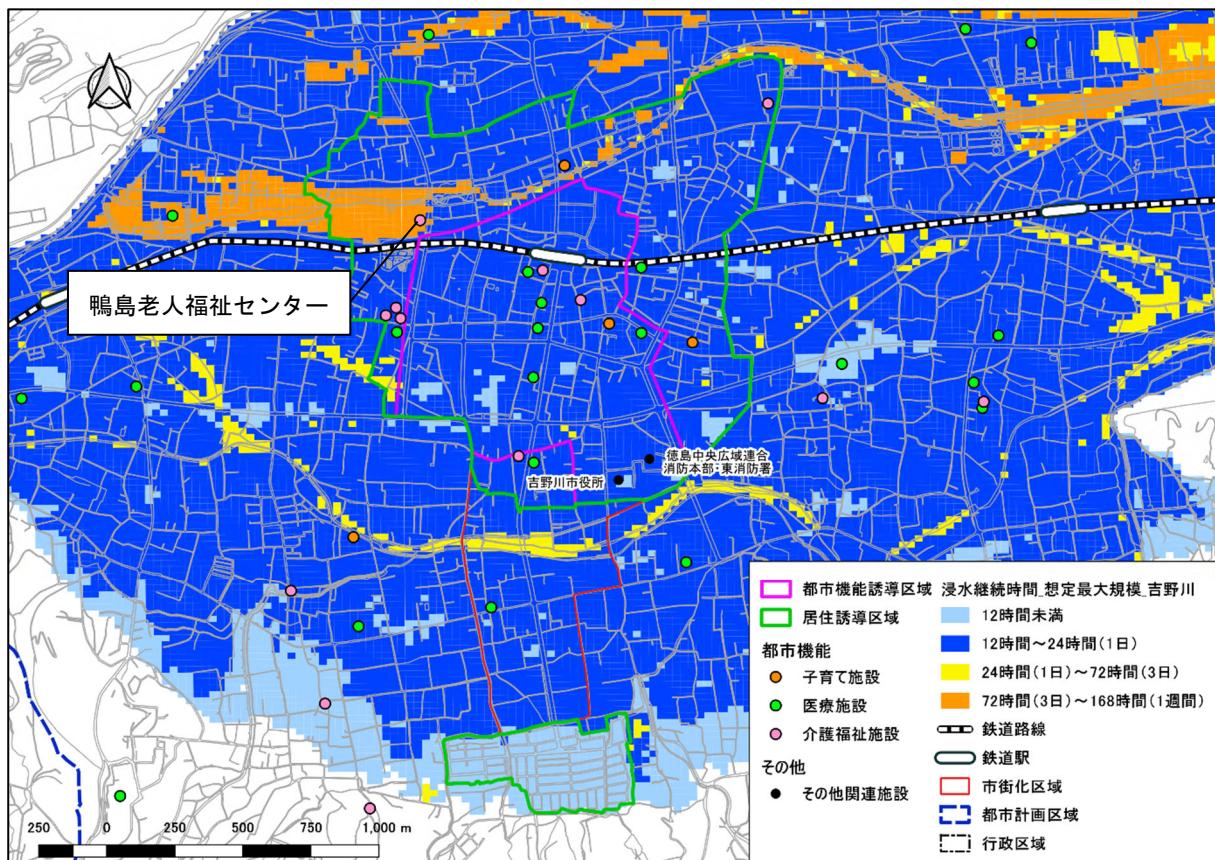


図 吉野川の浸水継続時間（想定最大規模）と
都市機能（子育て・医療・介護福祉施設）の重ね合わせ

第8章 防災指針

(4) 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流及び河岸浸食）× 建物分布

知恵島地区や鴨島地区、喜来地区等には多くの建物が立地していますが、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流及び河岸浸食）に含まれているため、大雨による洪水等が発生した場合、多くの建物が被害を受けるとともに、人命に関わる被害が生じる可能性があります。

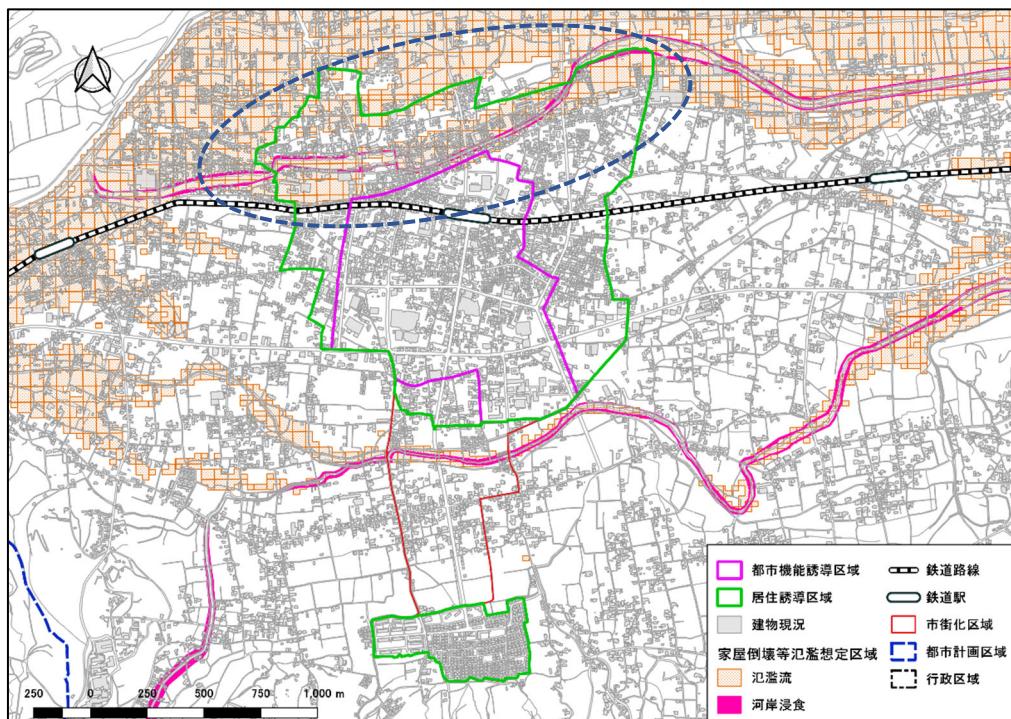


図 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流及び河岸浸食）と建物分布の重ね合わせ（全体）

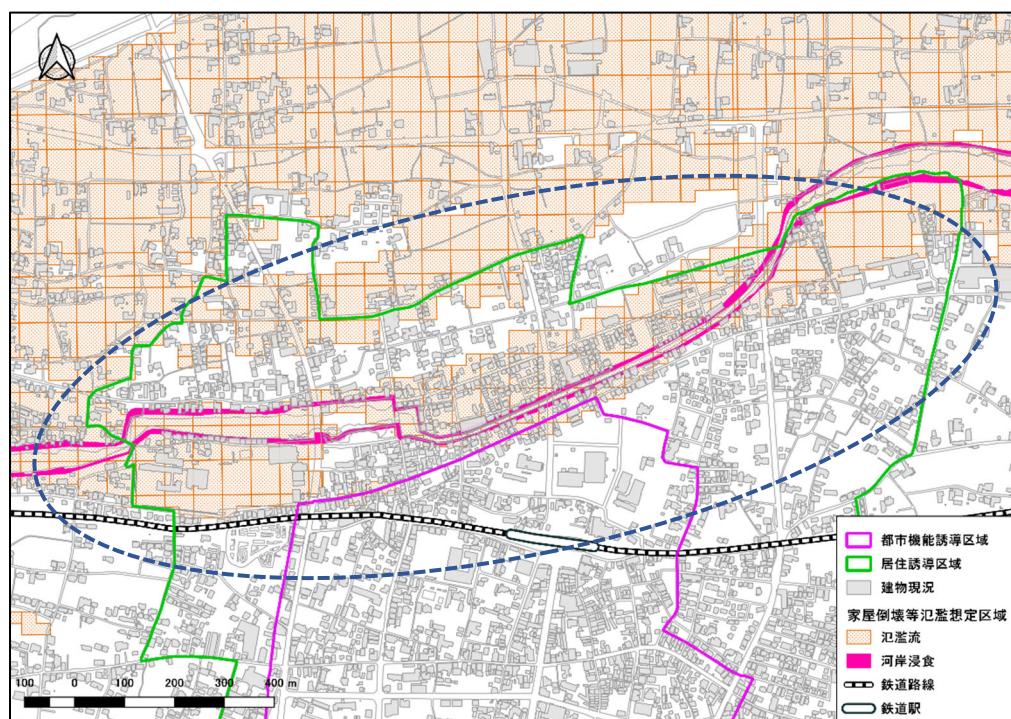


図 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流及び河岸浸食）と建物分布の重ね合わせ（江川周辺地区）

3-2. 洪水浸水想定区域（計画規模）× 各種データ

(1) 洪水浸水想定区域（計画規模）× 都市機能（子育て・医療・介護福祉施設）

市街化区域内の都市機能（子育て・医療・介護福祉施設）は、全て洪水浸水想定区域（計画規模）に含まれており、ほとんどの施設で0.5m～3.0m未満の浸水が想定されています。また、居住誘導区域内の鴨島老人福祉センターと鴨島中央認定こども園では、3.0m～5.0m未満の浸水が想定されています。これらの施設では、避難行動に遅れが生じた場合、孤立や人命に関わる被害が生じる可能性があります。

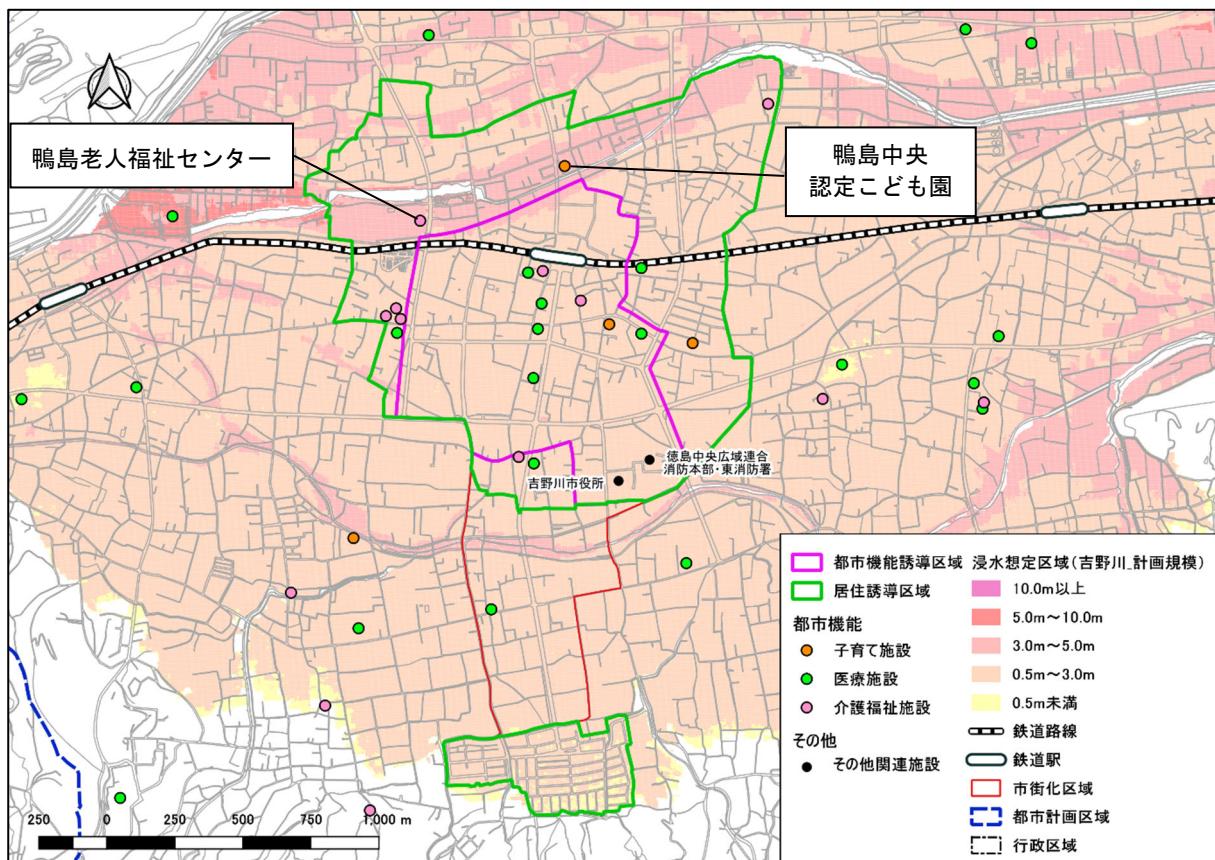


図 吉野川の洪水浸水想定区域（計画規模）と
都市機能（子育て・医療・介護福祉施設）の重ね合わせ

第8章 防災指針

(2) 洪水浸水想定区域（計画規模）× 指定緊急避難場所

市街化区域内の指定緊急避難場所は、全て洪水浸水想定区域（計画規模）に含まれ、ほとんどの施設で0.5m～3.0m未満の浸水が想定されており、建物の1階程度まで浸水する可能性があります。また、一部の指定緊急避難場所では、3.0m～5.0m未満の浸水が想定されており、建物の2階程度まで浸水する可能性があります。

そのような中、指定緊急避難場所は、浸水深に応じて避難可能な場所及び階数が指定されているため、避難は可能です。ただし、鴨島地域の住民の避難場所であるため、避難者に対して収容人数が不足するおそれがあります。

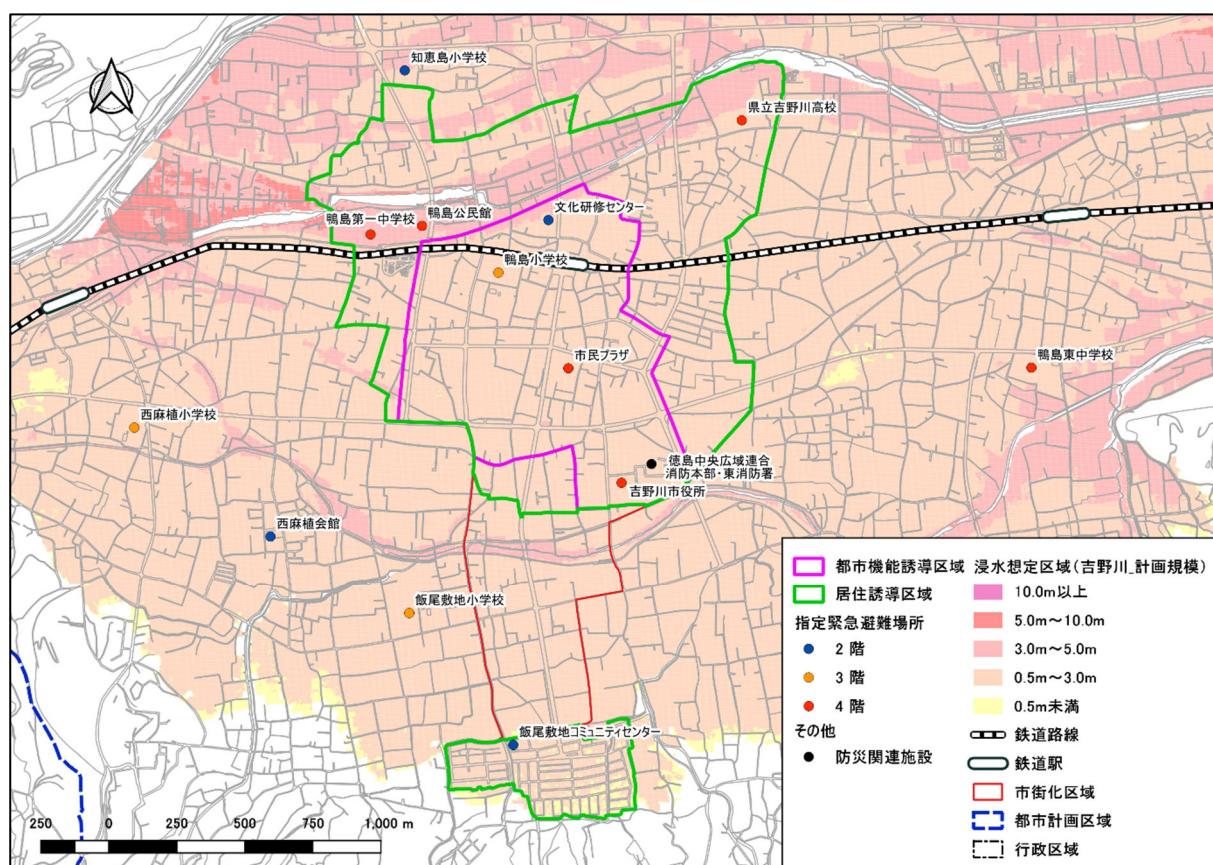


図 吉野川の洪水浸水想定区域（計画規模）と指定緊急避難場所の重ね合わせ

(3) 浸水継続時間（計画規模）×都市機能（子育て・医療・介護福祉施設）

ほとんどの都市機能（子育て・医療・介護福祉施設）は、浸水継続時間が12時間未満となっていますが、居住誘導区域内の鴨島老人福祉センターは、24時間（1日）～72時間（3日）の範囲に立地しています。浸水継続時間が長くなった場合、水や食料等の備蓄が尽き、人命に関わる被害が生じる可能性があります。

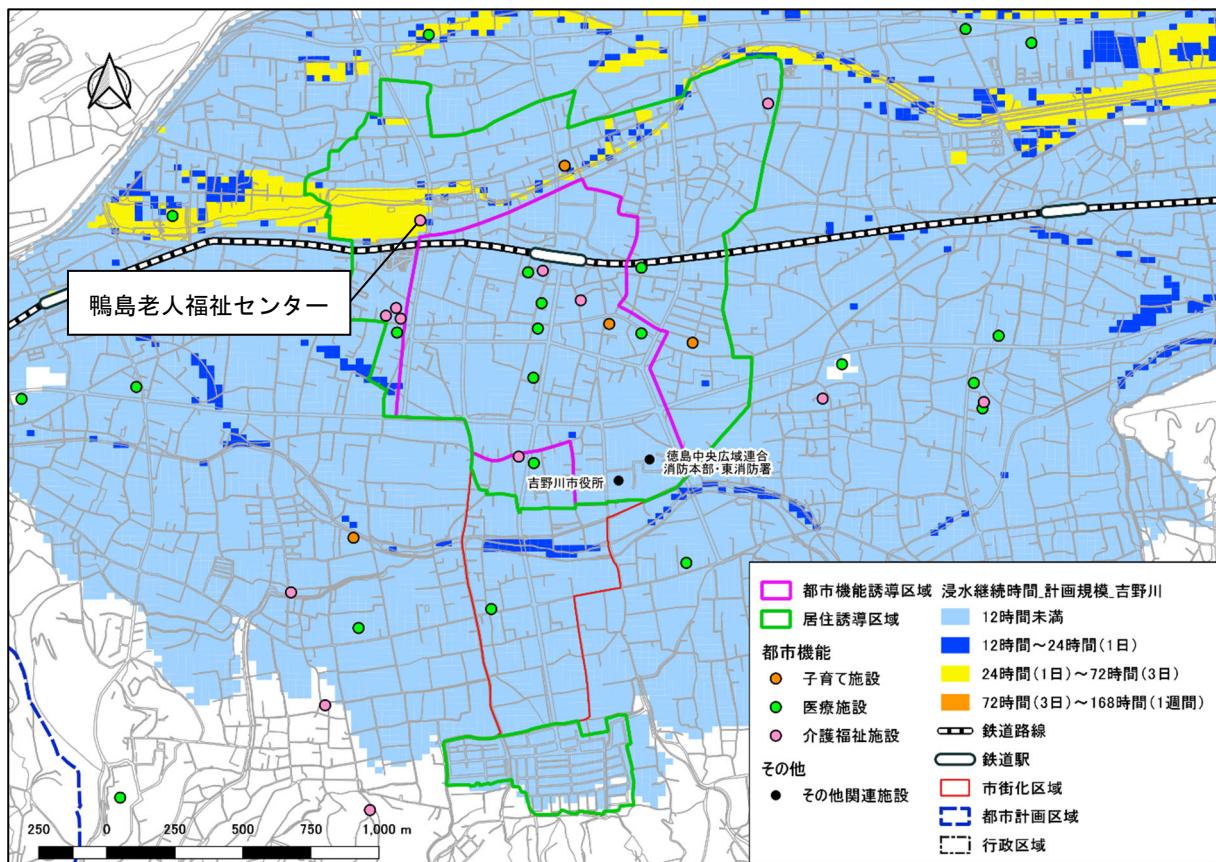


図 吉野川の浸水継続時間（計画規模）と都市機能（子育て・医療・介護福祉施設）の重ね合わせ

第8章 防災指針

3-3. 過去の浸水実績 × 各種データ

(1) 過去の浸水実績 × 都市機能（子育て・医療・介護福祉施設）

市街化区域内における平成 16 年台風 23 号による浸水実績では、主に JR 徳島線の南側の都市機能（子育て・医療・介護福祉施設）が浸水範囲に含まれています。今後同様な災害が発生し、避難行動に遅れが生じた場合、孤立や人命に関わる被害が生じる可能性があります。

また、市街化区域内における平成 26 年台風 11 号による浸水実績では、主に麻名用水沿いと呉郷団地の北側が浸水範囲になっていますが、都市機能（子育て・医療・介護福祉施設）は含まれていません。しかしながら、今後同様な災害が発生した際、中心市街地が分断され、呉郷団地が孤立するおそれがあります。

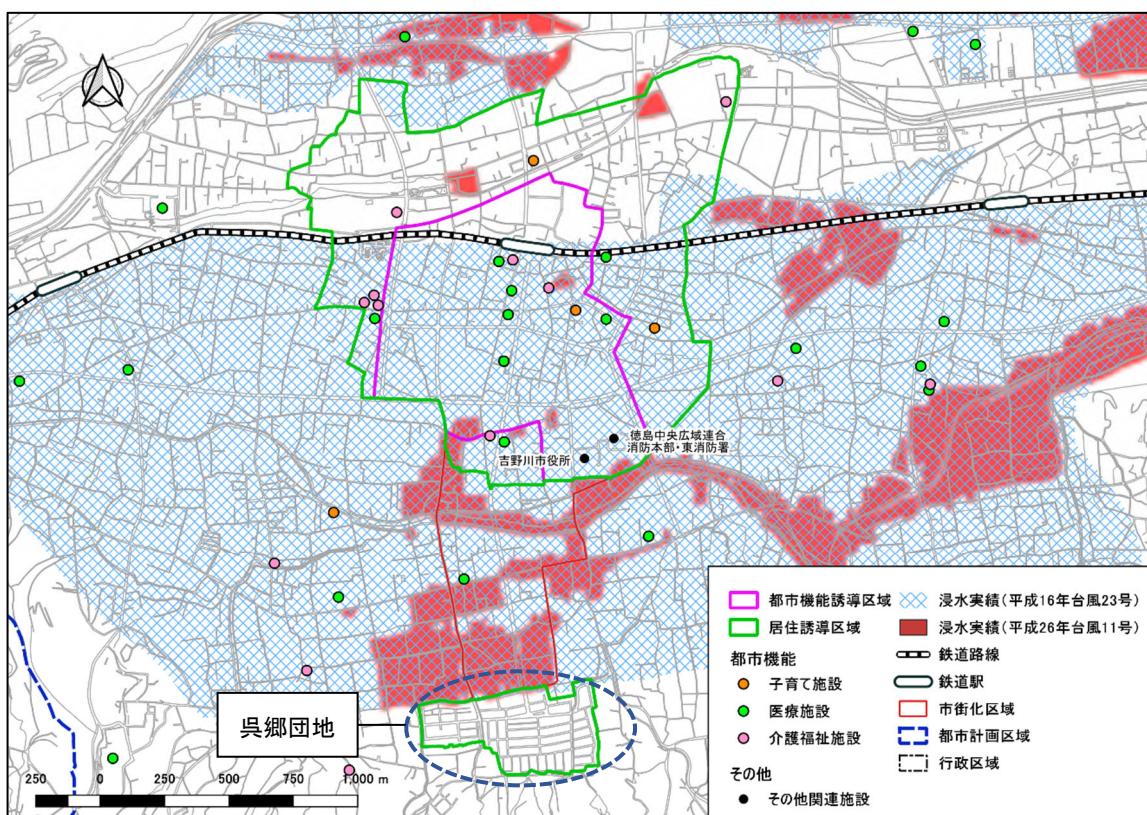


図 過去の浸水実績（平成 16 年台風 23 号、平成 26 年台風 11 号）と
都市機能（子育て・医療・介護福祉施設）の重ね合わせ

【都市機能誘導区域及び居住誘導区域と過去の浸水実績の比較】

都市機能誘導区域及び居住誘導区域について、それぞれの浸水実績を比較すると、平成 16 年台風 23 号による浸水実績では、JR 徳島線の南側の大半の区域が浸水範囲に含まれていますが、平成 26 年台風 11 号による浸水実績では、浸水範囲が一部の範囲となっています。これは、公共下水道（雨水）の整備等により、雨水幹線の有効利用が進捗した効果があるものと想定されます。

（当時の総雨量は、平成 16 年台風 23 号が 314 mm、平成 26 年台風 11 号が 372 mm）

(2) 過去の浸水実績 × 指定緊急避難場所

市街化区域内における平成 16 年台風 23 号による浸水実績では、主に JR 徳島線の南側の指定緊急避難場所が浸水範囲に含まれています。今後同様な災害が発生し、避難行動に遅れが生じた場合、指定緊急避難場所までの道路が寸断し、孤立する可能性があります。

また、市街化区域内における平成 26 年台風 11 号による浸水実績では、主に麻名用水沿いと呉郷団地の北側が浸水範囲になっていますが、指定緊急避難場所は含まれていません。しかしながら、今後同様な災害が発生した際、市街化区域が分断され、飯尾敷地コミュニティセンターが立地する呉郷団地が孤立するおそれがあります。

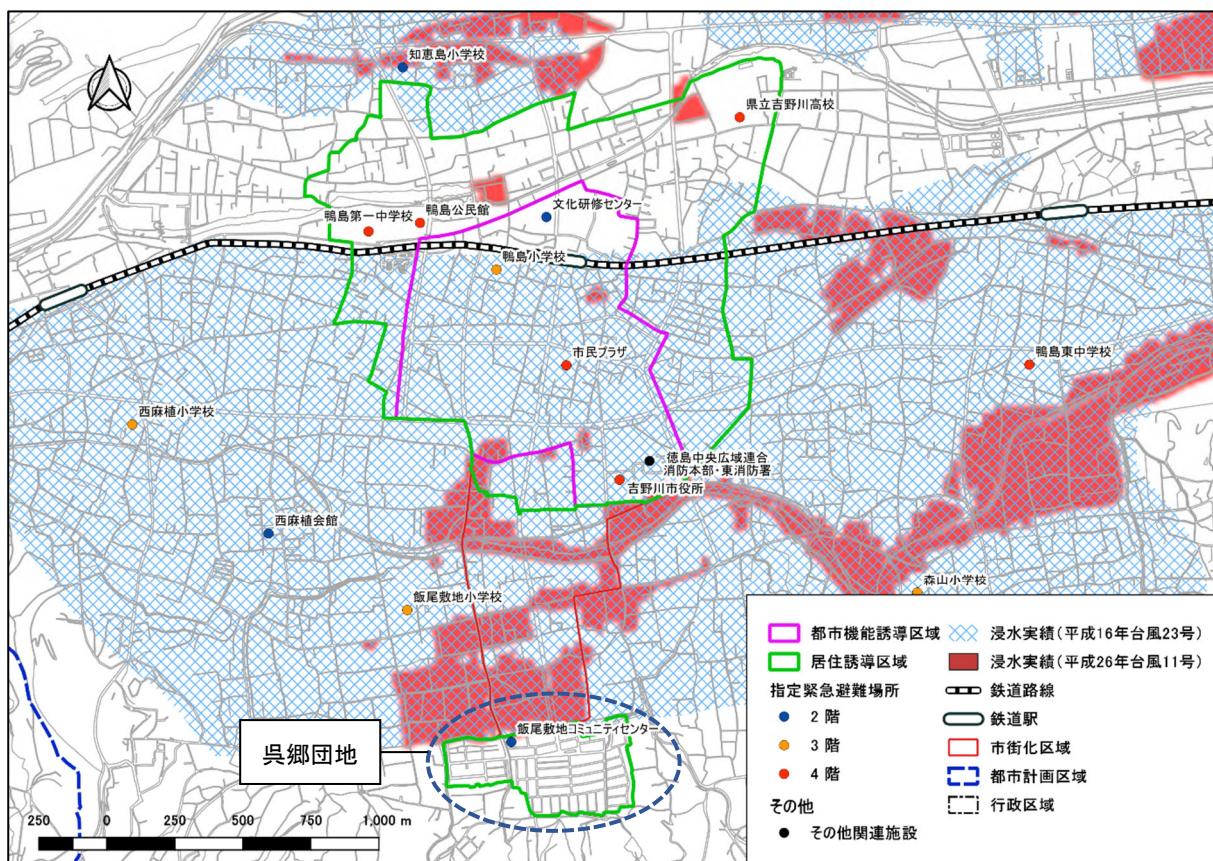


図 過去の浸水実績（平成 16 年台風 23 号、平成 26 年台風 11 号）と指定緊急避難場所の重ね合わせ

第8章 防災指針

3-4. その他の災害情報 × 各種データ

(1) ため池の浸水想定区域 × 都市機能（子育て・医療・介護福祉施設）

比較的人口密度が高い呉郷団地は、昭和池の浸水想定区域となっており、ため池の堤防決壊時には、道路の寸断や建物の浸水被害等が発生する可能性があります。

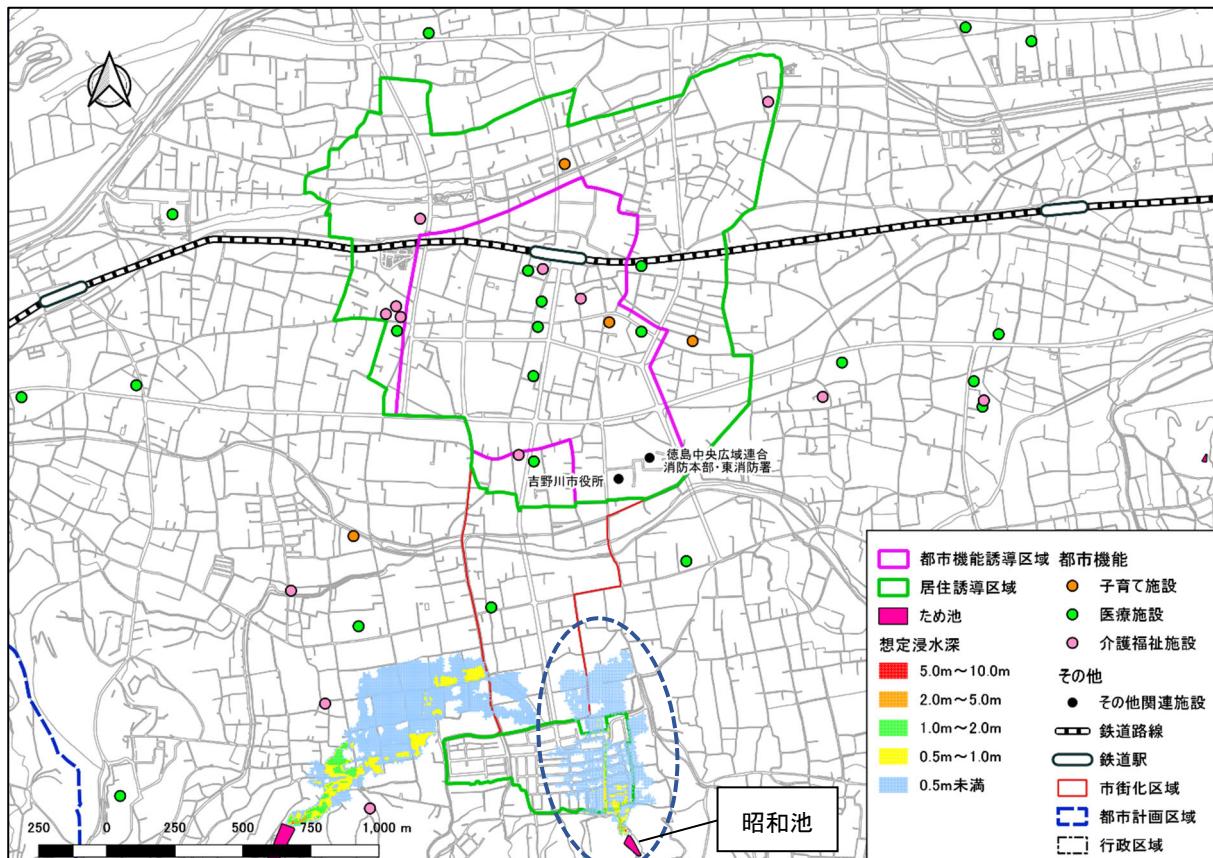


図 ため池の浸水想定区域と都市機能（子育て・医療・介護福祉施設）の重ね合わせ

(2) 土砂災害（特別）警戒区域 × 100mメッシュ将来推計人口（2020年）

比較的人口密度が高い呉郷団地は、土砂災害警戒区域に指定されており、災害発生時には、道路の寸断や建物被害だけでなく、人命に関わる被害が生じる可能性があります。

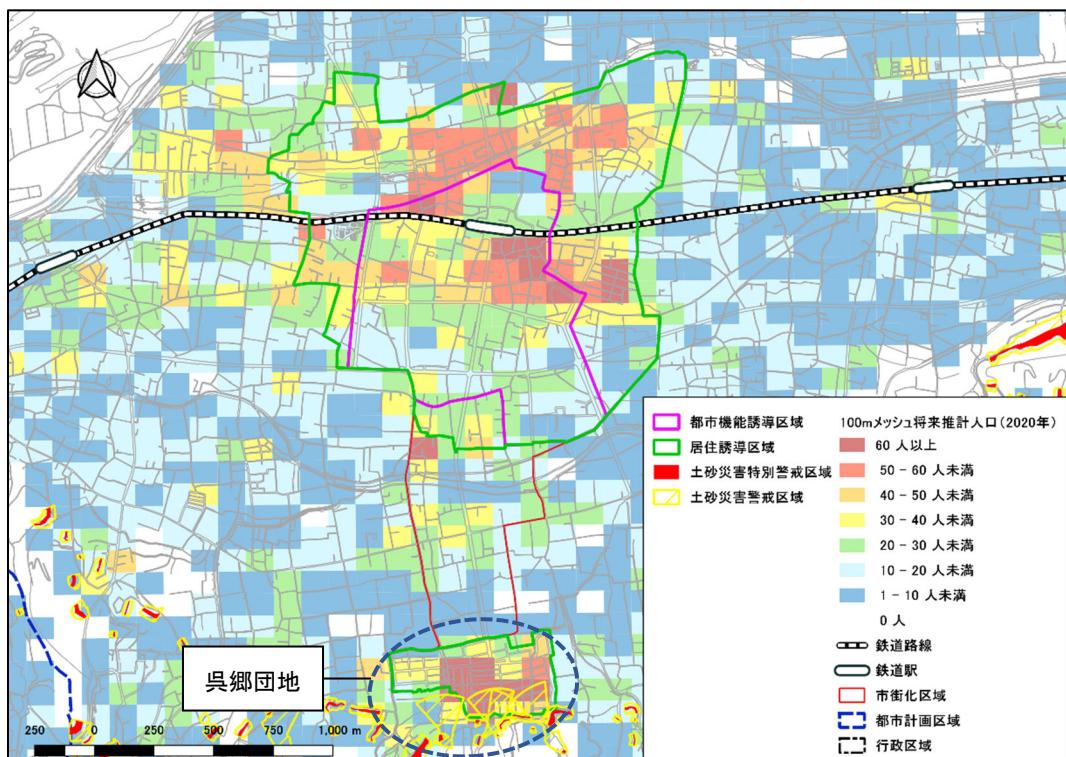


図 土砂災害（特別）警戒区域と100mメッシュ将来推計人口（2020年）の重ね合わせ（全体）

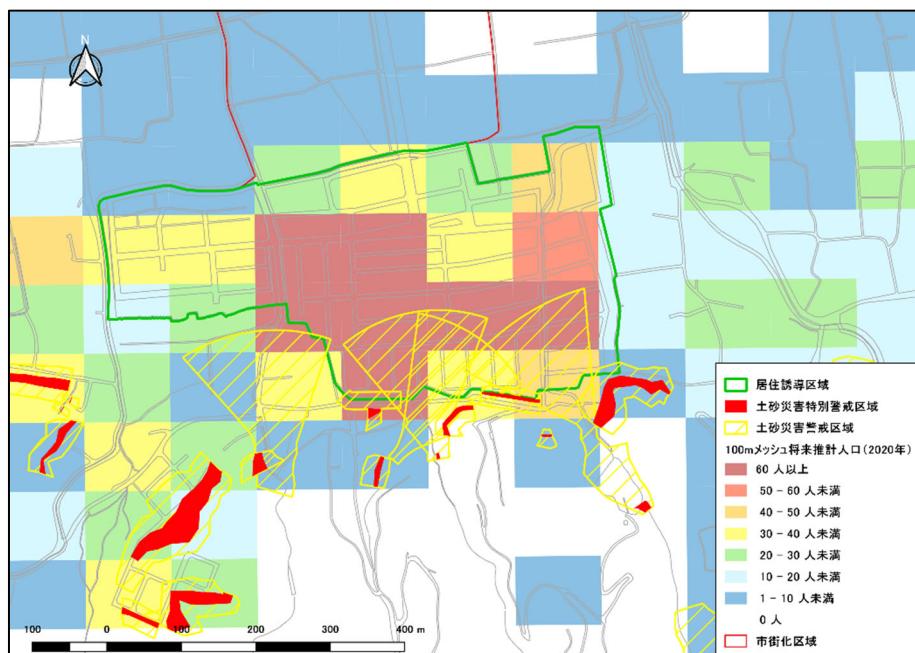


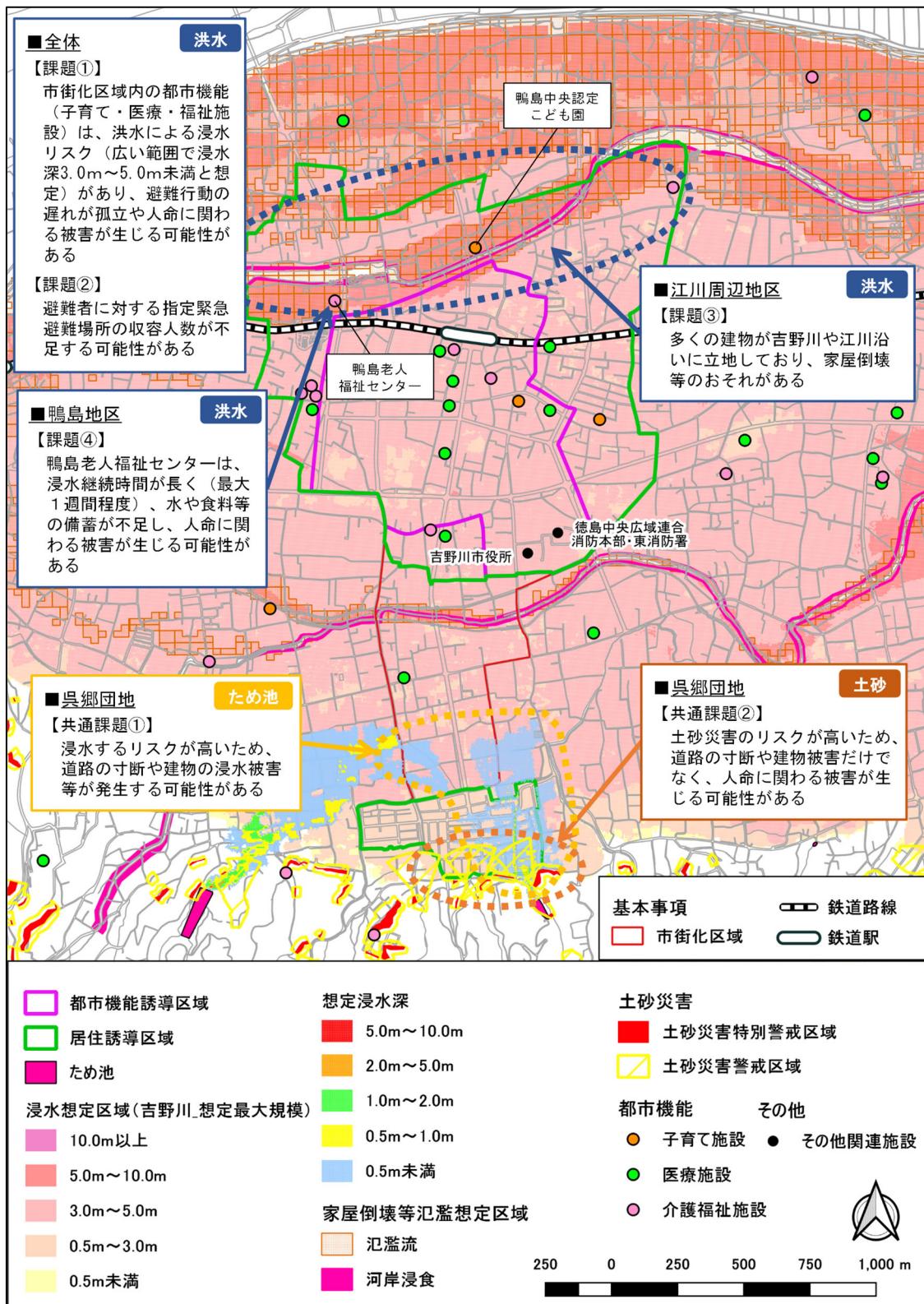
図 土砂災害（特別）警戒区域と100mメッシュ将来推計人口（2020年）の重ね合わせ（呉郷団地）

第8章 防災指針

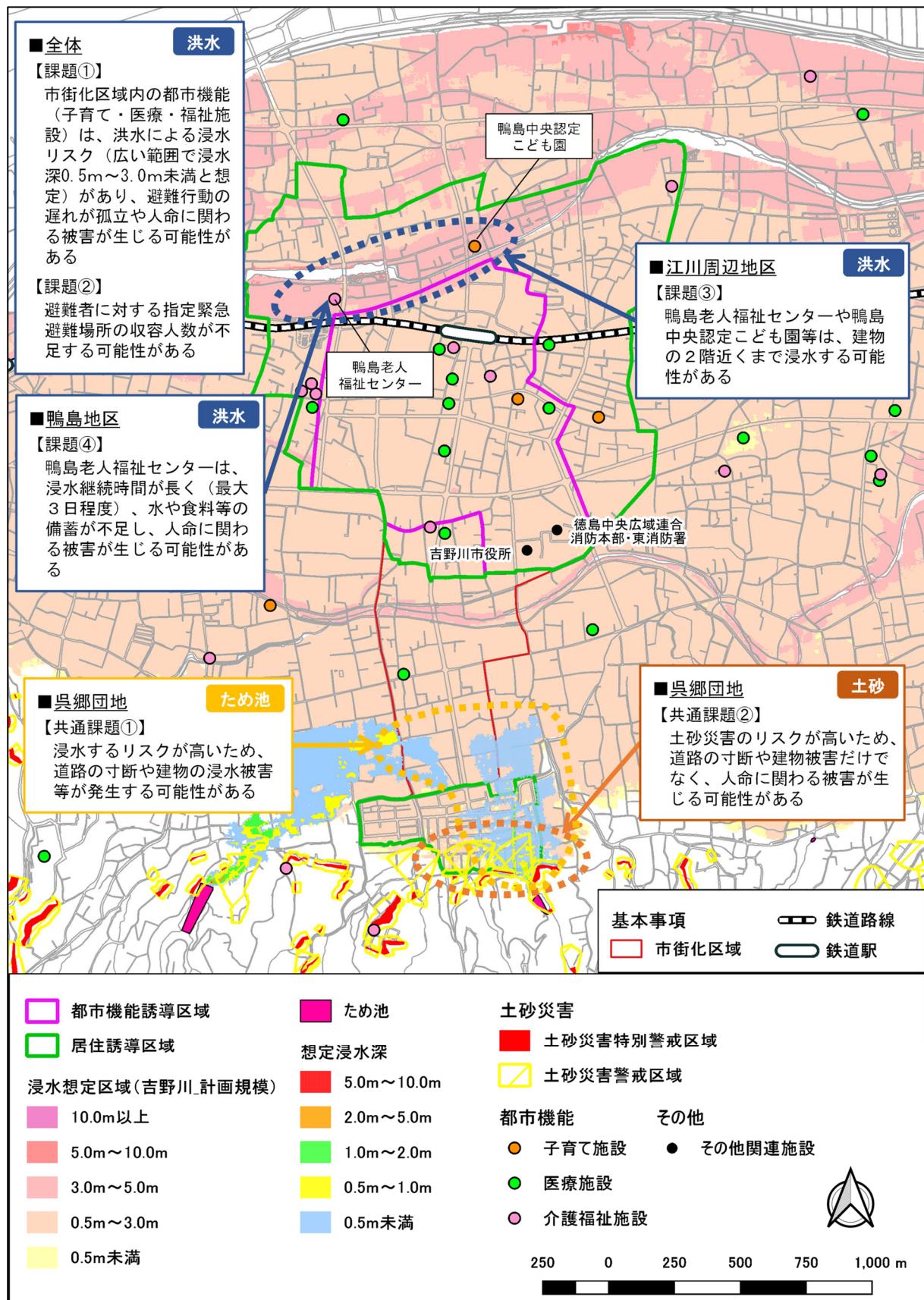
4. 防災上の課題の整理

災害リスクの高い地域の抽出を踏まえ、防災上の課題を規模別に整理します。

■想定最大規模降雨による課題

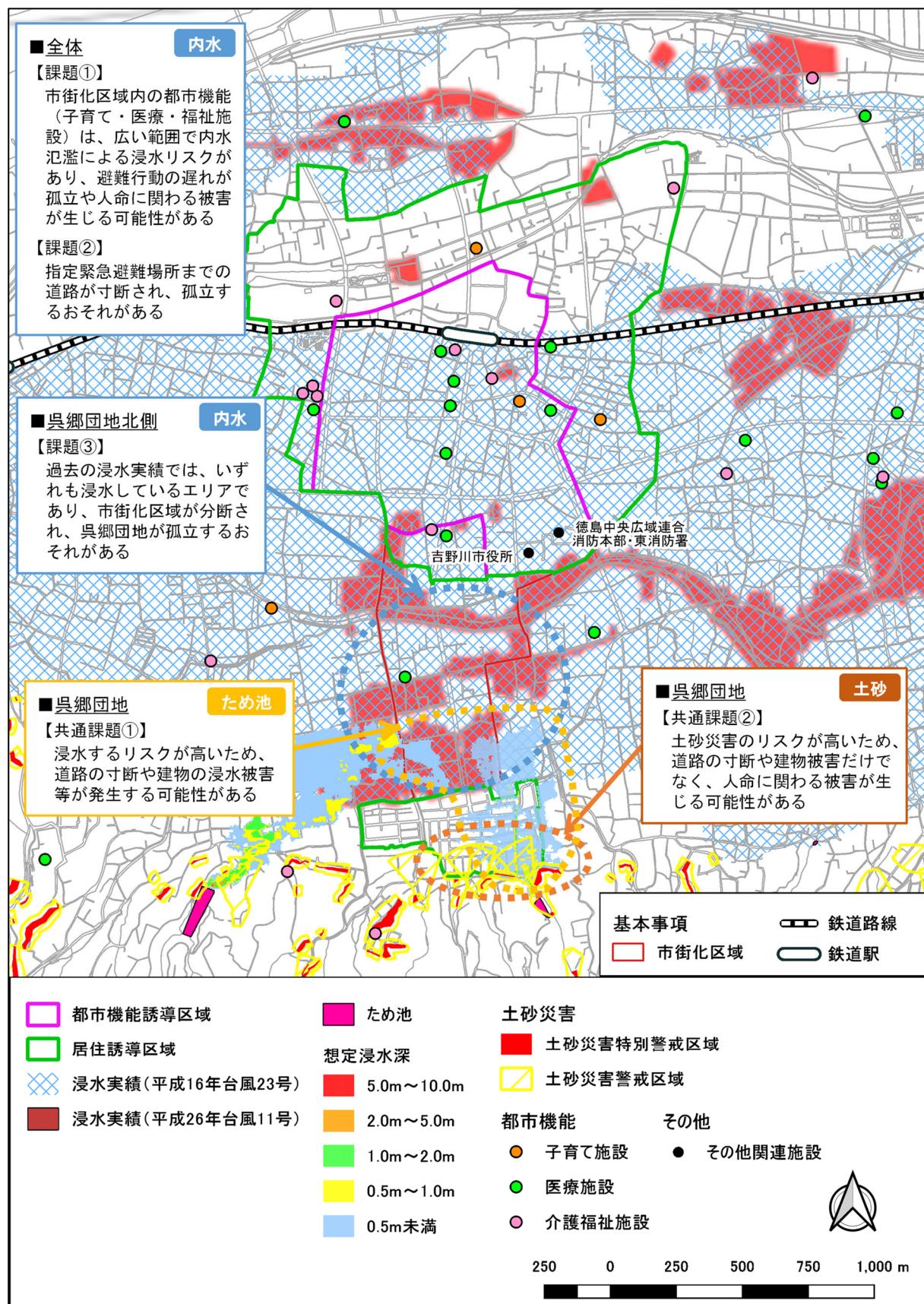


■計画規模降雨による課題



第8章 防災指針

■浸水実績による課題



■防災上の課題のまとめ

規模別に整理した防災上の課題は、【居住誘導区域全体】で対策が必要な災害リスクと、【特に対策が必要な地区等】の災害リスクに分けられます。

規模別に整理した課題を比較すると、災害リスクの大小はありますが、取るべき対策の方向性は同じであるため、次頁以降で、これらの分類ごとに具体的な対策等を設定します。

| 分類 | 想定最大規模 | 計画規模 | 浸水実績 |
|---------------|--------|--|--|
| 【居住誘導区域全体】 | 全体 | <ul style="list-style-type: none"> ○市街化区域内の広い範囲で浸水深 3.0m～5.0m未満の浸水が想定され、避難行動の遅れが孤立や人命に関わる被害が生じる可能性がある ○避難者に対する指定緊急避難場所の収容人数が不足する可能性がある | <ul style="list-style-type: none"> ○市街化区域内の広い範囲で浸水深 0.5m～3.0m未満の浸水が想定され、避難行動の遅れが孤立や人命に関わる被害が生じる可能性がある ○避難者に対する指定緊急避難場所の収容人数が不足する可能性がある |
| 【特に対策が必要な地区等】 | 江川周辺地区 | <ul style="list-style-type: none"> ○多くの建物が吉野川や江川沿いに立地しており、家屋倒壊等のおそれがある | <ul style="list-style-type: none"> ○鴨島老人福祉センターや鴨島中央認定こども園等は、建物の2階近くまで浸水する可能性がある |
| | 鴨島地区 | <ul style="list-style-type: none"> ○鴨島老人福祉センターは浸水継続時間が長く（最大1週間程度）、水や食料等の備蓄が不足し、人命に関わる被害が生じる可能性がある | <ul style="list-style-type: none"> ○鴨島老人福祉センターは浸水継続時間が長く（最大3日程度）、水や食料等の備蓄が不足し、人命に関わる被害が生じる可能性がある |
| | 吳郷団地 | <ul style="list-style-type: none"> — | <ul style="list-style-type: none"> ○過去の浸水実績では、いずれも浸水しているエリアであり、市街化区域が分断され、吳郷団地が孤立するおそれがある |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ○ため池の決壊により浸水するリスクが高いため、道路の寸断や建物の浸水被害等が発生する可能性がある ○土砂災害のリスクが高いため、道路の寸断や建物被害だけでなく、人命に関わる被害が生じる可能性がある | |

第8章 防災指針

5. 防災まちづくりの対応方針と取組方針

(1) 防災まちづくりの対応方針

本市の防災に関する上位計画である『吉野川市地域防災計画（令和2年3月改訂）』においては、“災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする”としています。

また、同計画の中で、“防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる”としており、段階ごとの基本理念として、以下のように設定しています。

【災害予防段階における基本理念】

- ①災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。
- ②起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起きた大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

【災害応急段階における基本理念】

- ①発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- ②被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者に配慮する等、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

【災害復旧・復興段階における基本理念】

- ①発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

本計画では、主に“災害予防段階”における基本理念に基づき、ソフトとハードの両面から“減災”対策を図ることにより、「安心して暮らせる基盤・体制づくり」を推進します。

(2) 取組方針

本市において想定される災害リスクに対する課題を踏まえ、居住誘導区域の全体を対象とした「【居住誘導区域全体】の取組方針」と、特に対策が必要な江川周辺地区や呉郷団地等を対象とした「【特に対策が必要な地区等】の取組方針」を設定します。

1) 【居住誘導区域全体】の取組方針

居住誘導区域の全体が吉野川の洪水浸水想定区域に含まれていることを踏まえ、災害発生時においても、着実に避難できる体制の整備に向け、事前に災害リスク等の周知を図るとともに、マイ・タイムラインの作成を促す等、平時から防災意識の向上に寄与するソフト対策を進めていきます。

また、吉野川や飯尾川、江川の改修等のハード対策については、国や県等の関係機関と連携を図りながら促進します。そのほか、災害発生時の迂回路となる林道整備等の市主体で進めるハード対策を推進します。

さらに、指定緊急避難場所の収容人数の確保に向けては、近隣市町との連携による広域避難も視野に入れた取組の検討に努めます。

【居住誘導区域全体】の取組方針

- ・主に避難行動に関するソフト対策の推進
- ・関係機関との連携等によるハード対策の促進
- ・近隣市町との連携による広域避難も視野に入れた取組の検討



図 防災訓練の様子

第8章 防災指針

2) 【特に対策が必要な地区等】の取組方針

特に対策が必要な地区等については、それぞれの取組方針を設定します。

①江川周辺地区

江川周辺地区は、家屋倒壊等氾濫想定区域に含まれており、災害発生時に他の地区より危険性が高いエリアであるため、垂直避難ではなく立ち退き避難の徹底を促すとともに、早めの避難行動をとるよう住民への啓発活動を推進します。

②呉郷団地

呉郷団地は、ため池の浸水想定区域に含まれており、浸水被害が発生した場合、地区が孤立する可能性があります。そのため、県等の関係機関と連携を図りながら、農業用ため池の事前放流及び直前放流を促進します。

また、土砂災害警戒区域も含まれており、土砂災害が発生した場合、同様に孤立する可能性があります。そのため、県等の関係機関と連携を図りながら、土砂災害対策を促進します。

③要配慮者利用施設

そのほか、浸水継続時間が長くなることが想定される要配慮者利用施設においては、着実に避難できる体制の整備や、避難が長期化した場合の備えを促進します。

【特に対策が必要な地区等】の取組方針

- 江川周辺地区：立ち退き避難の促進、早めの避難行動をとるよう住民への啓発活動の推進
- 呉郷団地：県等の関係機関との連携による農業用ため池の事前放流及び直前放流、土砂災害対策の促進
- 要配慮者利用施設：着実に避難できる体制の整備や避難が長期化した場合の備えの促進

(3) 具体的な取組とスケジュール

前項で設定した防災まちづくりの対応方針及び取組方針に基づき、ソフト・ハード対策の具体的な取組や概ねの実施時期を整理したスケジュールを次頁以降に示します。

なお、国では、吉野川水系の流域全体で水害を軽減させる治水対策として、『吉野川水系流域治水プロジェクト』を策定しており、このプロジェクトと合わせて取組を進めていくことで、より効果的な事前防災対策を推進していきます。

| 区分 | 対策内容 | 実施主体 | 工程 | | |
|---------------------|----------------------------|---|------------|-------------------------|-----------------------|
| | | | 短期 | 中期 | 中長期 |
| 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 | 河道掘削、堤防整備 早明浦ダム再生等 | 国土交通省、水資源機構 徳島県、高知県、三好市 | 吉野川下流部築堤完了 | 早明浦ダム再生完了 | 堤防整備、河道掘削完了 |
| | 利水ダム等18ダムにおける事前放流等の実施 | 四国電力(株)、電源開発(株) 住友共同電力(株) 水資源機構 等 | | | |
| | 排水ポンプ車配備 雨水貯留施設の整備 等 | 徳島市、吉野川市、阿波市 美馬市、藍住町、板野町 | | | 排水ポンプ車配備・運用、雨水貯留施設の整備 |
| | 砂防施設の整備等 | 国土交通省、徳島県、高知県 | | | 砂防施設整備の継続 |
| | 都市下水路の整備 排水機場の耐水化 等【下水】 | 徳島市、鳴門市、吉野川市 松茂町、北島町 | | 耐水化計画の策定 | 排水機場の耐水化 |
| | 農業用ため池の活用 農地保全 等【農水】 | 徳島県、吉野川市 松茂町、土佐町 川島東土地改良区 等 | | | 農業用ため池の活用、農地保全 |
| | 森林の整備・保全【林野】 | 四国森林管理局 森林整備センター 徳島県、高知県 等 | | | 森林の整備・保全の推進 |
| 被害対象を減少させるための対策 | 土地利用規制の策定・指導・保全・拡大 | 吉野川市、阿波市 つるぎ町、東みよし町 | | 土地利用規制の策定 | 土地利用規制の指導・保全・拡大 |
| | 止水壁の設置、家屋移転 | つるぎ町 | | | 止水壁の設置、家屋移転 |
| | 防潮堤の運用【民間】 | (株)大塚製薬工場 バナソニック(株) | | | 防潮堤の運用 |
| 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 | 地域情報チャンネルの開設 | 石井町 | | | 地域情報チャンネルの開設・運用 |
| | 小中学校における防災教育 避難路整備 等 | 板野町 東みよし町 等 | | 小中学校における防災教育 等 避難路整備 | |

※スケジュールは今後の事業進捗によって変更となる場合がある。

○吉野川市では、吉野川の内水河川である飯尾川の上流域における内水氾濫軽減のため、周辺の農業用ため池において事前放流及び直前放流を実施し、雨水貯留施設として洪水調節を図る。

○今後は、立地適正化計画(防災指針)の作成、調整池の整備や吉野川市水害に強いまちづくり条例の適用区域拡大等の検討を進め、ソフト・ハード両面から飯尾川及びその支川の内水氾濫対策を進めていく。

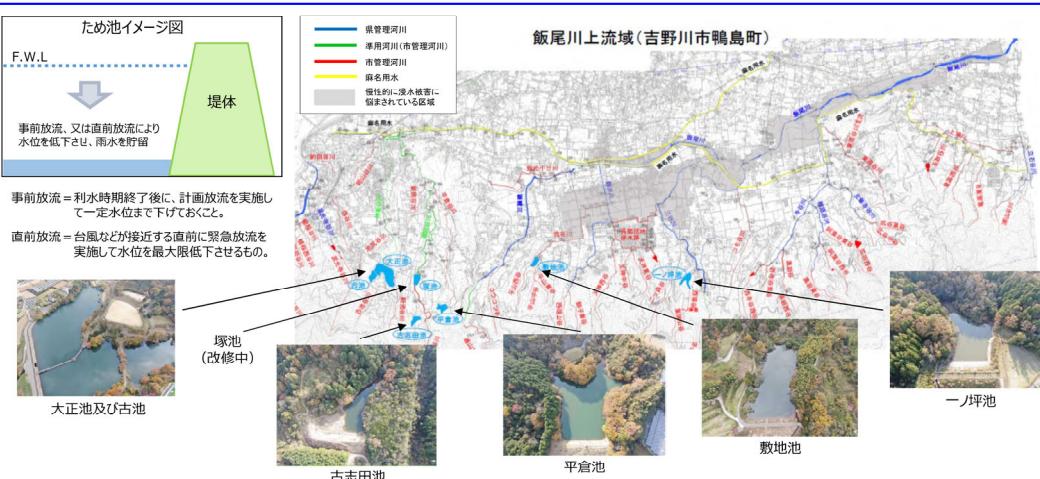


図 上：ロードマップ、下：吉野川市の主な対策

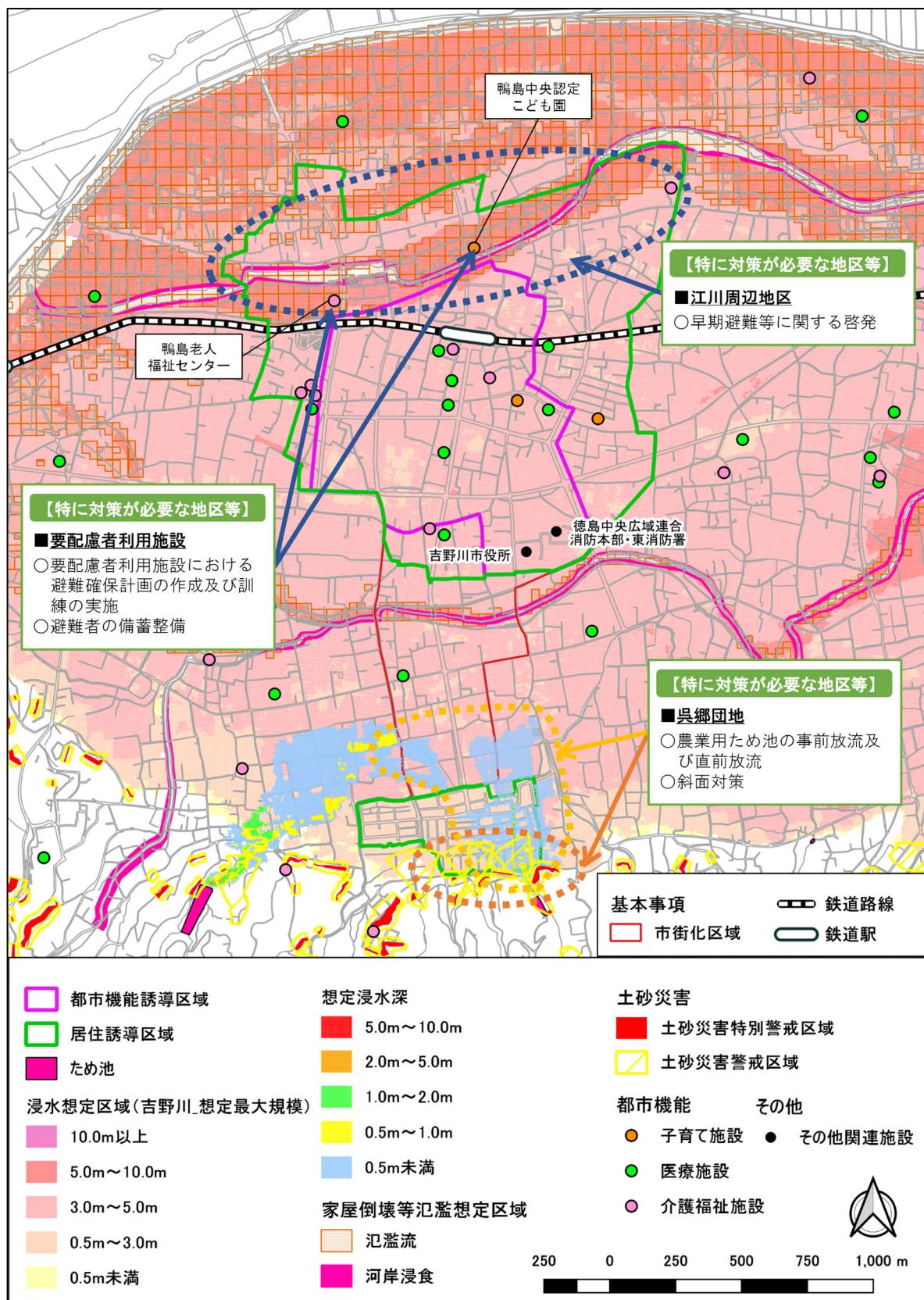
出典：吉野川水系流域治水プロジェクト

第8章 防災指針

■具体的な取組

| 分類 | 取組方針 | 具体的な取組 | 内容 | |
|---------------|-----------------------------|---|---|---|
| 【居住誘導区域全体】 | 主に避難行動に関するソフト対策の推進 | 防災出前講座の実施 | 住民の防災に対する理解と関心を高めるため、市が行う防災対策や各個人・団体で取り組める日頃の備え等を説明する。 | |
| | | 広報紙、パンフレット等の作成・配布 | 災害の発生時期及び種類に応じた災害時の心得、被害予防対策等の記事を適宜作成・配布する。 | |
| | | 避難訓練の実施 | 住民の防災活動や防災意識の向上及び関連防災組織との連携を図るため、自主防災組織等に対し、組織的な避難訓練の実施を促進する。 | |
| | | 既設の堤防整備 | 吉野川や飯尾川、江川沿いの既設の堤防については、国や県等の関係機関に対し、改修や補強等を要望する。 | |
| | | 主要な道路整備 | 指定された緊急輸送道路については国や県等の関係機関に対し、災害に強い道路の維持管理について要請するとともに、一般市道については災害に強い道路網を整備する。 | |
| | 関係機関との連携等によるハード対策の推進 | 災害発生時の迂回路となる道路整備 | 災害発生時には、平時に利用できている道路が通行不可となる可能性があるため、迂回路となる林道の整備を進める。 | |
| | | 空家等の対策 | 建物の倒壊による被害を軽減するため、老朽化した空家等は、所有者等の協力のもと、的確な対応を行う。 | |
| | 近隣市町との連携による広域避難も視野に入れた取組の検討 | 指定緊急避難場所の収容人数の確保に向けた取組の検討 | 鴨島地域の大半が浸水するような洪水が発生した場合には、避難者に対する指定緊急避難場所の収容人数が足りなくなる可能性があるため、近隣市町との連携による広域避難も視野に入れた取組を検討する。 | |
| | 江川周辺地区 | 立ち退き避難の促進、早い避難行動をとるよう住民への啓発活動の推進 | 早期避難等に関する啓発 | 家屋倒壊等氾濫想定区域に含まれている住民に対し、比較的災害リスクが高いことや、立ち退き避難、早期避難の重要性等に関する啓発を行う。 |
| | 呉郷団地 | 県等の関係機関との連携による農業用ため池の事前放流及び直前放流、土砂災害対策の促進 | 農業用ため池の事前放流及び直前放流 | 内水氾濫の軽減に向け、管理者である土地改良区と連携して利水時期減少後、ため池の貯水量を減らすための「事前放流」、台風等接近の際、貯水量をさらに減らすために「直前放流」を行い、雨水の貯留能力を高め洪水調節を図る。 |
| | | | 斜面対策 | 土砂災害警戒区域が指定されているエリア(呉郷団地の一部)については、土砂災害防止施設の整備を県に要望する。 |
| 【特に対策が必要な地区等】 | 要配慮者利用施設 | 着実に避難できる体制の整備や避難が長期化した場合の備えの促進 | 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施 | 吉野川市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者に対し、避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進する。 |
| | | | 避難者の備蓄整備 | 洪水発生時、浸水継続時間が長くなることが想定される要配慮者利用施設の管理者に対し、施設の利用者が枯渇しないよう、十分な水や食料等の備蓄を促進する。 |

■ 【特に対策が必要な地区等】具体的な取組の対象



第8章 防災指針

■スケジュール

| 分類 | 具体的な取組 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|---------------|----------|------------------------------|------------|-------------|-------------|
| | | | 短期 (5年) | 中期 (10年) | 長期 (20年) |
| 【居住誘導区域全体】 | 全体 | 防災出前講座の実施 | 市 | --- | --- |
| | | 広報紙、パンフレット等の作成・配布 | 市 | --- | --- |
| | | 避難訓練の実施 | 市・住民 | --- | --- |
| | | 既設の堤防整備 | 国・県 | --- | --- |
| | | 主要な道路整備 | 国・県・市 | --- | --- |
| | | 災害発生時の迂回路となる道路整備 | 市 | --- | --- |
| | | 空家等の対策 | 市 | --- | --- |
| | | 指定緊急避難場所の収容人数の確保に向けた取組の検討 | 市・他市町 | --- | --- |
| 【特に対策が必要な地区等】 | 江川周辺地区 | 早期避難等に関する啓発 | 市 | --- | --- |
| | 呉郷団地 | 農業用ため池の事前放流及び直前放流 | 市 | --- | --- |
| | | 斜面対策 | 県 | --- | --- |
| | 要配慮者利用施設 | 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施 | 事業者 | --- | --- |
| | | 避難者の備蓄整備 | 事業者 | --- | --- |

【参考】その他の災害（南海トラフ地震）について

また、今後30年内に約70%～80%の確率で発生するといわれている南海トラフ地震では、南海地震の震源地を含む広い範囲で甚大な被害が発生することが考えられます。

徳島県が平成25年に行った被害予測では、最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、本市の広い範囲で震度6弱～6強の揺れや液状化の発生が想定されています。また、2,200棟の建物全壊被害、5,100棟の建物半壊被害、140人の死者数、1,000人の負傷者の被害が想定されています。

これらの被害の大半は、地震の揺れによるものであるため、住宅や災害時に重要な機能を果たす建築物（学校、病院、庁舎、公営住宅）等の耐震化を計画的かつ重点的に進めているところです。

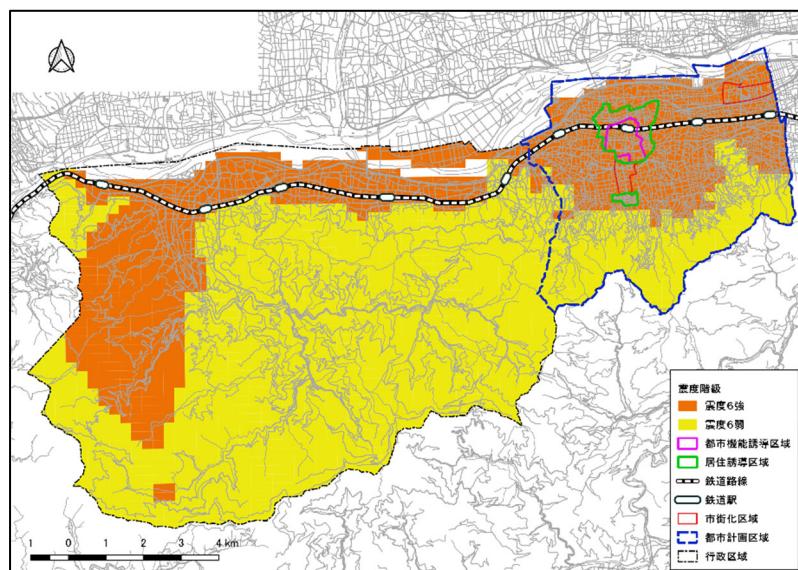


図 震度分布

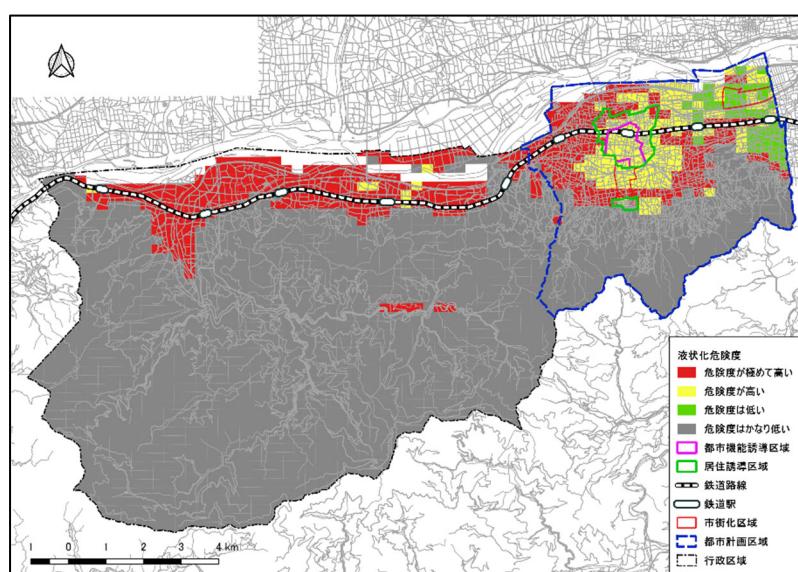


図 液状化危険度分布

出典：徳島県オープンデータポータル（南海トラフ巨大地震による震度分布図・液状化危険度分布図）

第9章 目標値等の設定

第9章 目標値等の設定

本計画の目標である『誰もが安心して暮らせる持続可能な都市』の実現に向けて、都市機能及び居住の誘導施策を着実に進めていくとともに、各種施策の進捗状況及びその効果を確認するため数値目標を設定し、進捗管理に努めます。

1. 目標値の設定

(1) 「コンパクトで賑わいのある中心拠点づくり」に基づく数値目標

本市の中心拠点として賑わいのあるまちの創出に向け、目標指標として「商業地域活性化支援事業による補助件数（H27～累計）」を設定します。

また、人口減少社会においても行政サービスや地域公共交通等の維持に向け、目標指標として「居住誘導区域内の人口密度の確保」を設定します。

| 目標指標 | 現況値 | 中間値 | 目標値 |
|----------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 商業地域活性化支援事業による補助件数（H27～累計） | 10 件 (R3) | 30 件 (R14) | 50 件 (R24) |
| 居住誘導区域内の人口密度の確保（※） | 32.1 人／ha (R1) | 29.0 人／ha (R14) | 25.0 人／ha (R24) |

※国が示した将来推計人口から算出した人口密度は 19.9 人／ha であるが、居住誘導を促し 25.0 人／ha（R24 年時点）程度の人口密度の確保を目指すものとする

(2) 「都市機能の集積による持続可能な生活環境づくり」に基づく数値目標

子どもから高齢者までの幅広い世代が利用できる多様な活動の場である“市民プラザ”について、今後も持続的な利用促進に向け、目標指標として「市民プラザの年間利用者数」を設定します。

| 目標指標 | 現況値 | 中間値 | 目標値 |
|--------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 市民プラザの年間利用者数 | 161,808 人 (R2) | 206,000 人 (R14) | 250,000 人 (R24) |

第9章 目標値等の設定

(3) 「歩いて暮らせるネットワークづくり」に基づく数値目標

中心市街地の南北を結ぶ新たな公共交通の構築に向け、目標指標として「吉野川市版地域公共交通システムの構築」を設定します。

| 目標指標 | 現況値 | 中間値 | 目標値 |
|--------------------|-----------|------------|-------------|
| 吉野川市版地域公共交通システムの構築 | — (R3) | — (R14) | 構築 (R24) |

(4) 「安心して暮らせる基盤・体制づくり」に基づく数値目標

老朽危険空家等の倒壊による被害の抑止・軽減に向け、目標指標として「老朽危険空家等除却助成件数（H25～累計）」を設定します。

また、大規模災害発生時においても、自主防災組織が円滑に行動できるよう防災体制の強化に向け、目標指標として「自主防災組織の訓練実施率」を設定します。

| 目標指標 | 現況値 | 中間値 | 目標値 |
|---------------------------|---------------|----------------|----------------|
| 老朽危険空家等除却助成件数 (H25～累計) | 163 棟 (R3) | 212 棟 (R5) | — (R24) |
| 自主防災組織の訓練実施率 | 51.0% (R2) | 70.0% (R14) | 85.0% (R24) |

2. 期待される効果

設定したそれぞれの数値目標を達成したうえで、期待される効果として「吉野川市に住み続ける（「たぶん」を含む）と答える人の割合」を設定します。

| 期待される効果 | 現況値 | 中間値 | 目標値 |
|---|---------------|----------------|----------------|
| 吉野川市に住み続ける（「たぶん」を含む）と答える人の割合 (市民アンケート調査より) | 55.9% (R3) | 58.0% (R14) | 60.0% (R24) |

第9章 目標値等の設定

3. 計画の進捗管理

本計画は、20年後の令和24（2042）年度を目標年度とし、概ね5年毎に評価を行い、必要に応じて見直しを行うこととします。計画の見直しを行う際には、住民の声や専門的な知識等、多様な意見を取り入れる場を設置し、協議しながら進めていくこととします。

進捗管理の方法としては、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）のP D C Aサイクルの考え方を用いて、継続的に主な取組・事業等の進捗状況の評価・検証を行い、必要に応じて計画の適切な見直しを行います。

また、本計画における各目標指標は、本市の上位計画である「第2期 吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で設定している重要業績評価指標（K P I）と整合を図っている（「居住誘導区域内の人口密度の維持」を除く）ため、評価・検証に必要なデータ等については、関係各課にて確実に管理していくことが重要です。

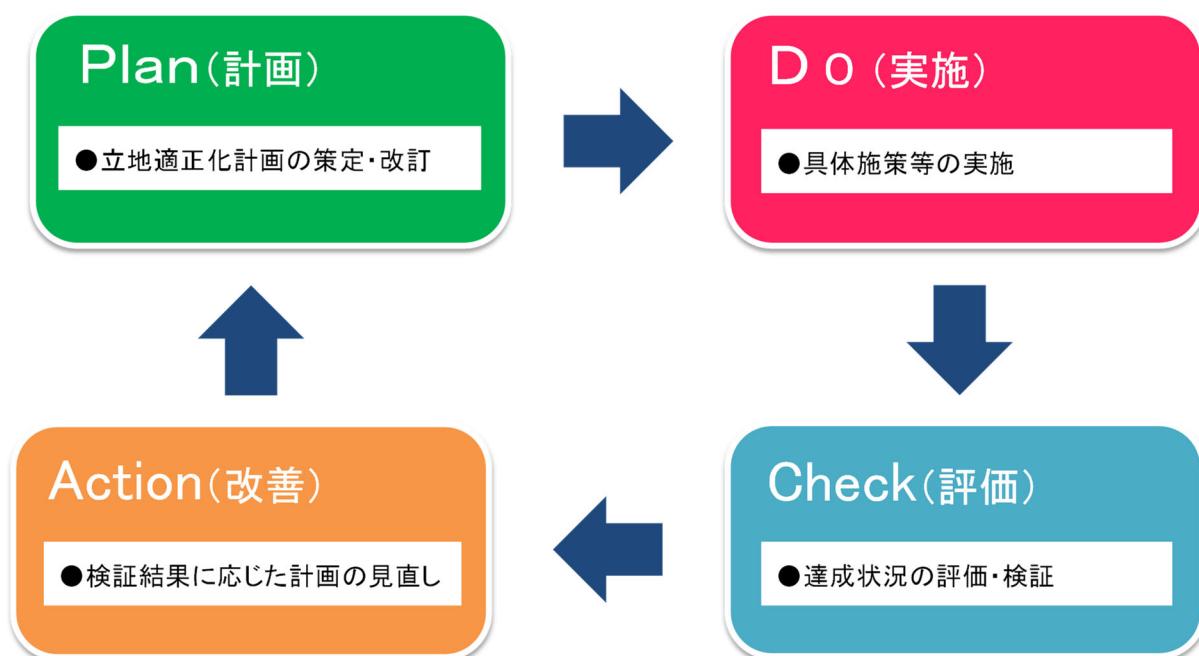


図 PDCAサイクル

第10章 届出制度

1. 居住誘導区域外での開発行為や建築等行為の届出制度

都市再生特別措置法第88条第1項に基づき、本計画で定めた居住誘導区域外で以下の行為を行おうとする場合は届出が必要となります。

(1) 届出対象行為

| | |
|-------|---|
| 開発行為 | ○居住誘導区域外で、3戸以上の住宅の建築目的の開発行為を行おうとする場合 ○居住誘導区域外における1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000m ² 以上のもの |
| 建築等行為 | ○居住誘導区域外で、3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ○居住誘導区域外で、建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合 |

開発行為

○居住誘導区域外で、**3戸以上の住宅**の建築目的の開発行為を行おうとする場合

例:3戸の開発行為

必要


○居住誘導区域外における**1戸又は2戸の住宅**の建築目的の開発行為で、その規模が**1,000m²以上**のもの

例:1戸(1,300m²)の開発行為

必要


例:2戸(800m²)の開発行為

不要


建築等行為

○居住誘導区域外で、**3戸以上の住宅**を新築しようとする場合

例:3戸の建築行為

必要


例:1戸の建築行為

不要


○居住誘導区域外で、建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

(2) 届出の時期

行為に着手する30日前までに届出が必要です。

(都市再生特別措置法第88条第1項)

(3) 届出を要しない軽易な行為

以下の行為についての届出は必要ありません。

(都市再生特別措置法第88条第1項、同法施行令第27条)

- ① 軽易な行為その他の行為
- ② 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ③ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

第10章 届出制度

2. 都市機能誘導区域外での開発行為等の届出制度

都市再生特別措置法第108条第1項に基づき、本計画で定めた都市機能誘導区域外で以下の行為を行おうとする場合は届出が必要となります。

(1) 届出対象行為

| | |
|-------|--|
| 開発行為 | ○誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合 |
| 建築行為等 | ○誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ○建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ○建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合 |

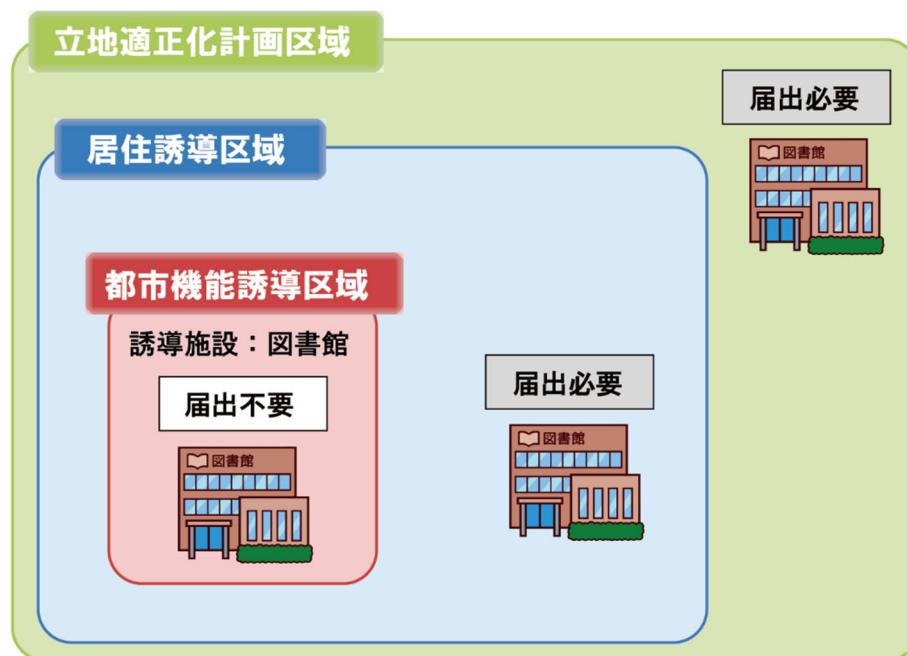


図 届出対象のイメージ（図書館を建てる場合）

(2) 届出の時期

行為に着手する30日前までに届出が必要です。

（都市再生特別措置法第108条第1項）

(3) 届出を要しない軽易な行為

以下の行為についての届出は必要ありません。

（都市再生特別措置法第108条第1項、同法施行令第35条）

- ① 軽易な行為その他の行為
- ② 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ③ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

3. 都市機能誘導区域内の届出制度

都市再生特別措置法第108条の2第1項に基づき、本計画で定めた都市機能誘導区域内において、誘導施設を対象として以下の行為を行おうとする場合は届出が必要となります。

(1) 届出対象行為

- | | |
|--------|--|
| 施設の休廃止 | <input checked="" type="checkbox"/> ○誘導施設を休止又は廃止しようとする場合 |
|--------|--|

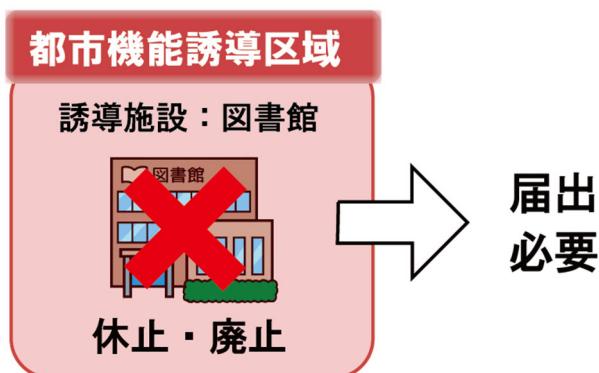


図 届出対象のイメージ（図書館を休止・廃止する場合）

(2) 届出の時期

施設を休廃止しようとする日の30日前までに届出が必要です。

（都市再生特別措置法第108条の2第1項）

参考資料

1. 吉野川市立地適正化計画の策定経緯

| 開催日 | 区分 | 主な内容 等 |
|---------------------|------------------------|--|
| 令和3年3月16日 | 第1回府内委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画の策定主旨 ・アンケート結果の報告 等 |
| 令和3年3月24日 | 第1回策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画の策定主旨 ・アンケート結果の報告 等 |
| 令和3年7月9日 | 第2回府内委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの方針や都市の骨格構造（案） ・誘導区域（素案） ・誘導施策に関する各課への調査依頼 |
| 令和3年7月9日 ～7月21日 | 各課照会 | <ul style="list-style-type: none"> ・誘導施策に関する各課への調査 |
| 令和3年9月16日 ～10月4日 | 第2回策定委員会 (書面会議) | <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの方針や都市の骨格構造（案） ・誘導区域（素案） |
| 令和3年11月9日 | 第3回府内委員会 (担当課ヒアリング) | <ul style="list-style-type: none"> ・防災面に関する考え方や施策等 ・防災指針（素案） |
| 令和4年2月17日 | 第3回策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域及び都市機能誘導区域 ・防災指針（素案） |
| 令和4年3月1日 ～3月23日 | 第4回府内委員会 (府内照会) | <ul style="list-style-type: none"> ・目標値等の調査 ・立地適正化計画（素案） |
| 令和4年3月15日 ～3月23日 | 第4回策定委員会 (書面会議) | <ul style="list-style-type: none"> ・第3回策定委員会等を踏まえた修正箇所 ・立地適正化計画（素案） |
| 令和4年3月18日 | 国協議（1回目） | <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画（素案） <p>※主に、まちづくりの方針（ターゲット）と課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）、誘導区域等</p> |
| 令和4年9月15日 | 国協議（2回目） | <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画（素案） <p>※国・県協議（1回目）を踏まえた修正確認等</p> |
| 令和4年10月3日 ～11月1日 | パブリックコメント | <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画（素案） |
| 令和4年10月31日 | 説明会（公聴会） ※意見なし（中止） | <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画（素案） |
| 令和4年11月25日 | 都市計画審議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画（素案） |
| 令和4年12月12日 | 第5回府内委員会 (府内照会) | <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画（案） |
| 令和4年12月19日 | 第5回策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果 ・立地適正化計画（案） |
| 令和5年4月 | | 計画公表 |

参考資料

2. 吉野川市立地適正化計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画を策定するに当たり、その内容について検討するため、吉野川市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、立地適正化計画に記載する内容その他当該計画を策定するに当たり市長が必要と認める事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 都市計画審議会委員

(3) 市議会議員

(4) 関係団体及び市民で構成する団体を代表する者

(5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市計画住宅課において行う。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年3月11日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (改正 令和4年3月9日告示第16号)

この告示は、令和4年3月9日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

3. 吉野川市立地適正化計画策定委員会 委員名簿

■令和2年度

| | 所属等 | 所属等 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|----|-----------------------|-----------------------|------|-------|------|
| 1 | 学識経験者 | 徳島大学 | 教授 | 奥嶋 政嗣 | 委員長 |
| 2 | 都市計画審議会委員 | 吉野川市都市計画審議会 | 1号委員 | 木村 秀樹 | 副委員長 |
| 3 | 市議会議員 | 吉野川市議会 産業建設常任委員会 | 委員長 | 棄原 五男 | |
| 4 | 関係団体及び市民で構成する団体を代表する者 | 徳島県東部県土整備局 (吉野川庁舎) | 副局長 | 元村 利治 | |
| 5 | | 吉野川市社会福祉協議会 | 事務局長 | 大塚 勉 | |
| 6 | | 吉野川市婦人団体連合会 | 会長 | 喜島 寧子 | |
| 7 | | 吉野川市自治会連合会 | 会長 | 横田 顯一 | |
| 8 | | 吉野川商工会議所 女性会 | 会長 | 北池 昭代 | |
| 9 | | 吉野川青年会議所 | 理事長 | 上田 勝大 | |
| 10 | | 吉野川市 P T A 連合会 | 会長 | 山口 奈美 | |
| 11 | | 麻植郡農業協同組合 鴨島女性部 | 代表 | 庄野 純子 | |
| 12 | その他市長が必要と認める者 | 四国大学 生活科学部人間生活科学科 | 学生 | 岡田 亜実 | |

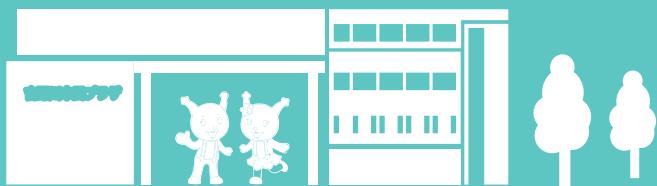
参考資料

■令和3年度

| | 所属等 | 所属等 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|----|-----------------------|-----------------------|------|-------|------|
| 1 | 学識経験者 | 徳島大学 | 教授 | 奥嶋 政嗣 | 委員長 |
| 2 | 都市計画審議会委員 | 吉野川市都市計画審議会 | 1号委員 | 木村 秀樹 | 副委員長 |
| 3 | 市議会議員 | 吉野川市議会 産業建設常任委員会 | 委員長 | 相原 一永 | |
| 4 | 関係団体及び市民で構成する団体を代表する者 | 徳島県東部県土整備局 (吉野川庁舎) | 副局長 | 森野 克也 | |
| 5 | | 吉野川市社会福祉協議会 | 事務局長 | 大塚 勉 | |
| 6 | | 吉野川市婦人団体連合会 | 会長 | 喜島 寧子 | |
| 7 | | 吉野川市自治会連合会 | 会長 | 藤田 正光 | |
| 8 | | 吉野川商工会議所 女性会 | 会長 | 北池 昭代 | |
| 9 | | 吉野川青年会議所 | 理事長 | 上田 勝大 | |
| 10 | | 吉野川市P T A連合会 | 会長 | 筒井 彰 | |
| 11 | | 麻植郡農業協同組合 鴨島女性部 | 代表 | 庄野 純子 | |
| 12 | その他市長が必要と認める者 | 四国大学 生活科学部児童学科 | 学生 | 工藤 有華 | |

■令和4年度

| | 所属等 | 所属等 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|----|-----------------------|-----------------------|------|-------|------|
| 1 | 学識経験者 | 徳島大学 | 教授 | 奥嶋 政嗣 | 委員長 |
| 2 | 都市計画審議会委員 | 吉野川市都市計画審議会 | 1号委員 | 木村 秀樹 | 副委員長 |
| 3 | 市議会議員 | 吉野川市議会 産業建設常任委員会 | 委員長 | 栄原 五男 | |
| 4 | 関係団体及び市民で構成する団体を代表する者 | 徳島県東部県土整備局 (吉野川庁舎) | 副局長 | 森野 克也 | |
| 5 | | 吉野川市社会福祉協議会 | 事務局長 | 宮本 陽一 | |
| 6 | | 吉野川市婦人団体連合会 | 会長 | 喜島 寧子 | |
| 7 | | 吉野川市自治会連合会 | 会長 | 住友 敬央 | |
| 8 | | 吉野川商工会議所 女性会 | 会長 | 木村 友美 | |
| 9 | | 吉野川青年会議所 | 理事長 | 三倉 隆道 | |
| 10 | | 吉野川市P.T.A連合会 | 会長 | 的場 猛 | |
| 11 | | 麻植郡農業協同組合 鴨島女性部 | 代表 | 庄野 純子 | |
| 12 | その他市長が必要と認める者 | 四国大学 生活科学部児童学科 | 学生 | 工藤 有華 | |



吉野川市 立地適正化計画

作成日／令和5年(2023年)4月